工事競争参加資格審査申請書作成の手引き

［インターネット編］

（平成27・28年度版）

目　　　　次

Ⅰ　インターネットを活用した資格審査申請の一元受付方法について

1　概要・・ 1
2　実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　インターネット方式の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4　インターネット方式のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
『一元受付機関問い合わせ先一覧』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5　細区分工事種別の採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
6　インターネット方式による申請を行うため必要となる機器等・・・・ 8
7　申請に使用する経営事項審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
8　認定（決定）通知の送付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
9　納税証明書の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
【参考】納税証明書の書式
・国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）　・・・・・・・・・ 13
・国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）　・・・・・・・・・ 14
・国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）　・・・・・・・・・・・・ 15
10　社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の
加入状況が「加入」又は適用除外となった場合の取扱い・・・・・・・・・ 16
11　もしも申請した内容が間違っていた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
12　申請用データ受付後の変更届について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
13　申請書の受取りの担保方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
14　情報の安全性（本人認証、漏洩・改ざん防止等）の担保方法・・・・ 21
15　申請にあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

Ⅱ　申請の手順

申請の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1　インターネット申請案内ホームページにアクセス・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2　パスワード発行手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3　ログイン手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
4　電子納税証明書の送信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
5　納税証明書（紙様式）のＦＡＸ送信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
6　申請書入力プログラムのダウンロード（セットアップ）・・・・・・・・ 54
7　申請書データの作成・修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
7．1　申請書入力プログラムの起動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
7．2　ＴＯＰ画面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
7．3　新規に入力を行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
7．4　入力補助内容の取得を行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
7．5　前回の作業内容の続きを行う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
7．6　メニュー一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
7．7　申請データの保存方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
7．8　申請データを印刷する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

７． 9　申請書データ作成の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
７．10　申請書データの入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
７．10．１　『申請書』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
７．10．２　『営業所』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
７．10．３　『完工高』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
【参考資料】
細区分工種の工事の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
各発注機関別細区分工種一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
７．10．４　『業態調書１』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
７．10．５　『業態調書２』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
７．10．６　『業態調書３』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
７．10．７　『業態調書４』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
７．10．８　『業態調書５』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
７．10．９　『業態調書６』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
７．10.10　『業態調書７』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
７．10.11　『業態調書８』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
７．11　完工高・希望工事の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
７．11．１　国土交通省官房会計課所掌機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
７．11．２　国土交通省地方整備局等
（道路･河川･官庁営繕･公園関係、港湾空港関係）・・・ 128
７．11．３　国土交通省北海道開発局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
７．11．４　法務省・・・ 138
７．11．５　財務省・・・ 142
７．11．６　文部科学省・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
７．11．７　厚生労働省・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
７．11．８　農林水産省大臣官房経理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
７．11．９　農林水産省地方農政局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
７．11.10　林野庁・・・ 158
７．11.11　経済産業省・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
７．11.12　環境省・・・ 165
７．11.13　防衛省・・・ 171
７．11.14　最高裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
７．11.15　内閣府・・・ 178
７．11.16　内閣府沖縄総合事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
７．11.17　ＮＥＸＣＯ東日本（東日本高速道路株式会社）・・・・・・・・・ 187
７．11.18　中日本高速道路株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
７．11.19　西日本高速道路株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
７．11.20　首都高速道路株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
７．11.21　阪神高速道路株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
７．11.22　本州四国連絡高速道路株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
７．11.23　独立行政法人水資源機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
７．11.24　独立行政法人都市再生機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
７．11.25　日本下水道事業団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221
７．11.26　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構・・・・・・・・・ 223

８　申請データの送信 ･･ 228
９　正誤表の確認 ･･ 231
１０　申請内容閲覧 ･･ 232
１１　申請書データの取消について ･･････････････････････････････ 236
１２　申請書データの確定について ･･････････････････････････････ 238
１３　メールアドレス変更 ･･････････････････････････････････････ 242
１４　パスワード再設定 ･･ 246

Ⅰ　インターネットを活用した資格審査申請の一元受付方法について

1　概要

申請者の負担軽減、行政事務の合理化等を図るため、平成 27･28 年度の工事の定期受付においても引き続き、インターネット方式による申請受付を行います。

インターネット方式のメリット

○インターネット一元受付に参加している各機関（計 23 機関）に対して、インターネット方式を利用し、原則としてひとつのデータで全ての機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要がありません。

※インターネット方式以外の場合（文書郵送方式等の各発注機関が別途定める方式の場合）は、従来どおり各機関ごとに申請する必要がありますので注意してください。

なお、国土交通省直轄機関（下記「２実施機関」における 1.～3. の機関をいう。）においては、文書持参受付を廃止します。

○申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ち頂く必要もありません。

○申請受付期間内（平成 27 年 1 月 15 日（木）まで）であれば、何度でも申請書データの削除、再申請ができます。

2　実施機関

平成 27･28 年度の工事の定期のインターネット受付機関は、以下の 23 機関となります。

【インターネット一元受付参加機関】

１．国土交通省大臣官房会計課所掌機関（大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎））
２．国土交通省地方整備局（道路･河川･官庁営繕･公園関係及び港湾空港関係）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）
３．国土交通省北海道開発局
４．法務省
５．財務省財務局
６．文部科学省
７．厚生労働省
８．農林水産省大臣官房経理課
　　農林水産省地方農政局
　　林野庁
９．経済産業省
10．環境省
11．防衛省
12．最高裁判所
13．内閣府
　　内閣府沖縄総合事務局
14．NEXCO東日本（東日本高速道路（株））
15．中日本高速道路（株）
16．西日本高速道路（株）
17．首都高速道路（株）
18．阪神高速道路（株）
19．本州四国連絡高速道路（株）
20．独立行政法人水資源機構
21．独立行政法人都市再生機構
22．日本下水道事業団
23．独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

3　インターネット方式の対象

本手引書の対象となるインターネット方式は、定期受付における工事のみが対象です。なお、随時受付はインターネット方式では実施しません。

インターネット申請ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできません。

1)　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合。

2)　経営事項審査の審査基準日が平成25年6月30日以降のものでない場合。さらに、平成27・28年度の資格審査にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない場合（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものを除く。）。

3)　経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む）に係る申請の場合。

4)　事業協同組合で特例計算を希望する場合。

5)　協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。

6)　合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。

　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

7)　会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合。

8)　グループ経営事項審査・持株会社化経営事項審査を受けている場合。

9)　国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）の定める希望工事種別「維持修繕工事」のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で、次の建設業法工事種別の経営事項審査を受けていない場合

（希望工事種別「維持修繕工事」を申請する際に必要な建設業法工事種別は下記のうち1種類以上）。

〇土木一式　　〇とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ　〇防水　〇ほ装　〇石

〇機械器具設置 〇電気　〇ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ　〇塗装

10)　国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）の定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される場合。

11)　内閣府沖縄総合事務局の開発建設部が定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される場合。

4　インターネット方式のスケジュール

(1)パスワード発行申請受付	平成26年11月4日(火)～平成26年12月26日(金)
(2)申請書入力プログラムのダウンロード	平成26年11月4日(火)～平成27年 1月15日(木)
(3)申請書データの受付	平成26年12月1日(月)～平成27年 1月15日(木)
(4)納税証明書等の送信	平成26年11月4日(火)～平成27年 1月15日(木)
(5)委任状の送信	平成26年11月4日(火)～平成26年12月26日(金)

※システム稼働時間　平日9:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日(月)～1月3日(土)）の終日及び平日の17：00～9：00の間は、システムを運休しております。

※　上記(1)～(4)の作業のうち、一つでも期限内に行われない場合は、申請が正常に受理されませんので、ご注意ください。

（代理人の場合は、(5)も期間内に行うようにご注意ください。）

特に、(1)パスワードの申込みをされない方は、その後の（2）入力プログラムのダウンロード、(3）申請書データの受付はできませんので、注意してください。必ず、平成２６年１２月２６日（金）１７：００までに、パスワードの申込みを終えてください。

※　前回（平成25・26年度の申請時）使用したパスワードは使用できません。

ヘルプデスクの設置

本申請に当たっては、インターネット申請に係る技術的・事務的御質問に電話でお答えする専用のヘルプデスクを設置します（**インターネット申請以外のご質問等については、回答できませんので、それぞれの機関にお問い合わせください（５ページ参照）**）。

時期によっては電話が混み合う場合がありますので、その際は、しばらく経ってからおかけ直しください。

また、「納税証明書その３等」及び委任状等のＦＡＸ送信による受付についても、専用のＦＡＸ番号を設置しております。

建設工事資格審査インターネット一元受付ヘルプデスク

電話番号：０５２－７２５－７６７１

納税証明書等送付用ＦＡＸ番号：０５２－７２５－７６７２

受付時間：平成26年11月4日（火）～平成27年1月15日（木）
９：００　～　１７：００
※ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日(月)～1月3日(土)）は除きます。

平成２７・２８年度工事インターネット一元受付機関問い合わせ先一覧

機関名	住所		連絡先	担当課
内閣府	100-8914	東京都千代田区永田町１－６－１	03-5253-2111	大臣官房会計課決算第１係
内閣府沖縄総合事務局	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち２－１－１	098-866-0031	開発建設部管理課
法務省	100-8977	東京都千代田区霞が関１－１－１	03-3580-4111	大臣官房施設課
財務省北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北８条西２丁目	011-709-2311	管財部第１統括国有財産管理官
財務省東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号	022-263-1111	総務部会計課
財務省関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心１－１	048-600-1087	総務部会計課契約係
財務省北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田４丁目３番10号	076-292-7867	会計課
財務省東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸３丁目3番1号	052-951-2699	管財部第３統括国有財産管理官
財務省近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１－７６	06-6949-6385	管財部管財総括第三課契約班
財務省中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀６－３０	082-221-9221	管財部管財総括第二課
財務省四国財務局	760-8550	香川県高松市中野町26番１号	087-831-2131	総務部会計課
財務省九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日２丁目１０番１号	096-353-6351	管財部管財総括第二課
財務省福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号	092-411-7281	管財部管財総括第二課
文部科学省	100-8959	東京都千代田区霞が関３－２－２	03-5253-4111	大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室
厚生労働省	100-8916	東京都千代田区霞が関１－２－２	03-3595-2094	大臣官房会計課監査指導室
農林水産省	100-8950	東京都千代田区霞が関１丁目２番１号	03-3591-7390	大臣官房経理課
農林水産省東北農政局	980-0014	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎	022-221-6280	整備部設計課経理係
農林水産省関東農政局	330-9722	さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館	048-740-0535	整備部設計課経理係
農林水産省北陸農政局	920-8566	金沢市広坂２丁目２番６０号　金沢広坂合同庁舎	076-232-4706	整備部設計課経理係
農林水産省東海農政局	460-8516	名古屋市中区三の丸１丁目２番２号	052-223-4633	整備部設計課経理係
農林水産省近畿農政局	602-8054	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	075-414-9513	整備部設計課経理係
農林水産省中国四国農政局	700-8532	岡山市北区下石井１－４－１　第２合同庁舎	086-224-4511	整備部設計課経理係
農林水産省九州農政局	860-8527	熊本県熊本市西区春日２丁目１０番１号　熊本地方合同庁舎	096-211-9111	整備部設計課経理係
林野庁	100-8952	東京都千代田区霞が関１－２－１	03-6744-2282	林政部林政課会計経理第１班
林野庁北海道森林管理局	064-8537	北海道札幌市中央区宮の森３条７丁目７０番地	011-622-5214	総務企画部経理課
林野庁東北森林管理局	010-8550	秋田県秋田市中通五丁目９番１６号	018-836-2186	総務企画部経理課
林野庁関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町４－１６－２５	027-210-1149	総務企画部経理課
林野庁中部森林管理局	380-8575	長野県長野市大字栗田７１５番地５	026-236-2573	総務企画部経理課
林野庁近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋１－８－７５	06-6881-3500	総務企画部経理課
林野庁四国森林管理局	780-8528	高知県高知市丸ノ内１－３－３０	088-821-2060	総務企画部経理課
林野庁九州森林管理局	860-0081	熊本県熊本市西区京町本丁２番７号	096-328-3574	総務企画部経理課
経済産業省	100-8901	東京都千代田区霞が関１－３－１	03-3501-6789	大臣官房厚生企画室
国土交通省	100-8918	東京都千代田区霞が関２－１－３	03-5253-8111	大臣官房会計課
国土交通省北海道開発局	060-8511	北海道札幌市北区北８条西２丁目	011-709-2311	事業振興部工事管理課

機関名	住所		連絡先	担当課
国土交通省東北地方整備局	980-8602	宮城県仙台市青葉区二日町９－15	022-225-2171	総務部契約課
	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院１－１－２０	022-716-0013	総務部経理調達課
国土交通省関東地方整備局	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心２－１	048-600-1327	総務部契約課
	231-8436	神奈川県横浜市中区北仲通５－５７	045-211-7413	総務部経理調達課
国土交通省北陸地方整備局	950-8801	新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１	025-370-6647	総務部契約課
	950-8801	新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１	025-370-6650	総務部経理調達課
国土交通省中部地方整備局	460-8514	愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１	052-953-8138	総務部契約課
	460-8517	愛知県名古屋市中区丸の内２－１－３６　NUP・ﾌｼﾞｻﾜ丸の内ビル	052-209-6316	総務部経理調達課
国土交通省近畿地方整備局	540-8586	大阪府大阪市中央区大手前１－５－４４	06-6942-1141	総務部契約課
	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通２９	078-391-7576	総務部経理調達課
国土交通省中国地方整備局	730-8530	広島県広島市中区上八丁堀６－３０	082-221-9231	総務部契約課
	730-0004	広島県広島市中区東白島町１４－１５	082-511-3903	総務部経理調達課
国土交通省四国地方整備局	760-8554	香川県高松市サンポート３－３３	087-851-8061	総務部契約課
	760-8554	香川県高松市サンポート３－３３	087-811-8304	総務部経理調達課
国土交通省九州地方整備局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東２－１０－７	092-471-6331	総務部契約課
	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東２－１０－７	092-418-3345	総務部経理調達課
国土交通省航空局	100-8918	東京都千代田区霞が関２－１－３	03-5253-8111	監理部
海上保安庁	100-8918	東京都千代田区霞が関２－１－３	03-3591-6361	総務部
気象庁	100-8122	東京都千代田区大手町１－３－４	03-3212-8341	総務部
環境省	100-8975	東京都千代田区霞が関１－２－２	03-5521-8220	大臣官房会計課
防衛省装備施設本部	162-8860	東京都新宿区市谷本村町５－１	03-3268-3111	施設計画課施設契約室
最高裁判所	102-8651	東京都千代田区隼町４－２	03-3264-8111	事務総局経理局営繕課
独立行政法人水資源機構	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心１１－２	048-600-6534	技術管理室契約企画課
ＮＥＸＣＯ東日本（東日本高速道路（株））	100-8979	東京都千代田区霞が関３－３－２	03-3506-0214	総務・経理本部経理財務部調達企画課
中日本高速道路（株）	460-0003	愛知県名古屋市中区錦２－１８－１９	052-222-1576	契約審査部契約企画チーム
西日本高速道路（株）	530-0003	大阪府大阪市北区堂島１－６－２０	06-6344-7065	財務部契約審査課
首都高速道路（株）	100-8930	東京都千代田区霞が関１－４－１	03-3539-9315	財務部契約課
阪神高速道路（株）	541-0056	大阪府大阪市中央区久太郎町４－１－３	06-6252-8121	経理部契約課
本州四国連絡高速道路（株）	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通４－１－２２	078-291-1035	経理部会計契約課
独立行政法人都市再生機構	231-8315	神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	045-650-0303	経理資金部契約監理チーム
日本下水道事業団	160-0004	東京都新宿区四谷３－３－１	03-6361-7804	経営企画部会計課
鉄道建設･運輸施設整備支援機構	231-8315	神奈川県横浜市中区本町６－５０－１横浜アイランドタワー	045-222-9041	鉄道建設本部業務部工事契約課

地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）は総務部契約課、地方整備局（港湾空港関係）は総務部経理調達課にそれぞれお問い合わせください。

5　細区分工事種別の採用

公共事業を発注する機関の多くは、自身の事業特性に合わせて、建設業法での建設業許可工事種別とは異なった希望工事種別を定めています。今回インターネット一元受付に参加する各機関においても同様で、それぞれ希望工事種別を定めています。この希望工事種別における年間平均完成工事高とは、建設業法 28 工事種別を組み替えることにより算出させることとしており、その組み替え方法は、いわば発注機関ごとに異なることとなります。

≪ イメージ ≫

経営事項審査において「管」の年間平均完成工事高が 10 億円である業者が、インターネット一元受付を申請する場合は、次のようになります。

(1)　申請者において、「管」の完成工事高 10 億円を、工事内容を鑑みて、細区分工種の「暖冷房衛生設備」3 億円、「水処理設備」5 億円、「施設保全」2 億円に分割して計上します。

(2) 首都高速道路株式会社では希望工事種別「管工事」3 億円、「その他(申請外)」5 億円、「道路保全施設工事」2 億円という内容で自動的に計上されます。

(3) 日本下水道事業団では、希望工事種別「建築機械設備工事」10 億円という内容で自動的に計上されます。

建設業許可工事種別		細区分工種		首都高速道路株式会社		日本下水道事業団	
管	10 億円	暖冷房衛生設備	3 億円	管工事	3 億円	建築機械設備工事	10 億円
		水処理設備	5 億円	その他（申請外）	5 億円		
		施設保全	2 億円	道路保全施設工事	2 億円		

※　首都高速道路株式会社及び日本下水道事業団以外の機関にあっても、同様の方法で登録希望の有無を問わず、細区分工種に対応した希望工事種別の年間平均完成工事高は自動計算され計上されます。

各発注機関の希望工事種別の登録を希望するか否かは、各発注機関の「完工高・希望工事」画面において、該当する部局等がチェックされているか否かで、判断されます。

※　計上する建設業許可工事種別の年間平均完成工事高は、建設業許可を有しているだけでなく経営事項審査を受けていなければなりません。

※　申請される方が入力される建設業法工事種別の年間平均完成工事高は、申請書データの送信の際に、当方で所有する経営事項審査データにおける建設業法工事種別の年間平均完成工事高と照合します。照合した結果、入力された年間平均完成工事高に過不足がある場合には、受信エラー画面とともに、該当エラーメッセージが表示されることになります。

※　細区分工種の工事の内容は 76～79 ページ、建設業許可工事種別の細区分工種と各発注機関における希望工事種別との関係については 80～91 ページにそれぞれ記載してあります。

6　インターネット方式による申請を行うため必要となる機器等

申請業者の登録データ入力用プログラムの動作条件は以下のいずれかのＯＳ及びソフトがインストールされたパソコンが必要となります。下記のＳＳＬ(Secure Socket Layer)に対応したブラウザにより、申請書データの改ざん・傍受、なりすましを防ぐセキュリティ・システムを構築しております。

(1)　ＯＳ
①　Windows Vista（日本語版）
②　Windows ７（日本語版）
③　Windows ８（日本語版）
④　Windows ８．１（日本語版）
※ ①～④のいずれかを推奨します。

(2)　ブラウザ（ＳＳＬに対応したブラウザ）
①　Microsoft Internet Explorer ８、９、10、11
②　Mozilla Firefox 32
※ ①・②のいずれかを推奨します。

(3)　入力プログラム
Adobe Flash Player 13.0
※申請書送信時に、「Adobe Flash Player」が必要となります。

(4)　推奨ハードウェアスペック
①　ＣＰＵ　　Intel Pentium4 プロセッサ 2.26GHz 以上
（若しくは同等の互換プロセッサ以上）
②　メモリ　　最低１ＧＢ以上
③　ＨＤＤ空き容量　　最低５００ＭＢ以上
④　ディスプレイ　　１０２４×７６８ドット以上
※①～④については上記のスペック以上のものを推奨します。

(5)　推奨電子証明書
セコムトラストシステムズ（株）が発行する行政書士用電子証明書
（セコムパスポートｆｏｒＧ－ＩＤ）
※代理人の委任状ＰＤＦに署名できる電子証明書はセコムトラストシステムズの証明書だけです。
※10 月から暗号移行（SHA1 から SHA256）が行われますが、一元受付システムで利用できるのは SHA1 だけです。

7　申請に使用する経営事項審査

(1)インターネット申請に必要な経営事項審査の条件

ａ.平成 25 年 6 月 30 日以降を審査基準日とするもので、かつ、平成 25 年 6 月 30 日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの

ｂ.総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入の状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類をヘルプデスクあてにＦＡＸ送信してください。当該事実を証明する書類を送信されない場合には、申請書データを送信することができません。

※当該事実を証明する書類の詳細は、「10　社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入の状況が「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱い」（16 ページ）参照

※　上記の全ての要件を満たしてない場合には、受け付けられません。

※　申請する直前に新しい総合評定値通知書がお手元に届いた方については、本通知書のデータがシステムに反映されるまで、約２週間程度のタイムラグが発生する可能性があります。
　この場合には、申請書データを送信してもエラーとなり、受け付ける事ができませんのでご注意ください。
　特に受付期間終了直前にエラーとなった場合は、インターネット方式による申請ができませんので、文書郵送方式等の各発注機関が別途定める方式により申請をしていただくか、随時受付による申請をしていただくことになります。資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。

(2) 経営事項審査について

　公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。
　毎年、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から１年７月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

8　認定（決定）通知の送付方法

紙（文書）による認定（決定）通知書が、それぞれの機関から申請者あてに通知されます（電子メールで認定（決定）通知が送信されるわけではありません）。

※　インターネット方式による受付の一元化は実施しますが、有資格業者登録名簿が一元化（統一化）されるわけではありませんのでご注意ください。

※　NEXCO 東日本については認定（決定）通知書を発行致しませんのでＨＰに掲載する「平成 27･28 年度競争参加資格審査有資格者名簿」をご覧ください。

※　NEXCO 中日本についても認定（決定）通知書は発行致しません。（詳細は 190 ページ参照）

※　西日本高速道路（株）についても認定（決定）通知書は発行致しません。（詳細は 194 ページ参照）

※　阪神高速道路（株）についても認定（決定）通知書は発行致しません。（詳細は 205 ページ参照）

※　本州四国連絡高速道路（株）についても認定（決定）通知書は発行致しません。（詳細は 208 ページ参照）

※　日本下水道事業団についても認定（決定）通知書は発行致しません。（詳細は 221 ページ参照）

※　首都高速道路（株）についても今回から認定（決定）通知書は発行致しません。（詳細は 198 ページ参照）

9　納税証明書の取扱い

競争参加資格審査に際し､添付書類として「納税証明書」の提出が必要となりますので、受付期間内にシステムにより電子納税証明書を送信するか、「納税証明書」をヘルプデスクあてにＦＡＸ送信してください。「納税証明書」を送信されない場合には、送信された申請書データは受理できなかったものと見なします。

また、受付期間終了間際は、回線が大変混雑しますのでパスワード請求後、速やかに送信することをお薦めします。

(1)　納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか１枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）､法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

※　ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額に

ついて係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(2)　納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※　なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

※　納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

(3)　有効な納税証明書年月日

証明年月日が、送信日の３ヶ月前までのものを使用してください。

(4)　「納税証明書その３等」に付記する事項（ＦＡＸ送信をする場合）

次の４つの項目を、「納税証明書その３等」の右上に付記して送信してください。

紙面の右上ぎりぎりに記載されるとＦＡＸ送信する際、建設業許可番号等が切れてしまうケースがありますので、スペースに余裕を持って記載してください。

・建設業許可番号（８桁）
・電話番号
・ＦＡＸ番号
・担当者名

＊<u>個人業者の方は、担当者氏名の下に屋号（名称）を記入してください。</u>

(5)　納税証明書の受理確認方法

申請案内ホームページからユーザＩＤ、パスワードにてログインを行い、「申請状況」の納税証明書の状態にて確認することができます。審査には時間を要しますので、送信した翌日以降に必ず御自身で確認されるようお願いいたします。

確認にあたって使用するパスワードは、「ユーザーＩＤ・パスワード通知書」に記載されておりますので、本通知がお手元に届いた後に確認を行ってください。

なお、ヘルプデスクへの「納税証明書その３等」の受理に関する問合わせ（正常に受理されたかどうか）は一切受け付けませんので、必ずＷｅｂ上にて確認されるようお願いします。

(6)　その他

申請書データの送信の後に、Ｗｅｂ上で発行される「受付票」については、あくまでこの「納税証明書その３等」を、**当方にて正常に受理した場合に限り有効となります。**

また、申請書データを送信済でありながら「納税証明書その３等」を当方に送信されなかった方に対しては、送信された申請書データについては受理できなかったものと見なし、受付期間終了後に「競争参加資格申請不受理票」メールを担当者宛に送信させて頂きます。

○○建設（株）　担当者様
申請不受理通知
「平成２７・２８年度国土交通省・官庁営繕関係省庁等工事競争参加資格審査インターネット申請」において、添付書類としての「納税証明書その３等」が受理されませんでした。
「平成２７・２８年度国土交通省・官庁営繕関係省庁等工事競争参加資格審査インターネット申請」は、無効であることを通知します。
改めて、平成２７・２８年度の競争参加資格審査を申請する場合には各発注機関が別途定める方式にて申請してください。
なお、その際にあっても「納税証明書その３等」は、必要書類となりますのでご注意ください。
※ご注意
このメールは自動配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

--
インターネット一元受付（工事）ヘルプデスク
TEL 052-725-7671
FAX 052-725-7672
【電話でのお問合せ対応時間】9:00 ～ 17:00（土曜日、日曜日、休日を除く）

（ 参 考 ）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

インターネット受付を利用する場合には、本証明書の右上に、建設業許可番号、電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名、（屋号（名称））を付記してください。ＦＡＸ送信の際に、付記した事項が切れて見えないことが無いよう注意してください。

納税証明書

（その３の２・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額の無い証明用）

建設業許可番号
電話番号
ＦＡＸ番号
担当者名
（屋号（名称））

住所（納税地）
氏名（名称）

１　申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
平成　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

インターネット受付を利用する場合には、本証明書の右上に、建設業許可番号、電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名、を付記してください。ＦＡＸ送信の際に、付記した事項が切れて見えないことが無いよう注意してください。

納税証明書

（その３の３・「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

建設業許可番号
電話番号
ＦＡＸ番号
担当者名

住所（納税地）
氏名（名称）
代表者氏名

１　法人税について未納の税額はありません。

２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
平成　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

※　個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税　で未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

インターネット受付を利用する場合には、本証明書の右上に、建設業許可番号、電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名、（屋号（名称））を付記してください。ＦＡＸ送信の際に、付記した事項が切れて見えないことが無いよう注意してください。

納税証明書

（その３・未納税額の無い証明用）

建設業許可番号
電話番号
ＦＡＸ番号
担当者名
（屋号（名称））

住所（納税地）
氏名（名称）

税について未納の税額はありません

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
平成　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

10　社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入の状況が「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱い

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を４ページ記載の納税証明書等の送信の期間内にヘルプデスクあてにＦＡＸ送信してください。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
・「雇用保険」領収済通知書の写し及び「雇用保険」労働保険概算・確定保険料申告書の写し
・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
・適用除外誓約書

※「適用除外誓約書」の作成例

（参考）

平成〇年〇月〇日

中部地方整備局
一元受付ヘルプデスク　殿

申請者
商号又は名称
代表者役職・氏名　　印

適用除外誓約書

別紙の理由により、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、誓約します。

（別紙）

（健康保険・厚生年金保険）
□従業員5人未満の個人事業所であるため。
□従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）
□役員のみの法人であるため。
□使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）
平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

※インターネット受付を利用する場合には、本証明書の右上に、建設業許可番号、電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名、（屋号（名称））を付記してください。ＦＡＸ送信の際に、付記した事項が切れて見えないことが無いよう注意してください。（納税証明書の記載例参照）

11　もしも申請した内容が間違っていた場合

入力ミス等により、申請した内容が間違っていたとしても、次の期間内であれば、申請したデータを一度削除したのち、再度の申請を行うことが可能です（詳しい手順については、236 ページを参照してください）。

申請内容修正期間： 平成27年1月15日（木）の17：00まで

※　上記期間内であれば、何度でも削除・申請は可能です。
　ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（月）～1月3日（土））の終日及び平日の17：00～9：00の間は、システムを運休しますのでできません。

※　申請した内容については、Ｗｅｂ（ホームページ）画面上で確認することができます（詳しい手順については、232 ページを参照してください）。

※　受付票については、申請書データを受信する度毎に発行（表示）されますが、申請内容を削除した当該受付票については、「無効」となりますのでご注意ください。

12　申請書データ受付後の変更届について

申請書データの受付期間（平成 26 年 12 月 1 日（月）～平成 27 年 1 月 15 日(木)）の後に、次の場合に該当するときは、速やかに、書面による「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事)」(20 ページ参照）により、変更等の届出をしてください。

インターネットによる一元的な変更届の受付はしておりません。各発注機関の定める方法により、それぞれ届出をしてください。

届出が必要となる事由については、各発注機関で異なりますので必ず確認してください。

各機関の連絡先は、５ページを参照してください。

(1)　変更等の届出が必要な場合

◎　申請者が次に該当した場合

①　死亡したとき
②　法人が合併により消滅したとき
③　法人が破産により解散したとき
④　法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
⑤　廃業したとき（一部廃業も含む。）
⑥　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
⑦　建設業法第３条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき

◎　申請者が次の事項を変更したとき

有資格業者が下表に掲げる事項等について変更があった場合については、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」（20ページ参照）にそれぞれ必要な書類を添付して**各発注機関の定める方法により、それぞれ届出をしてください。**

（国土交通省の例）

	変更事項	添付書類
法人	本店（建設業許可上の主たる営業所）住所	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書の写し
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	本店電話番号及びＦＡＸ番号	なし
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	本店の建設業許可工事種別(※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）、許可の区分又は建設業許可番号（※建設業許可の更新による年度の更新のみの場合、変更届は不要）	本店の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	営業所の名称､郵便番号、住所､電話番号、ＦＡＸ番号及び建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	【名称、住所を変更した場合】 営業所の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）

	営業所の新設（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	営業所の閉鎖	なし
	業態調書（様式③－１）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	なし
	業態調書（様式③－５）の記載内容（国土交通省退職者の再就職状況に関する事項）	なし
個人	住所	住民票の写し（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びＦＡＸ番号	なし
	建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
ＪＶ	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	電話番号及びＦＡＸ番号	なし
	業態調書（様式③－１）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	なし
	業態調書（様式③－５）の記載内容（国土交通省退職者の再就職状況に関する事項）	なし

※　上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

※　変更届の対象は上記に掲げる場合のみであり、申請内容等の修正等（完成工事高の振分け直し等）はできません。

　また、その他の変更事項（例：支店長氏名及び市町村合併に伴う住所の変更等）については、変更届を提出する必要はありません。

　申請内容等の修正等（完成工事高の振分け直し、工事希望型等における工種の希望順位変更等）は、「11 もしも申請した内容が間違っていた場合」で掲げる期間及び方法でしか修正することはできません。

※　添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から３ヶ月前までのものを有効とします。

(2)　変更届の様式（国土交通省の例）

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）

平成　　年　　月　　日

殿

登録部局名
登録工事種別名
資格認定通知書の認定年月日・業者ｺｰﾄﾞ　平成　　年　　月　　日　第　　号
住所　〒
商号又は名称
代表者氏名　　印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1　変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2　変更事項にかかる添付書類名

記載要領
1　本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
2　契約中の案件がある場合には、上記２の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。

※行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白部分に記名押印等をしてください。
※変更届はワープロソフトで作成して頂いても結構です。
※大臣官房会計課所掌機関については、業者コード欄に整理番号を記入してください。
※変更届の様式は国土交通省ホームページからダウンロードができます。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

(3) 変更届の提出方法

インターネットによる一元的な変更届の受付はしておりません。各発注機関の定める方法により、それぞれ届出をしてください。

※　各発注機関の定める方法については、各発注機関にお問い合わせください（各発注機関の連絡先は５ページを参照してください）。

※　定期の申請をインターネットで行った場合でも、変更届は各発注機関の定める方法（郵送方式等）で行ってください。

13　申請書の受取りの担保方法

申請者の申請書類を受理した段階で「受付票」がＷｅｂ上に表示されますので、印刷をして保存しておいてください。

14　情報の安全性（本人認証、漏洩・改ざん防止等）の担保方法

インターネット申請のセキュリティについては、次の機能により担保します。

(1)　暗号化機能

回線を介して送受信する申請者により入力された資格審査申請書データ及び受付票の安全性を確保するため、ＳＳＬ等を活用した暗号化を行います。

(2)　認証・改ざん防止機能

送受信するデータの保証を行うため、送信途中でのメッセージの改ざん及び変更を確実にチェックする認証・改ざん防止機能を有するシステムを構築しております。

※　ただし、上記機能を設けることとしても、インターネット一元受付システムと申請業者間のデータ送受信については、第三者等による同データの不正入手、漏洩、成りすまし、改ざん及び喪失等によるいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されません。）に関しても、インターネット一元受付参加各機関では一切責任を負わないものとします。

15　申請にあたっての注意事項

(1)　インターネット方式の対象は、平成 27･28 年度定期受付のみです。

(2)　虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書データに虚偽の入力をしたり、又は重要な事実の入力をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

(3)　一度申請した資格審査の書類については、一切修正することはできません。

インターネット方式のみ、一定期間内（平成 27 年 1 月 15 日（木）まで）で例外的に認めているものです。

(4)　申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください（ただし、インターネット方式における一定期間内（平成27年1月15日（木）まで）での申請書データの削除は除きます）。

なお、この資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません）。

(5) パスワードの管理には、十分に気を付けてください。

今回、平成 27･28 年度のインターネット方式は、一番最初に配布されるパスワードによって、申請される方を特定（個人認証）しておりますので、万が一、**紛失・盗難等された場合については、すぐにヘルプデスクにご連絡ください。**

なお、このインターネット方式において配布されたパスワードは、あくまで平成 27･28 年度のインターネット方式にかかるものですので、本申請が有効に受付けられ、各発注機関において認定（決定）（認定（決定）通知書の通知など）されましたら、破棄して頂いて結構です。その後、このパスワードを利用することはありません。

また、今回ご使用になられたパソコン等についても、本申請が有効に受付けられ、各発注機関において認定（決定）（認定（決定）通知書の通知など）されましたら、機種変更等して頂いて結構です。

(6) 申請の際に使用する文字はＪＩＳ第一水準・第二水準のみです。

申請の際に使用する文字はＪＩＳ第一水準・第二水準に規定されているものに限ります。それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

Ⅱ　申請の手順

次の（1）から（3）の手順で申請手続きを行ってください。

（1）パスワード発行申請（本人申請、代理申請）

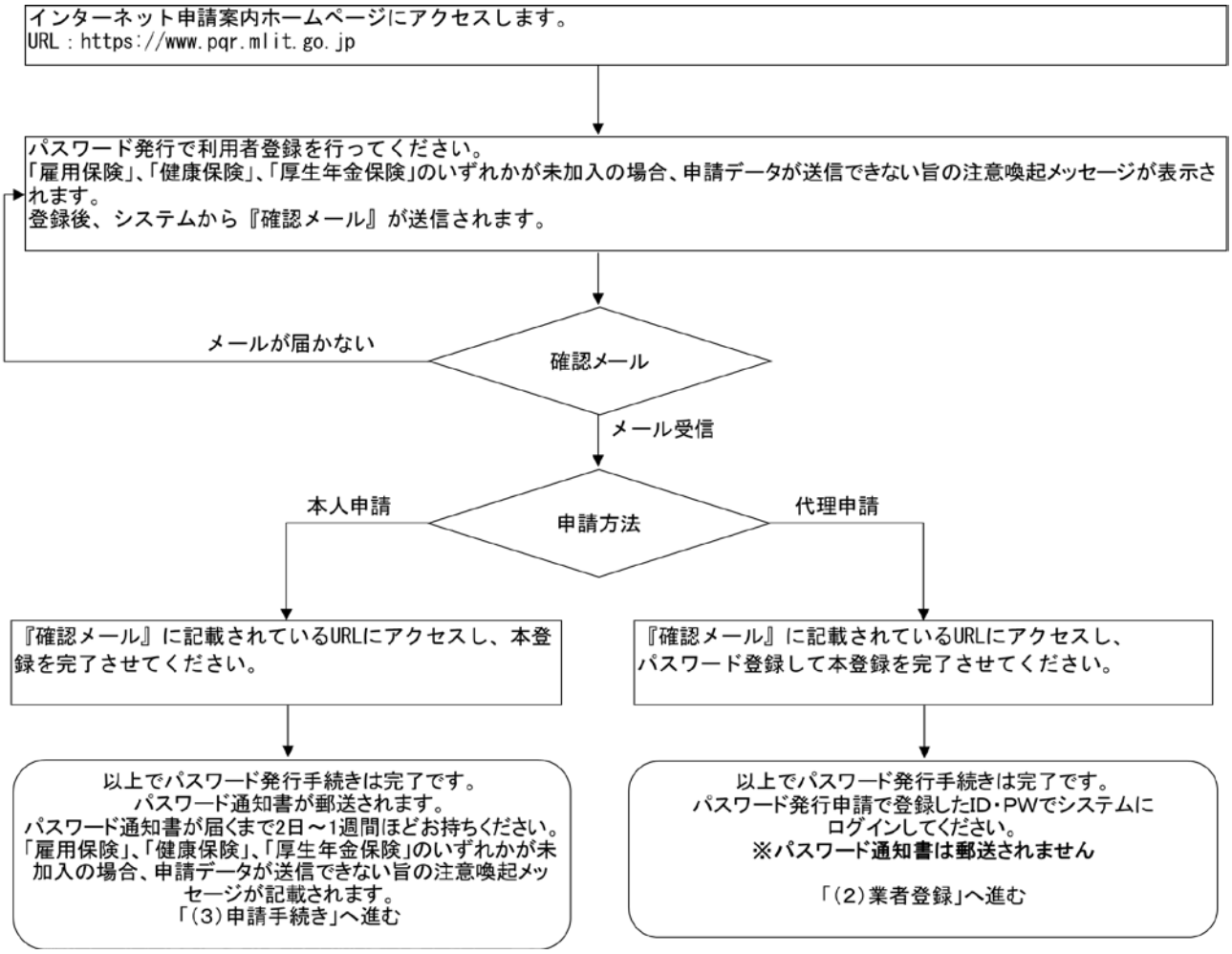

※本内容は、インターネット申請案内ホームページの『手続きの概要』で参照できます。

代理申請の場合、次の手順で業者登録を行ってください。

（２）業者登録（代理申請）

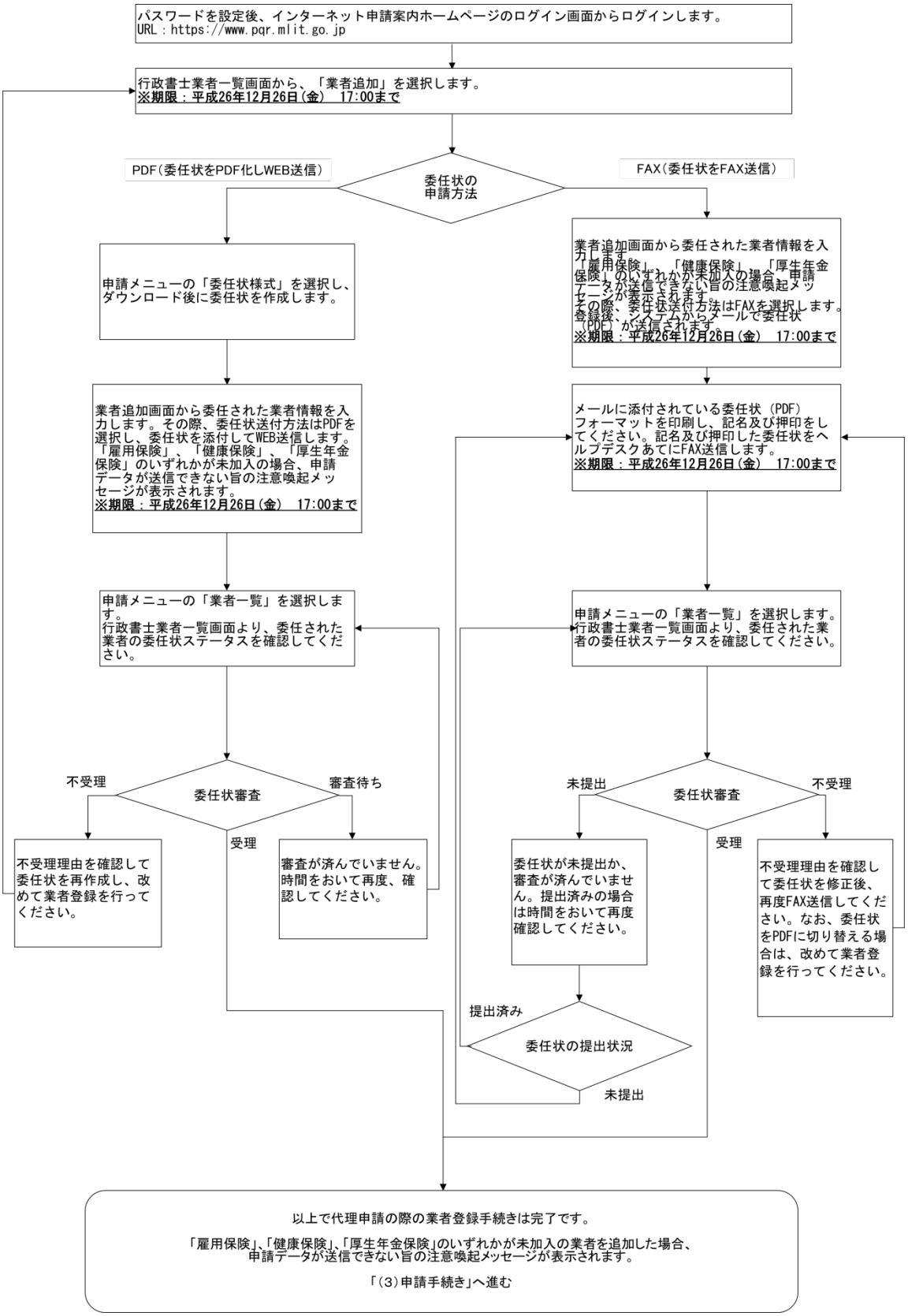

※本内容は、インターネット申請案内ホームページの『手続きの概要』で参照できます。

（3）申請手続き（本人申請・代理申請）

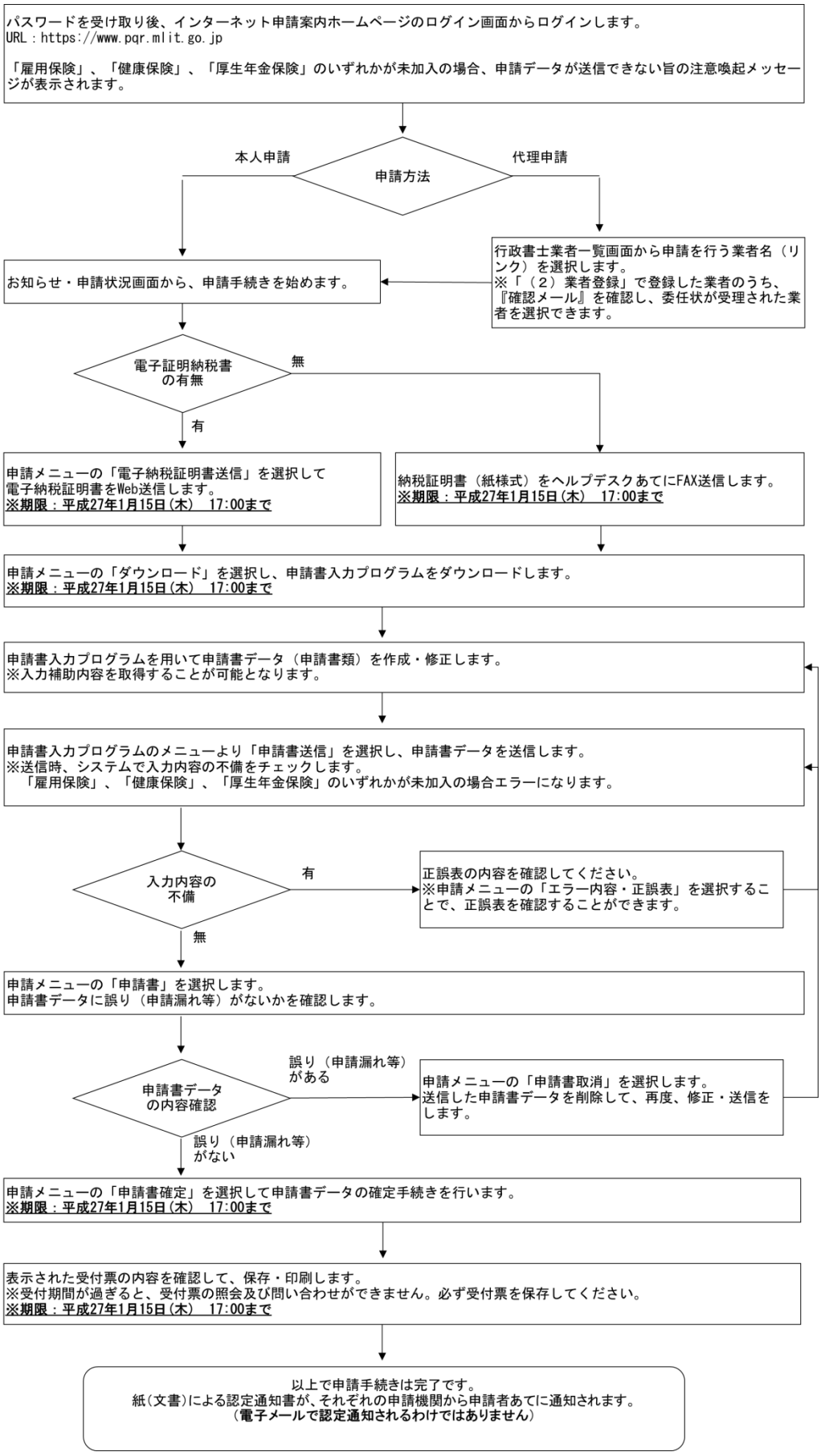

※本内容は、インターネット申請案内ホームページの『手続きの概要』で参照できます。

※「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」のいずれかが未加入の注意喚起メッセージが表示された場合。

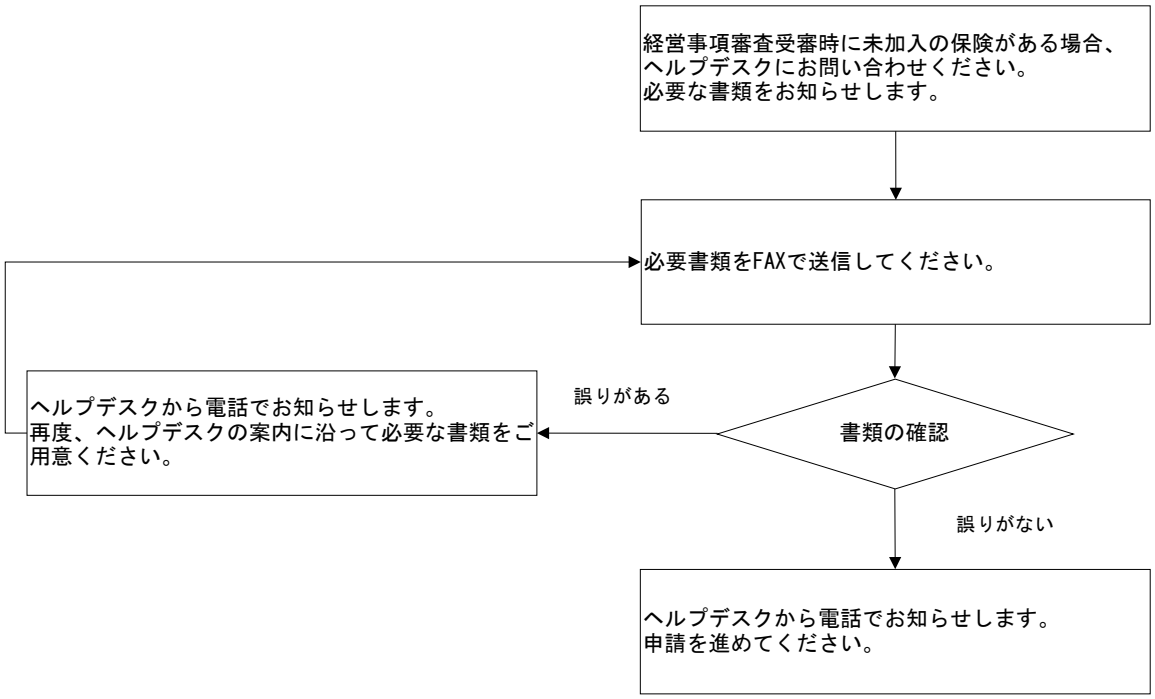

※本内容は、インターネット申請案内ホームページの『手続きの概要』で参照できます。

1　インターネット申請案内ホームページにアクセス

インターネット申請案内ホームページの開設期間は、平成 26 年 11 月 4 日（火）～平成 27 年 1 月 15 日（木）となっております。

開設期間を過ぎますと手続きはもとより、申請書データや受付票の照会ができなくなりますので、各手続きの注意点をよくお読みになり、時間に余裕をもってお手続きください。

（1）ＵＲＬ　https://www.pqr.mlit.go.jp/　をブラウザのアドレスバーに入力し、「平成 27･28 年度　国土交通省、官庁営繕関係省庁等競争参加資格(建設工事)インターネット申請案内ホームページ」にアクセスしてください。次の画面が表示されます。

（ 画面１－① ）

※　受付期間によって、表示されるメニューが異なります。

○はじめに　　：申請案内ホームページを参照できます。
○ログイン　　：システムにログインします。
○パスワード発行　：システムにログインするためのパスワード発行手続きを行います。
○手続きの概要　　：申請の手順を参照できます。
○ヘルプ＆手引き　　：申請の手引き（本書）、Ｑ＆Ａ、お問い合わせを参照できます。
○リンク　　：国土交通省ホームページに移動できます。

2　パスワード発行手続き

パスワードの発行申請受付期間は、平成 26 年 11 月 4 日（火）～平成 26 年 12 月 26 日（金）の平日 9：00～17：00 となっております。平成 26 年 12 月 26 日（金）の 17:00 までにパスワード発行が完了しませんと、申請手続きを行うことができませんのでご注意ください。

また、過去に発行されたユーザＩＤ・パスワードはご利用になれません。新たにパスワード発行の手続きを行ってください。（ユーザＩＤは前回と同じものを指定可能です。）

（1）業者登録

メニューの『パスワード発行』をクリックしてください。次の画面が表示されます

（ 画面２-① ）

【代理申請を希望される場合】

業者登録時に代理申請有無を『代理申請』に選択し、代理申請用のパスワード発行手続きを行ってください。

今回、委任された業者ごとにパスワード発行手続きを行う必要はありませんので、取得したユーザＩＤ及びパスワードでログイン後に業者登録手続きを行ってください。

（２）以下の項目をすべて入力し、『登録』をクリックしてください。

表示された項目については、すべて入力が必要になりますのでご注意ください。

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
ユーザＩＤ	必須	半角英数字	半角英数字で６文字以上２０文字まで入力が可能です。
代理申請有無	必須	－	申請方法（本人申請及び代理申請）を選択してください。
建設業許可番号	条件必須	半角数字	本人申請の場合のみ総合評定値通知書の大臣・知事コード（２桁）と許可コード（６桁）を入力してください。
審査基準日	条件必須	半角数字	本人申請の場合のみ直近の総合評定値通知書の審査基準日を入力してください。
メールアドレス	必須	半角英数字記号	担当者のメールアドレスを入力してください。
メールアドレス確認用	必須	半角英数字記号	確認のため、再度メールアドレスを入力してください。
代理人住所	条件必須	全角	代理申請の場合のみ、代理人の住所を入力してください。
行政書士登録番号	条件必須	半角数字	代理申請の場合のみ、行政書士登録番号を入力してください。
担当者氏名（行政書士氏名）	必須	全角	担当者情報を入力してください。 ※代理申請の場合、代理人情報を入力してください。
担当者氏名カナ（行政書士氏名カナ）			
担当者所属（行政書士所属）			
担当者ＴＥＬ（行政書士ＴＥＬ）			

（ 表２-① ）

※ 『クリア』をクリックすると、本画面で入力した情報を全て消去することができます。

※ 申請方法によって、確認画面に表示される項目は異なります。

（3）パスワード発行手続き情報登録の確認画面が表示されます。

【本人申請の場合】
以下の項目を入力し、『登録』をクリックしてください。内容に誤りがある場合、『戻る』をクリックし、登録内容の修正を行ってください。

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
電話番号	必須	半角数字	総合評定値通知書の電話番号の下４桁を入力してください。

（ 画面２-② ）

【代理申請の場合】
『登録』をクリックしてください。内容に誤りがある場合、『戻る』をクリックし、登録内容の修正を行ってください。

（ 画面２-③ ）

（4）パスワード仮発行が完了すると以下の画面が表示され、登録されたメールアドレスあてにメールアドレス確認のメールが送信されます。

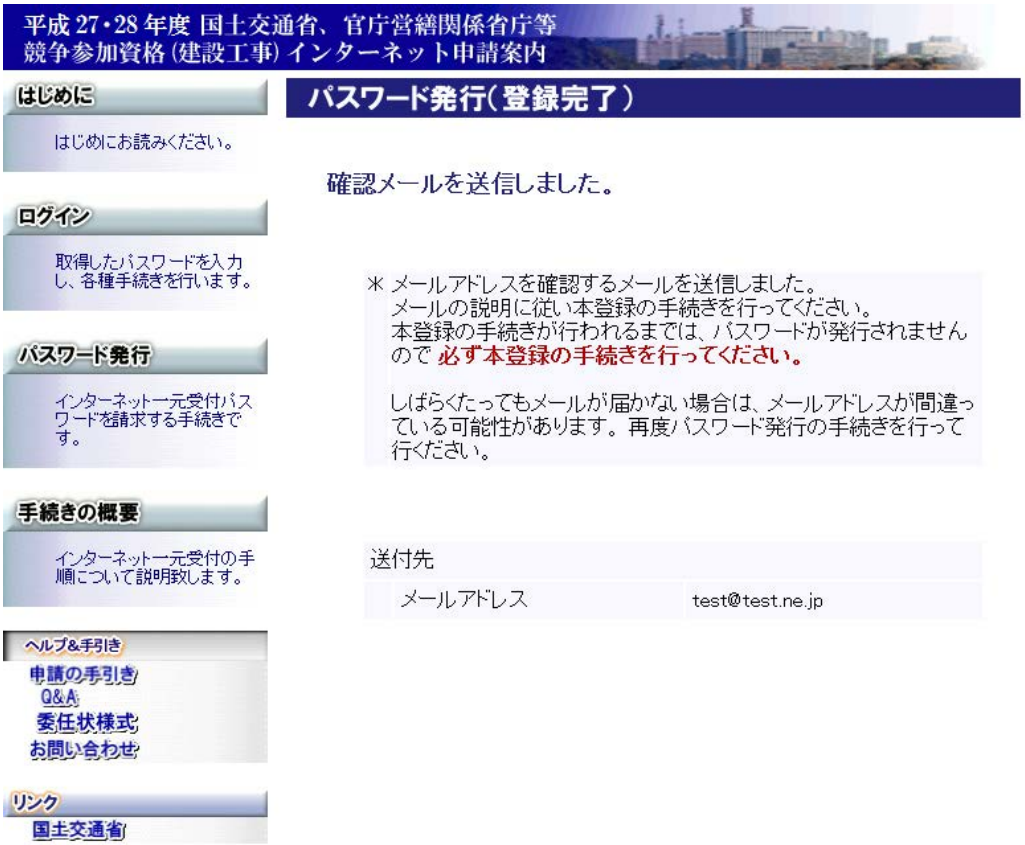

（ 画面２-④ ）

（５）件名「メールアドレス確認」のメールが受信されることを確認してください。
【メール内容イメージ・本人申請の場合】

○○建設（株）　担当者様

平成２７・２８年度 インターネット一元受付（工事）のパスワード発行時に入力されたメールアドレスあてにメールをお送りしています。

下の「入力メールアドレス確認」のURLのページにて建設業許可番号を入力するとメールアドレスの確認が完了します。

●入力メールアドレスの確認●
https://www.pqr.mlit.go.jp/pqr/mailCheck.do?key=XXXXXXXXXXXXXXX

メールアドレスの確認をもってパスワードの発行手続きが完了します。

通常、発行手続き完了後１週間以内に経営規模等評価結果通知書の住所・担当者あてにパスワードを送付します。当該パスワードをもって再度
https://www.pqr.mlit.go.jp/pqr/　へアクセスしてください。

ご不明の点はインターネット一元受付（工事）ヘルプデスクまでお問い合わせください。

※ご注意
このメールは自動配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

--
インターネット一元受付（工事）ヘルプデスク
TEL 052-725-7671
FAX 052-725-7672
【電話でのお問合せ対応時間】9:00 ～ 17:00（土曜日、日曜日、休日を除く）

【メール内容イメージ・代理人申請の場合】

行政　太郎 様

平成２７・２８年度 インターネット一元受付（工事）のパスワード発行時に入力されたメールアドレスあてにメールをお送りしています。

下の「入力メールアドレス確認」の URL のページでパスワードを設定するとパスワード発行が完了します。

●入力メールアドレスの確認●
https://www.pqr.mlit.go.jp/pqr/mailCheck.do?key=XXXXXXXXXXXXXXX

パスワード発行時に入力したユーザ ID、入力メールアドレスの確認時に入力したパスワードは今後の手続きに必須となります。
忘れないよう大切に保管するようお願いします。

ご不明の点は インターネット一元受付（工事）ヘルプデスクまでお問い合わせください。

※ご注意
このメールは自動配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

--
インターネット一元受付（工事）ヘルプデスク
TEL 052-725-7671
FAX 052-725-7672
【電話でのお問合せ対応時間】9:00 ～ 17:00（土曜日、日曜日、休日を除く）

※メールが受信できない場合、メールアドレスが誤っている可能性があります。
再度、パスワード発行手続きから行ってください。
また、この時点ではまだパスワード発行手続きは仮登録の状態です。
必ず、本登録まで行ってください。

（６）メール本文に記載されているＵＲＬをクリックするとメールアドレス確認画面が表示されます。

【本人申請の場合】
以下の項目を入力し、『確認』をクリックしてください。

（ 画面２-⑤ ）

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
建設業許可番号	必須	半角数字	総合評定値通知書の大臣・知事コード（２桁）と許可コード（６桁）を入力してください。

【代理申請の場合】
以下の項目を入力し、『確認』をクリックしてください。

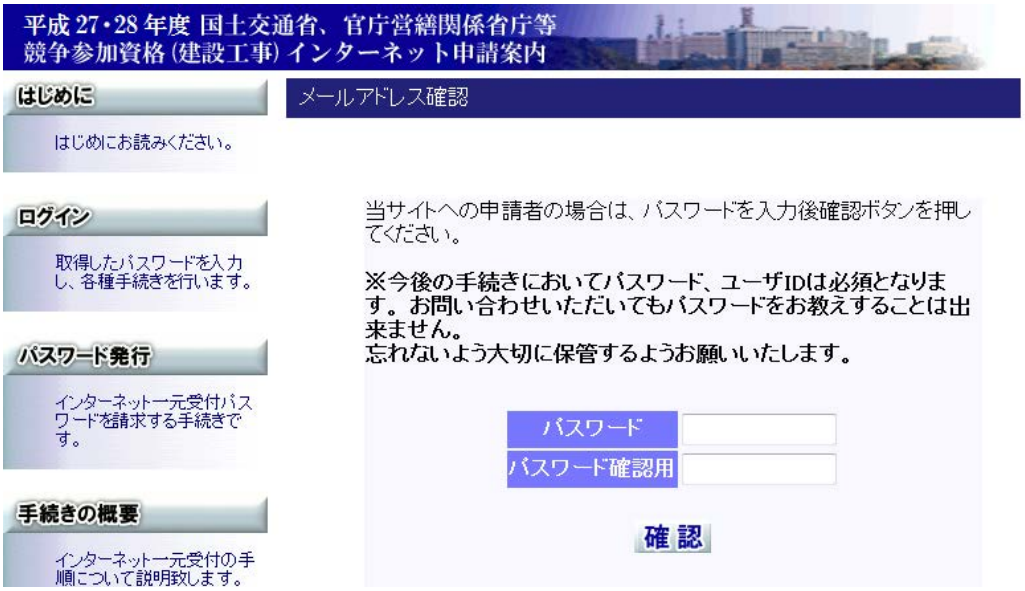

（ 画面２-⑥ ）

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
パスワード	必須	半角英数字	設定するパスワードを入力してください。 半角英数字で 6 文字から 12 文字まで入力が可能です。
パスワード確認用	必須	半角英数字	確認のため、再度パスワードを入力してください。

（7）以下のメールアドレス確認状況画面が表示されます。

【本人申請の場合】
　メールアドレス確認状況のステータスが”確認済み”となっていることを確認してください。以上でパスワード本登録の手続きは完了です。

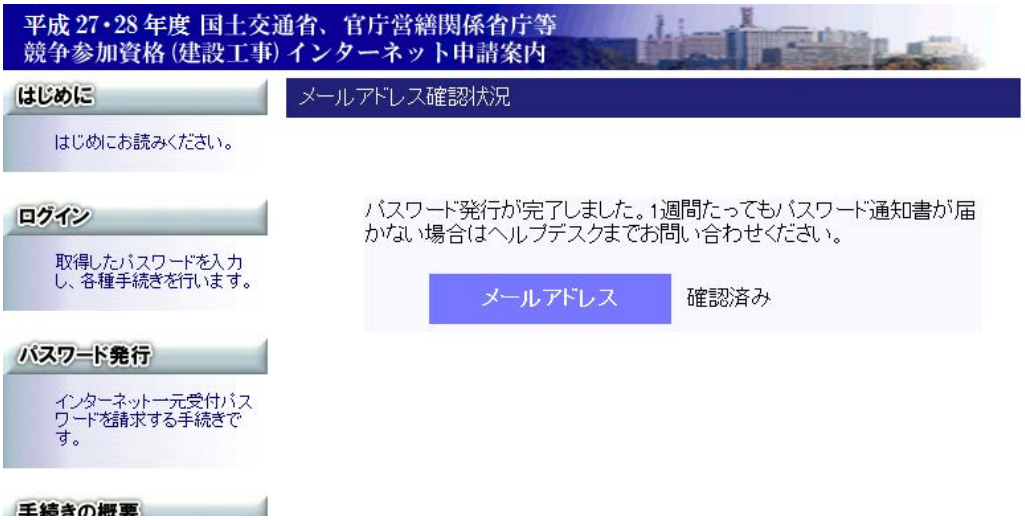

（ 画面２-⑦ ）

　本登録完了後、１週間以内に「平成 27･28 年度インターネット一元受付に係るパスワード及びユーザＩＤの交付について」が申請者あてに、郵送で送付されます。
　<u>パスワード及びユーザＩＤは部外者等に知れますと、いたずらや不正な申請をされるおそれがありますので管理には十分ご注意ください。</u>
　パスワード到着後「３　ログイン手続き」（39 ページ参照）へ進んでください。

【代理申請の場合】
　メールアドレス確認状況のステータスが”確認済み”となっていることを確認してください。以上でパスワード本登録の手続きは完了です。

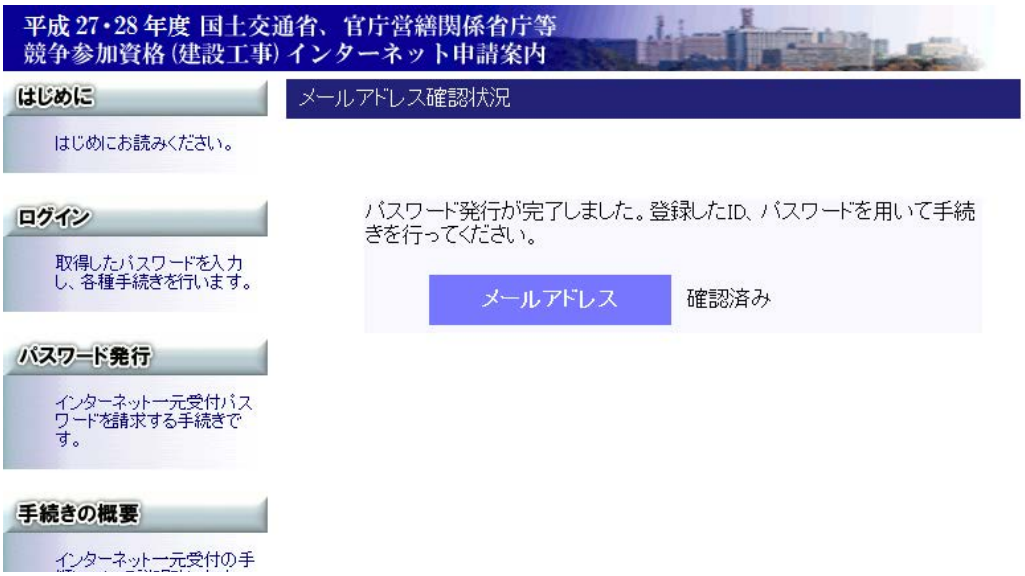

（ 画面２-⑧ ）

【本人申請の場合】

平成27･28年度　インターネット一元受付に係る
パスワード及びユーザＩＤの交付について

国土交通省、官庁営繕関係省庁等（以下「インターネット一元受付機関」という）の平成27・28年度定期資格審査(建設工事)に係る、インターネット申請用のユーザＩＤおよびパスワードを交付します。

このユーザＩＤおよびパスワードは、システムを利用する際に必ず必要となりますので、大切に保管してください。また、第三者等に知れますと、いたずらや不正な申請を行われる恐れがありますので、取り扱いには十分ご注意ください。

なお、インターネット申請を行うにあたっては、添付書類として「納税証明書その３等」の提出が必要となります。本通知が到着次第、システムより電子納税証明書を送信するか、納税証明書をヘルプデスクあてにＦＡＸ送信してください。

※詳しくは、「工事競争参加資格審査　申請書作成の手引き【インターネット編】」をご覧になるか、ヘルプデスクまでにお問い合わせください。

ヘルプデスク
電話番号　：０５２－７２５－７６７１
納税証明書専用ＦＡＸ番号
：０５２－７２５－７６７２

受付時間：平成２６年１１月４日（火）～平成２７年１月１５日（木）
９：００～１７：００
（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始１２月２９日～
１月３日は除きます。）

商号名称	○○建設（株）
ユーザＩＤ	◇□▽☆○◇□▽☆○◇□▽☆○◇□▽☆○
パスワード	○◇◇○×□△×▽□○△

パスワード発行日　　平成　　年　　月　　日
パスワード発行者　　インターネット一元受付機関

郵便番号　○○○－○○○○
住　　所　○○県××市▽▽－□□
マルマルケンセツ
名　　称　○○建設（株）
所　　属　○△□課
担 当 者　○○○　太郎　様

※ 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況のいずれかが「未加入」の場合、警告メッセージが表示されます。なお、申請書データ送信時はエラーとなりデータ送信できません。

3　ログイン手続き

申請手続きを行うためには、システムへのログインが必要です。

（1）メニューの『ログイン』をクリックしてください。次の画面が表示されます。
必要項目を入力し、『認証』をクリックしてください。

（ 画面３－① ）

【本人申請の場合】

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
ユーザＩＤ パスワード	必須	半角英数字	「平成27･28年度　インターネット一元受付に係るパスワード及びユーザＩＤの交付について」で通知された内容を入力してください。

【代理申請の場合】

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
ユーザＩＤ パスワード	必須	半角英数字	パスワード発行手続き時に設定したユーザＩＤ及びパスワードを入力してください。

※入力内容の誤りや不正がある場合、エラー内容が表示されます。正しい内容を入力し、やり直してください。
※ログインに失敗する場合は、インターネット一元受付（工事）ヘルプデスクまでお問い合わせください。

【ログイン後・本人申請の場合】

（２）正常に認証されますと、『お知らせ・申請状況』の画面が表示されます。
お知らせ及び申請状況を確認することができます。

（画面３－②）

○お知らせ　インターネット受付機関からのお知らせです。重要なお知らせを行う場合がありますので、注意してお読みください。

○申請状況　申請書と納税証明書の手続きの状況です。

［申請書］の状態	
未送信	申請書データが送信されていません。
申請エラー	申請書データが送信されましたが、内容にエラーが存在するため、正常に受け付けされていません。
申請未確定	申請書データは正常に受付けられていますが申請書確定手続きが完了していません。
申請確定	申請書データが確定されています。
申請取消	申請書データが取り消されています。
［納税証明書］の状態	
未送信	納税証明書または電子納税証明書が送信されていません。
受理	納税証明書または電子納税証明書が送信され、受理されています。
不受理	納税証明書または電子納税証明書が送信されましたが、審査の結果、不受理となっています。※（）内に不受理理由が表示されます
審査中	電子納税証明書が送信され、審査を行っています。

申請書と納税証明書の手続きの状況確認後、『４　電子納税証明書の送信』（51ページ参照）へ進んでください。

【ログイン後・代理申請の場合】
（２）正常に認証されますと、『業者一覧』の画面が表示されます。
業者一覧には、業者追加済みの業者が表示されます。本画面で業者登録手続きを行ってください。

（画面３－③）

（３）委任された業者の手続きを行うために、『業者追加』をクリックしてください。
【委任状のＰＤＦ化を希望される場合】
以下の作業を行ってから『業者追加』をクリックしてください。
① メニューの『委任状様式』をクリックし、委任状フォーマットをダウンロードしてください。
② ダウンロードした委任状フォーマットを印刷し、委任者により署名捺印してください。
③ スキャナーを使用して署名捺印がされた委任状をＰＤＦに変換してください。
※ ＰＤＦに変換する際に、お手持ちの電子証明書を使用し、電子署名を付与してください。
※ 使用する電子証明書は、セコムトラストシステムズ（株）が発行する行政書士用電子証明書（セコムパスポートｆｏｒＧ－ＩＤ）のみ有効です。

（画面３－④）

（４）以下の項目に委任された業者情報を入力し、『業者追加』をクリックしてください。
表示された項目については、すべて入力が必要になりますのでご注意ください。

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
建設業許可番号	必須	半角数字	総合評定値通知書の大臣・知事コード（２桁）と許可コード（６桁）を入力してください。
審査基準日	必須	半角数字	直近の総合評定値通知書の審査基準日を入力してください。
委任状送付方法	必須	－	委任状の送付方法を選択してください。
委任状	必須	－	委任状のＷＥＢ送信の場合のみ、委任状（ＰＤＦ）を選択してください。

※ 『クリア』をクリックすると、本画面で入力した情報を全て消去することができます。

（5）業者追加の確認画面が表示されます。以下の項目を確認し、『業者追加』をクリックしてください。内容に誤りがある場合、『戻る』をクリックし、登録内容の修正を行ってください。

（ 画面３-⑤ ）

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
電話番号	必須	半角数字	総合評定値通知書の電話番号の下４桁を入力してください。

（6）業者追加が完了すると以下の画面が表示され、登録されたメールアドレスあてにメールアドレス確認のメールが送信されます。

（ 画面３-⑥）

※ 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況のいずれかが「未加入」の場合、警告メッセージが表示されます。なお、申請書データ送信時はエラーとなりデータ送信できません。

（7）件名「メールアドレス確認」のメールが受信されることを確認してください。

【メール内容イメージ】

行政　太郎 様

〇〇建設（株）　様の委任状様式をお送りします。
署名捺印のうえ下記FAX番号にご返送ください。

●FAX番号●
052-725-7672

ご不明の点は インターネット一元受付（工事）ヘルプデスクまでお問い合わせください。

※ご注意
このメールは自動配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

--
インターネット一元受付（工事）ヘルプデスク
TEL 052-725-7671
FAX 052-725-7672
【電話でのお問合せ対応時間】9:00 ～ 17:00（土曜日、日曜日、休日を除く）

（８）メールアドレス確認メールに添付されている委任状様式を使用し、委任状をＦＡＸ送信します。
※委任状（ＰＤＦ）の方、本作業は必要ありません。（１６）に進んでください。

【委任状（ＦＡＸ送信）】
メールアドレス確認メールに添付されている委任状様式を印刷して、以下の項目を記入します。記入は黒色ボールペンを使用してください。

① 代理人氏名
② 権限委任年月日
③ 委任者氏名

委任状の作成後、委任者の印鑑を押して委任状を納税証明書専用ＦＡＸ番号へ送信してください。

委任状

EDV652

代理人

（行政書士登録番号） 00000000

（住所）東京都○○市△△町１－１

（氏名）

私は上記の者を代理人と定め、平成２７・２８年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付への申請を行う権限を委任します。

年　　月　　日

委任者

（建設業許可番号）

（本店）東京都港区銀座１－１－１

（商号）□□建設（株）

（氏名）　　印

（9）メニューの『ログイン』をクリックし、再度ログインをしてください。
『業者一覧』により、委任状のステータスを確認してください。
ステータスが“受理”になっていれば、業者登録手続きは完了です。
また、複数の業者登録手続きを行う場合には、「３　ログイン手続き」から再度、同様の手順で追加することが可能です。
委任状ステータスが“受理”の場合、業者名の部分がリンクに変化します。

（ 画面３-⑦）

委任状のステータスが“受理”以外の場合、以下の作業を行なってください。

区分	委任状ステータス	対処及び内容
委任状（ＰＤＦ）	不受理	画面の不受理内容を確認後、「３　ログイン手続き」からやり直してください。
	受理	業者登録の手続きは完了です。
	審査待ち	翌日以降に再度、ステータスを確認してください。
委任状（ＦＡＸ）	不受理	画面の不受理内容を確認後、ＦＡＸの再送を行ってください。
	受理	業者登録の手続きは完了です。
	未提出	委任状をＦＡＸ送信済みの方は、翌日以降に再度、ステータスを確認してください。 委任状のＦＡＸ送信を行なっていない方は、委任状の作成後、委任者の印鑑を押して委任状を納税証明書専用ＦＡＸ番号へ送信してください。

（１０）業者登録手続きが完了後、業者名をクリックすると、該当業者の『お知らせ・申請状況』の画面が表示されます（本人申請の場合（40 ページ参照）と同様の画面となります）。
該当業者の『お知らせ・申請状況』画面から、「４　電子納税証明書の送信」（51 ページ参照）の操作を行ってください。

（ 画面３-⑧ ）

（１１）代理人申請にて、仮登録を行った業者がいる場合は、業者一覧に『削除』が表示されます。

本人申請に変更した場合や、誤った情報を登録してしまった場合にクリックし、仮登録業者の削除を行うことができます。

（画面３－⑨）

（１２）確認画面が表示されます。問題なければ『削除』をクリックしてください。

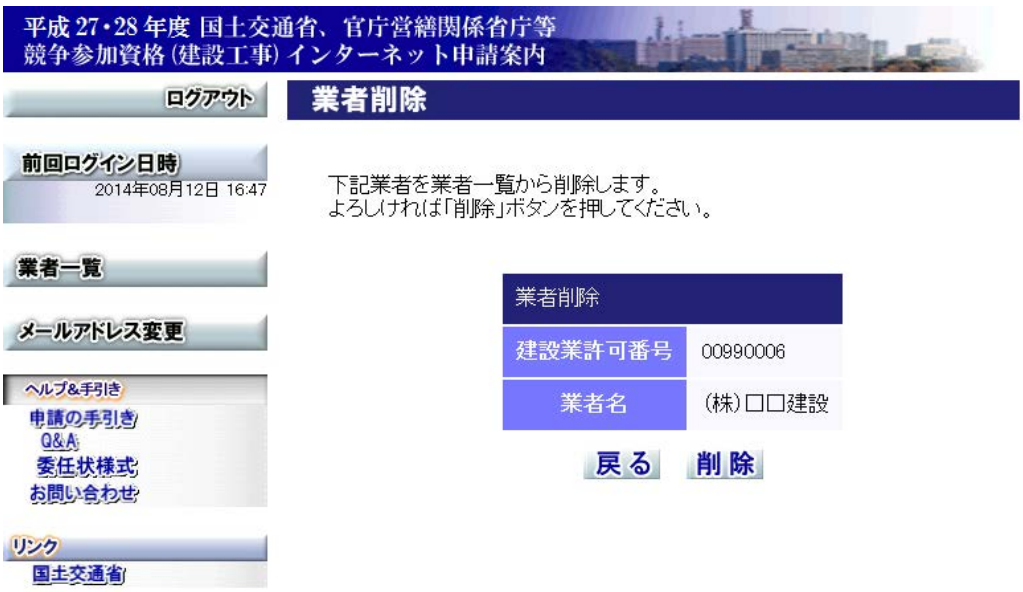

（画面３－⑩）

（１３）次の画面が表示され、仮登録業者の削除が完了します。

（画面３－⑪）

※委任状が受理されている場合は、『削除』は表示されず、本機能は使用できません。
※削除が完了すると、委任状は受理されなくなります。

4　電子納税証明書の送信

電子納税証明書をお持ちの方は、「９　納税証明書の取扱い（10 ページ）」をお読みになり、対象様式を次の手順で送信してください。

電子納税証明書をお持ちでない方は、「５　納税証明書（紙様式）のＦＡＸ送信（53 ページ）」に進んでください。

（１）メニューの『電子納税証明書送信』をクリックしてください。次の画面が表示されます。

（画面４－①）

（２）『参照』をクリックし、送信する電子納税証明書（ＸＭＬ形式）を選択後、『送信』をクリックしてください。

（３）電子納税証明書の内容（住所・氏名・代表者）が表示されますので、内容を確認し、『登録』をクリックしてください。

（４）正常に電子納税証明書送信が完了すると「納税証明書は受理されました。」と表示されます。

電子納税証明書の送信結果は、『お知らせ・申請状況』画面の申請状況（40 ページ参照）で確認できます。

○「受理」　の場合　：　納税証明書に関する手続きが完了しました。
○「審査中」の場合　：　翌日以降に審査結果を同画面で確認してください。
○「不受理」の場合　：　正しい電子納税証明を再送信してください。

※エラーメッセージが表示された場合には、下記のメッセージ一覧の対処方法を参照し、再度、電子納税証明書の送信を行なってください。

《メッセージ一覧》

エラーメッセージ	対処方法
電子納税証明書の書式が誤っています。納税証明書その３等を送信してください。	指定されたファイルが納税証明書その３等では、ありません。取得した納税証明書その３等のファイル（ＸＭＬ）を指定してください。
電子納税証明書の署名検証に失敗しました。	有効な電子納税証明書ファイルではありません。再度、有効な電子納税証明書ファイルを指定してください。
電子納税証明書に付加されている証明書の検証に失敗しました。	有効な電子納税証明書ファイルではありません。再度、有効な電子納税証明書ファイルを指定してください。

※電子納税証明書の送信がうまくできない場合には、「５　納税証明書（紙様式）のＦＡＸ送信」を行ってください。

5　納税証明書（紙様式）のＦＡＸ送信

（１）「９　納税証明書の取扱い（10 ページ）」をお読みになり、対象様式をヘルプデスクあてにＦＡＸ送信してください。

（２）納税証明書（紙様式）の送信結果は、『お知らせ・申請状況』画面の申請状況（40 ページ参照）で確認できます。

○「受理」　の場合　：　納税証明書に関する手続きが完了しました。

○「不受理」の場合　：　正しい納税証明を再送信してください。

※　納税証明書の審査には時間を要するため、送信結果はＦＡＸ送信の翌日以降に確認してください。

6　申請書入力プログラムのダウンロード（セットアップ）

申請書データを作成する「申請書入力プログラム」のダウンロードを行い、動作環境をセットアップしてください。

（1）メニューの『ダウンロード』をクリックしてください。次の画面が表示されます。

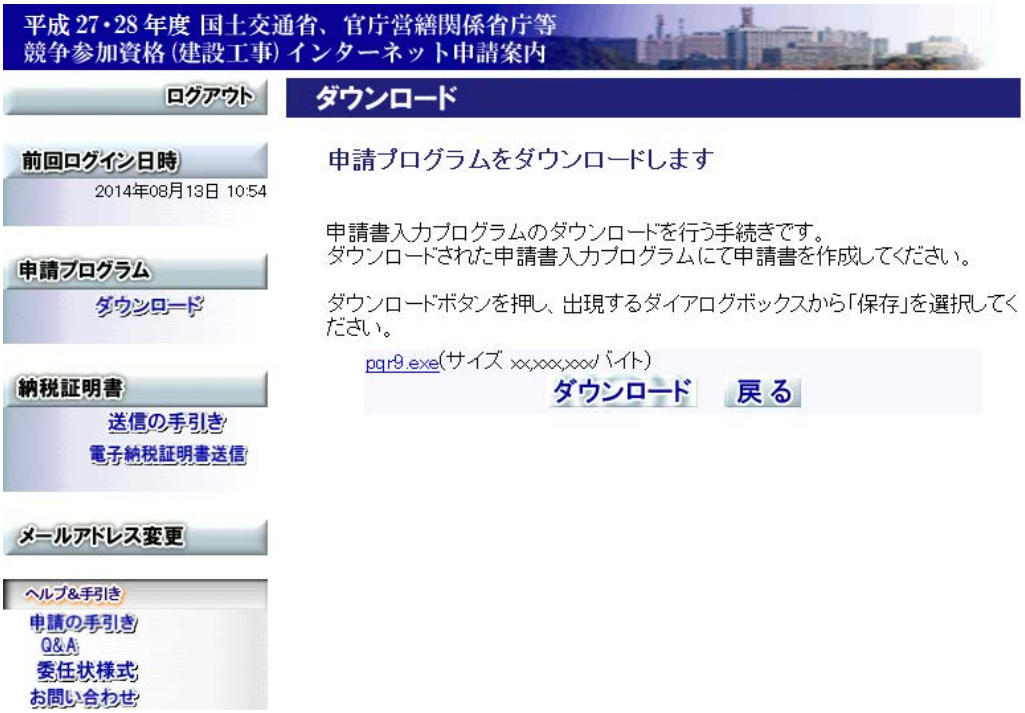

（ 画面６－① ）

（2）『ダウンロード』またはファイル名をクリックしてください。次の画面が表示されます。

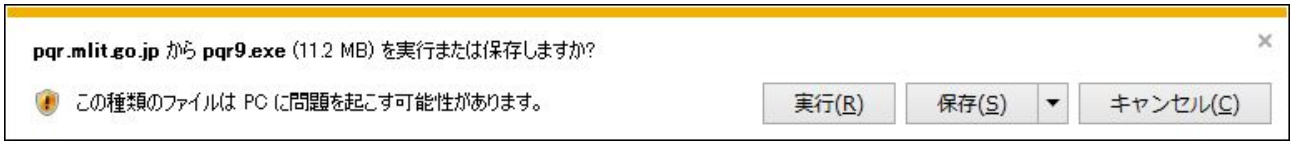

（ 画面６－② ）

※申請プログラムのファイルサイズは変更となる可能性があります。手引き中に記載されているファイルサイズと異なっていても問題ありません。

（３）『保存』のプルダウンから『名前を付けて保存』をクリックしてください。次の画面が表示されます。

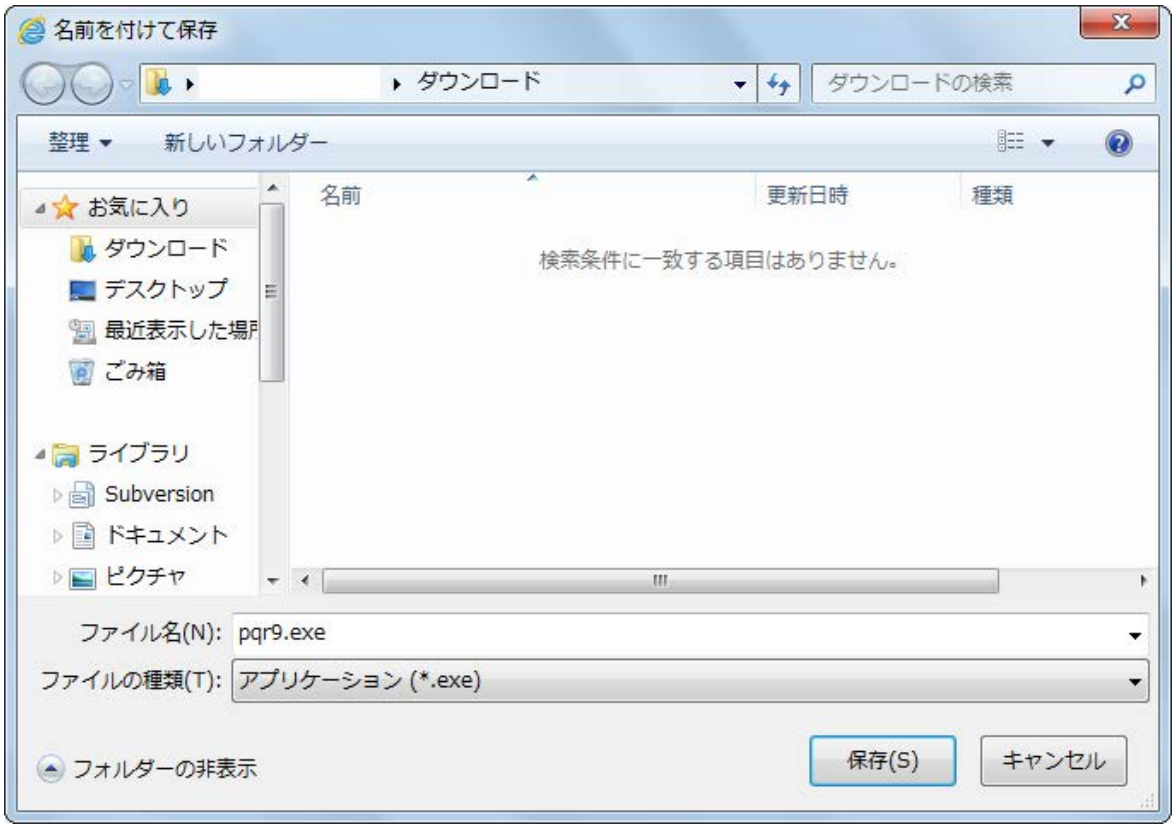

（ 画面６－③ ）

（４）任意のフォルダを選択し、『保存』をクリックしてください。

注意：ファイル名は変更しないでください。また、保存した場所（フォルダ名）は後の手順で必要となりますので必ず覚えておいてください。

（５）ダウンロード完了後、ダウンロードファイルが選択されたフォルダに保存されます。

（６）ダウンロード完了画面より、『実行』をクリックしてください。もし、ダウンロード画面が表示されない場合には、（４）で指定したフォルダを開き、ファイル名「pqr9.exe」をクリックしてください。（pqr9.exe は自己解凍ファイルです。）
※セキュリティ警告メッセージ「発行元を確認できませんでした。」が表示された場合でも、『実行』をクリックしてください。

（ 画面６－④ ）

（７）展開先を指定して、OK をクリックしてください。

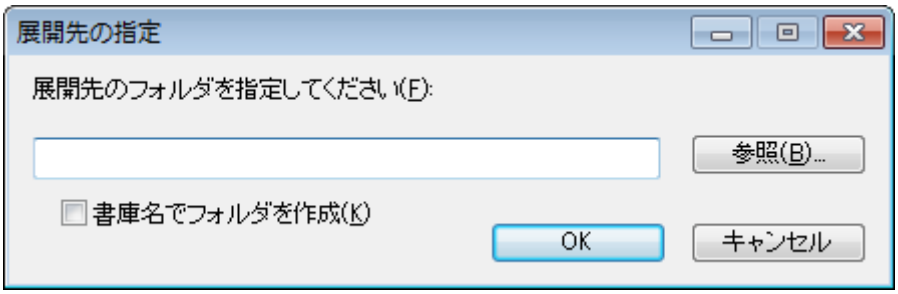

（ 画面６－⑤ ）

※「ダウンロードファイルが見つからない」などの問い合わせが多いため、問題がなければ解凍先を変更されないことをお薦めします。

（８）デスクトップ上の「Ｈ２７・２８インターネット一元受付（工事）」のフォルダを開き、『Ｈ２７・２８資格審査（工事）.exe』をダブルクリックすると入力プログラムが起動します。

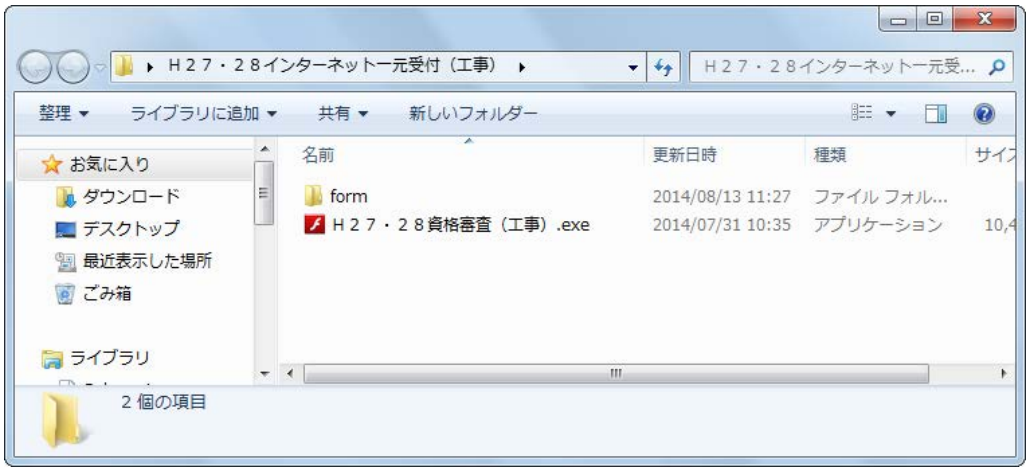

（ 画面６－⑥ ）

※　このプログラムは、受付期間内であれば何度でもダウンロードすることが可能ですが、パスワード受領後速やかにダウンロードされることをお薦め致します。

7　申請書データの作成・修正

7.1　申請書入力プログラムの起動

56 ページで解凍したフォルダ内の『Ｈ２７・２８資格審査（工事）.exe』アイコンをダブルクリックしてください。

申請書入力プログラムが起動し TOP 画面が表示されます。

7.2　TOP 画面

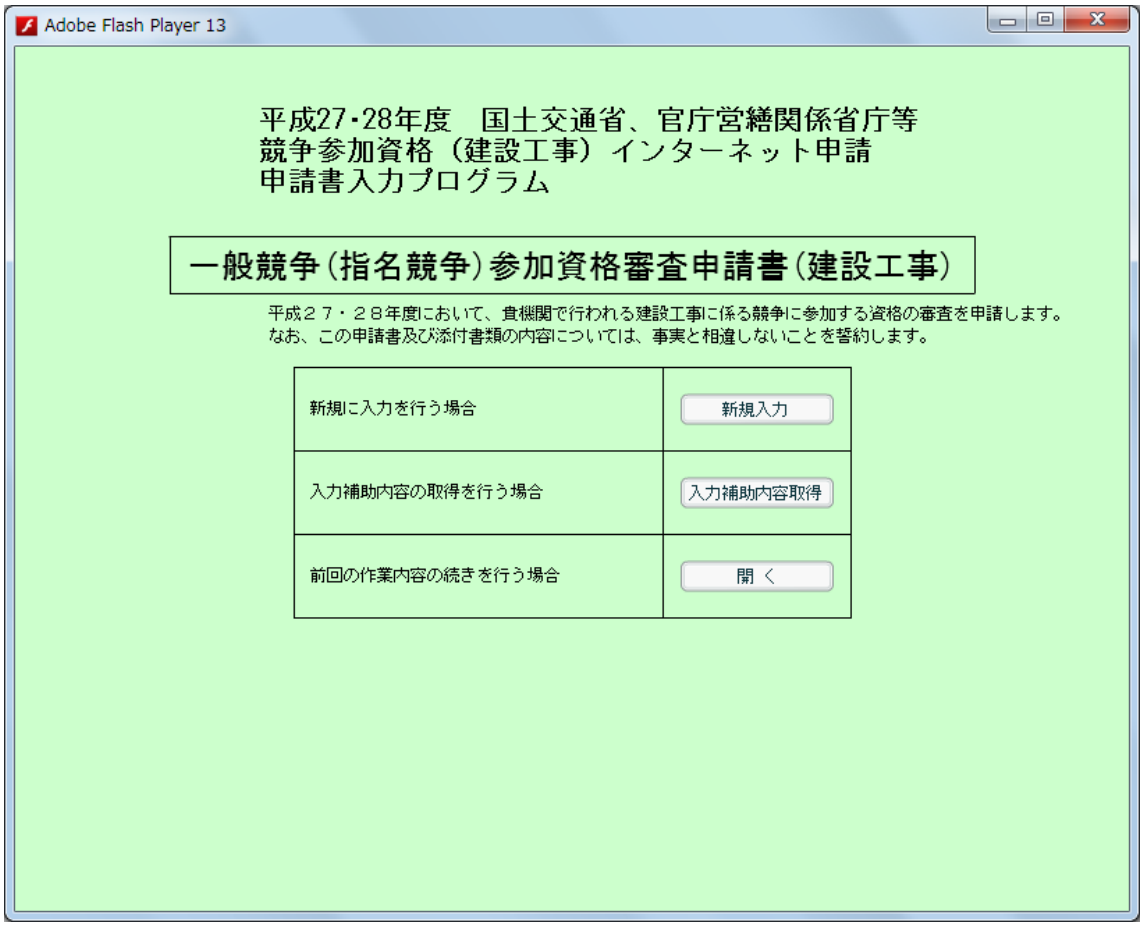

（トップ画面）

（１）これから行う作業のボタンを選択(クリック)します。

○新規に入力を行う場合：すべての申請書データを新規入力する場合（58 ページ参照）

○入力補助内容の取得を行う場合：平成 25・26 年度の申請書データおよび経営事項審査のデータを読み込んでから申請書データを作成する場合（59 ページ参照）

○前回の作業内容の続きを行う場合:保存したデータ(平成 27･28 年度の申請書データ)を編集する場合（62 ページ参照）

7.3　新規に入力を行う場合

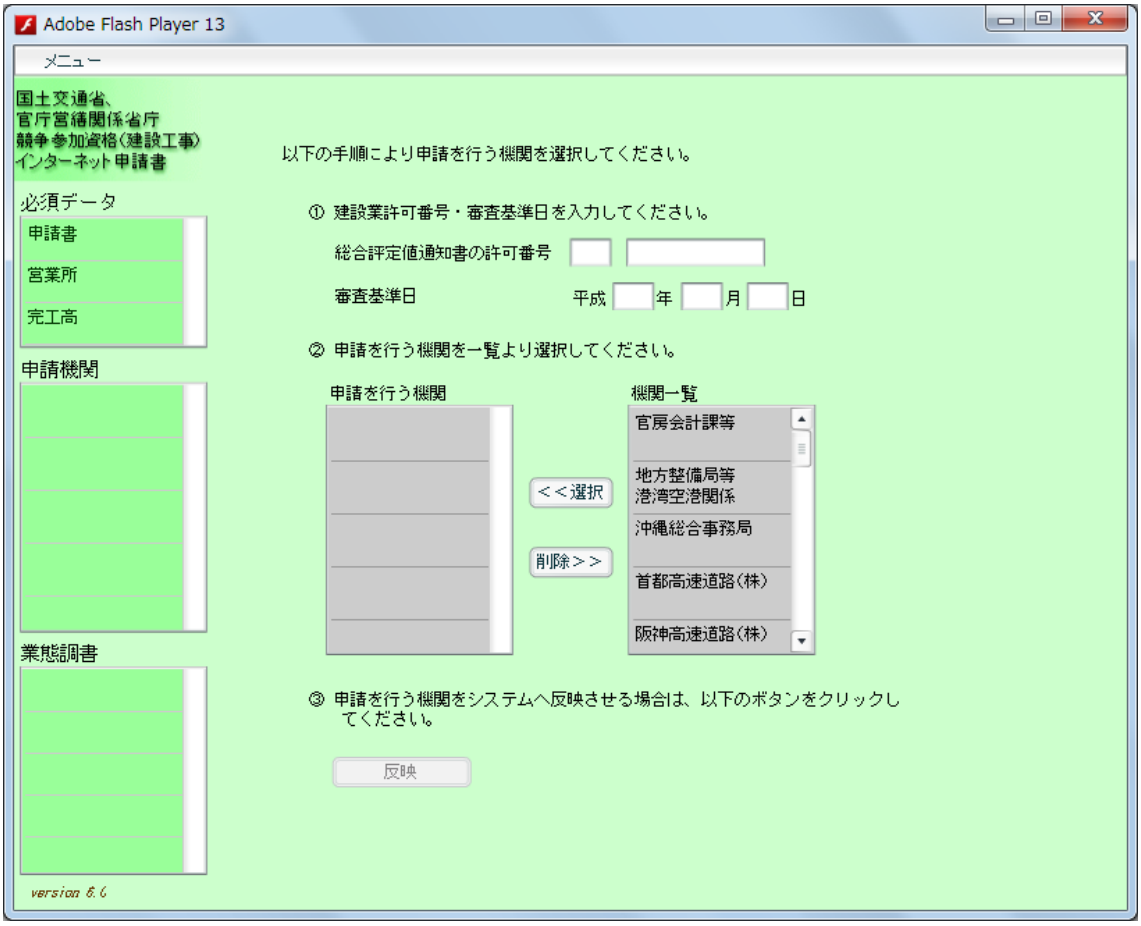

（申請機関変更画面）

（2）「建設業許可番号」・「審査基準日」を入力してください。

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
総合評定値通知書の許可番号	必須	半角数字	総合評定値通知書の大臣・知事コード（２桁）と許可コード（６桁）を入力してください。
審査基準日	必須	半角数字	直近の総合評定値通知書の審査基準日を入力してください。

（3）「機関一覧」から申請する機関を選択し、『選択』をクリックしてください。「申請を行う機関」へ追加されます。
申請する機関を削除する場合、「申請を行う機関」を選択し、『削除』をクリックしてください。「申請を行う機関」の一覧から削除されます。
※一度に複数機関選択する場合、Ctrl または Shift キーを押しながら選択してください。

（4）申請する機関をすべて選択したら『反映』をクリックしてください。必要な様式が画面左のメニューに表示されます。
※表示された様式は、必須様式になります。入力漏れがないようにお願いします。
※「申請を行う機関」を変更した場合には、必ず『反映』をクリックしてください。

7.4　入力補助内容の取得を行う場合

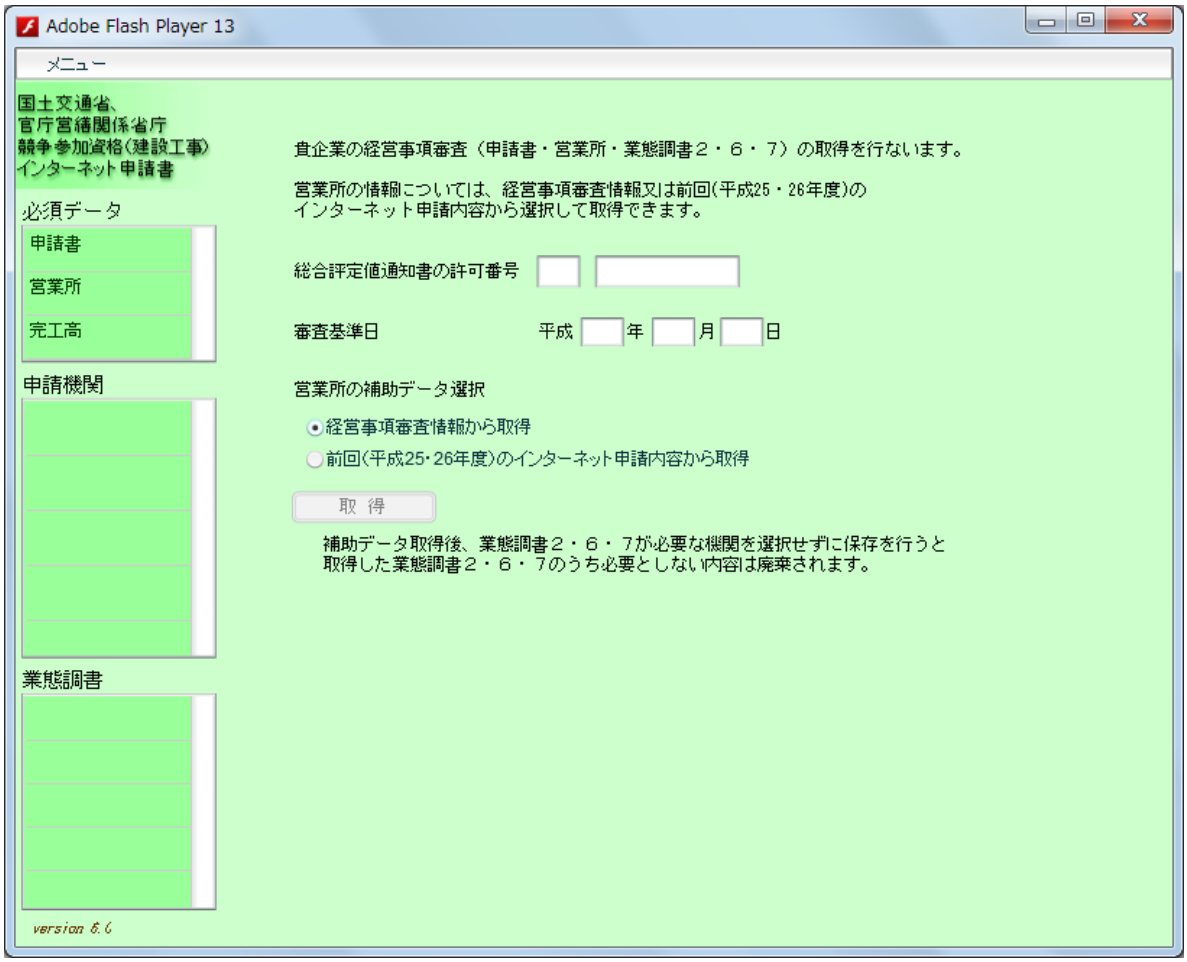

（入力補助内容取得画面）

※「総合評定値通知書の通知日」とインターネット申請の日が近いと経審データに反映されない可能性があります。その場合にはお手数ですが「前回(平成 25・26 年度)のインターネット申請内容から取得」を行って頂くか、「新規に入力を行う場合」により作業を進めてください。

（1）「営業所の補助データ選択」で「経営事項審査情報から取得」又は「前回(平成 25・26 年度)のインターネット申請内容から取得」のどちらかを選択してください。

※前回申請時から許可換えを行っている場合は、「経審情報から取得」を選択してください。

（2）『取得』をクリックするとブラウザが起動され、ログイン画面（画面３－①）が表示されます。ユーザ ID とパスワードを入力し、『認証』をクリックしてください。入力補助データが申請書入力プログラムに読み込まれます。

※すでにログインを行っている場合は、ログイン画面は表示されません。

※入力補助データ取得後、申請機関変更画面(58 ページ参照)へ遷移しますので、申請機関の選択を行ってください。

【入力補助内容一覧】（前回の申請内容から取得する場合）

画　　面	項　　目
「申請書」	04 許可番号 07 本店郵便番号 08 本店住所 09 商号又は名称（フリガナを含む。） 10 代表者氏名（フリガナを含む。） 12 本店電話番号 17 営業年数
「営業所」	名称 郵便番号 住所 電話 ＦＡＸ 建設業許可 営業区域
「業態調書２」	部局/希望順位
「業態調書６」	親会社-許可番号 親会社-本店電話番号（大代表） 親会社-商号又は名称 親会社-本店住所 子会社-建業法許可番号 子会社-商号又は名称 役員兼任-申請者役職 役員兼任-氏名 役員兼任-建業法許可番号 役員兼任-兼任先の商号又は名称 役員兼任-兼任先役職
「業態調書７」	国土交通省退職者-氏名 国土交通省退職者-申請者役職 国土交通省退職者-就任年月日 国土交通省退職者-退職年月日 国土交通省退職者-退職時官職

※入力補助内容についての修正は可能です。該当する項目を正しく修正してください。
なお、今回から「商号又は名称」「住所」「氏名（代表者名、担当者名等）」の入力桁数を拡張しています。前回、各項目を省略して入力をしていた場合、データ補助をした後に各項目を入力が可能な桁数まで入力をしてください。

【入力補助内容一覧】（経営事項審査情報から取得する場合）

画　　面	項　　目
「申請書」	04 許可番号 07 本店郵便番号 08 本店住所 09 商号又は名称（フリガナを含む。） 10 代表者氏名（フリガナを含む。） 12 本店電話番号 17 営業年数
「営業所」	名称 郵便番号 住所 電話 建設業許可
「業態調書２」	部局/希望順位
「業態調書６」	親会社-許可番号 親会社-本店電話番号（大代表） 親会社-商号又は名称 親会社-本店住所 子会社-建業法許可番号 子会社-商号又は名称 役員兼任-申請者役職 役員兼任-氏名 役員兼任-建業法許可番号 役員兼任-兼任先の商号又は名称 役員兼任-兼任先役職
「業態調書７」	国土交通省退職者-氏名 国土交通省退職者-申請者役職 国土交通省退職者-就任年月日 国土交通省退職者-退職年月日 国土交通省退職者-退職時官職

※入力補助内容についての修正は可能です。該当する項目を正しく修正してください。

7.5　前回の作業内容の続きを行う場合

（1）保存データの一覧から編集を行うデータを選択し、『読込』をクリックします。選択された保存データの内容が表示されます。

申請書画面に遷移しますので、データの編集を行ってください。

※保存データ一覧に「PrintData」と表示されている場合があります。これは印刷を行った際に、自動的に申請書データを保存している為、表示されます。

7.6　メニュー一覧

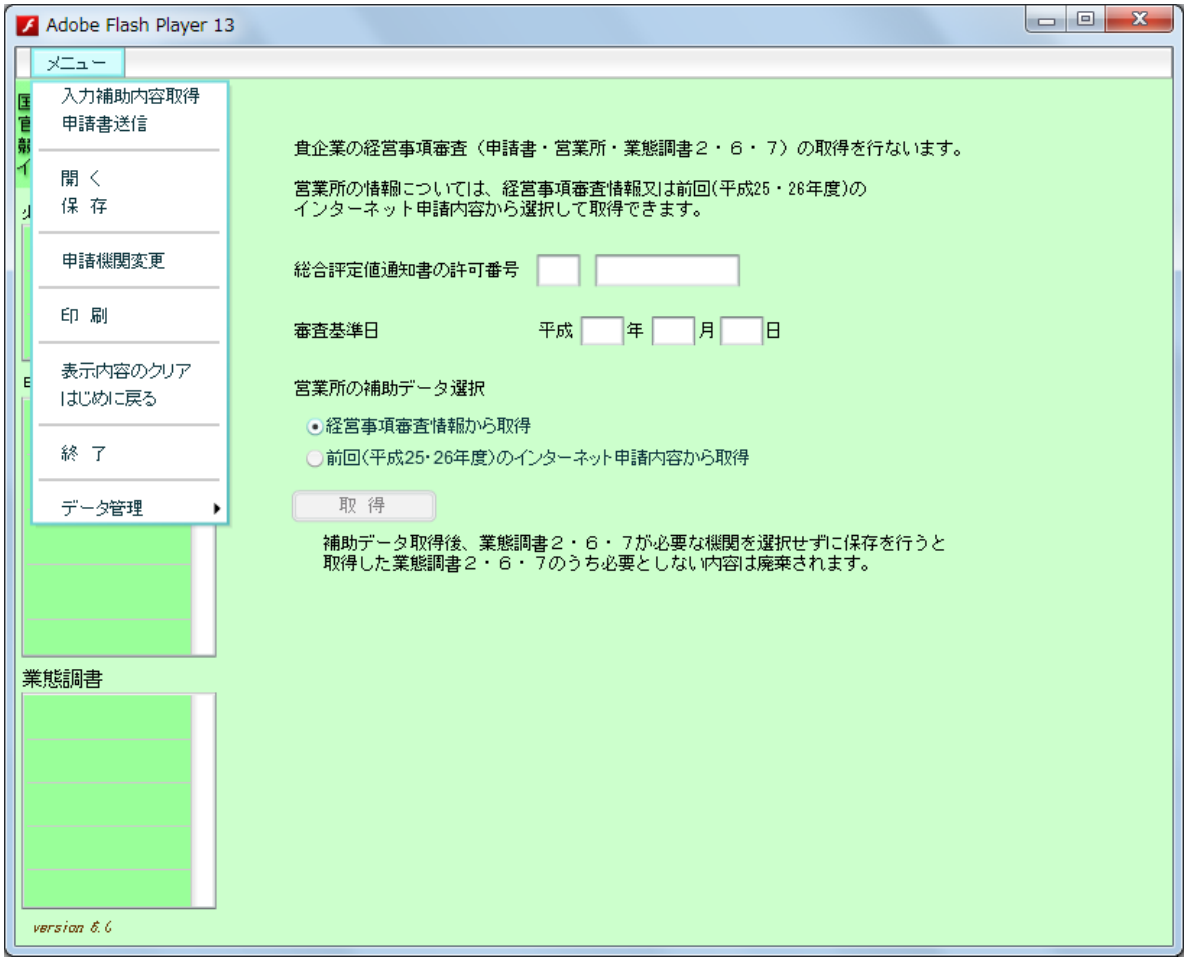

（メニュー画面）

すべての画面からメニューにて操作を切り替えることができます。

○入力補助内容取得	：	入力補助データを取得する。(59 ページ参照)
○申請書送信	：	作成した申請書データを送信する。(228 ページ参照)
○開く	：	保存したデータを開く。(62 ページ参照)
○保存	：	現在、編集中の内容を保存する。(63 ページ参照)
○申請機関変更	：	申請する機関を選択、変更する。(58 ページ参照)
○印刷	：	入力した申請書データを印刷する。(64 ページ参照)
○表示内容のクリア	：	表示画面の全ての入力内容をクリアする。

○はじめに戻る　　：　現在の入力内容を破棄し、トップ画面に戻る。
○終了　　：　申請書入力プログラムを終了する。
○データ管理　　：　保存されている申請書データを全て削除する。

7.7　申請書データの保存方法

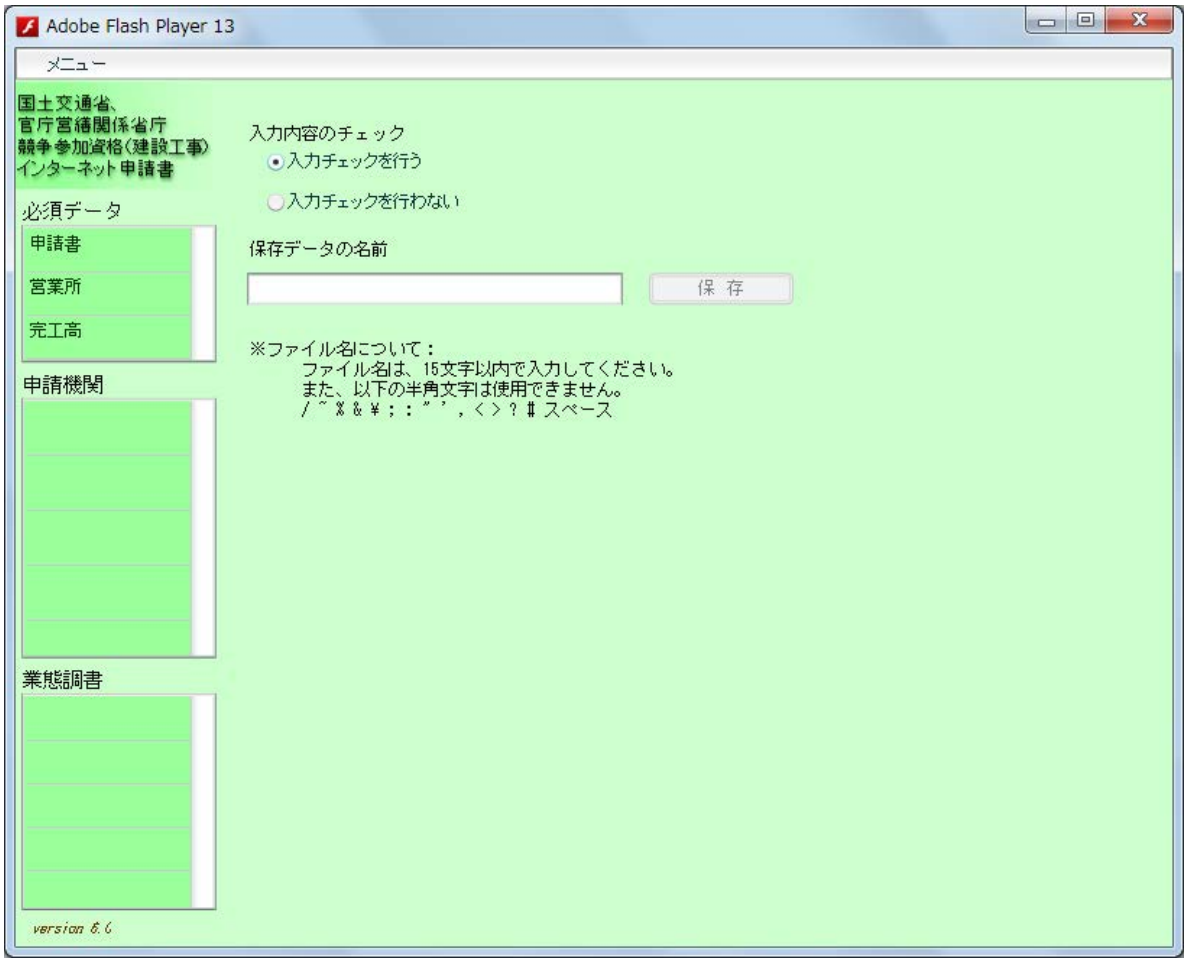

（データ保存画面）

（1）申請書データを保存する場合、入力チェックの有無を選択し、保存するデータの名前を入力して『保存』をクリックしてください。
※「入力チェックを行う」を選択した場合、エラーがあると保存できません。「入力チェックを行わない」を選択し、保存してください。
※ Adobe Flash Player 設定ダイアログ（情報を保持する許可の要求）が表示された場合、必ず「許可」を選択してください。「拒否」を選択すると作成中のデータは保存されませんのでご注意ください。詳細は、申請案内ホームページの『Ｑ＆Ａ』を参照してください。
※ 保存した申請書データを別のパソコンへ移行することはできません。
※ 『保存』をクリックしていないとデータを保存することができません。

7.8　申請書データを印刷する場合

（1）印刷する帳票を選択し、『印刷』をクリックしてください。

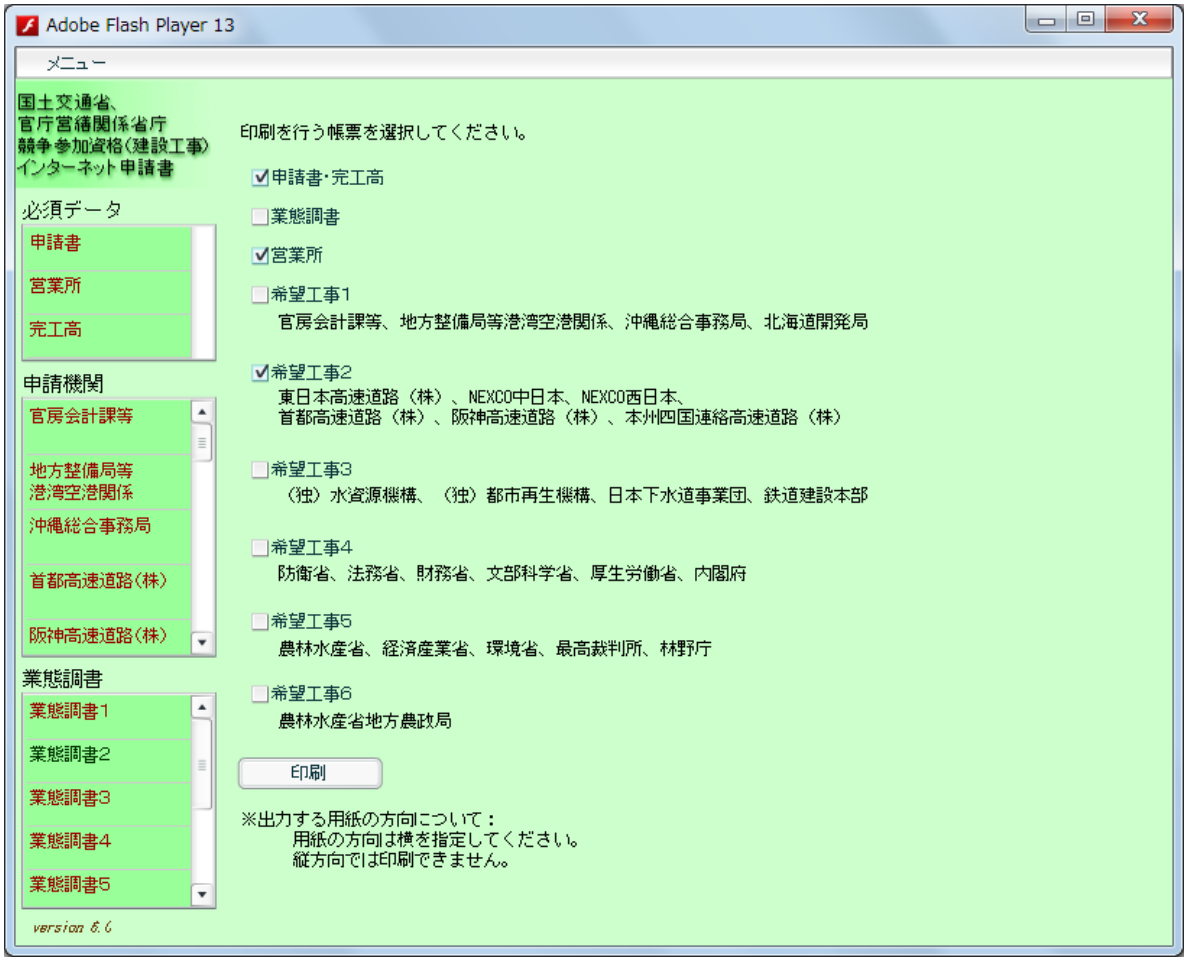

（データ印刷画面）

（2）プリンタの設定画面が表示されますので、用紙の向きを「横」に設定し、『印刷』をクリックしてください。用紙の向きを「縦」に設定した状態で「印刷」を行うと正常に印刷できませんのでご注意ください。

　また、お使いのプリンタによっては、正常に印刷できない場合があります。印刷が正常に行えない場合は、申請案内ホームページからログインし、閲覧「申請書」の画面からブラウザの印刷機能で印刷を行ってください。

※お使いのパソコンのスペックによって、一度に複数の帳票を指定すると処理に時間がかかる場合があります。なるべく少ない単位での印刷をお薦めします。

7.9　申請書データ作成の手順

申請機関別の入力必須様式の対応表です。

ご注意：<u>申請を希望する機関の画面において希望部局等を選択されませんと希望する機関の認定を受けることができませんので、十分ご注意ください。</u>

登録希望部局別の入力必要画面一覧表

※左の部局への登録を希望する場合には、「○」の付いた画面への入力が必要になります。
入力漏れがあった場合には、登録されませんので、注意してください。

	申請書データ											完工高･希望工事		
	申請書	営業所	完工高	業態調書									画面見出し略称	参照ページ
				1	2	3	4	5	6	7	8			
参照ページ→	67	71	74	92	95	101	104	106	109	118	122			
国土交通省地方整備局（道路･河川･官庁営繕･公園関係）	○	○	○	○	○				○	○		○	地方整備局等港湾空港関係	128
国土交通省大臣官房官庁営繕部国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)	○	○	○	○	○				○	○		○		128
国土交通省地方整備局（港湾空港関係）	○	○	○			○			○	○		○		128
国土交通省大臣官房会計課所掌機関	○	○	○						○	○		○	官房会計課等	124
国土交通省北海道開発局	○	○	○	○				○	○	○		○	北海道開発局	134
法務省	○	○	○									○	法務省	138
財務省	○	○	○									○	財務省	142
文部科学省	○	○	○									○	文部科学省	145
厚生労働省	○	○	○									○	厚生労働省	148
農林水産省大臣官房経理課	○	○	○									○	農林水産省	151
農林水産省地方農政局	○	○	○									○	農林水産省地方農政局	154
林野庁	○	○	○									○	林野庁	158
経済産業省	○	○	○									○	経済産業省	162
環境省	○	○	○	○								○	環境省	165
防衛省装備施設本部	○	○	○								○	○	防衛省	171
最高裁判所	○	○	○									○	最高裁判所	176
内閣府	○	○	○						○			○	内閣府	178
内閣府沖縄総合事務局【開発建設部】	○	○	○	○	○	○			○			○	沖縄総合事務局	182
内閣府沖縄総合事務局【農林水産部】	○	○	○						○			○		182
NEXCO東日本（東日本高速道路(株)）	○	○	○									○	NEXCO東日本（東日本高速道路㈱）	187

	申請書データ											完工高･希望工事		
	申請書	営業所	完工高	業態調書									画面見出し略称	参照ページ
				1	2	3	4	5	6	7	8			
参照ページ→	67	71	74	92	95	101	104	106	109	118	122			
中日本高速道路(株)	○	○	○	○			○					○	NEXCO中日本(旧日本道路公団)	190
西日本高速道路(株)	○	○	○									○	NEXCO西日本(旧日本道路公団)	194
首都高速道路(株)	○	○	○	○								○	首都高速道路(株)	198
阪神高速道路(株)	○	○	○									○	阪神高速道路(株)	205
本州四国連絡高速道路(株)	○	○	○	○								○	本州四国連絡高速道路(株)	208
(独)水資源機構	○	○	○	○								○	(独)水資源機構	213
(独)都市再生機構	○	○	○	○								○	(独)都市再生機構	218
日本下水道事業団	○	○	○									○	日本下水道事業団	221
(独)鉄道建設･運輸施設整備支援機構	○	○	○	○					○			○	鉄道建設本部	223

【別途提出が必要なもの】

1．林野庁（各森林管理局）に登録を希望される方にあっては、認定通知書を郵送する際に使用する封筒（送付先（住所、申請者（法人）名等）を表面に記載したもので、８２円切手を貼ったもの）が必要となりますので、５ページに記載されている担当課までご提出ください。

2．林野庁（各森林管理局）に登録を希望される方にあっては、林野庁発注の工事実績を有する場合には、別途様式により、林野庁工事実績等を主たる申請部局へ提出する必要がありますので、７．１１．１１林野庁（158 ページ）をご参考ください。

7.10　申請書データの入力

7.10.1　申請書

【入力が必要な方】
　○ すべての申請者

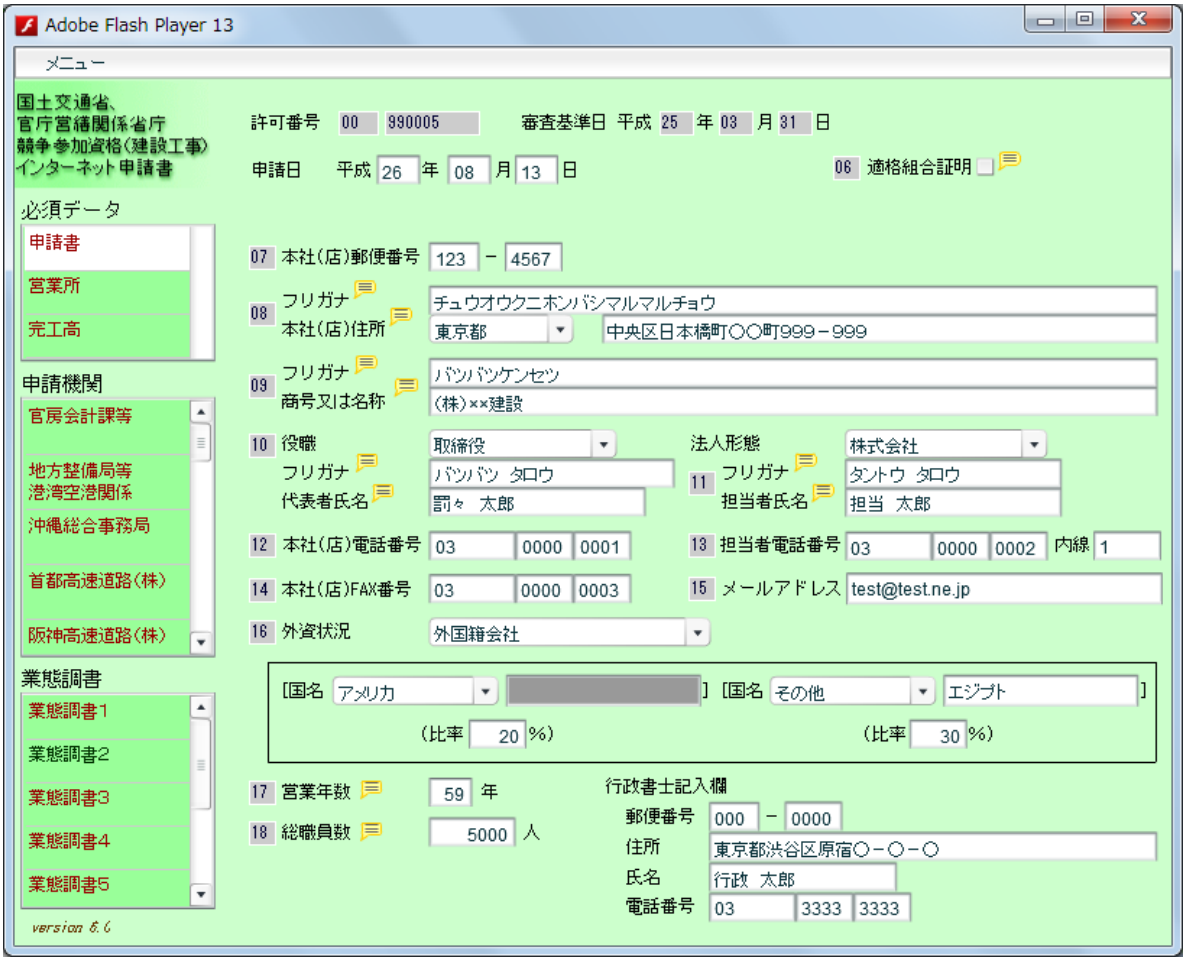

（申請書入力画面）

※入力に当たっての基本的注意事項

○「08 本社（店）住所」及び「09 商号又は名称」等（ともにフリガナを含みます。）の入力では、万が一すべて入力しきれない（該当する桁数が足りない）ときは、入力できる範囲（桁数）で入力すること。

○ 「08 本社（店）住所」（フリガナを含みます。）の入力では、都道府県名は入力しないこと。

○「08 本社（店）住所」及び「09 商号又は名称」等（ともにフリガナを含みます。）の入力では、カタカナの表記を用いる場合等で、「ー」（延音）を含むときは、「－」ではなく、「ー」を入力すること。

（例）　ボール・・・×（誤）

ボール・・・○（正）

また、丁目、番地については、逆に「ー」（ハイフン）を入力すること。

（例）　霞が関１ー５ー３・・・×（誤）

霞が関１－５－３・・・○（正）

○文字の入力規則にあっては、申請書入力プログラム上で制御されているため、入力規則に反する文字は入力できないか、エラーメッセージが表示される。

○入力補助内容についての修正は可能です。該当する項目を正しく修正してください。

入力項目	入力要領
06 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に該当する組合の場合のみ、チェックボックスをクリックする。 ※官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合で、このインターネット方式を利用して申請する場合は、各機関において実施している点数の特例扱いの対象とはならないので注意すること。
申請日	【半角数字】 ○データを送信する（申請する）年月日を半角数字で入力する。
07 本社（店）郵便番号	【半角数字】 ○本社（店）所在地の郵便番号（３桁－４桁）を入力する。
08 本社（店）住所	※建設業許可上の「主たる営業所」の住所を入力する。 ①「都道府県名」の欄は、プルダウンメニューをクリックし、北海道から沖縄県までの４７都道府県名の中から該当するものをクリックする。 ②「都道府県名」の欄の右入力スペースに都道府県以降の住所を入力。【全角文字】 ※丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して入力する。 ③「フリガナ」の欄には、住所のフリガナを入力。【全角カタカナ】 ※都道府県名のフリガナは入力しない。

<table>
<tr><th>入力項目</th><th>入力要領</th></tr>
<tr><td>09 商号又は名称</td><td>① 商号又は名称を、入力する。【全角文字】
○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を必ず、全角文字として入力する（『（』、『）』をそれぞれ全角の一文字として入力する。）。
<table>
<tr><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th></tr>
<tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr>
<tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr>
<tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任
事業組合</td><td>（責）</td></tr>
<tr><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般社団法人</td><td>（一社）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td></tr>
<tr><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。
② 「フリガナ」の欄は、商号名称のフリガナで入力する。【全角カタカナ】
※株式会社等法人の種類を表わす略号については、フリガナは入力しない。</td></tr>
<tr><td>法人形態</td><td>プルダウンメニューをクリックすると次の法人形態名が表示されるので、その中から該当するものをクリックする。
<table>
<tr><td>株式会社</td><td>有限会社</td><td>合資会社</td><td>合名会社</td><td>協同組合</td></tr>
<tr><td>協業組合</td><td>企業組合</td><td>合同会社</td><td>有限責任
事業組合</td><td>一般財団
法人</td></tr>
<tr><td>一般社団法人</td><td>公益財団法人</td><td>公益社団法人</td><td>個　人</td><td>その他</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>10 役職･代表者氏名</td><td>①役職
○プルダウンメニューをクリックすると次の役職名が表示されるので、その中から該当するものをクリックする。
<table>
<tr><td>取締役</td><td>取締役社長</td><td>代表取締役</td><td>代表取締役社長</td></tr>
<tr><td>代表取締役副社長</td><td>代表社員</td><td>代表者</td><td>代表理事</td></tr>
<tr><td>理事長</td><td>社長</td><td>副社長</td><td>無限責任社員</td></tr>
<tr><td>管財人</td><td>会長</td><td></td><td></td></tr>
</table>
※個人若しくは該当がない場合には、「代表者」を選ぶこと。
②代表者氏名【全角文字】
○姓と名前との間は１文字あけること。
③フリガナ【全角カタカナ】
○姓と名前との間は１文字あけること。
○代表者の役職についてのフリガナは記載しないこと。</td></tr>
<tr><td>11 担当者氏名</td><td>①担当者氏名【全角文字】
○申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの当該申請についての質問に答えられる方）を記入する。
○姓と名前との間は１文字あけること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>入力項目</th><th>入力要領</th></tr>
<tr><td></td><td>②フリガナ【全角カタカナ】
○姓と名前との間は１文字あけること。</td></tr>
<tr><td>12本社（店）電話番号
13担当者電話番号
14本社（店）FAX番号</td><td>○各ブロックに次のとおり入力する。【半角数字】
<table><tr><td>市外局番</td><td>市内局番</td><td>番号</td></tr></table>○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も入力する。【半角数字】
（内線が必要なければ入力不要。）
○「本店ＦＡＸ番号」がない（ＦＡＸ機器を持ちあわせていない）場合には、３つのブロック全てに半角数字で「0」（ゼロ）を入力すること。</td></tr>
<tr><td>15 メールアドレス</td><td>○当方からの業務上の連絡に対応できうるアドレスを、半角英数字にて入力する。【半角英数字】
※個人のメールアドレスでも可能。
※「メールアドレス」がない場合は、入力不要。
※この「15 メールアドレス」は、有資格登録後の業務上の連絡のためのものです。</td></tr>
<tr><td>16 外資状況</td><td>○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、プルダウンメニューをクリックし、次に表示されるものから該当するものをクリックする。
<table><tr><td>表示されるメニュー</td><td>定義</td></tr><tr><td>日本資本会社</td><td>本店、資本ともに日本の会社</td></tr><tr><td>外国籍会社</td><td>外国籍の会社（本店が外国）</td></tr><tr><td>日本国籍会社（100%外国資本）</td><td>本店が日本にあるが、100％外国資本の会社</td></tr><tr><td>日本国籍会社（一部外国資本）</td><td>本店が日本にあるが一部外国資本の会社</td></tr></table>○「日本資本会社」以外をクリックすると、「外資状況」の下側スペースの［国名］の選択と（比率%）箇所が入力可能となり、［　］内のプルダウンメニューから外国名を選択し、（　）内には半角数字による当該国の資本の比率をそれぞれ入力する。</td></tr>
<tr><td>17 営業年数</td><td>○申請日直近の総合評定値通知書に表示されている営業年数を入力する。【半角数字】</td></tr>
<tr><td>18 総職員数</td><td>○経営事項審査の審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載する。</td></tr>
<tr><td>行政書士記入欄</td><td>○行政書士が申請書データを作成した場合に、各欄に入力する。
① 行政書士の郵便番号を（３桁－４桁）入力する。【半角数字】
② 行政書士の住所を入力する。【全角文字】
③ 行政書士の氏名を入力する。【全角文字】
④ 行政書士の電話番号を入力する。【半角数字】
<table><tr><td>市外局番</td><td>市内局番</td><td>番号</td></tr></table></td></tr>
</table>

7.10.2 営業所

【入力が必要な方】
　○ すべての申請者

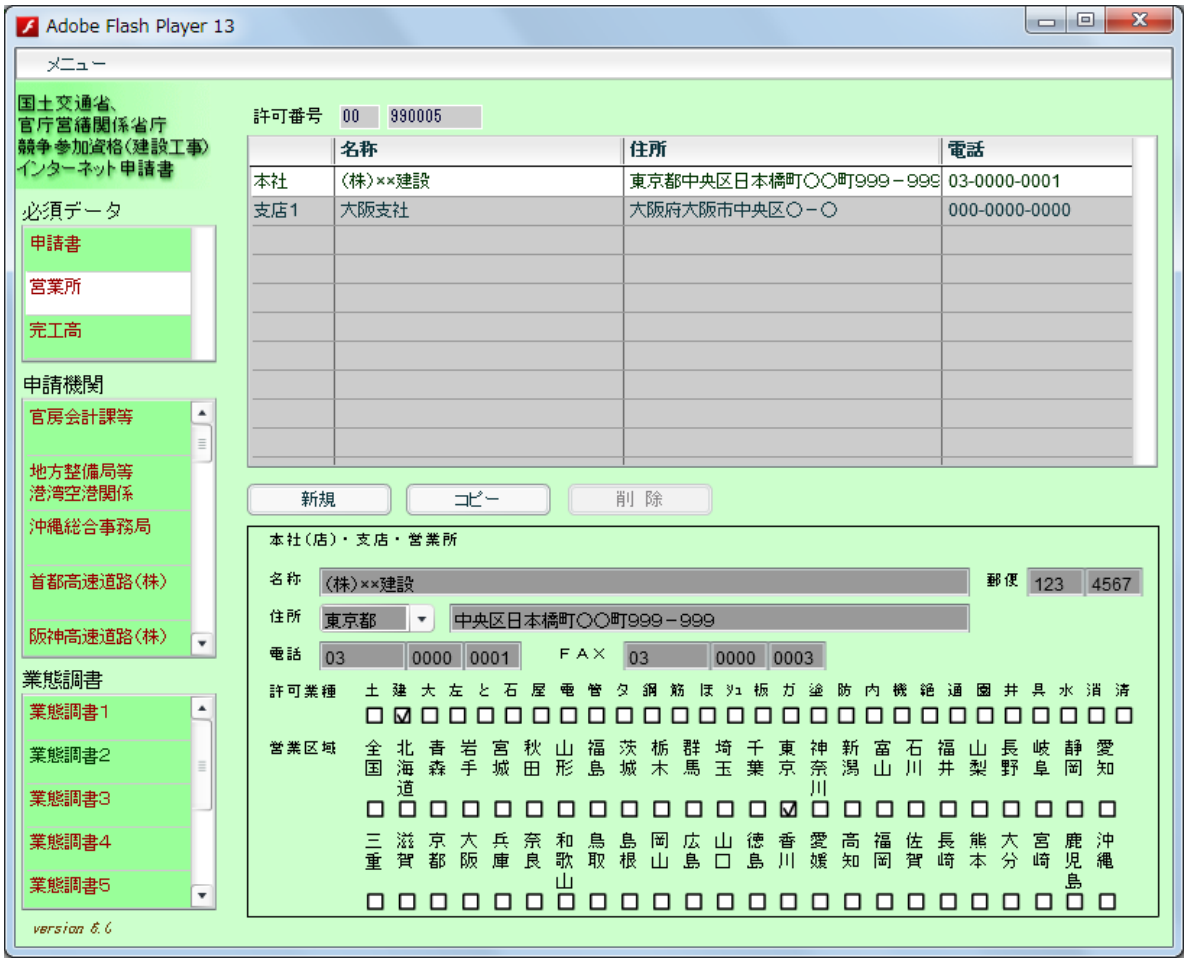

（営業所一覧表入力画面）

※　画面左のメニュー『営業所』をクリックすると、上記画面が表示される。
※　本店の「名称」、「郵便」、「住所」、「電話」、「ＦＡＸ」は、申請書入力画面から既に登録されているので、「許可業種」、「営業区域」のみ入力する。
※　入力補助内容の取得を行った場合には、読み込まれたデータが既に登録されているため、必要な部分のみ修正する。

【基本操作】
１．新規登録
　①『新規』をクリックする。→入力欄（画面下部）に入力可能となる。
　②入力欄（画面下部）の各項目を入力する。
２．削除
　①削除する営業所をクリックする。

②『削除』をクリックする。→一覧から選択した営業所情報を削除する。

３．コピー

①コピーしたい営業所をクリックする。

②『コピー』をクリックする。→一覧に選択した営業所情報をコピーする。

※本表は、申請日現在で作成すること。

入力項目	入力要領
名称	○経営事項審査を受けた建設業許可業種を有しているすべての本店又は支店営業所の名称を入力する。【全角文字】 ○支店の場合、名称欄には、商号又は名称を省くこと。 （例）　霞ヶ関建設（株）の丸の内支店の場合 名称の欄には「丸の内支店」と入力する。 ※　支店・営業所の名称は重複しないこと。
郵便	○所在地の郵便番号（３桁－４桁）を入力する。【半角数字】
住所	○すべての支店営業所の住所を入力する。【全角文字】 ①　「都道府県名」の欄は、プルダウンメニューをクリックし、北海道から沖縄県までの４７都道府県名の中から該当するものをクリックする。 ②　「都道府県名」の欄の右入力スペースに都道府県以降の住所を入力。【全角文字】 ※丁目、番地は､「－（ハイフン）」により省略して入力する。
電話 ＦＡＸ	○各ブロックに次のとおり入力する。【半角数字】 市外局番 ｜ 市内局番 ｜ 番号
建設業許可	○｢名称｣欄に入力した営業所に対応する**経営事項審査を受けた建設業許可業種の下のチェックボックスをクリックする。** ※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種は､クリックしないこと。 ※建設業許可画面上の建設業許可工事種別に表示されている略号は、下記一覧表のとおり。
営業区域	○その営業所が営業する区域について該当する都道府県名の下のチェックボックスをクリックする。 ※営業範囲が複数にまたがる場合には、該当する全ての都道府県をクリックすること。 ※「全国」は、まさしく全国を対象とする場合にクリックする。（「全国」をクリックすると他の都道府県をクリックすることはできない。）

※建設業許可欄の略号一覧表

略号	建設業許可工事種別	略号	建設業許可工事種別	略号	建設業許可工事種別
土	土木一式	鋼	鋼構造物	機	機械器具設置
建	建築一式	筋	鉄筋	絶	熱絶縁
大	大工	ほ	ほ装	通	電気通信
左	左官	ｼｭ	しゅんせつ	園	造園
と	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	板	板金	井	さく井
石	石	ガ	ガラス	具	建具
屋	屋根	塗	塗装	水	水道施設
電	電気	防	防水	消	消防施設
管	管	内	内装仕上	清	清掃施設
タ	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ				

7.10.3 完工高

【入力が必要な方】
　○ すべての申請者

建業法工種名	細区分工種名	年間平均完成工事高(千円)
土木一式	一般土木	12,123
	遮音壁	123,123
	ｸﾞﾗｳﾄ	32
	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	343
	法面処理・環境省（自然環境共生工事）	0
	土木保全・環境省（自然環境共生工事）	0
	標識・環境省（自然環境共生工事）	0
	防護柵・環境省（自然環境共生工事）	0
	ﾄﾝﾈﾙ内装	0
	軌道	0
	港湾土木	0
	ﾚｰﾙ溶接他	0
	その他	0
	合計	135,621
建築一式	建築	60,021
	木造建築	0
	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築	0
	施設保全	0
	遮音壁	0
	その他	0
	合計	60,021
大工	建築	0
	木造建築	0
	その他	0
	合計	0

（完工高入力画面）

※　画面左の『完工高』をクリックすると、上記画面が表示される。

◎　本申請に用いる経営事項審査（総合評定値通知書）の年間平均完成工事高を、画面上の細区分工種にあわせて分割し、入力する。

≪ 入力例 ≫

経営事項審査（総合評定値通知書）において「管」の年間平均完成工事高が 10 億円である業者が、インターネット一元受付を申請する場合は、次のようになる。

①　申請者において、「管」の完成工事高 10 億円を、工事内容を鑑みて、細区分工種の「暖冷房衛生設備」３億円と「水処理設備」５億円と「施設保全」２億円に分割して計上する。

②　首都高速道路株式会社では希望工事種別「管工事」３億円、「その他（申請外）」５億円、「道路保全施設工事」２億円という内容で自動的に計上される。

③　日本下水道事業団では、希望工事種別「建築機械設備工事」10 億円という内容で自動的に計上される。

建設業許可工事種別		細区分工種		首都高速道路株式会社		日本下水道事業団	
管	10 億円	暖冷房衛生設備	3 億円	管工事	3 億円	建築機械設備工事	10 億円
		水処理設備	5 億円	その他（申請外）	5 億円		
		施設保全	2 億円	道路保全施設工事	2 億円		

※　首都高速道路株式会社及び日本下水道事業団以外の機関にあっても、同様の方法で登録希望の有無を問わず、細区分工種に対応した希望工事種別の年間平均完成工事高は自動計算され計上される。

各発注機関の希望工事種別の登録を希望するか否かは、各発注機関の「完工高・希望工事」画面において、該当する部局等がチェックされているか否かで、判断されることになるので、必ず希望する部局の「完工高・希望工事」画面に入力すること（「完工高・希望工事」の入力については、124 ページ以降をご参照ください。）。

※　申請者が入力される建設業法工事種別の年間平均完成工事高の合計額は、申請書データの送信の際に、当方で所有する経営事項審査（総合評定値）データにおける建設業法工事種別の年間平均完成工事高の合計額と照合します。照合した結果、入力された年間平均完成工事高に過不足がある場合には、受信エラー画面とともに、該当エラーメッセージが表示されることになります。

※　経営事項審査（総合評定値通知書）上の建設業法工事種別の年間平均完成工事高が「0（ｾﾞﾛ）」であっても、経営事項審査（総合評定値通知書）を受けていれば、当該建設業法工事種別に対応する各発注機関の希望工事種別への申請は可能です。逆に、各発注機関の希望工事種別に対応する経営事項審査（総合評定値通知書）上の建設業法工事種別のうち１種類以上の建設業法工事種別で経営事項審査（総合評定値通知書）を受けていなければ、各発注機関の希望工事種別への申請はできません（※公共事業の発注する機関の多くは、自身の事業特性に合わせて、建設業法工事種別とは異なった希望工事種別を定めています。各発注機関の希望工事種別と建設業法工事種別の対応関係については、124 ページ以降の「７．11　完工高・希望工事の入力」を参照してください）。

※　細区分工種の工事の内容は 76～79 ページ、建設業法工事種別の細区分工種と各発注機関における希望工事種別との関係については 80～91 ページにそれぞれ記載してあります。

※　各発注機関の完工高・希望工事の入力画面における希望工事種別の年間平均完成工事高の合計は、経営事項審査（総合評定値通知書）上の年間平均完成工事高の合計よりも大きくなることがありますが、完工高入力画面の建設業法工事種別ごとの年間平均完成工事高の合計が経営事項審査（総合評定値通知書）上の建設業法工事種別ごとの年間平均完成工事高と一致していれば、総合計が違っていても問題はありません。

細 区 分 工 種 の 工 事 の 内 容

細区分工種名			工事の内容
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名	
0101	土木一式	一般土木	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
0102	土木一式	遮音壁	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、遮音壁に関するもの
0103	土木一式	ｸﾞﾗｳﾄ	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、岩盤、土中、ｺﾝｸﾘｰﾄ等にﾓﾙﾀﾙ･ｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄを注入する工事（以下「ｸﾞﾗｳﾄ工事」という。）に関するもの
0104	土木一式	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事（以下「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事」という。）に関するもの
0105	土木一式	法面処理・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、ｱﾝｶｰ工及びその他法面保護工事（以下「法面処理工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するも
0106	土木一式	土木保全・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事（以下「土木保全工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの
0107	土木一式	標識・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、道路標識の設置工事（以下「標識工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの
0108	土木一式	防護柵・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、交通安全施設（防護柵等）の設置工事及び法面保護のためのﾈｯﾄ工事（以下「防護柵工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの
0109	土木一式	ﾄﾝﾈﾙ内装	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装板の設置工事（以下「ﾄﾝﾈﾙ内装工事」という。）に関するもの
0110	土木一式	軌道	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、軌道工事（以下「軌道工事」という。）に関するもの
0111	土木一式	港湾土木	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、港湾の施設である外郭施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁）・係留施設（岸壁、桟橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場）及び前記施設と同種の施設の工事（以下「港湾土木工事」という。）に関するもの　※詳細は120ページを参照してください。
0112	土木一式	ﾚｰﾙ溶接他	ﾚｰﾙ溶接工事又は基準器設置工事
0113	土木一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
0201	建築一式	建築	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
0202	建築一式	木造建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、耐火建築以外の建築工事（以下「木造建築工事」という。）に関するもの
0203	建築一式	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ材を用いて施工する建築工事（以下「ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築工事」という。）に関するもの
0204	建築一式	施設保全	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、施設に係わる維持修繕工事（以下「施設保全工事」という。）に関するもの
0205	建築一式	遮音壁	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、遮音壁に関するもの
0206	建築一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
0301	大工	建築	大工工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
0302	大工	木造建築	大工工事のうち、木造建築工事に関するもの
0303	大工	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
0401	左官	建築	左官工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
0402	左官	木造建築	左官工事のうち、木造建築工事に関するもの
0403	左官	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	一般土木	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	遮音壁	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、遮音壁に関するもの
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	ｸﾞﾗｳﾄ	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、ｸﾞﾗｳﾄ工事に関するもの
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	杭打	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭施工工事（以下「杭打工事」という。）に関するもの
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事に関するもの
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	法面処理	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、法面処理工事に関するもの
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	土木保全	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、土木保全工事に関するもの
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	標識	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、標識工事に関するもの
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	防護柵	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、防護柵工事に関するもの
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	ﾄﾝﾈﾙ内装	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	鋼構造物一般	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事（以下「鋼構造物一般工事」という。）に関するもの
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	鋼橋上部	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事（以下「鋼橋上部工事」という。）に関するもの
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	建築	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	木造建築	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、木造建築工事に関するもの
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	施設保全	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、施設保全工事に関するもの
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
0601	石	一般土木	石工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
0602	石	遮音壁	石工事のうち、遮音壁に関するもの
0603	石	土木保全	石工事のうち、土木保全工事に関するもの
0604	石	建築	石工事のうち、建築に関するもの
0605	石	施設保全	石工事のうち、施設保全工事に関するもの
0606	石	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する

細区分工種名			工事の内容
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名	
0701	屋根		屋根工事
0702	屋根	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
0801	電気	電気設備	電気工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
0802	電気	電気設備（鉄道信号設備）	電気工事の電気設備のうち、信号関係等に係るもの
0803	電気	受変電設備	電気工事のうち、受変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事（以下「受変電設備工事」という。）に関するもの
0804	電気	受配電設備	電気工事のうち、受配電設備（自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備を含む）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの
0805	電気	施設保全	電気工事のうち、施設保全工事に関するもの
0806	電気	電力線路	送電線路、電車線路、配電線路等の工事
0807	電気	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
0901	管	暖冷房衛生設備	管工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（以下「暖冷房衛生設備工事」という。）
0902	管	水処理設備	管工事のうち、水処理のﾌﾟﾗﾝﾄ設備（産業排水処理設備等）の工事（以下「水処理設備工事」という。）に関するもの
0903	管	施設保全	管工事のうち、施設保全工事に関するもの
0904	管	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	一般土木	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	遮音壁	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、遮音壁に関するもの
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	土木保全	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、土木保全工事に関するもの
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	ﾄﾝﾈﾙ内装	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	建築	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	木造建築	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、木造建築工事に関するもの
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	施設保全	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、施設保全工事に関するもの
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1101	鋼構造物	鋼構造物一般	鋼構造物工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの
1102	鋼構造物	鋼橋上部	鋼構造物工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの
1103	鋼構造物	遮音壁	鋼構造物工事のうち、遮音壁に関するもの
1104	鋼構造物	土木保全	鋼構造物工事のうち、土木保全工事に関するもの
1105	鋼構造物	標識	鋼構造物工事のうち、標識工事に関するもの
1106	鋼構造物	防護柵	鋼構造物工事のうち、防護柵工事に関するもの
1107	鋼構造物	軌道	鋼構造物工事のうち、軌道工事に関するもの
1108	鋼構造物	建築	鋼構造物工事のうち、建築に関するもの
1109	鋼構造物	施設保全	鋼構造物工事のうち、施設保全工事に関するもの
1110	鋼構造物	通信設備	鋼構造物工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事（以下「通信設備工事」という。）に関するもの
1111	鋼構造物	機械設備一般	鋼構造物工事のうち、機械設備工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（以下「機械設備工事」という。）
1112	鋼構造物	建物機械設備	鋼構造物工事のうち、建物機械設備（車重計設備、軸重計設備、ｺﾞﾐ処理設備、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ昇降設備、ｸﾚｰﾝ設備、ﾎﾟﾝﾌﾟ設備等）で機器製作（改造含む）、据付、試験調整を伴う工事（以下「建物機械設備工事」という。）並びに水処理設備工事に関するもの
1113	鋼構造物	ﾄﾝﾈﾙ換気設備	鋼構造物工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ換気設備（ﾄﾝﾈﾙ換気用送・排風機設備、集塵機設備等）で機器製作（改造含む）、据付、試験調整を伴う工事（以下「ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事」という。）に関するもの
1114	鋼構造物	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1201	鉄筋	一般土木	鉄筋工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
1202	鉄筋	遮音壁	鉄筋工事のうち、遮音壁に関するもの
1203	鉄筋	軌道	鉄筋工事のうち、軌道工事に関するもの
1204	鉄筋	建築	鉄筋工事のうち、建築工事に関するもの
1205	鉄筋	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1301	ほ装	ｾﾒﾝﾄ舗装	ほ装工事のうち、ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いて行う道路等の舗装工事（土木保全工事を除く。）に関するもの
1302	ほ装	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	ほ装工事のうち、瀝青ｱｽﾌｧﾙﾄ材を用いて行う道路等の舗装工事（土木保全工事を除く。）に関するもの
1303	ほ装	土木保全	ほ装工事のうち、土木保全工事に関するもの
1304	ほ装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1401	しゅんせつ		しゅんせつ工事
1402	しゅんせつ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する

細区分工種名			工事の内容
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名	
1501	板金	建築	板金工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
1502	板金	標識	板金工事のうち、標識工事に関するもの
1503	板金	ﾄﾝﾈﾙ内装	板金工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの
1504	板金	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1601	ｶﾞﾗｽ		ｶﾞﾗｽ工事
1602	ｶﾞﾗｽ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1701	塗装	塗装一般	塗装工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
1702	塗装	区画線	塗装工事のうち、道路区画線工事に関するもの
1703	塗装	土木保全	塗装工事のうち、土木保全工事に関するもの
1704	塗装	建築	塗装工事のうち、建築に関するもの
1705	塗装	施設保全・環境省（展示・内装仕上工事）	塗装工事のうち、施設保全工事に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの
1706	塗装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1801	防水	一般土木	防水工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
1802	防水	法面処理	防水工事のうち、法面処理工事に関するもの
1803	防水	土木保全	防水工事のうち、土木保全工事に関するもの
1804	防水	建築	防水工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの
1805	防水	施設保全	防水工事のうち、施設保全工事に関するもの
1806	防水	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
1901	内装仕上	建築	内装仕上工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
1902	内装仕上	木造建築	内装仕上工事のうち、木造建築工事に関するもの（畳、ふすまに関するものを除く）
1903	内装仕上	畳・環境省・（展示・内装仕上工事）	内装仕上工事のうち、畳に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの
1904	内装仕上	ふすま・環境省（展示・内装仕上工事）	内装仕上工事のうち、ふすまに関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの
1905	内装仕上	ﾄﾝﾈﾙ内装・環境省（展示・内装仕上工事）	内装仕上工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの
1906	内装仕上	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2001	機械器具設置	機械設備一般	機械器具設置工事のうち、機械設備一般工事に関するもの
2002	機械器具設置	大気汚染防止設備工事	機械器具設置工事のうち、大気汚染防止のﾌﾟﾗﾝﾄ設備（集塵設備等）の工事（以下「大気汚染防止設備工事」という。）に関するもの
2003	機械器具設置	ﾄﾝﾈﾙ換気設備	機械器具設置工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事に関するもの
2004	機械器具設置	水処理設備・環境省（水環境処理工事）	機械器具設置工事のうち、水処理設備工事に関するもの、もしくは環境省における水環境処理工事に関するもの
2005	機械器具設置	管・環境省（水環境処理工事）	機械器具設置工事のうち、管工事に関するもの、もしくは環境省における水環境処理工事に関するもの
2006	機械器具設置	土木保全	機械器具設置工事のうち、土木保全工事に関するもの
2007	機械器具設置	標識	機械器具設置工事のうち、標識工事に関するもの
2008	機械器具設置	軌道	機械器具設置工事のうち、軌道工事に関するもの
2009	機械器具設置	施設保全	機械器具設置工事のうち、施設保全工事に関するもの
2010	機械器具設置	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2101	熱絶縁	暖冷房衛生設備	熱絶縁工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2102	熱絶縁	機械設備一般	熱絶縁工事のうち、機械設備工事に関するもの
2103	熱絶縁	施設保全	熱絶縁工事のうち、施設保全工事に関するもの
2104	熱絶縁	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2201	電気通信	通信	電気通信工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2202	電気通信	遠方監視制御設備	電気通信工事のうち、遠方監視制御設備（情報交換設備、情報ﾀｰﾐﾅﾙ設備、伝送交換設備、衛星通信設備を含む）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの
2203	電気通信	交通情報設備	電気通信工事のうち、交通情報設備（可変表示設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像伝送・処理設備、無線通信設備、ﾄﾝﾈﾙ内ﾗｼﾞｵ再放送設備、ﾄﾝﾈﾙ内拡声放送設備、ﾊｲｳｪｲﾗｼﾞｵ設備、路車間情報通信設備、自動料金収受設備を含む）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの
2204	電気通信	施設保全	電気通信工事のうち、施設保全工事に関するもの
2205	電気通信	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2301	造園	造園一般・環境省（自然環境共生工事）	造園工事で他の工事種別に属する工事以外のもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの
2302	造園	土木保全・環境省（自然環境共生工事）	造園工事のうち、土木保全工事に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの
2303	造園	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2401	さく井		さく井工事
2402	さく井	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する

細区分工種名			工事の内容
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名	
2501	建具	建築	建具工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2502	建具	木造建築	建具工事のうち、木造建築工事に関するもの（ふすまに関するものを除く。）
2503	建具	ふすま・環境省（展示・内装仕上工事）	建具工事のうち、ふすまに関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの
2504	建具	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2601	水道施設	一般土木	水道施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2602	水道施設	土木保全	水道施設工事のうち、土木保全工事に関するもの
2603	水道施設	暖冷房衛生設備	水道施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの
2604	水道施設	水処理設備	水道施設工事のうち、水処理設備工事に関するもの
2605	水道施設	施設保全	水道施設工事のうち、施設保全工事に関するもの
2606	水道施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2701	消防施設	建築	消防施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2702	消防施設	施設保全	消防施設工事のうち、施設保全工事に関するもの
2703	消防施設	暖冷房衛生設備	消防施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの
2704	消防施設	非常用設備	消防施設工事のうち、非常用設備（火災報知器、水噴霧設備、消火栓設備）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの
2705	消防施設	電気設備	消防施設工事のうち、電気設備工事に関するもの
2706	消防施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2801	清掃施設	建築	清掃施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2802	清掃施設	暖冷房衛生設備	清掃施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの
2803	清掃施設	建物機械設備	清掃施設工事のうち、建物機械設備工事に関するもの
2804	清掃施設	水処理設備	清掃施設工事のうち、水処理設備工事に関するもの
2805	清掃施設	大気汚染防止設備工事	清掃施設工事のうち、大気汚染防止設備工事に関するもの
2806	清掃施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する
2901	その他	その他工事	その他
3001	建設業法以外	土木関係	建設業法以外の工事で土木関係のもの
3002	建設業法以外	施設関係	建設業法以外の工事で施設関係のもの

注意 ： 細区分コード0111の港湾土木については、以下のとおり補足します。

① 港湾の施設とは、港湾法第2条に定める港湾施設及びその他の社会通念上の港湾における施設をいい、港湾区域外のﾏﾘｰﾅや発電所等の専用港湾の施設を含む。

② 前記施設と同種の施設とは、港湾の施設以外の施設であって空港の施設、漁港の施設、海岸の施設等の「防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁（外郭施設）」及び「岸壁、桟橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場（係留施設）」の施設で、海域及び海岸に建設される施設をいう。なお、河川の施設である導流堤、水門、堤防等で、河口部の海域及び海岸に建設されるものは含まれる。

③ 上記①及び②の施設の建設に関連して施工されるｹｰｿﾝ、ﾌﾞﾛｯｸ等のﾌﾟﾚｷｬｽﾄ部材製作工事、地盤改良工事等の全ての工事が含まれる。

④ 上記の工事に係る完成工事高は、請負工事単位で港湾土木工事（請負工事に占める港湾土木工事の割合が、50％以上のものに限る。）に該当するものを計上するものとする。なお、一つの請負工事に係る完成工事高を分割又は重複計上することはできない。

【各発注機関別細区分工種一覧表】

細区分工種名		国土交通省							
		官房会計課所掌機関		地方整備局（道路･河川･官庁営繕･公園関係）		地方整備局（港湾空港関係）		北海道開発局	
コード	建設業許可工事種別（細区分工種名）	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
0101	土木一式（一般土木）	01	土木工事業	01	一般土木工事	01	空港等土木工事	01	一般土木
0102	土木一式（遮音壁）	01	土木工事業	01	一般土木工事	01	空港等土木工事	01	一般土木
0103	土木一式（ｸﾞﾗｳﾄ）	01	土木工事業	15	ｸﾞﾗｳﾄ工事	01	空港等土木工事	14	ｸﾞﾗｳﾄ
0104	土木一式（ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）	01	土木工事業	10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	01	空港等土木工事	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
0105	土木一式（法面処理・環境省（自然環境共生工事））	01	土木工事業	11	法面処理工事	01	空港等土木工事	01	一般土木
0106	土木一式（土木保全・環境省（自然環境共生工事））	01	土木工事業	13	維持修繕工事	01	空港等土木工事	15	維持
0107	土木一式（標識・環境省（自然環境共生工事））	01	土木工事業	13	維持修繕工事	01	空港等土木工事	15	維持
0108	土木一式（防護柵・環境省（自然環境共生工事））	01	土木工事業	13	維持修繕工事	01	空港等土木工事	01	一般土木
0109	土木一式（ﾄﾝﾈﾙ内装）	01	土木工事業	01	一般土木工事	01	空港等土木工事	01	一般土木
0110	土木一式（軌道）	01	土木工事業	01	一般土木工事	01	空港等土木工事	17	その他（申請外）
0111	土木一式（港湾土木）	01	土木工事業	01	一般土木工事	02	港湾土木工事	01	一般土木
0112	土木一式（レール溶接他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	01	空港等土木工事	17	その他（申請外）
0113	土木一式（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0201	建築一式（建築）	02	建築工事業	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0202	建築一式（木造建築）	02	建築工事業	06	木造建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0203	建築一式（ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築）	02	建築工事業	18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0204	建築一式（施設保全）	02	建築工事業	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0205	建築一式（遮音壁）	02	建築工事業	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0206	建築一式（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0301	大工（建築）	16	その他（申請外）	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0302	大工（木造建築）	16	その他（申請外）	06	木造建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0303	大工（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0401	左官（建築）	16	その他（申請外）	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0402	左官（木造建築）	16	その他（申請外）	06	木造建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0403	左官（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（一般土木）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（遮音壁）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（ｸﾞﾗｳﾄ）	16	その他（申請外）	15	ｸﾞﾗｳﾄ工事	06	その他（申請外）	14	ｸﾞﾗｳﾄ
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（杭打）	16	その他（申請外）	16	杭打工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）	16	その他（申請外）	10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	06	その他（申請外）	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（法面処理）	16	その他（申請外）	11	法面処理工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（土木保全）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（標識）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（防護柵）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（ﾄﾝﾈﾙ内装）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（鋼構造物一般）	16	その他（申請外）	03	鋼橋上部工事	06	その他（申請外）	04	鋼橋上部
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（鋼橋上部）	16	その他（申請外）	03	鋼橋上部工事	06	その他（申請外）	04	鋼橋上部
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（建築）	16	その他（申請外）	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（木造建築）	16	その他（申請外）	06	木造建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（施設保全）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0601	石（一般土木）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0602	石（遮音壁）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
0603	石（土木保全）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
0604	石（建築）	16	その他（申請外）	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0605	石（施設保全）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
0606	石（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0701	屋根	16	その他（申請外）	06	木造建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
0702	屋根（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0801	電気（電気設備）	03	電気工事業	07	電気設備工事	06	その他（申請外）	09	電気
0802	電気（電気設備（鉄道建設・信号設備））	03	電気工事業	07	電気設備工事	06	その他（申請外）	09	電気
0803	電気（受変電設備）	03	電気工事業	21	受変電設備工事	06	その他（申請外）	09	電気
0804	電気（受配電設備）	03	電気工事業	21	受変電設備工事	06	その他（申請外）	09	電気
0805	電気（施設保全）	03	電気工事業	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
0806	電気（電力線路）	03	電気工事業	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0807	電気（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
0901	管（暖冷房衛生設備）	04	管工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他（申請外）	08	管
0902	管（水処理設備）	04	管工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他（申請外）	08	管
0903	管（施設保全）	04	管工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他（申請外）	08	管
0904	管（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（一般土木）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（遮音壁）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（土木保全）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（ﾄﾝﾈﾙ内装）	16	その他（申請外）	01	一般土木工事	06	その他（申請外）	01	一般土木
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（建築）	16	その他（申請外）	05	建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（木造建築）	16	その他（申請外）	06	木造建築工事	06	その他（申請外）	02	建築
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（施設保全）	16	その他（申請外）	13	維持修繕工事	06	その他（申請外）	15	維持
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
1101	鋼構造物（鋼構造物一般）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1102	鋼構造物（鋼橋上部）	05	鋼構造物工事業	03	鋼橋上部工事	05	港湾等鋼構造物工事	04	鋼橋上部
1103	鋼構造物（遮音壁）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1104	鋼構造物（土木保全）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1105	鋼構造物（標識）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1106	鋼構造物（防護柵）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1107	鋼構造物（軌道）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	17	その他（申請外）
1108	鋼構造物（建築）	05	鋼構造物工事業	05	建築工事	05	港湾等鋼構造物工事	02	建築
1109	鋼構造物（施設保全）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1110	鋼構造物（通信設備）	05	鋼構造物工事業	20	通信設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	09	電気
1111	鋼構造物（機械設備一般）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1112	鋼構造物（建物機械設備）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1113	鋼構造物（ﾄﾝﾈﾙ換気設備）	05	鋼構造物工事業	19	機械設備工事	05	港湾等鋼構造物工事	07	機械装置
1114	鋼構造物（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
1201	鉄筋（一般土木）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	01	一般土木
1202	鉄筋（遮音壁）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	01	一般土木
1203	鉄筋（軌道）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）
1204	鉄筋（建築）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	02	建築
1205	鉄筋（その他）	16	その他（申請外）	22	その他（申請外）	06	その他（申請外）	17	その他（申請外）

細区分工種名		国土交通省							
		官房会計課所掌機関		地方整備局（道路･河川･官庁営繕･公園関係）		地方整備局（港湾空港関係）		北海道開発局	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
1301	ほ装(ｾﾒﾝﾄ舗装)	06	ほ装工事業	09	ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事	04	空港等舗装工事	03	舗装
1302	ほ装(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	06	ほ装工事業	02	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事	04	空港等舗装工事	03	舗装
1303	ほ装(土木保全)	06	ほ装工事業	13	維持修繕工事	04	空港等舗装工事	15	維持
1304	ほ装(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1401	しゅんせつ	16	その他(申請外)	14	河川しゅんせつ工事	03	港湾等しゅんせつ工事	06	しゅんせつ
1402	しゅんせつ(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1501	板金(建築)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	02	建築
1502	板金(標識)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1503	板金(ﾄﾝﾈﾙ内装)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1504	板金(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1601	ｶﾞﾗｽ	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	02	建築
1602	ｶﾞﾗｽ(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1701	塗装(塗装一般)	07	塗装工事業	12	塗装工事	06	その他(申請外)	10	塗装
1702	塗装(区画線)	07	塗装工事業	12	塗装工事	06	その他(申請外)	10	塗装
1703	塗装(土木保全)	07	塗装工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	15	維持
1704	塗装(建築)	07	塗装工事業	12	塗装工事	06	その他(申請外)	10	塗装
1705	塗装(施設保全･環境省(展示･内装仕上工事))	07	塗装工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	15	維持
1706	塗装(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1801	防水(一般土木)	08	防水工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	12	防水加工
1802	防水(法面処理)	08	防水工事業	11	法面処理工事	06	その他(申請外)	12	防水加工
1803	防水(土木保全)	08	防水工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	15	維持
1804	防水(建築)	08	防水工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
1805	防水(施設保全)	08	防水工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	15	維持
1806	防水(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
1901	内装仕上(建築)	09	内装仕上工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
1902	内装仕上(木造建築)	09	内装仕上工事業	06	木造建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
1903	内装仕上(骨･環境省･(展示･内装仕上工事))	09	内装仕上工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
1904	内装仕上(ふすま･環境省(展示･内装仕上工事))	09	内装仕上工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
1905	内装仕上(ﾄﾝﾈﾙ内装･環境省(展示･内装仕上工事))	09	内装仕上工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
1906	内装仕上(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2001	機械器具設置(機械設備一般)	10	機械器具設置工事業	19	機械設備工事	06	その他(申請外)	07	機械装置
2002	機械器具設置(大気汚染防止設備)	10	機械器具設置工事業	19	機械設備工事	06	その他(申請外)	07	機械装置
2003	機械器具設置(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	10	機械器具設置工事業	19	機械設備工事	06	その他(申請外)	07	機械装置
2004	機械器具設置(水処理設備･環境省(水環境処理工事))	10	機械器具設置工事業	19	機械設備工事	06	その他(申請外)	07	機械装置
2005	機械器具設置(管･環境省(水環境処理工事))	10	機械器具設置工事業	19	機械設備工事	06	その他(申請外)	07	機械装置
2006	機械器具設置(土木保全)	10	機械器具設置工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	15	維持
2007	機械器具設置(標識)	10	機械器具設置工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	15	維持
2008	機械器具設置(軌道)	10	機械器具設置工事業	19	機械設備工事	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2009	機械器具設置(施設保全)	10	機械器具設置工事業	13	維持修繕工事	06	その他(申請外)	15	維持
2010	機械器具設置(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2101	熱絶縁(暖冷房衛生設備)	16	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2102	熱絶縁(機械設備一般)	16	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2103	熱絶縁(施設保全)	16	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2104	熱絶縁(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2201	電気通信(通信)	11	電気通信工事業	20	通信設備工事	06	その他(申請外)	09	電気
2202	電気通信(遠方監視制御設備)	11	電気通信工事業	20	通信設備工事	06	その他(申請外)	09	電気
2203	電気通信(交通情報設備)	11	電気通信工事業	20	通信設備工事	06	その他(申請外)	09	電気
2204	電気通信(施設保全)	11	電気通信工事業	20	通信設備工事	06	その他(申請外)	09	電気
2205	電気通信(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2301	造園(造園一般･環境省(自然環境共生工事))	12	造園工事業	04	造園工事	06	その他(申請外)	11	造園
2302	造園(土木保全･環境省(自然環境共生工事))	12	造園工事業	04	造園工事	06	その他(申請外)	11	造園
2303	造園(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2401	さく井	16	その他(申請外)	17	さく井工事	06	その他(申請外)	13	さく井
2402	さく井(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2501	建具(建築)	16	その他(申請外)	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2502	建具(木造建築)	16	その他(申請外)	06	木造建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2503	建具(ふすま･環境省(展示･内装仕上工事))	16	その他(申請外)	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2504	建具(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2601	水道施設(一般土木)	13	水道施設工事業	01	一般土木工事	06	その他(申請外)	08	管
2602	水道施設(土木保全)	13	水道施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2603	水道施設(暖冷房衛生設備)	13	水道施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2604	水道施設(水処理設備)	13	水道施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2605	水道施設(施設保全)	13	水道施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2606	水道施設(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2701	消防施設(建築)	14	消防施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	02	建築
2702	消防施設(施設保全)	14	消防施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2703	消防施設(暖冷房衛生設備)	14	消防施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	08	管
2704	消防施設(非常用設備)	14	消防施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	02	建築
2705	消防施設(電気設備)	14	消防施設工事業	08	暖冷房衛生設備工事	06	その他(申請外)	09	電気
2706	消防施設(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2801	清掃施設(建築)	15	清掃施設工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2802	清掃施設(暖冷房衛生設備)	15	清掃施設工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2803	清掃施設(建物機械設備)	15	清掃施設工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2804	清掃施設(水処理設備)	15	清掃施設工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2805	清掃施設(大気汚染防止設備)	15	清掃施設工事業	05	建築工事	06	その他(申請外)	02	建築
2806	清掃施設(その他)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
2901	その他工事	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)
3001	建設業法以外(土木関係)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	16	その他
3002	建設業法以外(施設関係)	16	その他(申請外)	22	その他(申請外)	06	その他(申請外)	17	その他(申請外)

細区分工種名		内閣府		沖縄総合事務局				NEXCO東日本		NEXCO中日本	
				農林水産部		開発建設部					
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
0101	土木一式(一般土木)	01	土木一式	01	農林土木工事	01	一般土木工事	01	土木工事	01	土木工事
						23	空港等土木工事				
0102	土木一式(遮音壁)	01	土木一式	01	農林土木工事	01	一般土木工事	13	遮音壁工事	14	遮音壁工事
						23	空港等土木工事				
0103	土木一式(ｸﾞﾗｳﾄ)	01	土木一式	01	農林土木工事	15	ｸﾞﾗｳﾄ工事	01	土木工事	01	土木工事
						23	空港等土木工事				
0104	土木一式(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	01	土木一式	01	農林土木工事	10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	03	PC橋上部工工事	03	PC橋上部工工事
						23	空港等土木工事				
0105	土木一式(法面処理・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	農林土木工事	11	法面処理工事	11	のり面処理工事	12	のり面処理工事
						23	空港等土木工事				
0106	土木一式(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	21	道路補修工事	23	道路補修工事
						23	空港等土木工事				
0107	土木一式(標識・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	14	標識工事	15	標識工事
						23	空港等土木工事				
0108	土木一式(防護柵・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	12	防護さく工事	13	防護さく工事
						23	空港等土木工事				
0109	土木一式(ﾄﾝﾈﾙ内装)	01	土木一式	01	農林土木工事	01	一般土木工事	15	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	16	ﾄﾝﾈﾙ内装工事
						23	空港等土木工事				
0110	土木一式(軌道)	01	土木一式	01	農林土木工事	01	一般土木工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
						23	空港等土木工事				
0111	土木一式(港湾土木)	01	土木一式	01	農林土木工事	01	一般土木工事	01	土木工事	01	土木工事
						22	港湾土木工事				
0112	土木一式(レール溶接他)	01	土木一式	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0113	土木一式(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0201	建築一式(建築)	02	建築一式	02	農林建築工事	05	建築工事	05	建築工事	05	建築工事
0202	建築一式(木造建築)	02	建築一式	02	農林建築工事	06	木造建築工事	05	建築工事	05	建築工事
0203	建築一式(ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築)	02	建築一式	02	農林建築工事	18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築工事	05	建築工事	05	建築工事
0204	建築一式(施設保全)	02	建築一式	02	農林建築工事	05	建築工事	05	建築工事	05	建築工事
0205	建築一式(遮音壁)	02	建築一式	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0206	建築一式(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0301	大工(建築)	03	大工	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0302	大工(木造建築)	03	大工	02	農林建築工事	06	木造建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0303	大工(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0401	左官(建築)	04	左官	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0402	左官(木造建築)	04	左官	02	農林建築工事	06	木造建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0403	左官(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(一般土木)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	01	一般土木工事	01	土木工事	01	土木工事
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(遮音壁)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	01	一般土木工事	13	遮音壁工事	14	遮音壁工事
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ｸﾞﾗｳﾄ)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	15	ｸﾞﾗｳﾄ工事	01	土木工事	01	土木工事
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(杭打)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	16	杭打工事	01	土木工事	01	土木工事
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	22	その他(申請外)	03	PC橋上部工工事
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(法面処理)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	11	法面処理工事	11	のり面処理工事	12	のり面処理工事
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(土木保全)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	21	道路補修工事	23	道路補修工事
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(標識)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	14	標識工事	15	標識工事
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(防護柵)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	12	防護さく工事	13	防護さく工事
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	01	一般土木工事	15	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	16	ﾄﾝﾈﾙ内装工事
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼構造物一般)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	03	鋼橋上部工事	22	その他(申請外)	04	鋼橋上部工工事
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼橋上部)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	03	鋼橋上部工事	22	その他(申請外)	04	鋼橋上部工工事
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(建築)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(木造建築)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	02	農林建築工事	06	木造建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(施設保全)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0601	石(一般土木)	06	石	01	農林土木工事	01	一般土木工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0602	石(遮音壁)	06	石	01	農林土木工事	01	一般土木工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0603	石(土木保全)	06	石	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0604	石(建築)	06	石	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0605	石(施設保全)	06	石	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0606	石(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0701	屋根	07	屋根	03	その他(申請外)	06	木造建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
0702	屋根(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0801	電気(電気設備)	08	電気	03	その他(申請外)	07	電気設備工事	06	電気工事	06	電気工事
0802	電気(電気設備(鉄道建設・信号設備))	08	電気	03	その他(申請外)	07	電気設備工事	06	電気工事	06	電気工事
0803	電気(受変電設備)	08	電気	03	その他(申請外)	21	受変電設備工事	17	受配電設備工事	18	受配電設備工事
0804	電気(受配電設備)	08	電気	03	その他(申請外)	21	受変電設備工事	17	受配電設備工事	18	受配電設備工事
0805	電気(施設保全)	08	電気	03	その他(申請外)	13	維持修繕工事	06	電気工事	06	電気工事
0806	電気(電力線路)	08	電気	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	06	電気工事	06	電気工事
0807	電気(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
0901	管(暖冷房衛生設備)	09	管	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
0902	管(水処理設備)	09	管	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
0903	管(施設保全)	09	管	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
0904	管(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(一般土木)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	農林土木工事	01	一般土木工事	22	その他(申請外)	01	土木工事
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(遮音壁)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	農林土木工事	01	一般土木工事	22	その他(申請外)	14	遮音壁工事
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(土木保全)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	23	道路補修工事
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	農林土木工事	01	一般土木工事	22	その他(申請外)	16	ﾄﾝﾈﾙ内装工事
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(建築)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(木造建築)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	02	農林建築工事	06	木造建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(施設保全)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	農林土木工事	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1101	鋼構造物(鋼構造物一般)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	22	その他(申請外)	04	鋼橋上部工工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1102	鋼構造物(鋼橋上部)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	03	鋼橋上部工事	04	鋼橋上部工工事	04	鋼橋上部工工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1103	鋼構造物(遮音壁)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	13	遮音壁工事	14	遮音壁工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1104	鋼構造物(土木保全)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	21	道路補修工事	23	道路補修工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1105	鋼構造物(標識)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	14	標識工事	15	標識工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1106	鋼構造物(防護柵)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	12	防護さく工事	13	防護さく工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1107	鋼構造物(軌道)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
						26	港湾等鋼構造物工事				
1108	鋼構造物(建築)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	05	建築工事	05	建築工事	05	建築工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1109	鋼構造物(施設保全)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
						26	港湾等鋼構造物工事				
1110	鋼構造物(通信設備)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	20	通信設備工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
						26	港湾等鋼構造物工事				
1111	鋼構造物(機械設備一般)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	22	その他(申請外)	22	機械設備工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1112	鋼構造物(建物機械設備)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	22	その他(申請外)	22	機械設備工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1113	鋼構造物(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	11	鋼構造物	02	農林建築工事	19	機械設備工事	22	その他(申請外)	21	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事
						26	港湾等鋼構造物工事				
1114	鋼構造物(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1201	鉄筋(一般土木)	12	鉄筋	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1202	鉄筋(遮音壁)	12	鉄筋	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1203	鉄筋(軌道)	12	鉄筋	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1204	鉄筋(建築)	12	鉄筋	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1205	鉄筋(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)

細区分工種名		内閣府		沖縄総合事務局				NEXCO東日本		NEXCO中日本	
				農林水産部		開発建設部					
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
1301	ほ装(ｾﾒﾝﾄ舗装)	13	ほ装	03	その他(申請外)	09	ｾﾒﾝﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事	02	舗装工事	02	舗装工事
						25	空港等舗装工事				
1302	ほ装(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	13	ほ装	03	その他(申請外)	02	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事	02	舗装工事	02	舗装工事
						25	空港等舗装工事				
1303	ほ装(土木保全)	13	ほ装	03	その他(申請外)	13	維持修繕工事	02	舗装工事	02	舗装工事
						25	空港等舗装工事				
1304	ほ装(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1401	しゅんせつ	14	しゅんせつ	03	その他(申請外)	14	河川しゅんせつ工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
						24	港湾等しゅんせつ工事				
1402	しゅんせつ(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1501	板金(建築)	15	板金	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1502	板金(標識)	15	板金	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1503	板金(ﾄﾝﾈﾙ内装)	15	板金	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	16	ﾄﾝﾈﾙ内装工事
1504	板金(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1601	ｶﾗｽ	16	ｶﾞﾗｽ	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1602	ｶﾗｽ(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1701	塗装(塗装一般)	17	塗装	03	その他(申請外)	12	塗装工事	09	塗装工事	09	塗装工事
1702	塗装(区画線)	17	塗装	03	その他(申請外)	12	塗装工事	09	塗装工事	11	区画線工事
1703	塗装(土木保全)	17	塗装	03	その他(申請外)	13	維持修繕工事	09	塗装工事	09	塗装工事
1704	塗装(建築)	17	塗装	03	その他(申請外)	12	塗装工事	09	塗装工事	09	塗装工事
1705	塗装(施設保全・環境省(展示・内装仕上工事))	17	塗装	03	その他(申請外)	13	維持修繕工事	09	塗装工事	09	塗装工事
1706	塗装(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1801	防水(一般土木)	18	防水	02	農林建築工事	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	23	道路補修工事
1802	防水(法面処理)	18	防水	02	農林建築工事	11	法面処理工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1803	防水(土木保全)	18	防水	02	農林建築工事	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	23	道路補修工事
1804	防水(建築)	18	防水	02	農林建築工事	05	建築工事	05	建築工事	05	建築工事
1805	防水(施設保全)	18	防水	02	農林建築工事	13	維持修繕工事	05	建築工事	05	建築工事
1806	防水(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1901	内装仕上(建築)	19	内装仕上	02	農林建築工事	05	建築工事	05	建築工事	05	建築工事
1902	内装仕上(木造建築)	19	内装仕上	02	農林建築工事	06	木造建築工事	05	建築工事	05	建築工事
1903	内装仕上(畳・環境省・(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	02	農林建築工事	05	建築工事	05	建築工事	05	建築工事
1904	内装仕上(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	02	農林建築工事	05	建築工事	05	建築工事	05	建築工事
1905	内装仕上(ﾄﾝﾈﾙ内装・環境省(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
1906	内装仕上(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2001	機械器具設置(機械設備一般)	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	19	機械設備工事	20	機械設備工事	22	機械設備工事
2002	機械器具設置(大気汚染防止設備)	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	19	機械設備工事	19	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	21	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事
2003	機械器具設置(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	19	機械設備工事	19	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	21	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事
2004	機械器具設置(水処理設備・環境省(水環境処理工事))	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	19	機械設備工事	20	機械設備工事	22	機械設備工事
2005	機械器具設置(管・環境省(水環境処理工事))	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	19	機械設備工事	08	管工事	08	管工事
2006	機械器具設置(土木保全)	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2007	機械器具設置(標識)	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	13	維持修繕工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2008	機械器具設置(軌道)	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	19	機械設備工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2009	機械器具設置(施設保全)	20	機械器具設置	03	その他(申請外)	13	維持修繕工事	20	機械設備工事	22	機械設備工事
2010	機械器具設置(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2101	熱絶縁(暖冷房衛生設備)	21	熱絶縁	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
2102	熱絶縁(機械設備一般)	21	熱絶縁	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
2103	熱絶縁(施設保全)	21	熱絶縁	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
2104	熱絶縁(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2201	電気通信(通信)	22	電気通信	03	その他(申請外)	20	通信設備工事	07	通信工事	07	通信工事
2202	電気通信(遠方監視制御設備)	22	電気通信	03	その他(申請外)	20	通信設備工事	18	交通情報設備工事	19	遠方監視制御設備工事
2203	電気通信(交通情報設備)	22	電気通信	03	その他(申請外)	20	通信設備工事	18	交通情報設備工事	20	交通情報設備工事
2204	電気通信(施設保全)	22	電気通信	03	その他(申請外)	20	通信設備工事	07	通信工事	07	通信工事
2205	電気通信(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2301	造園(造園一般・環境省(自然環境共生工事))	23	造園	03	その他(申請外)	04	造園工事	10	造園工事	10	造園工事
2302	造園(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	23	造園	03	その他(申請外)	04	造園工事	10	造園工事	10	造園工事
2303	造園(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2401	さく井	24	さく井	03	その他(申請外)	17	さく井工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2402	さく井(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2501	建具(建築)	25	建具	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
2502	建具(木造建築)	25	建具	02	農林建築工事	06	木造建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
2503	建具(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	25	建具	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
2504	建具(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2601	水道施設(一般土木)	26	水道施設	01	農林土木工事	01	一般土木工事	08	管工事	08	管工事
2602	水道施設(土木保全)	26	水道施設	01	農林土木工事	08	暖冷房衛生設備工事	22	その他(申請外)	08	管工事
2603	水道施設(暖冷房衛生設備)	26	水道施設	01	農林土木工事	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
2604	水道施設(水処理設備)	26	水道施設	01	農林土木工事	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
2605	水道施設(施設保全)	26	水道施設	01	農林土木工事	08	暖冷房衛生設備工事	08	管工事	08	管工事
2606	水道施設(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2701	消防施設(建築)	27	消防施設	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2702	消防施設(施設保全)	27	消防施設	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	16	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	17	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事
2703	消防施設(暖冷房衛生設備)	27	消防施設	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2704	消防施設(非常用設備)	27	消防施設	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	16	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	17	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事
2705	消防施設(電気設備)	27	消防施設	03	その他(申請外)	08	暖冷房衛生設備工事	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2706	消防施設(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2801	清掃施設(建築)	28	清掃施設	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	05	建築工事
2802	清掃施設(暖冷房衛生設備)	28	清掃施設	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	22	機械設備工事
2803	清掃施設(建物機械設備)	28	清掃施設	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	22	機械設備工事
2804	清掃施設(水処理設備)	28	清掃施設	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	22	機械設備工事
2805	清掃施設(大気汚染防止設備)	28	清掃施設	02	農林建築工事	05	建築工事	22	その他(申請外)	22	機械設備工事
2806	清掃施設(その他)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
2901	その他工事	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)	22	その他(申請外)	24	その他(申請外)
3001	建設業法以外(土木関係)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	22	その他(申請外)		建設業法以外の実績は、NEXCO東日本の工種(申請外も含む)に計上しない。	24	その他(申請外)
3002	建設業法以外(施設関係)	29	その他(申請外)	03	その他(申請外)	27	その他(申請外)		建設業法以外の実績は、NEXCO東日本の工種(申請外も含む)に計上しない。	24	その他(申請外)

細　区　分　工　種　名		NEXCO西日本		首都高速道路(株)		阪神高速道路(株)		本州四国連絡高速道路(株)		独立行政法人水資源機構	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
0101	土木一式(一般土木)	01	土木工事	01	土木工事	01	土木	01	土木工事	01	土木一式工事
0102	土木一式(遮音壁)	15	遮音壁工事	12	遮音壁工事	09	遮音壁	20	遮音壁工事	01	土木一式工事
0103	土木一式(ｸﾞﾗｳﾄ)	01	土木工事	01	土木工事	01	土木	01	土木工事	08	ｸﾞﾗｳﾄ工事
0104	土木一式(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	04	PC橋上部工工事	05	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事	03	橋梁(PC)	03	PC橋上部工工事	05	橋梁上部工事
0105	土木一式(法面処理・環境省(自然環境共生工事))	13	のり面処理工事	01	土木工事	01	土木	18	のり面処理工事	09	法面処理工事
0106	土木一式(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	02	土木補修工事	15	道路保全土木工事	14	維持修繕	25	保全土木工事	01	土木一式工事
0107	土木一式(標識・環境省(自然環境共生工事))	16	標識工事	13	標識工事	12	標識設置	21	標識工事	01	土木一式工事
0108	土木一式(防護柵・環境省(自然環境共生工事))	14	防護さく工事	01	土木工事	16	その他(申請外)	01	土木工事	01	土木一式工事
0109	土木一式(ﾄﾝﾈﾙ内装)	01	土木工事	01	土木工事	01	土木	24	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	01	土木一式工事
0110	土木一式(軌道)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	23	軌道工事	01	土木一式工事
0111	土木一式(港湾土木)	01	土木工事	01	土木工事	01	土木	01	土木工事	01	土木一式工事
0112	土木一式(レール溶接他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0113	土木一式(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0201	建築一式(建築)	06	建築工事	02	建築工事	08	建築	06	建築工事	02	建築一式工事
0202	建築一式(木造建築)	06	建築工事	02	建築工事	08	建築	06	建築工事	02	建築一式工事
0203	建築一式(ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築)	06	建築工事	02	建築工事	08	建築	06	建築工事	02	建築一式工事
0204	建築一式(施設保全)	06	建築工事	16	道路保全施設工事	08	建築	26	保全施設工事	02	建築一式工事
0205	建築一式(遮音壁)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	20	遮音壁工事	12	その他の工事
0206	建築一式(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0301	大工(建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
0302	大工(木造建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
0303	大工(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0401	左官(建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
0402	左官(木造建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
0403	左官(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(一般土木)	01	土木工事	01	土木工事	16	その他(申請外)	01	土木工事	12	その他の工事
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(遮音壁)	15	遮音壁工事	12	遮音壁工事	09	遮音壁	20	遮音壁工事	12	その他の工事
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ｸﾞﾗｳﾄ)	01	土木工事	01	土木工事	16	その他(申請外)	01	土木工事	08	ｸﾞﾗｳﾄ工事
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(杭打)	01	土木工事	01	土木工事	16	その他(申請外)	01	土木工事	01	土木一式工事
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	04	PC橋上部工工事	05	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事	16	その他(申請外)	03	PC橋上部工工事	12	その他の工事
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(法面処理)	13	のり面処理工事	01	土木工事	16	その他(申請外)	18	のり面処理工事	09	法面処理工事
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(土木保全)	02	土木補修工事	15	道路保全土木工事	14	維持修繕	25	保全土木工事	12	その他の工事
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(標識)	16	標識工事	13	標識工事	12	標識設置	21	標識工事	12	その他の工事
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(防護柵)	14	防護さく工事	01	土木工事	16	その他(申請外)	19	防護さく工事	12	その他の工事
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	01	土木工事	01	土木工事	16	その他(申請外)	24	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	12	その他の工事
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼構造物一般)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	02	橋梁(ﾒﾀﾙ)	05	鋼構造物工事	12	その他の工事
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼橋上部)	05	鋼橋上部工工事	04	鋼橋工事	02	橋梁(ﾒﾀﾙ)	02	鋼橋上部工工事	12	その他の工事
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	06	建築工事	12	その他の工事
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(木造建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	06	建築工事	12	その他の工事
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(施設保全)	06	建築工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	26	保全施設工事	12	その他の工事
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0601	石(一般土木)	01	土木工事	01	土木工事	15	その他	01	土木工事	12	その他の工事
0602	石(遮音壁)	15	遮音壁工事	12	遮音壁工事	15	その他	20	遮音壁工事	12	その他の工事
0603	石(土木保全)	02	土木補修工事	18	その他(申請外)	15	その他	25	保全土木工事	12	その他の工事
0604	石(建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
0605	石(施設保全)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	26	保全施設工事	12	その他の工事
0606	石(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0701	屋根	06	建築工事	17	その他上記以外の工事	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
0702	屋根(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0801	電気(電気設備)	07	電気工事	06	電気工事	05	電気	07	電気工事	04	電気工事
0802	電気(電気設備(鉄道建設・信号設備))	07	電気工事	06	電気工事	05	電気	07	電気工事	04	電気工事
0803	電気(受変電設備)	18	受配電設備工事	06	電気工事	05	電気	07	電気工事	04	電気工事
0804	電気(受配電設備)	18	受配電設備工事	06	電気工事	05	電気	08	受配電設備工事	04	電気工事
0805	電気(施設保全)	07	電気工事	16	道路保全施設工事	05	電気	26	保全施設工事	04	電気工事
0806	電気(電力線路)	07	電気工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	04	電気工事
0807	電気(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
0901	管(暖冷房衛生設備)	09	管工事	08	管工事	10	管	12	管工事	10	暖冷房・衛生設備工事
0902	管(水処理設備)	09	管工事	18	その他(申請外)	10	管	12	管工事	10	暖冷房・衛生設備工事
0903	管(施設保全)	09	管工事	16	道路保全施設工事	10	管	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
0904	管(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(一般土木)	01	土木工事	01	土木工事	15	その他	01	土木工事	12	その他の工事
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(遮音壁)	15	遮音壁工事	12	遮音壁工事	15	その他	20	遮音壁工事	12	その他の工事
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(土木保全)	02	土木補修工事	15	道路保全土木工事	15	その他	25	保全土木工事	12	その他の工事
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	01	土木工事	01	土木工事	15	その他	24	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	12	その他の工事
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	06	建築工事	12	その他の工事
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(木造建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	06	建築工事	12	その他の工事
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(施設保全)	06	建築工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	26	保全施設工事	12	その他の工事
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1101	鋼構造物(鋼構造物一般)	27	その他(申請外)	04	鋼橋工事	02	橋梁(ﾒﾀﾙ)	05	鋼構造物工事	03	機械設備工事
1102	鋼構造物(鋼橋上部)	05	鋼橋上部工工事	04	鋼橋工事	02	橋梁(ﾒﾀﾙ)	02	鋼橋上部工工事	05	橋梁上部工事
1103	鋼構造物(遮音壁)	15	遮音壁工事	12	遮音壁工事	09	遮音壁	20	遮音壁工事	12	その他の工事
1104	鋼構造物(土木保全)	05	鋼橋上部工工事	15	道路保全土木工事	14	維持修繕	25	保全土木工事	12	その他の工事
1105	鋼構造物(標識)	16	標識工事	13	標識工事	12	標識設置	21	標識工事	12	その他の工事
1106	鋼構造物(防護柵)	14	防護さく工事	04	鋼橋工事	16	その他(申請外)	19	防護さく工事	12	その他の工事
1107	鋼構造物(軌道)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	23	軌道工事	03	機械設備工事
1108	鋼構造物(建築)	06	建築工事	02	建築工事	16	その他(申請外)	06	建築工事	12	その他の工事
1109	鋼構造物(施設保全)	27	その他(申請外)	16	道路保全施設工事	16	その他(申請外)	26	保全施設工事	03	機械設備工事
1110	鋼構造物(通信設備)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	04	電気工事
1111	鋼構造物(機械設備一般)	24	機械設備工事	11	機械器具設置工事	16	その他(申請外)	13	機械設備工事	03	機械設備工事
1112	鋼構造物(建物機械設備)	24	機械設備工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	13	機械設備工事	12	その他の工事
1113	鋼構造物(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	23	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	11	機械器具設置工事	16	その他(申請外)	15	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	12	その他の工事
1114	鋼構造物(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1201	鉄筋(一般土木)	27	その他(申請外)	17	その他上記以外の工事	15	その他	01	土木工事	12	その他の工事
1202	鉄筋(遮音壁)	27	その他(申請外)	12	遮音壁工事	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	12	その他の工事
1203	鉄筋(軌道)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	23	軌道工事	12	その他の工事
1204	鉄筋(建築)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	12	その他の工事
1205	鉄筋(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)

細区分工種名		NEXCO西日本		首都高速道路(株)		阪神高速道路(株)		本州四国連絡高速道路(株)		独立行政法人水資源機構	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
1301	ほ装(ｾﾒﾝﾄ舗装)	03	舗装工事	03	舗装工事	04	舗装	04	舗装工事	06	舗装工事
1302	ほ装(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	03	舗装工事	03	舗装工事	04	舗装	04	舗装工事	06	舗装工事
1303	ほ装(土木保全)	03	舗装工事	15	道路保全土木工事	14	維持修繕	25	保全土木工事	06	舗装工事
1304	ほ装(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1401	しゅんせつ	27	その他(申請外)	17	その他上記以外の工事	15	その他	27	その他(申請外)	07	しゅんせつ工事
1402	しゅんせつ(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1501	板金(建築)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	15	その他	27	その他(申請外)	12	その他の工事
1502	板金(標識)	27	その他(申請外)	13	標識工事	15	その他	27	その他(申請外)	12	その他の工事
1503	板金(ﾄﾝﾈﾙ内装)	27	その他(申請外)	17	その他上記以外の工事	15	その他	24	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	12	その他の工事
1504	板金(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1601	ｶﾗｽ	27	その他(申請外)	17	その他上記以外の工事	15	その他	27	その他(申請外)	12	その他の工事
1602	ｶﾞﾗｽ(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1701	塗装(塗装一般)	10	塗装工事	09	塗装工事	07	塗装	16	塗装工事	11	塗装工事
1702	塗装(区画線)	12	区画線工事	14	区画線工事	16	その他(申請外)	22	区画線工事	11	塗装工事
1703	塗装(土木保全)	10	塗装工事	15	道路保全土木工事	07	塗装	16	塗装工事	11	塗装工事
1704	塗装(建築)	10	塗装工事	18	その他(申請外)	07	塗装	16	塗装工事	11	塗装工事
1705	塗装(施設保全・環境省(展示・内装仕上工事))	10	塗装工事	18	その他(申請外)	07	塗装	16	塗装工事	11	塗装工事
1706	塗装(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1801	防水(一般土木)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	15	その他	25	保全土木工事	12	その他の工事
1802	防水(法面処理)	13	のり面処理工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	18	のり面処理工事	12	その他の工事
1803	防水(土木保全)	27	その他(申請外)	15	道路保全土木工事	16	その他(申請外)	25	保全土木工事	12	その他の工事
1804	防水(建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
1805	防水(施設保全)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	26	保全施設工事	12	その他の工事
1806	防水(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
1901	内装仕上(建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
1902	内装仕上(木造建築)	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
1903	内装仕上(畳・環境省・(展示・内装仕上工事))	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	26	保全施設工事	12	その他の工事
1904	内装仕上(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	06	建築工事	18	その他(申請外)	15	その他	26	保全施設工事	12	その他の工事
1905	内装仕上(ﾄﾝﾈﾙ内装・環境省(展示・内装仕上工事))	27	その他(申請外)	01	土木工事	15	その他	24	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	12	その他の工事
1906	内装仕上(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2001	機械器具設置(機械設備一般)	24	機械設備工事	11	機械器具設置工事	11	機械器具設置	13	機械設備工事	03	機械設備工事
2002	機械器具設置(大気汚染防止設備)	23	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	11	機械器具設置工事	11	機械器具設置	15	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	03	機械設備工事
2003	機械器具設置(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	23	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	11	機械器具設置工事	11	機械器具設置	15	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	03	機械設備工事
2004	機械器具設置(水処理設備・環境省(水環境処理工事))	24	機械設備工事	11	機械器具設置工事	11	機械器具設置	13	機械設備工事	03	機械設備工事
2005	機械器具設置(管・環境省(水環境処理工事))	09	管工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	12	管工事	03	機械設備工事
2006	機械器具設置(土木保全)	27	その他(申請外)	11	機械器具設置工事	11	機械器具設置	26	保全施設工事	12	その他の工事
2007	機械器具設置(標識)	16	標識工事	11	機械器具設置工事	12	標識設置	21	標識工事	12	その他の工事
2008	機械器具設置(軌道)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	23	軌道工事	03	機械設備工事
2009	機械器具設置(施設保全)	24	機械設備工事	16	道路保全施設工事	11	機械器具設置	26	保全施設工事	03	機械設備工事
2010	機械器具設置(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2101	熱絶縁(暖冷房衛生設備)	09	管工事	08	管工事	15	その他	12	管工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2102	熱絶縁(機械設備一般)	09	管工事	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	12	管工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2103	熱絶縁(施設保全)	09	管工事	16	道路保全施設工事	15	その他	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2104	熱絶縁(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2201	電気通信(通信)	08	通信工事	07	電気通信工事	06	電気通信	09	通信工事	04	電気工事
2202	電気通信(遠方監視制御設備)	19	遠方監視制御設備工事	07	電気通信工事	06	電気通信	10	遠方監視制御設備工事	04	電気工事
2203	電気通信(交通情報設備)	21	交通情報設備工事	07	電気通信工事	06	電気通信	11	交通情報設備工事	04	電気工事
2204	電気通信(施設保全)	08	通信工事	16	道路保全施設工事	06	電気通信	26	保全施設工事	04	電気工事
2205	電気通信(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2301	造園(造園一般・環境省(自然環境共生工事))	11	造園工事	10	造園工事	13	造園	17	造園工事	12	その他の工事
2302	造園(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	11	造園工事	15	道路保全土木工事	13	造園	25	保全土木工事	12	その他の工事
2303	造園(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2401	さく井	27	その他(申請外)	17	その他上記以外の工事	15	その他	27	その他(申請外)	12	その他の工事
2402	さく井(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2501	建具(建築)	06	建築工事	02	建築工事	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
2502	建具(木造建築)	06	建築工事	02	建築工事	15	その他	06	建築工事	12	その他の工事
2503	建具(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	06	建築工事	02	建築工事	15	その他	26	保全施設工事	12	その他の工事
2504	建具(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2601	水道施設(一般土木)	09	管工事	01	土木工事	15	その他	12	管工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2602	水道施設(土木保全)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	15	その他	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2603	水道施設(暖冷房衛生設備)	09	管工事	08	管工事	15	その他	12	管工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2604	水道施設(水処理設備)	09	管工事	18	その他(申請外)	15	その他	12	管工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2605	水道施設(施設保全)	09	管工事	16	道路保全施設工事	15	その他	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2606	水道施設(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2701	消防施設(建築)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	11	機械器具設置	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2702	消防施設(施設保全)	17	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	16	道路保全施設工事	15	その他	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2703	消防施設(暖冷房衛生設備)	27	その他(申請外)	08	管工事	11	機械器具設置	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2704	消防施設(非常用設備)	17	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	07	電気通信工事	11	機械器具設置	14	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2705	消防施設(電気設備)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	26	保全施設工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2706	消防施設(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2801	清掃施設(建築)	06	建築工事	02	建築工事	15	その他	06	建築工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2802	清掃施設(暖冷房衛生設備)	24	機械設備工事	11	機械器具設置工事	15	その他	13	機械設備工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2803	清掃施設(建物機械設備)	24	機械設備工事	11	機械器具設置工事	15	その他	13	機械設備工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2804	清掃施設(水処理設備)	24	機械設備工事	11	機械器具設置工事	15	その他	13	機械設備工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2805	清掃施設(大気汚染防止設備)	24	機械設備工事	11	機械器具設置工事	15	その他	13	機械設備工事	10	暖冷房・衛生設備工事
2806	清掃施設(その他)	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
2901	その他工事	27	その他(申請外)	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	27	その他(申請外)	13	その他(申請外)
3001	建設業法以外(土木関係)	25	建設業法以外の実績は、NEXCO西日本の工種(申請外も含む)に計上しない。	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	25	保全土木工事	13	その他(申請外)
3002	建設業法以外(施設関係)	26	建設業法以外の実績は、NEXCO西日本の工種(申請外も含む)に計上しない。	18	その他(申請外)	16	その他(申請外)	26	保全施設工事	13	その他(申請外)

細　区　分　工　種　名		独立行政法人都市再生機構		鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部		日本下水道事業団		法務省	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
0101	土木一式(一般土木)	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0102	土木一式(遮音壁)	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0103	土木一式(ｸﾞﾗｳﾄ)	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0104	土木一式(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	15	その他工事	06	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	01	一般土木工事	01	土木一式
0105	土木一式(法面処理・環境省(自然環境共生工事))	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0106	土木一式(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	07	保全土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0107	土木一式(標識・環境省(自然環境共生工事))	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0108	土木一式(防護柵・環境省(自然環境共生工事))	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0109	土木一式(ﾄﾝﾈﾙ内装)	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0110	土木一式(軌道)	02	土木工事	04	軌道(軌道)	01	一般土木工事	01	土木一式
0111	土木一式(港湾土木)	02	土木工事	01	土木	01	一般土木工事	01	土木一式
0112	土木一式(レール溶接他)	02	土木工事	05	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	09	その他(申請外)	01	土木一式
0113	土木一式(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0201	建築一式(建築)	01	建築工事	02	建築	02	建築工事	02	建築一式
0202	建築一式(木造建築)	01	建築工事	02	建築	02	建築工事	02	建築一式
0203	建築一式(ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築)	01	建築工事	02	建築	02	建築工事	02	建築一式
0204	建築一式(施設保全)	06	保全建築工事	14	建築附帯	02	建築工事	02	建築一式
0205	建築一式(遮音壁)	01	建築工事	02	建築	02	建築工事	02	建築一式
0206	建築一式(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0301	大工(建築)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	03	大工
0302	大工(木造建築)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	03	大工
0303	大工(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0401	左官(建築)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	04	左官
0402	左官(木造建築)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	04	左官
0403	左官(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(一般土木)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(遮音壁)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ｸﾞﾗｳﾄ)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(杭打)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	15	その他工事	06	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(法面処理)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(土木保全)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(標識)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(防護柵)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼構造物一般)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼橋上部)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(建築)	15	その他工事	02	建築	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(木造建築)	15	その他工事	02	建築	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(施設保全)	15	その他工事	01	土木	09	その他(申請外)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0601	石(一般土木)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	06	石
0602	石(遮音壁)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	06	石
0603	石(土木保全)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	06	石
0604	石(建築)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	06	石
0605	石(施設保全)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	06	石
0606	石(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0701	屋根	15	その他工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	07	屋根
0702	屋根(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0801	電気(電気設備)	03	電気工事	07	電力機器	04	建築電気設備工事	08	電気
						08	電気設備工事		
0802	電気(電気設備(鉄道建設・信号設備))	03	電気工事	09	情報制御設備	04	建築電気設備工事	08	電気
						08	電気設備工事		
0803	電気(受変電設備)	03	電気工事	07	電力機器	04	建築電気設備工事	08	電気
						08	電気設備工事		
0804	電気(受配電設備)	03	電気工事	07	電力機器	04	建築電気設備工事	08	電気
						08	電気設備工事		
0805	電気(施設保全)	03	電気工事	07	電力機器	04	建築電気設備工事	08	電気
						08	電気設備工事		
0806	電気(電力線路)	03	電気工事	08	電力線路	09	その他(申請外)	08	電気
0807	電気(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
0901	管(暖冷房衛生設備)	04	管工事	10	管	03	建築機械設備工事	09	管
0902	管(水処理設備)	04	管工事	10	管	03	建築機械設備工事	09	管
0903	管(施設保全)	04	管工事	10	管	03	建築機械設備工事	09	管
0904	管(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(一般土木)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(遮音壁)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(土木保全)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(建築)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(木造建築)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(施設保全)	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1101	鋼構造物(鋼構造物一般)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1102	鋼構造物(鋼橋上部)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1103	鋼構造物(遮音壁)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1104	鋼構造物(土木保全)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1105	鋼構造物(標識)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1106	鋼構造物(防護柵)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1107	鋼構造物(軌道)	15	その他工事	05	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1108	鋼構造物(建築)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1109	鋼構造物(施設保全)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1110	鋼構造物(通信設備)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1111	鋼構造物(機械設備一般)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1112	鋼構造物(建物機械設備)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1113	鋼構造物(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	15	その他工事	03	鉄骨鉄けた	09	その他(申請外)	11	鋼構造物
1114	鋼構造物(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1201	鉄筋(一般土木)	15	その他工事	05	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	09	その他(申請外)	12	鉄筋
1202	鉄筋(遮音壁)	15	その他工事	05	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	09	その他(申請外)	12	鉄筋
1203	鉄筋(軌道)	15	その他工事	05	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	09	その他(申請外)	12	鉄筋
1204	鉄筋(建築)	15	その他工事	05	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	09	その他(申請外)	12	鉄筋
1205	鉄筋(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)

細　区　分　工　種　名		独立行政法人都市再生機構		鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部		日本下水道事業団		法務省	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
1301	ほ装(ｾﾒﾝﾄ舗装)	13	舗装工事	15	ほ装	09	その他(申請外)	13	ほ装
1302	ほ装(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	13	舗装工事	15	ほ装	09	その他(申請外)	13	ほ装
1303	ほ装(土木保全)	13	舗装工事	15	ほ装	09	その他(申請外)	13	ほ装
1304	ほ装(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1401	しゅんせつ	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	14	しゅんせつ
1402	しゅんせつ(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1501	板金(建築)	15	その他工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	15	板金
1502	板金(標識)	15	その他工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	15	板金
1503	板金(ﾄﾝﾈﾙ内装)	15	その他工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	15	板金
1504	板金(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1601	ｶﾞﾗｽ	15	その他工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	16	ｶﾞﾗｽ
1602	ｶﾞﾗｽ(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1701	塗装(塗装一般)	08	塗装工事	13	塗装	09	その他(申請外)	17	塗装
1702	塗装(区画線)	08	塗装工事	13	塗装	09	その他(申請外)	17	塗装
1703	塗装(土木保全)	08	塗装工事	13	塗装	09	その他(申請外)	17	塗装
1704	塗装(建築)	08	塗装工事	13	塗装	09	その他(申請外)	17	塗装
1705	塗装(施設保全・環境省(展示・内装仕上工事))	08	塗装工事	13	塗装	09	その他(申請外)	17	塗装
1706	塗装(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1801	防水(一般土木)	09	防水工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	18	防水
1802	防水(法面処理)	09	防水工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	18	防水
1803	防水(土木保全)	09	防水工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	18	防水
1804	防水(建築)	09	防水工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	18	防水
1805	防水(施設保全)	09	防水工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	18	防水
1806	防水(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
1901	内装仕上(建築)	11	畳工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	19	内装仕上
1902	内装仕上(木造建築)	11	畳工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	19	内装仕上
1903	内装仕上(畳・環境省・(展示・内装仕上工事))	11	畳工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	19	内装仕上
1904	内装仕上(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	12	ふすま工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	19	内装仕上
1905	内装仕上(ﾄﾝﾈﾙ内装・環境省(展示・内装仕上工事))	15	その他工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	19	内装仕上
1906	内装仕上(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2001	機械器具設置(機械設備一般)	10	機械設置工事	12	機械	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2002	機械器具設置(大気汚染防止設備)	10	機械設置工事	12	機械	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2003	機械器具設置(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	10	機械設置工事	12	機械	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2004	機械器具設置(水処理設備・環境省(水環境処理工事))	10	機械設置工事	12	機械	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2005	機械器具設置(管・環境省(水環境処理工事))	10	機械設置工事	10	管	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2006	機械器具設置(土木保全)	10	機械設置工事	12	機械	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2007	機械器具設置(標識)	10	機械設置工事	12	機械	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2008	機械器具設置(軌道)	10	機械設置工事	05	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2009	機械器具設置(施設保全)	10	機械設置工事	12	機械	05	流体機械設備工事	20	機械器具設置
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2010	機械器具設置(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2101	熱絶縁(暖冷房衛生設備)	10	機械設置工事	10	管	09	その他(申請外)	21	熱絶縁
2102	熱絶縁(機械設備一般)	10	機械設置工事	10	管	09	その他(申請外)	21	熱絶縁
2103	熱絶縁(施設保全)	10	機械設置工事	10	管	09	その他(申請外)	21	熱絶縁
2104	熱絶縁(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2201	電気通信(通信)	03	電気工事	09	情報制御設備	08	電気設備工事	22	電気通信
2202	電気通信(遠方監視制御設備)	03	電気工事	09	情報制御設備	08	電気設備工事	22	電気通信
2203	電気通信(交通情報設備)	03	電気工事	09	情報制御設備	08	電気設備工事	22	電気通信
2204	電気通信(施設保全)	03	電気工事	09	情報制御設備	08	電気設備工事	22	電気通信
2205	電気通信(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2301	造園(造園一般・環境省(自然環境共生工事))	05	造園工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	23	造園
2302	造園(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	05	造園工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	23	造園
2303	造園(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2401	さく井	15	その他工事	16	さく井	09	その他(申請外)	24	さく井
2402	さく井(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2501	建具(建築)	12	ふすま工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	25	建具
2502	建具(木造建築)	12	ふすま工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	25	建具
2503	建具(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	12	ふすま工事	14	建築附帯	09	その他(申請外)	25	建具
2504	建具(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2601	水道施設(一般土木)	04	管工事	10	管	05	流体機械設備工事	26	水道施設
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2602	水道施設(土木保全)	04	管工事	10	管	05	流体機械設備工事	26	水道施設
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2603	水道施設(暖冷房衛生設備)	04	管工事	10	管	05	流体機械設備工事	26	水道施設
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2604	水道施設(水処理設備)	14	汚水処理施設工事	10	管	05	流体機械設備工事	26	水道施設
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2605	水道施設(施設保全)	14	汚水処理施設工事	10	管	05	流体機械設備工事	26	水道施設
						06	下水処理設備工事		
						07	汚泥焼却設備工事		
2606	水道施設(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2701	消防施設(建築)	10	機械設置工事	12	機械	09	その他(申請外)	27	消防施設
2702	消防施設(施設保全)	10	機械設置工事	12	機械	09	その他(申請外)	27	消防施設
2703	消防施設(暖冷房衛生設備)	10	機械設置工事	12	機械	09	その他(申請外)	27	消防施設
2704	消防施設(非常用設備)	10	機械設置工事	12	機械	09	その他(申請外)	27	消防施設
2705	消防施設(電気設備)	10	機械設置工事	09	情報制御設備	09	その他(申請外)	27	消防施設
2706	消防施設(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2801	清掃施設(建築)	14	汚水処理施設工事	12	機械	09	その他(申請外)	28	清掃施設
2802	清掃施設(暖冷房衛生設備)	14	汚水処理施設工事	12	機械	09	その他(申請外)	28	清掃施設
2803	清掃施設(建物機械設備)	14	汚水処理施設工事	12	機械	09	その他(申請外)	28	清掃施設
2804	清掃施設(水処理設備)	14	汚水処理施設工事	12	機械	09	その他(申請外)	28	清掃施設
2805	清掃施設(大気汚染防止設備)	14	汚水処理施設工事	12	機械	09	その他(申請外)	28	清掃施設
2806	清掃施設(その他)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
2901	その他工事	15	その他工事	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
3001	建設業法以外(土木関係)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)
3002	建設業法以外(施設関係)	16	その他(申請外)	17	その他(申請外)	09	その他(申請外)	29	その他(申請外)

細　区　分　工　種　名		財務省		文部科学省		厚生労働省		農林水産省 大臣官房経理課		農林水産省 地方農政局	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
0101	土木一式(一般土木)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0102	土木一式(遮音壁)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0103	土木一式(ｸﾞﾗｳﾄ)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0104	土木一式(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0105	土木一式(法面処理・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0106	土木一式(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0107	土木一式(標識・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0108	土木一式(防護柵・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0109	土木一式(ﾄﾝﾈﾙ内装)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0110	土木一式(軌道)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0111	土木一式(港湾土木)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0112	土木一式(レール溶接他)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式	01	土木一式工事
0113	土木一式(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0201	建築一式(建築)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式工事
0202	建築一式(木造建築)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式工事
0203	建築一式(ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式工事
0204	建築一式(施設保全)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式工事
0205	建築一式(遮音壁)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式	02	建築一式工事
0206	建築一式(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0301	大工(建築)	03	大工	03	大工	03	大工	03	大工	11	その他工事
0302	大工(木造建築)	03	大工	03	大工	03	大工	03	大工	11	その他工事
0303	大工(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0401	左官(建築)	04	左官	04	左官	04	左官	04	左官	11	その他工事
0402	左官(木造建築)	04	左官	04	左官	04	左官	04	左官	11	その他工事
0403	左官(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(一般土木)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(遮音壁)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ｸﾞﾗｳﾄ)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(杭打)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(法面処理)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(土木保全)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(標識)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(防護柵)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼構造物一般)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼橋上部)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(建築)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(木造建築)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(施設保全)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	11	その他工事
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0601	石(一般土木)	06	石	06	石	06	石	06	石	11	その他工事
0602	石(遮音壁)	06	石	06	石	06	石	06	石	11	その他工事
0603	石(土木保全)	06	石	06	石	06	石	06	石	11	その他工事
0604	石(建築)	06	石	06	石	06	石	06	石	11	その他工事
0605	石(施設保全)	06	石	06	石	06	石	06	石	11	その他工事
0606	石(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0701	屋根	07	屋根	07	屋根	07	屋根	07	屋根	11	その他工事
0702	屋根(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0801	電気(電気設備)	08	電気	08	電気	08	電気	08	電気	03	電気工事
0802	電気(電気設備(鉄道建設・信号設備))	08	電気	08	電気	08	電気	08	電気	03	電気工事
0803	電気(受変電設備)	08	電気	08	電気	08	電気	08	電気	03	電気工事
0804	電気(受配電設備)	08	電気	08	電気	08	電気	08	電気	03	電気工事
0805	電気(施設保全)	08	電気	08	電気	08	電気	08	電気	03	電気工事
0806	電気(電力線路)	08	電気	08	電気	08	電気	08	電気	03	電気工事
0807	電気(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
0901	管(暖冷房衛生設備)	09	管	09	管	09	管	09	管	04	管工事
0902	管(水処理設備)	09	管	09	管	09	管	09	管	04	管工事
0903	管(施設保全)	09	管	09	管	09	管	09	管	04	管工事
0904	管(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(一般土木)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	11	その他工事
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(遮音壁)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	11	その他工事
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(土木保全)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	11	その他工事
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	11	その他工事
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(建築)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	11	その他工事
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(木造建築)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	11	その他工事
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(施設保全)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	11	その他工事
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1101	鋼構造物(鋼構造物一般)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1102	鋼構造物(鋼橋上部)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1103	鋼構造物(遮音壁)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1104	鋼構造物(土木保全)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1105	鋼構造物(標識)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1106	鋼構造物(防護柵)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1107	鋼構造物(軌道)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1108	鋼構造物(建築)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1109	鋼構造物(施設保全)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1110	鋼構造物(通信設備)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1111	鋼構造物(機械設備一般)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1112	鋼構造物(建物機械設備)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1113	鋼構造物(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	11	鋼構造物	05	鋼構造物工事
1114	鋼構造物(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1201	鉄筋(一般土木)	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	11	その他工事
1202	鉄筋(遮音壁)	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	11	その他工事
1203	鉄筋(軌道)	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	11	その他工事
1204	鉄筋(建築)	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	12	鉄筋	11	その他工事
1205	鉄筋(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)

細区分工種名		財務省		文部科学省		厚生労働省		農林水産省 大臣官房経理課		農林水産省 地方農政局	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
1301	ほ装(ｾﾒﾝﾄ舗装)	13	ほ装	13	ほ装	13	ほ装	13	ほ装	06	ほ装工事
1302	ほ装(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	13	ほ装	13	ほ装	13	ほ装	13	ほ装	06	ほ装工事
1303	ほ装(土木保全)	13	ほ装	13	ほ装	13	ほ装	13	ほ装	06	ほ装工事
1304	ほ装(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1401	しゅんせつ	14	しゅんせつ	14	しゅんせつ	14	しゅんせつ	14	しゅんせつ	11	その他工事
1402	しゅんせつ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1501	板金(建築)	15	板金	15	板金	15	板金	15	板金	11	その他工事
1502	板金(標識)	15	板金	15	板金	15	板金	15	板金	11	その他工事
1503	板金(ﾄﾝﾈﾙ内装)	15	板金	15	板金	15	板金	15	板金	11	その他工事
1504	板金(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1601	ｶﾗｽ	16	ガラス	16	ガラス	16	ガラス	16	ガラス	11	その他工事
1602	ｶﾗｽ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1701	塗装(塗装一般)	17	塗装	17	塗装	17	塗装	17	塗装	07	塗装工事
1702	塗装(区画線)	17	塗装	17	塗装	17	塗装	17	塗装	07	塗装工事
1703	塗装(土木保全)	17	塗装	17	塗装	17	塗装	17	塗装	07	塗装工事
1704	塗装(建築)	17	塗装	17	塗装	17	塗装	17	塗装	07	塗装工事
1705	塗装(施設保全・環境省(展示・内装仕上工事))	17	塗装	17	塗装	17	塗装	17	塗装	07	塗装工事
1706	塗装(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1801	防水(一般土木)	18	防水	18	防水	18	防水	18	防水	11	その他工事
1802	防水(法面処理)	18	防水	18	防水	18	防水	18	防水	11	その他工事
1803	防水(土木保全)	18	防水	18	防水	18	防水	18	防水	11	その他工事
1804	防水(建築)	18	防水	18	防水	18	防水	18	防水	11	その他工事
1805	防水(施設保全)	18	防水	18	防水	18	防水	18	防水	11	その他工事
1806	防水(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
1901	内装仕上(建築)	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	11	その他工事
1902	内装仕上(木造建築)	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	11	その他工事
1903	内装仕上(畳・環境省・(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	11	その他工事
1904	内装仕上(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	11	その他工事
1905	内装仕上(ﾄﾝﾈﾙ内装・環境省(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	19	内装仕上	11	その他工事
1906	内装仕上(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2001	機械器具設置(機械設備一般)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2002	機械器具設置(大気汚染防止設備)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2003	機械器具設置(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2004	機械器具設置(水処理設備・環境省(水環境処理工事))	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2005	機械器具設置(管・環境省(水環境処理工事))	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2006	機械器具設置(土木保全)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2007	機械器具設置(標識)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2008	機械器具設置(軌道)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2009	機械器具設置(施設保全)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	20	機械器具設置	08	機械器具設置工事
2010	機械器具設置(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2101	熱絶縁(暖冷房衛生設備)	21	熱絶縁	21	熱絶縁	21	熱絶縁	21	熱絶縁	11	その他工事
2102	熱絶縁(機械設備一般)	21	熱絶縁	21	熱絶縁	21	熱絶縁	21	熱絶縁	11	その他工事
2103	熱絶縁(施設保全)	21	熱絶縁	21	熱絶縁	21	熱絶縁	21	熱絶縁	11	その他工事
2104	熱絶縁(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2201	電気通信(通信)	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	09	電気通信工事
2202	電気通信(遠方監視制御設備)	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	09	電気通信工事
2203	電気通信(交通情報設備)	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	09	電気通信工事
2204	電気通信(施設保全)	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	22	電気通信	09	電気通信工事
2205	電気通信(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2301	造園(造園一般・環境省(自然環境共生工事))	23	造園	23	造園	23	造園	23	造園	11	その他工事
2302	造園(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	23	造園	23	造園	23	造園	23	造園	11	その他工事
2303	造園(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2401	さく井	24	さく井	24	さく井	24	さく井	24	さく井	10	さく井工事
2402	さく井(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2501	建具(建築)	25	建具	25	建具	25	建具	25	建具	11	その他工事
2502	建具(木造建築)	25	建具	25	建具	25	建具	25	建具	11	その他工事
2503	建具(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	25	建具	25	建具	25	建具	25	建具	11	その他工事
2504	建具(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2601	水道施設(一般土木)	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	11	その他工事
2602	水道施設(土木保全)	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	11	その他工事
2603	水道施設(暖冷房衛生設備)	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	11	その他工事
2604	水道施設(水処理設備)	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	11	その他工事
2605	水道施設(施設保全)	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	26	水道施設	11	その他工事
2606	水道施設(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2701	消防施設(建築)	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	11	その他工事
2702	消防施設(施設保全)	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	11	その他工事
2703	消防施設(暖冷房衛生設備)	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	11	その他工事
2704	消防施設(非常用設備)	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	11	その他工事
2705	消防施設(電気設備)	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	27	消防施設	11	その他工事
2706	消防施設(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2801	清掃施設(建築)	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	11	その他工事
2802	清掃施設(暖冷房衛生設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	11	その他工事
2803	清掃施設(建物機械設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	11	その他工事
2804	清掃施設(水処理設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	11	その他工事
2805	清掃施設(大気汚染防止設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	28	清掃施設	11	その他工事
2806	清掃施設(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
2901	その他工事	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
3001	建設業法以外(土木関係)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)
3002	建設業法以外(施設関係)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	12	その他(申請外)

細区分工種名		農林水産省 林野庁		経済産業省		環境省		防衛省		最高裁判所	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
0101	土木一式(一般土木)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0102	土木一式(遮音壁)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0103	土木一式(ｸﾞﾗｳﾄ)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0104	土木一式(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0105	土木一式(法面処理・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	03	自然環境共生工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0106	土木一式(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	03	自然環境共生工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0107	土木一式(標識・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	03	自然環境共生工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0108	土木一式(防護柵・環境省(自然環境共生工事))	01	土木一式	01	土木一式	03	自然環境共生工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0109	土木一式(ﾄﾝﾈﾙ内装)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0110	土木一式(軌道)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0111	土木一式(港湾土木)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0112	土木一式(レール溶接他)	01	土木一式	01	土木一式	01	土木工事	01	土木一式	16	その他(申請外)
0113	土木一式(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0201	建築一式(建築)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築工事	02	建築一式	01	建築一式
0202	建築一式(木造建築)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築工事	02	建築一式	01	建築一式
0203	建築一式(ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築工事	02	建築一式	02	プレハブ
0204	建築一式(施設保全)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築工事	02	建築一式	01	建築一式
0205	建築一式(遮音壁)	02	建築一式	02	建築一式	02	建築工事	02	建築一式	01	建築一式
0206	建築一式(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0301	大工(建築)	03	大工	03	大工	02	建築工事	03	大工	16	その他(申請外)
0302	大工(木造建築)	03	大工	03	大工	02	建築工事	03	大工	16	その他(申請外)
0303	大工(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0401	左官(建築)	04	左官	04	左官	02	建築工事	04	左官	03	左官
0402	左官(木造建築)	04	左官	04	左官	02	建築工事	04	左官	03	左官
0403	左官(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(一般土木)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(遮音壁)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ｸﾞﾗｳﾄ)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(杭打)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(法面処理)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(土木保全)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(標識)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(防護柵)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼構造物一般)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(鋼橋上部)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(建築)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	02	建築工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(木造建築)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	02	建築工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(施設保全)	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	01	土木工事	05	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	04	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0601	石(一般土木)	06	石	06	石	01	土木工事	06	石	16	その他(申請外)
0602	石(遮音壁)	06	石	06	石	01	土木工事	06	石	16	その他(申請外)
0603	石(土木保全)	06	石	06	石	01	土木工事	06	石	16	その他(申請外)
0604	石(建築)	06	石	06	石	02	建築工事	06	石	16	その他(申請外)
0605	石(施設保全)	06	石	06	石	01	土木工事	06	石	16	その他(申請外)
0606	石(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0701	屋根	07	屋根	07	屋根	02	建築工事	07	屋根	16	その他(申請外)
0702	屋根(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0801	電気(電気設備)	08	電気	08	電気	04	電気設備工事	08	電気	05	電気
0802	電気(電気設備(鉄道建設・信号設備))	08	電気	08	電気	04	電気設備工事	08	電気	05	電気
0803	電気(受変電設備)	08	電気	08	電気	04	電気設備工事	08	電気	05	電気
0804	電気(受配電設備)	08	電気	08	電気	04	電気設備工事	08	電気	05	電気
0805	電気(施設保全)	08	電気	08	電気	04	電気設備工事	08	電気	05	電気
0806	電気(電力線路)	08	電気	08	電気	04	電気設備工事	08	電気	05	電気
0807	電気(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
0901	管(暖冷房衛生設備)	09	管	09	管	05	機械設備工事	09	管	06	管
0902	管(水処理設備)	09	管	09	管	07	水環境処理工事	09	管	06	管
0903	管(施設保全)	09	管	09	管	05	機械設備工事	09	管	06	管
0904	管(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(一般土木)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	土木工事	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	16	その他(申請外)
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(遮音壁)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	土木工事	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	16	その他(申請外)
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(土木保全)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	土木工事	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	16	その他(申請外)
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(ﾄﾝﾈﾙ内装)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	土木工事	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	16	その他(申請外)
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(建築)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	02	建築工事	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	16	その他(申請外)
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(木造建築)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	02	建築工事	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	16	その他(申請外)
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(施設保全)	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	01	土木工事	10	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	16	その他(申請外)
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1101	鋼構造物(鋼構造物一般)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1102	鋼構造物(鋼橋上部)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1103	鋼構造物(遮音壁)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1104	鋼構造物(土木保全)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1105	鋼構造物(標識)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1106	鋼構造物(防護柵)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1107	鋼構造物(軌道)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1108	鋼構造物(建築)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	02	建築工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1109	鋼構造物(施設保全)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1110	鋼構造物(通信設備)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1111	鋼構造物(機械設備一般)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1112	鋼構造物(建物機械設備)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1113	鋼構造物(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	11	鋼構造物	11	鋼構造物	01	土木工事	11	鋼構造物	16	その他(申請外)
1114	鋼構造物(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1201	鉄筋(一般土木)	12	鉄筋	12	鉄筋	01	土木工事	12	鉄筋	16	その他(申請外)
1202	鉄筋(遮音壁)	12	鉄筋	12	鉄筋	01	土木工事	12	鉄筋	16	その他(申請外)
1203	鉄筋(軌道)	12	鉄筋	12	鉄筋	01	土木工事	12	鉄筋	16	その他(申請外)
1204	鉄筋(建築)	12	鉄筋	12	鉄筋	02	建築工事	12	鉄筋	16	その他(申請外)
1205	鉄筋(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)

細区分工種名		農林水産省 林野庁		経済産業省		環境省		防衛省		最高裁判所	
コード	建設業許可工事種別(細区分工種名)	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別名
1301	ほ装(ｾﾒﾝﾄ舗装)	13	ほ装	13	ほ装	06	舗装工事	13	ほ装	07	ほ装
1302	ほ装(ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装)	13	ほ装	13	ほ装	06	舗装工事	13	ほ装	07	ほ装
1303	ほ装(土木保全)	13	ほ装	13	ほ装	06	舗装工事	13	ほ装	07	ほ装
1304	ほ装(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1401	しゅんせつ	14	しゅんせつ	14	しゅんせつ	07	水環境処理工事	14	しゅんせつ	16	その他(申請外)
1402	しゅんせつ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1501	板金(建築)	15	板金	15	板金	02	建築工事	15	板金	16	その他(申請外)
1502	板金(標識)	15	板金	15	板金	02	建築工事	15	板金	16	その他(申請外)
1503	板金(ﾄﾝﾈﾙ内装)	15	板金	15	板金	02	建築工事	15	板金	16	その他(申請外)
1504	板金(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1601	ｶﾗｽ	16	ガラス	16	ガラス	02	建築工事	16	ガラス	16	その他(申請外)
1602	ｶﾗｽ(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1701	塗装(塗装一般)	17	塗装	17	塗装	01	土木工事	17	塗装	08	塗装
1702	塗装(区画線)	17	塗装	17	塗装	01	土木工事	17	塗装	08	塗装
1703	塗装(土木保全)	17	塗装	17	塗装	01	土木工事	17	塗装	08	塗装
1704	塗装(建築)	17	塗装	17	塗装	02	建築工事	17	塗装	08	塗装
1705	塗装(施設保全・環境省(展示・内装仕上工事))	17	塗装	17	塗装	08	展示・内装仕上工事	17	塗装	08	塗装
1706	塗装(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1801	防水(一般土木)	18	防水	18	防水	02	建築工事	18	防水	09	防水
1802	防水(法面処理)	18	防水	18	防水	02	建築工事	18	防水	09	防水
1803	防水(土木保全)	18	防水	18	防水	02	建築工事	18	防水	09	防水
1804	防水(建築)	18	防水	18	防水	02	建築工事	18	防水	09	防水
1805	防水(施設保全)	18	防水	18	防水	02	建築工事	18	防水	09	防水
1806	防水(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
1901	内装仕上(建築)	19	内装仕上	19	内装仕上	02	建築工事	19	内装仕上	10	内装仕上
1902	内装仕上(木造建築)	19	内装仕上	19	内装仕上	02	建築工事	19	内装仕上	10	内装仕上
1903	内装仕上(畳・環境省・(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	19	内装仕上	08	展示・内装仕上工事	19	内装仕上	10	内装仕上
1904	内装仕上(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	19	内装仕上	08	展示・内装仕上工事	19	内装仕上	10	内装仕上
1905	内装仕上(ﾄﾝﾈﾙ内装・環境省(展示・内装仕上工事))	19	内装仕上	19	内装仕上	08	展示・内装仕上工事	19	内装仕上	10	内装仕上
1906	内装仕上(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2001	機械器具設置(機械設備一般)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	05	機械設備工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2002	機械器具設置(大気汚染防止設備)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	05	機械設備工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2003	機械器具設置(ﾄﾝﾈﾙ換気設備)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	05	機械設備工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2004	機械器具設置(水処理設備・環境省(水環境処理工事))	20	機械器具設置	20	機械器具設置	07	水環境処理工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2005	機械器具設置(管・環境省(水環境処理工事))	20	機械器具設置	20	機械器具設置	07	水環境処理工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2006	機械器具設置(土木保全)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	05	機械設備工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2007	機械器具設置(標識)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	05	機械設備工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2008	機械器具設置(軌道)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	05	機械設備工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2009	機械器具設置(施設保全)	20	機械器具設置	20	機械器具設置	05	機械設備工事	20	機械器具設置	11	機械器具設置
2010	機械器具設置(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2101	熱絶縁(暖冷房衛生設備)	21	熱絶縁	21	熱絶縁	05	機械設備工事	21	熱絶縁	16	その他(申請外)
2102	熱絶縁(機械設備一般)	21	熱絶縁	21	熱絶縁	05	機械設備工事	21	熱絶縁	16	その他(申請外)
2103	熱絶縁(施設保全)	21	熱絶縁	21	熱絶縁	05	機械設備工事	21	熱絶縁	16	その他(申請外)
2104	熱絶縁(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2201	電気通信(通信)	22	電気通信	22	電気通信	04	電気設備工事	22	電気通信	12	電気通信
2202	電気通信(遠方監視制御設備)	22	電気通信	22	電気通信	04	電気設備工事	22	電気通信	12	電気通信
2203	電気通信(交通情報設備)	22	電気通信	22	電気通信	04	電気設備工事	22	電気通信	12	電気通信
2204	電気通信(施設保全)	22	電気通信	22	電気通信	04	電気設備工事	22	電気通信	12	電気通信
2205	電気通信(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2301	造園(造園一般・環境省(自然環境共生工事))	23	造園	23	造園	03	自然環境共生工事	23	造園	13	造園
2302	造園(土木保全・環境省(自然環境共生工事))	23	造園	23	造園	03	自然環境共生工事	23	造園	13	造園
2303	造園(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2401	さく井	24	さく井	24	さく井	07	水環境処理工事	24	さく井	16	その他(申請外)
2402	さく井(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2501	建具(建築)	25	建具	25	建具	02	建築工事	25	建具	14	建具
2502	建具(木造建築)	25	建具	25	建具	02	建築工事	25	建具	14	建具
2503	建具(ふすま・環境省(展示・内装仕上工事))	25	建具	25	建具	08	展示・内装仕上工事	25	建具	14	建具
2504	建具(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2601	水道施設(一般土木)	26	水道施設	26	水道施設	07	水環境処理工事	26	水道施設	16	その他(申請外)
2602	水道施設(土木保全)	26	水道施設	26	水道施設	07	水環境処理工事	26	水道施設	16	その他(申請外)
2603	水道施設(暖冷房衛生設備)	26	水道施設	26	水道施設	07	水環境処理工事	26	水道施設	16	その他(申請外)
2604	水道施設(水処理設備)	26	水道施設	26	水道施設	07	水環境処理工事	26	水道施設	16	その他(申請外)
2605	水道施設(施設保全)	26	水道施設	26	水道施設	07	水環境処理工事	26	水道施設	16	その他(申請外)
2606	水道施設(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2701	消防施設(建築)	27	消防施設	27	消防施設	05	機械設備工事	27	消防施設	15	消防施設
2702	消防施設(施設保全)	27	消防施設	27	消防施設	05	機械設備工事	27	消防施設	15	消防施設
2703	消防施設(暖冷房衛生設備)	27	消防施設	27	消防施設	05	機械設備工事	27	消防施設	15	消防施設
2704	消防施設(非常用設備)	27	消防施設	27	消防施設	05	機械設備工事	27	消防施設	15	消防施設
2705	消防施設(電気設備)	27	消防施設	27	消防施設	05	機械設備工事	27	消防施設	15	消防施設
2706	消防施設(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2801	清掃施設(建築)	28	清掃施設	28	清掃施設	02	建築工事	28	清掃施設	16	その他(申請外)
2802	清掃施設(暖冷房衛生設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	02	建築工事	28	清掃施設	16	その他(申請外)
2803	清掃施設(建物機械設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	02	建築工事	28	清掃施設	16	その他(申請外)
2804	清掃施設(水処理設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	07	水環境処理工事	28	清掃施設	16	その他(申請外)
2805	清掃施設(大気汚染防止設備)	28	清掃施設	28	清掃施設	02	建築工事	28	清掃施設	16	その他(申請外)
2806	清掃施設(その他)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
2901	その他工事	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
3001	建設業法以外(土木関係)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)
3002	建設業法以外(施設関係)	29	その他(申請外)	29	その他(申請外)	09	その他	29	その他(申請外)	16	その他(申請外)

7.10.4 業態調書１

【入力が必要な方】

○ 次の機関への申請を希望する申請者

国土交通省地方整備局（道路･河川･官庁営繕･公園関係）
国土交通省大臣官房官庁営繕部
国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）
国土交通省北海道開発局
内閣府沖縄総合事務局
中日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
独立行政法人水資源機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道建設本部）
環境省

※　本画面における「施工管理技士等」、「技術士」及び「建築士等」の有資格者人数は、業態調書４画面、業態調書５画面に自動的に入力されます。

※　中日本高速道路株式会社を希望される方は、必ず、業態調書１画面を入力後、業態調書４画面を入力してください。

※　この業態調書１画面は国土交通省北海道開発局の申請書データにも反映されます。北海道開発局に申請を希望される方は、業態調書５画面の技術士（水産…「水産土木」）欄も必ず、入力してください。

※　本画面に入力しただけでは登録されません。必ず登録を希望する「完工高・希望工事」にも入力をしてください。

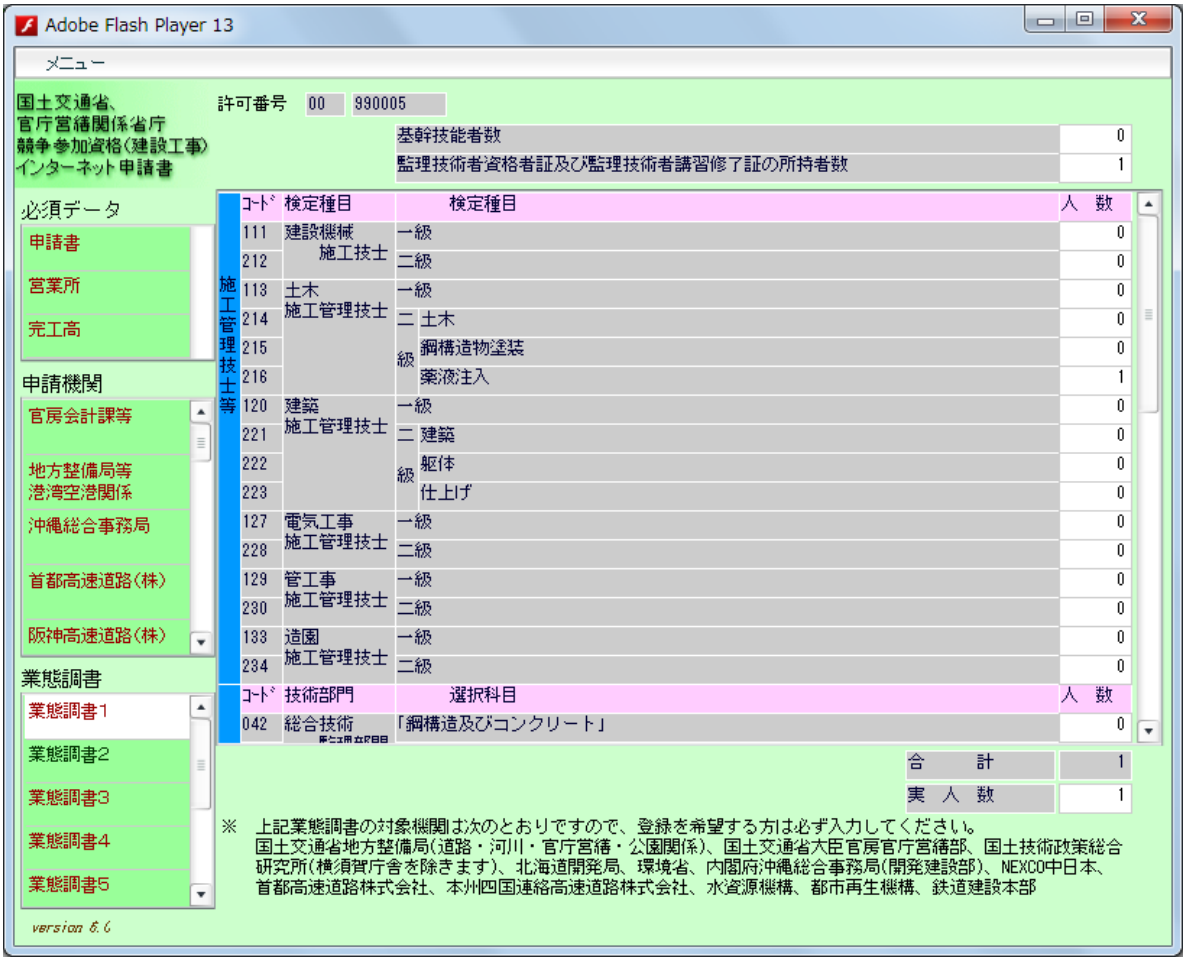

（業態調書－①）

※　画面左の『業態調書１』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	記載要領
検定種目別人数	１．「人数」欄 ○申請時点で在籍（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいう）している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。また、工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら測量・コンサルタント等に従事する者ははずしてカウントすること。なお、申請において内容に虚偽がある場合、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがある。 ※１人で２以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できるが、技術士以外の資格で、１級及び２級の同資格を有している者等は、１級（上位の級）の欄のみに計上すること。 ２．「合計」欄 ○検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）

項目	記載要領
	を記載する。 ３．「実人数」欄 ※必然的に「実人数」は「合計」の人数以下になる。 ※４の「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」は、「実人数」には含めない。 ４．「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」欄 ○経営事項審査申請書の技術職員名簿＜別紙二＞の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、**監理技術者講習修了証を所持している技術者**を集計し、合計人数を記入する。（２の「合計」欄には含まない。） **※平成２２年４月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。** ５．「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄 ○建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいい、労務者又はこれに準ずるものを除き、建設業に従事する者に限るものとする。 （２の「合計」欄には含まない。）

7.10.5 業態調書２

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
国土交通省地方整備局（道路･河川･官庁営繕･公園関係）
国土交通省大臣官房官庁営繕部
国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）
内閣府沖縄総合事務局

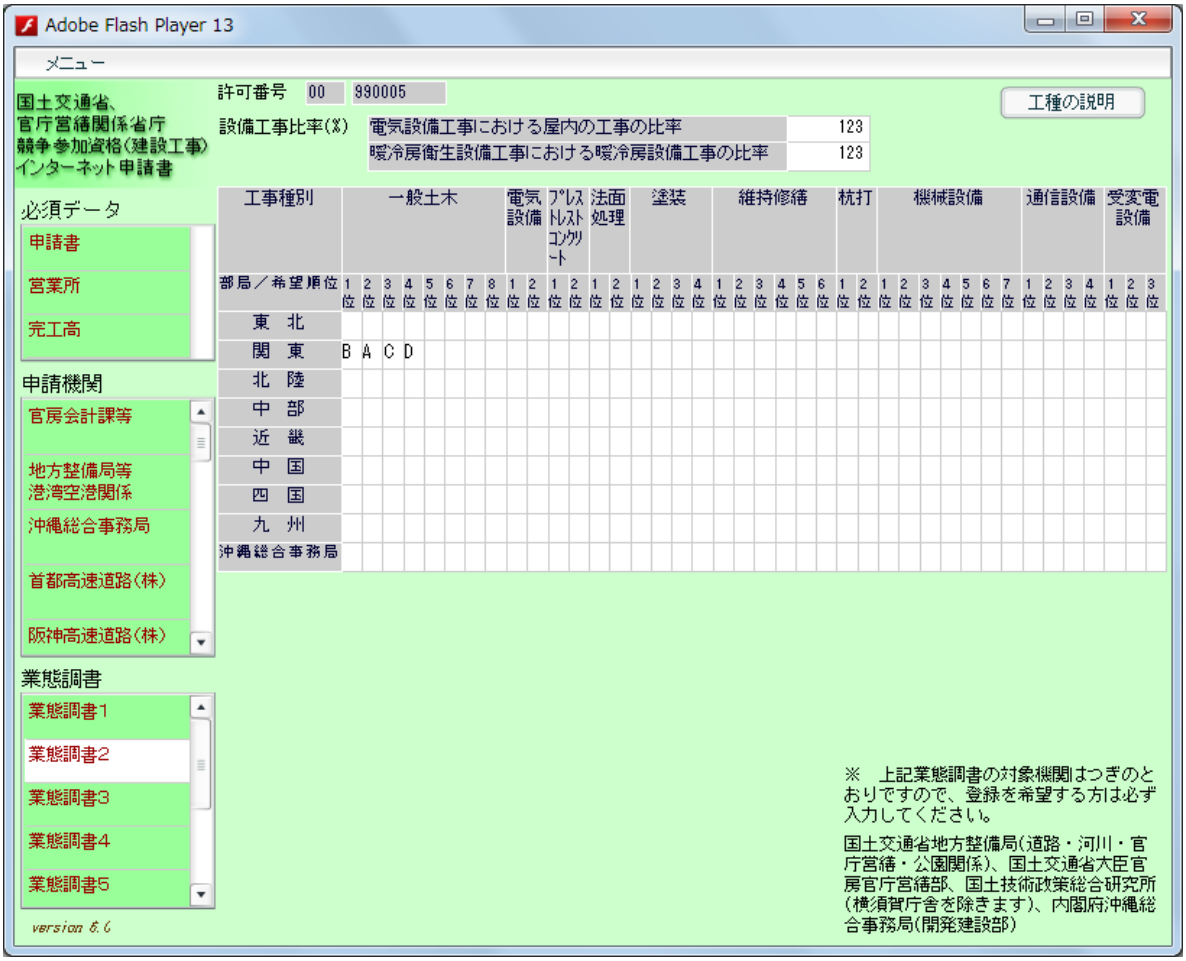

（業態調書－②）

※　画面左の『業態調書２』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※『工種の説明』をクリックすると、入力するコードの説明画面が表示されます。工種コードの内容の詳細は 97 ページ以降を参照。
※国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）のみに申請を希望する者については、「設備工事比率（%）」欄のみ入力してください。

《 入力例 》

工事種別	一般土木								電気設備		ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ	
部局/希望順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	1位	2位	1位	2位
東　北	C	B	E	G	A						B	
関　東	E	B	H	C	F	D	A	G			B	A

※　上記の例は、東北地方整備局の一般土木については、第１希望が「構造物」、第２希望が「道路」、第３希望が「ﾄﾝﾈﾙ」、第４希望が「軟弱地盤」、第５希望が「河川・海岸」であり、「砂防・地すべり防止」、「ﾀﾞﾑ」及び「都市土木」は希望していないことを意味します。
　また、東北地方整備局のﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄについては、第１希望が「ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ」であり、「ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ」は希望しないことを意味します。

項目	記載要領
設備工事比率	１．「電気設備工事における屋内の工事の比率」欄 ○電気設備工事を希望する場合に、屋内の工事（構内の外線路工事を含む。）の年間平均完成工事高が電気設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する。 （計算式） $\text{屋内の工事の比率(\%)} = \dfrac{\text{屋内のみの年間平均完成工事高}}{\text{電気設備工事の年間平均完成工事高}} \times 100$ ※小数点以下第１位を四捨五入する。 ２．「暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率」欄 ○暖冷房衛生設備工事を希望する場合に、暖冷房設備工事の年間平均完成工事高が暖冷房衛生設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する。 （計算式） $\text{暖冷房設備工事の比率(\%)} = \dfrac{\text{暖冷房設備の年間平均完成工事高}}{\text{暖冷房衛生設備工事の年間平均完成工事高}} \times 100$ ※小数点以下第１位を四捨五入する。

項目	記載要領
希望する工事の内容	○次の工種に登録を希望する場合には、当該登録を希望する工事種別について、登録を希望する部局の欄に、希望する工事の内容に対応するコードを希望順位の順番に記載する。 ①一般土木　②電気設備　③プレストレスト・コンクリート ④法面処理　⑤塗装　⑥維持修繕　⑦杭打　⑧機械設備 ⑨通信設備　⑩受変電設備 ※コードについては、97ページ以降参照。 ※この「希望する工事の内容」の記載は、工事希望型競争入札において技術資料の提出を求める者の選択の際や、通常の指名競争入札の指名業者の選定過程などに勘案されます。 ※希望工事種別順位の変更や追加等はできないので注意すること。

【希望工事内容のコード】

①一般土木工事

「一般土木」の欄には、一般土木工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１から８までの「希望順位」欄に記載してください。**

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	河川・海岸	築堤、護岸、根固・水制、海岸構造物等の工事
B	道路	擁壁・カルバート等のコンクリート構造物、道路土工、情報ボックス（ＩＲＮ）等の工事
C	構造物	ＲＣ橋・橋梁下部等のコンクリート構造物、橋梁の床版工、遮音壁、橋脚補強、床止、堰・水門、樋管、伏せ越し、水路、管きょ推進、揚排水機場、ニューマチックケーソン、オープンケーソン、土留め・仮締切、地中連続壁等の工事（鋼管矢板基礎、既製杭にかかる工事を含む。）、構造物撤去工事
D	砂防・地すべり防止	砂防、砂防ダム、地すべり防止、落石防止、なだれ防止等の工事
E	トンネル	トンネル工事（共同溝、下水道用トンネルを除く。）
F	ダム	ダム工事
G	軟弱地盤	軟弱地盤処理工事（グラウトを除く。）
H	都市土木	共同溝、下水道等の工事

②電気設備工事

「電気設備」の欄には、電気設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１、２の「希望順位」欄に記載してください。**

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	建設電気設備	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝付帯設備、水浄化施設・ロードヒーティング設備等の電気応用施設及び駐車場電気設備等の工事
B	建築電気設備	建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、車路警報、電話、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事

③プレストレスト・コンクリート工事

「プレストレスト・コンクリート」の欄には、プレストレスト・コンクリート工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１、２の「希望順位」欄に記載してください。**

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容
A	プレテンション
B	ポストテンション

④法面処理工事

「法面処理」の欄には、法面処理工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１、２の「希望順位」欄に記載してください。**

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容
A	アンカー工
B	その他

⑤塗装工事

「塗装」の欄には、塗装工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１から４までの「希望順位」欄に記載してください。**

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容
A	建物塗装
B	橋梁塗装・水門扉塗装
C	区画線
D	その他

⑥維持修繕工事

「維持修繕」の欄には、維持修繕工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１から６ま**

での「希望順位」欄に記載してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	舗装維持	路面補修作業
B	舗装以外の道路維持	除草、除雪、ガードレール・道路標識等の道路付属物等の新設・補修等の工事
C	河川維持	水面清掃、除草、護岸水制補修、堤防天端補修、標識の新設・補修等の工事
D	橋梁補修	床板打ち替え、ジョイント補修、高欄補修、橋脚補強等の工事
E	道路清掃作業	路面、側溝、道路付属物、トンネルの清掃作業
F	その他の補修	電気通信設備等の補修

⑦杭打工事

「杭打」の欄には、杭打工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１、２の「希望順位」欄に記載してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	既製杭	鋼杭、鋼矢板、ＰＣ杭等の既製杭打ち込み、中堀、埋込の工事
B	場所打ちコンクリート杭	ベノト杭、深礎杭等の場所打ちコンクリート杭工事

⑧機械設備工事

「機械設備」の欄には、機械設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１から７までの「希望順位」欄に記載してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	水門設備	河川用水門設備、ダム用放流設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
B	ポンプ設備	揚排水ポンプ設備、水質浄化設備、道路排水設備、非常用施設等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
C	換気設備	トンネル換気設備、共同溝換気設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
D	ダム施工機械設備	骨材生産設備、コンクリート生産設備、骨材貯蔵・輸送設備、コンクリート打設設備、コンクリート冷却設備、コンクリート運搬設備、濁水処理設備等の工事（監視操作制御設備工事を含む。）
E	昇降機設備	昇降機設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）
F	消・融雪設備	消・融雪設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）
G	その他	機械式駐車場設備工事（監視操作制御設備工事を含む。）、鋼製付属設備等の工事

⑨通信設備工事

「通信設備」の欄には、通信設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１から４までの「希望順位」欄に記載してください。**

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	監視制御・情報通信設備	ダム・堰制御設備、施設計測・監視・制御設備、ＣＣＴＶ、電子応用計測設備、河川情報設備、道路情報設備、レーダ雨雪量計、テレメータ・放流警報、路側通信設備、ラジオ再放送設備、無線通信設備、有線通信設備（光通信を含む。）等の工事
B	防災・情報表示設備	トンネル防災設備、道路防災設備、情報表示設備等の工事
C	有線通信線路	光通信等の有線通信路の工事（情報管路等を含む。）
D	鉄塔・反射板	通信用鉄塔、反射板等の工事

⑩受変電設備工事

「受変電設備」の欄には、受変電設備工事を希望する方は必ず記載してください。

記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、**希望する順番に登録を希望する地方整備局すべて及び沖縄総合事務局（開発建設部）に１から３までの「希望順位」欄に記載してください。**

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	受変電設備	ダム、揚排水機場、トンネル、道路等の受変電設備の工事
B	発電設備	ダム、揚排水機場、トンネル、道路等の発電設備の工事
C	その他の電源設備	直流電源設備、無停電電源設備、その他の電源設備の工事

7.10.6 業態調書３

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
国土交通省地方整備局（港湾空港関係）
内閣府沖縄総合事務局

(業態調書ー③)

※　画面左の『業態調書３』をクリックすると、上記画面が表示されます。

入力項目	入力要領
港湾工事用作業船保有状況	※「数量」欄に区分ごとの単位総数を記入する。 　なお、単位総数の記入に当たっては、以下の「※①業態調書３「港湾工事用作業船保有状況」に関わる単位総数記入及び算定方法」を必ず参照すること。

入力項目	入力要領
	※「港湾等しゅんせつ工事」の等級決定については、以下の「※②（「港湾等しゅんせつ工事」等級決定に関わる浚渫船の能力要件）を参照すること。
21専門技術者状況	○一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格し登録を受けている者の人数を記入する。

※①業態調書３「港湾工事用作業船保有状況」に関わる単位総数記入及び算定方法

業態調書３「港湾工事用作業船保有状況」に関わる単位総数の記入に際しての留意事項及びその具体的な算定方法は、以下のとおりです。

１．単位総数の記入に係る留意事項

①自社保有船舶については、１００％自社所有の船舶の他、親会社が５０％以上の株式を保有している子会社が所有する船舶を含めて記入することが出来ます。ただし、親会社が自社保有船舶として申請した場合は、子会社において重複計上は出来ません。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う船舶は、自社保有船舶に含めることが出来ます。

②共有船舶については、当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶を記入して下さい。

③借上船舶については、長期用船契約等により用船契約期間が資格有効期間（平成２７年４月１日～平成２９年３月３１日）を通じて使用できる船舶を記入して下さい。

④浚渫船、起重機船、杭打船等の兼用船は、主たる用途に対応する区分に記入してください。よって、他の兼用する船種への重複計上は出来ません。
なお、浚渫船には、グラブ付自航運搬船（ガット船）は含みません。

２．単位総数の算定方法

①自社保有船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法によります。

単位総数（自社保有船舶）＝Σ｛能力（または隻数）×保有係数｝

能力　：浚渫船にあっては浚渫能力、揚土船にあっては揚土能力、起重機船にあっては吊り荷重、杭打船にあっては主機関馬力、ケーソン製作用作業台船にあっては揚荷能力、地盤改良船・砕岩船・その他特殊船・環境性能の高い作業船にあっては隻数です。
保有係数：1.0
ただし、長期用船契約等により他社に貸し出す船舶の場合は、0.5 とします。

②共有船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法によります。

単位総数（共有船舶）＝Σ｛能力（または隻数）×（0.75＋0.25×持分比率）｝

能力　：①自社保有船舶の場合と同様です。

持分比率：当該船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために投資した費用の割合とします。
なお、建設機械打刻証明書や共有船舶契約書等、共有者の合意に基づきその割合を規定したものにより証明が可能なものとします。

③借上船舶の単位総数は、各区分毎に以下の計算方法によります。

単位総数（借上船舶）＝Σ｛能力（または隻数）×借上係数｝

能力　　：①自社保有船舶の場合と同様です。
借上係数：0.5
ただし、以下の（１）、（２）のいずれかに該当する場合には0.75とします。
（１）平成２５年４月１日～平成２６年１２月１日の間に、当該船舶の使用または維持管理費等を負担した実績があるもの。
（２）長期用船契約等において、平成２６年１２月１日～平成２９年３月３１日の間に当該船舶の維持管理費等を負担する契約が盛り込まれているもの。
なお、「維持管理費等」とは、修理費、管理費、個別の工事に伴う要請に対応するための局部的な改造費など、本申請に係る資格有効期間において当該船舶の機能保持に係る必要経費であって、長期用船契約等により確認可能なものとします。

④各区分の合計欄は、以下の計算により算出して下さい。

合計＝単位総数（自社保有船舶）＋単位総数（共有船舶）＋単位総数（借上船舶）

⑤単位総数の端数処理
自社保有船舶は整数止め、共有船舶並びに借上船舶については小数第２位（小数第３位切り上げ）とします。

３．その他
自社保有船舶の貸出、共有船舶、借上船舶に関する数値の記入及び算定にあたっては、齟齬が生じないよう関係会社と調整の上、提出して下さい。
また、申請時または申請後において、各契約書及び証明書等で申請内容について確認する場合があります。

※②「港湾等しゅんせつ工事」等級決定に関わる浚渫船の能力要件

国土交通省地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」の等級については、以下の算定式によって得られる浚渫船団力も考慮して決定されます。

○浚渫船団力＝（浚渫能力の単位総数）×１．０＋（揚土能力の単位総数）×０．５

7.10.7 業態調書４

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　中日本高速道路株式会社

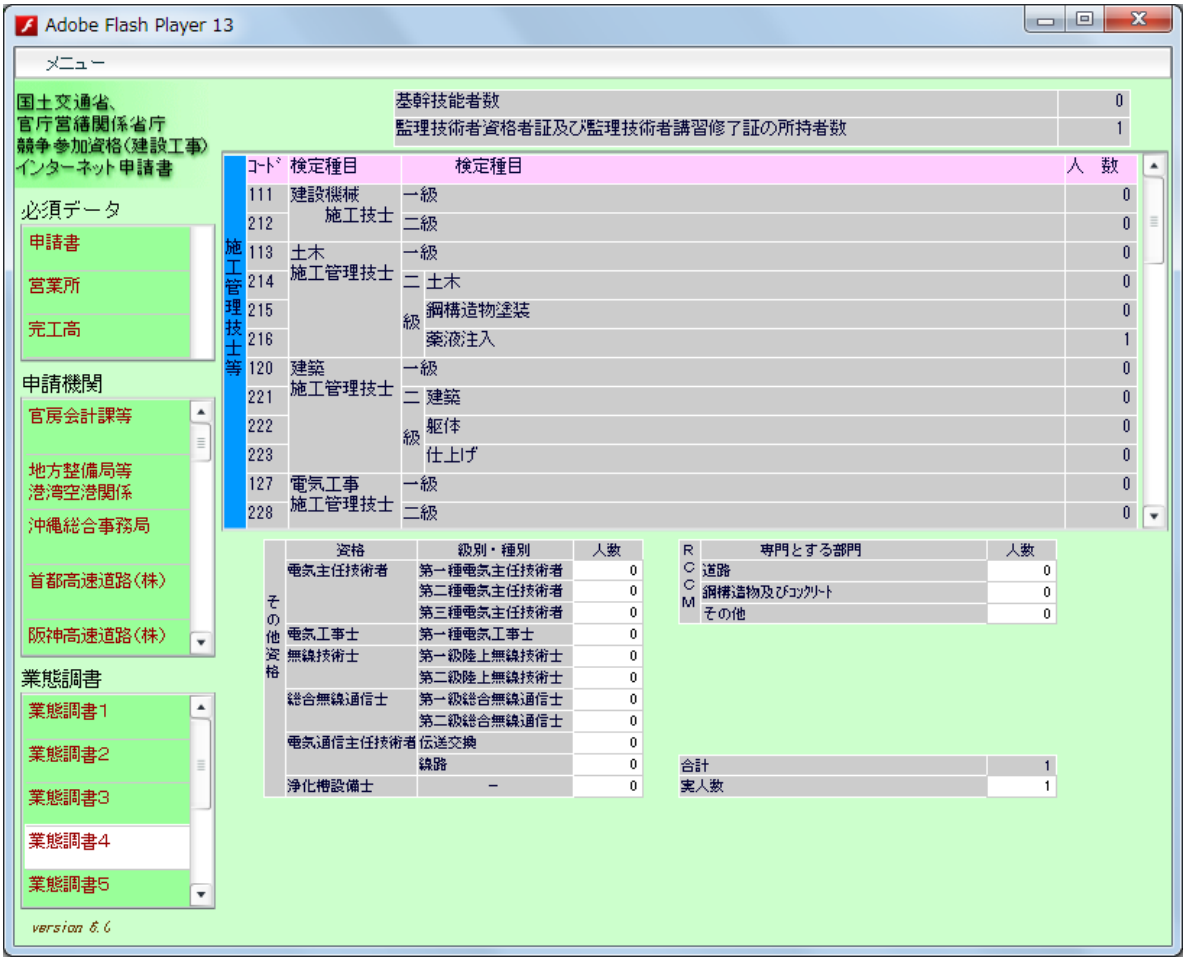

（業態調書－④）

※　画面左の『業態調書４』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※　上記画面における「施工管理技士等」、「技術士」及び「建築士等」の有資格者人数は、業態調書－①画面で入力した人数がそのまま移行して入力されます。必ず、業態調書－①画面を入力後、業態調書－④を入力してください。

※　実人数については、業態調書－①の実人数以上で業態調書－④の合計以下の数を入力してください。

（１）　上記画面に表示されている「その他資格」、「ＲＣＣＭ」に該当する者について、それぞれの資格別に人数を入力してください。

なお、１人で２つ以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できますが、１級及び２級等の同一資格を有している者は、（上位の等級）のみに計上してください。

また、上記画面に記載されている資格以外に該当する者については、一切入力しないでください。

（２）　画面右下の「実人数欄」は、「施工管理技術士」、「技術士」、「建築士等」及び、「その他資格」、「ＲＣＣＭ欄」に記載した人数の実人数を入力してください。

なお、「実人数」欄は、必然的に自動計算で算出される「合計」人数以下にならなければなりません。

また、「監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の所持者数」は、「合計」には含まれません。

7.10.8 業態調書５

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　国土交通省北海道開発局

（業態調書－⑤）

※　画面左の『業態調書５』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※上記画面は、国土交通省北海道開発局に申請を希望する方のみ入力してください。

※上記画面における「施工管理技士等」、「技術士」及び「建築士等」の有資格者人数は、業態調書－①画面で入力した人数がそのまま移行して入力されます。必ず、業態調書－①画面を入力後、業態調書－⑤を入力してください。技術士（水産「水産土木」）欄に該当がある場合は必ず入力してください。

※実人数については、業態調書①と技術士の総和に対する実人数を入力してください。

（１）　上記画面では、左欄の工事区分の競争参加資格を希望する場合に、受注を希望する工種分類を少なくとも一つ以上選択し、「施工実績があって希望する」場合は１を、「施工実績はないが希望する」場合は２を希望欄に入力してください。

「施工実績がある」とは、会社の創業以来の実績による事とし、発注者の官・民の別、元請・下請の別、請負代金の額については問いません。

（２）　工事区分を細分した各工種分類の工事内容については、次の表をご覧ください。

国土交通省北海道開発局における「希望工種分類」

工事区分	希望工事分類	主　な　工　事　内　容
一般土木	河川･海岸	築堤、護岸、消波･根固･水制、海岸構造物、水路、掘削
	道路	道路新設･改良、歩道設置
	構造物	床止、堰･水門、樋門･樋管、伏せ越し、管渠推進、揚排機場、ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物(RC 橋、橋梁下部、ｷｬﾌﾞ、橋梁床版工)、ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ、ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ、土留･仮締切、基礎連続工、地中連続壁、構造物撤去、道路付属物
	砂防･地すべり防止	砂防、地すべり防止、落石防止、雪崩防止、さく井
	トンネル	ﾄﾝﾈﾙ、共同溝、下水道
	ダム	ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ、ﾌｨﾙﾀﾞﾑ
	軟弱地盤	軟弱地盤処理
	農用地整備･農地保全	農用地造成･整備、農地保全
	土地改良施設	農業用用排水施設･農業用道路
	港湾･漁港	港湾･漁港構造物
	空港	用地造成
建　　築	RC 又はSRC 構造	RC 又はSRC 建築物
	鋼構造	S 造建築物
	プレハブ建築	―
	木造建築	―
機械装置	昇降機設備	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ･ｴｽｶﾚｰﾀｰ･ﾀﾞﾑｳｪｰﾀｰ設備、その他同種設備
	水門設備	低圧･高圧ゲート設備、取水設備
	ポンプ設備	揚排水ポンプ設備
	その他機械設備	ﾀﾞﾑ工事用･管理用機械設備、道路排水用機械設備、地下駐車場等機械設備
電　　気	土木電気設備	送･配電線路、道路･ﾄﾝﾈﾙ･ﾀﾞﾑ照明設備、ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ、ﾄﾝﾈﾙ換気･非常用電気設備、共同溝付帯･揚排水機電気設備、その他同種設備
	建築電気設備	営繕用電力･受変電･静止形電源･通信･情報設備、自家発電設備、中央監視制御設備、その他同種設備
	通信設備	無線･有線通信設備、道路･河川･ﾀﾞﾑ用情報処理･制御･警報･表示･計量･放送設備、鉄塔･反射板設備、その他同種設備

工事区分	希望工事分類	主 な 工 事 内 容
	受変電設備	受変電設備、発電設備、直流電源設備
塗　　装	橋梁塗装	―
	区画線塗装	―
維　　持	河川清掃	塵芥処理、流木処理、環境整備
	河川除草	堤防除草、水草除去
	その他河川補修	堤防、天端、護岸、水路、樋門、樋管補修、排水機場、堤内排水路、取付道路補修、高水敷整地、伐開、河道整理、標識類、安全施設の設置・撤去、ﾀﾞﾑの流木処理、ﾀﾞﾑの堆砂除去、ﾀﾞﾑの法面保護
	道路清掃	路面、管渠、側溝、付属物の清掃、塵芥処理
	道路除草	路肩、路側、法面の除草
	その他道路補修	舗装補修、歩道、橋梁、ﾄﾝﾈﾙ、路肩、路側、法面補修、街路樹補修、施肥管理、交通安全施設の設置、撤去
	除雪	一般除雪、歩道除雪、運搬排雪、付帯除雪、薬品処理、防雪柵設置・解体
そ の 他	河川清掃	塵芥処理、流木処理、環境整備
	河川除草	堤防除草、水草除去
	道路清掃	路面、管渠、側溝、付属物の清掃、塵芥処理
	道路除草	路肩、路側、法面の除草
	除雪	一般除雪、歩道除雪、運搬排雪、付帯除雪、薬品処理、防雪柵設置・解体

7.10.9 業態調書６

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾空港関係）
地方整備局（東北･関東･北陸･中部･近畿･中国･四国･九州）
国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部
国土交通省大臣官房会計課所掌機関
大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、
運輸安全委員会、海難審判所、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）
国土交通省北海道開発局
内閣府
内閣府沖縄総合事務局
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道建設本部）

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成16年3月30日付け国地契第89号）により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなったことに伴い、本様式が追加になりました。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

○申請者の親会社に関する事項（商号名称、本店住所等）
○申請者の子会社に関する事項（建設業許可番号、商号名称）
○申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）

※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

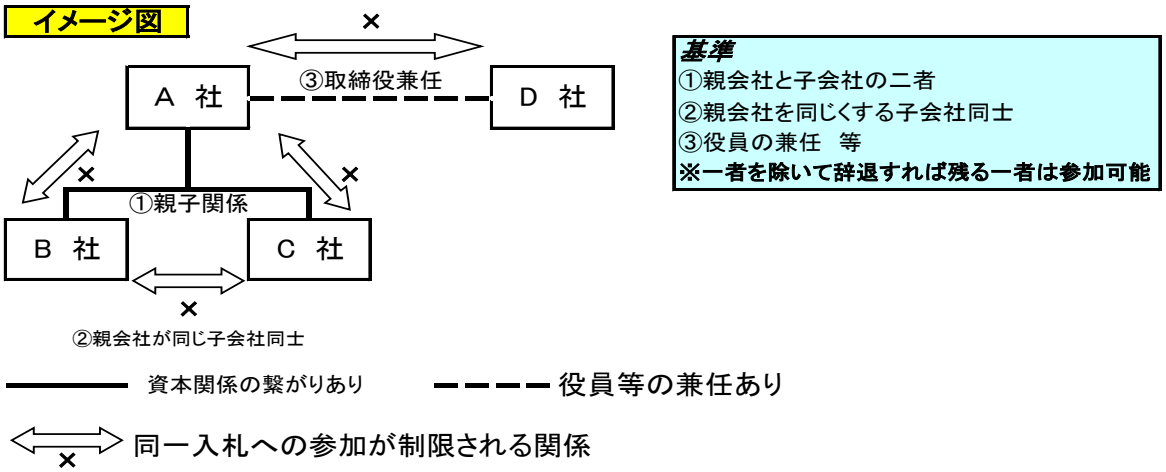

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

①親会社と子会社の関係にある場合
②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
※ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

○人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。
①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

◎経常建設共同企業体の取扱い
経常建設共同企業体の場合は、経常建設共同企業体の構成員と他の経常建設共同企業体の構成員の間に上記関係が認められる場合には、原則として、同一入札に参加できません。ただし、上記関係が認められる構成員が、双方とも経常建設共同企業体の代表者以外の構成員の場合には、同一入札に参加することができます。

【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社、子会社の定義
会社法第２条第３号及び第４号に規定する親会社・子会社を言います。
本様式に記入する子会社は、建設業許可を有する建設業者に限ります。（建設業許可を有しない道路清掃作業等のみを希望する者を含む）
※国土交通省の有資格業者であるかどうかは問いません。

・会社法第２条第３号及び第４号に規定する親会社・子会社

第２条第３号　子会社　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう

第２条第４号　親会社　株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

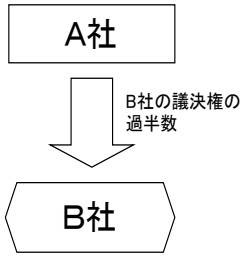

Ａ社は、Ｂ社の「親会社」
Ｂ社は、Ａ社の「子会社」

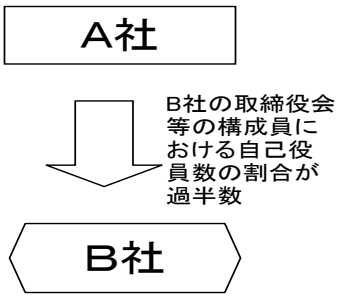

Ａ社は、Ｂ社の「親会社」
Ｂ社は、Ａ社の「子会社」

ケース Ⅰ（A，Ｂがいずれも建設業者の場合。）

（業態調書に記入する対象会社）
ケースⅠにおける業態調書への記入について、
Ａ社が申請する場合、業態調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはＢ社を記入します。
Ｂ社が申請する場合、業態調書の親会社の欄にはＡ社を記入し、子会社欄には何も記入しません。
上記を表にまとめると、次のようになります。
※以下、ケースⅡ、ケースⅢの表も同様の意味です。

申請者	親会社欄	子会社欄
Ａ社	－	Ｂ社
Ｂ社	Ａ社	－

※親会社は建設業者に限らず持株会社等も記載の対象となります。

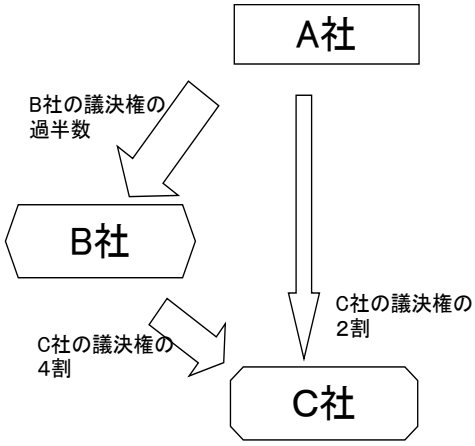

Ｂ社は、Ａ社の「子会社」であり、親会社であるＡ社及び子会社であるＢ社が、Ｃ社の議決権の過半数を有する。

ケース Ⅱ（A，B，Cがいずれも建設業者の場合。）

（業態調書に記入する対象会社）

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	－	B社、C社
B社	A社	－
C社	A社	－

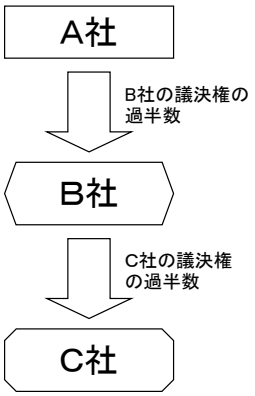

B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

ケース Ⅲ（A，B，Cがいずれも建設業者の場合。）

（業態調書に記入する対象会社）

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	－	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	－

※上記ケース以外に他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約が存在する場合等、会社法第２条第３号及び第４号の親会社・子会社があれば、記入してください。
また、親会社が３社以上ある場合には、関係が近いもの（ケース１）から２社を記入してください。記入できない場合でも、同一入札への参加はできませんので注意してください。

○役員の定義

① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。
※「取締役」には、社外取締役も含みますが、委員会設置会社における取締役は含みません。
※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に委員会設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

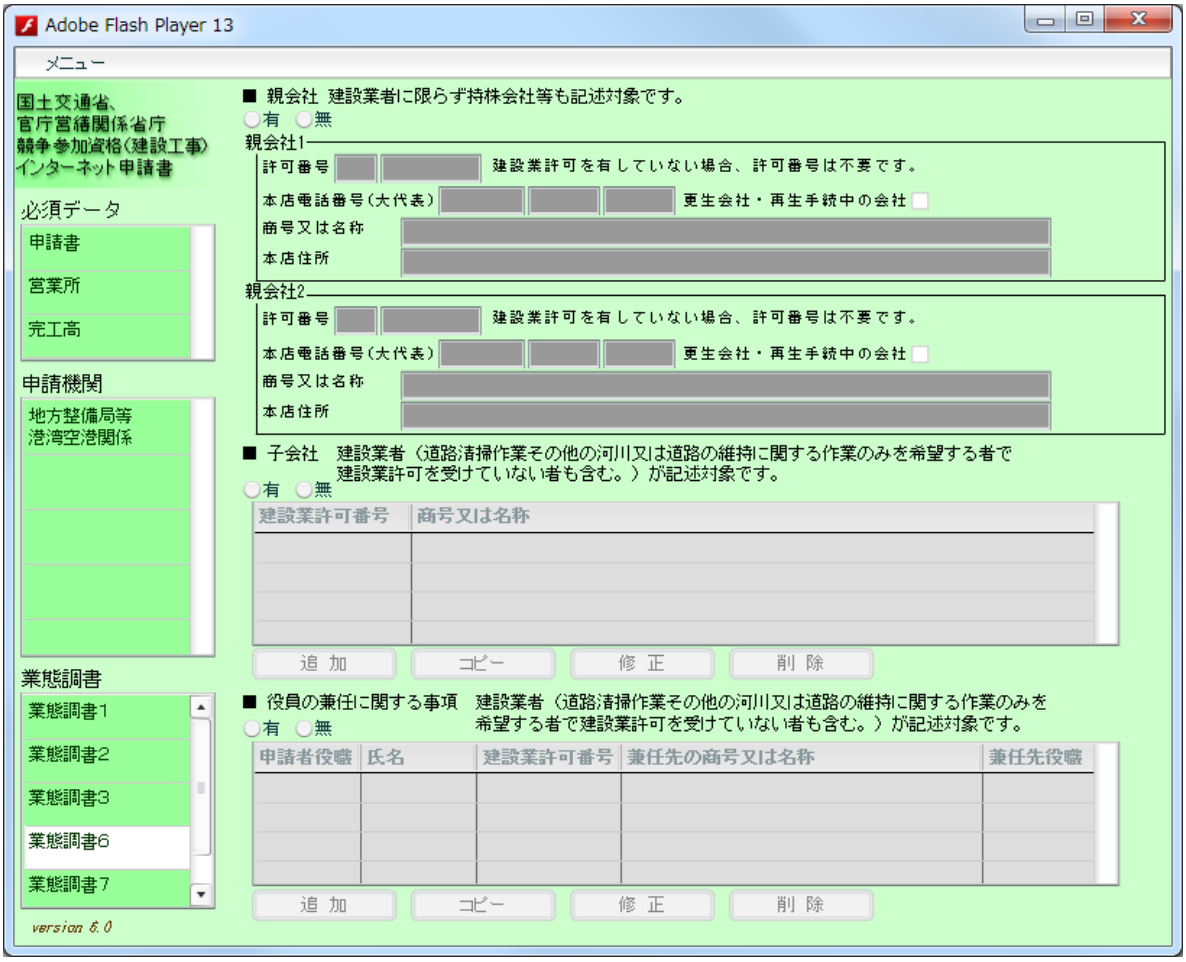

（業態調書－⑥）

※ 画面左の『業態調書６』をクリックすると、上記画面が表示される。
※ まず初めに該当の有無についてのチェックをし、該当が「有」の場合のみ必要事項を入力してください。
※ 入力補助内容についての修正は可能です。該当する項目を正しく修正してください。

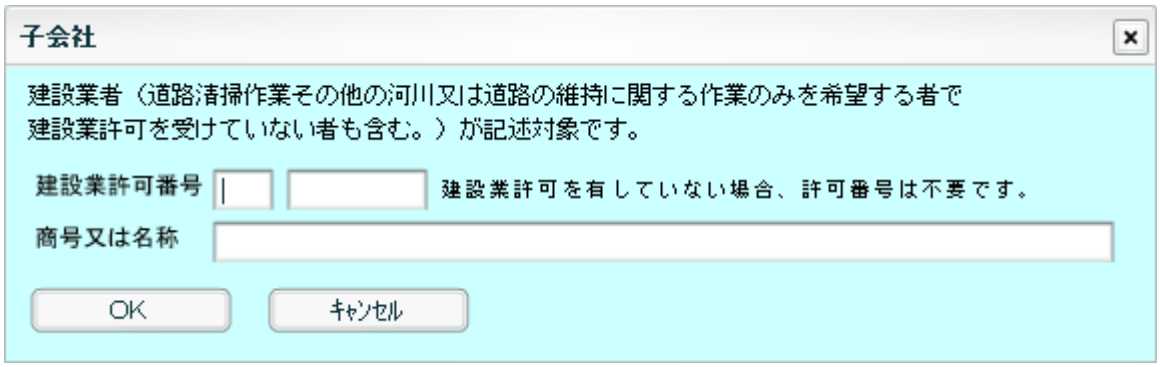

（子会社情報入力画面）

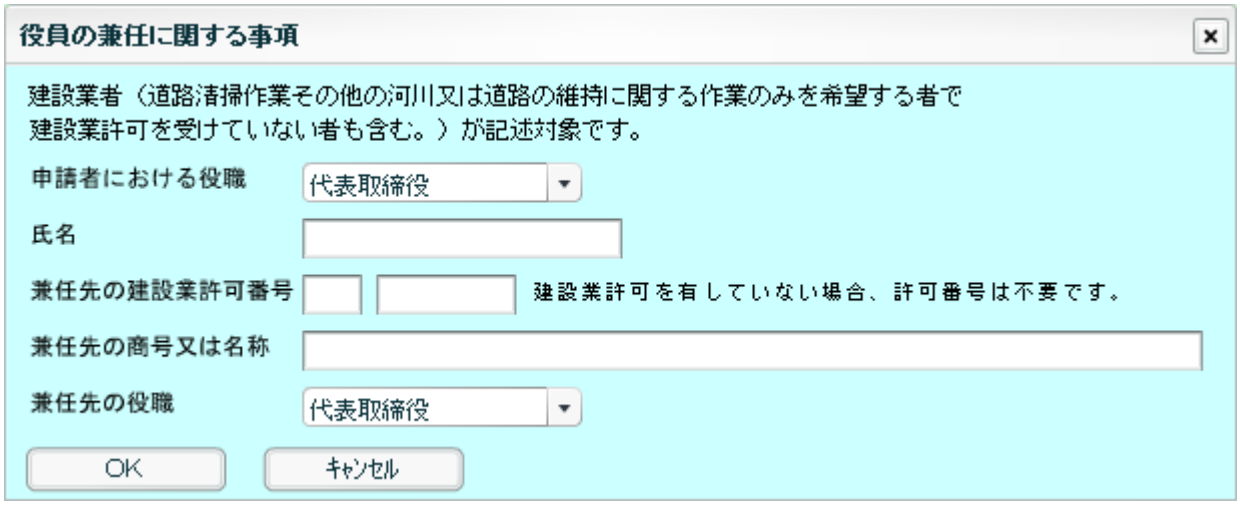

（役員の兼任情報入力画面）

【基本操作】（子会社情報）

1．追加

①『追加』をクリックする。→子会社情報入力画面が表示される。

②子会社情報入力画面の各項目を入力する。

③『OK』をクリックする。→入力した子会社情報が一覧に表示される。

2．コピー

①コピーの対象をクリックする。

②『コピー』をクリックする。→一覧にコピーの対象がコピーされる。

3．修正

①修正の対象をクリックする。

②『修正』をクリックする。→子会社情報入力画面が表示される。

③修正項目を編集してOKをクリックする。→修正した子会社情報が反映される。

4．削除

①削除の対象をクリックする。

②『削除』をクリックする。→削除の対象が一覧から削除される。

【基本操作】（役員兼任の情報）

１．追加

①『追加』をクリックする。→役員の兼任情報入力画面が表示される。

②役員の兼任情報入力画面の各項目を入力する。

③『OK』をクリックする。→入力した役員の兼任情報が一覧に表示される。

２．コピー

①コピーの対象をクリックする。

②『コピー』をクリックする。→一覧にコピーの対象がコピーされる。

３．修正

①修正の対象をクリックする。

②『修正』をクリックする。→役員の兼任情報入力画面が表示される。

③修正項目を編集してOKをクリックする。→修正した役員の兼任情報が反映される。

４．削除

①削除の対象をクリックする。

②『削除』をクリックする。→削除の対象が一覧から削除される。

項目	記載要領
有・無	○該当の有無についてチェックする。
親会社	○申請者の親会社について記入する。 **※親会社は建設業者に限らず、持株会社等も記載の対象となります。** ○親会社が３社以上ある場合には、近いもの（会社法第２項第４号の親会社を優先）から２社を順番に記入する。**記入できない場合でも、同一入札への参加はできない**ため注意すること。
親会社 －有無	親会社が無い場合には『無』をクリックする。
親会社 －許可番号	○親会社の建設業許可番号（許可行政庁コード＋６桁）を記入する。 ○親会社が建設業許可を受けていない場合には記入しない。
親会社 －本店電話番号 （代表）	○親会社の代表の電話番号を記入する。
親会社 －更生会社･再生手続き中の会社	○当該親会社が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続き中の会社（以下「再生手続き中の会社」という。）である場合には、横のボタンをチェックする。

<table>
<tr><th>項目</th><th>記載要領</th></tr>
<tr><td>親会社
－商号又は名称</td><td>○親会社の商号又は名称を記入する。
○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入する。（『（』、『）』をそれぞれ一文字として記入する。）
<table>
<tr><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th></tr>
<tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr>
<tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr>
<tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr>
<tr><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般社団法人</td><td>（一社）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td></tr>
<tr><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。</td></tr>
<tr><td>親会社
－本店住所</td><td>○左詰めで記載。
○丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。
○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。</td></tr>
<tr><td>子会社</td><td>○該当する子会社がない場合には、『無』をクリックする。
○申請者の子会社について記入する。
<u>※子会社は建設業者に限らず、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者も対象とし、また、有資格業者でない者も含む。</u>
※子会社が２１社以上ある場合には、近いものから２０社を順番に記入する。<u>記入できない場合でも、同一入札への参加はできない</u>ため注意すること。
<u>※更生会社又は再生手続き中の会社は記入の対象外であるため、記載しないこと。（ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、全ての会社が直ちに変更届を提出すること。）</u></td></tr>
<tr><td>子会社
－建設業許可番号</td><td>○子会社の建設業許可番号（許可行政庁コード＋６桁）を記入する。
○子会社が建設業許可を受けていない場合には記入しない。
○建設業者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で建設業許可を受けていない場合には記入しない。</td></tr>
<tr><td>子会社
－商号又は名称</td><td>○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社の商号又は名称欄の説明を参照の上、全角文字として記入する。（『（』、『）』をそれぞれ一文字として記入する。）</td></tr>
<tr><td>役員の兼任</td><td>○申請者の役員のうち、<u>他の建設業者（建設業者とは、建設業法第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者（ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者は含む。）を対象とし、また、有資格業者でない者も含む。）の役員を兼任している役員</u>（以下「兼任役員」という。）について記入する。
○該当する役員がいない場合には『無』をクリックする。</td></tr>
</table>

項目	記載要領
	※申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記載しないこと。（ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。）
役員の兼任 －申請者における役職	○兼任役員の申請者における役職をリストボックスから選択する。 ○「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを選択する。 ※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入する。 例）代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※「取締役」には、社外取締役も含むが、委員会設置会社の取締役は含まない。委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載する。 ※「執行役」とは、委員会設置会社における執行役及び代表執行役をいう。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。
役員の兼任 －氏名	○兼任役員の氏名を記入する。 ○氏名については、姓と名前との間は１文字あけること。
役員の兼任 －建設業許可番号	○兼任役員の兼任先の建設業許可番号（許可行政庁コード＋６桁）を記入する。 ○兼任役員の兼任先が建設業許可を受けていない場合には記入しない。 ○兼任役員の兼任先の建設業者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で建設業許可を受けていない場合には記入しない。
役員の兼任 －兼任先の商号又は名称	○兼任役員の兼任先の商号又は名称を記入する。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社の商号又は名称欄の説明を参照の上、全角文字として記入する。（『（』、『）』をそれぞれ一文字として記入する。）
役員の兼任 －兼任先役職	○兼任役員の兼任先における役職を記入する。 ○「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入する。 ※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入する。 例）代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※「取締役」には、社外取締役も含むが、委員会設置会社の取締役は含まない。委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載する。 ※「執行役」とは、委員会設置会社における執行役及び代表執行役をいう。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。

7.10.10 業態調書７

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾空港関係）
地方整備局（東北･関東･北陸･中部･近畿･中国･四国･九州）
国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部
国土交通省大臣官房会計課所掌機関
大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、
運輸安全委員会、海難審判所、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）
国土交通省北海道開発局

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月１日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。

ついては、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書を作成してください。

（別紙）

平成17年10月１日
国 土 交 通 省

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、国土交通省としましては、効果的な再発防止策を緊急に検討するため、入札談合再発防止対策検討委員会を設置し、「入札談合の再発防止対策について」をとりまとめ、平成１７年７月２９日付けで公表し、その推進に取り組んでいるところであり、各企業等におかれても、談合を行うことがないことはもちろんのこと、談合と誤解されるような活動等についても行われるようなことがないようお願いいたします。

また、上記の防止対策において、日本道路公団発注の鋼橋事業に係る談合事案において発注者である同公団の退職者や職員が深く関与していたとして逮捕・起訴された事態を重く受け止め、公共工事の入札・発注における国土交通省と受注企業との関係について国民から無用の疑念を抱かれるようなことがないよう、当省退職者の再就職に関し、（１）重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛、（２）直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛等の措置をとったところでありますが、更に下記の措置を要請させて頂くことと致しました。

該当する企業等におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力を頂けるようお願いいたします。

記

国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業（注１）のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者（注２）について、平成１７年１０月１日以降は、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請する。

注１）国家公務員法第１０３条第２項に規定する「密接な関係」と同様の考え方であり、以下のいずれかに該当する営利企業がこれに該当する。

① 国土交通省が有する法令に基づく行政上の権限の対象とされている営利企業

② 職員の離職の日から５年さかのぼった日の属する年度以降の年度（その日の属する年度にあっては、その日以降の期間に限る。）のうちのいずれかの年度において国土交通省との間に締結した契約の総額が２千万円以上である営利企業

③ 国土交通省による行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第６号に掲げる行政指導の対象とされている営利企業

④ ①から③までに掲げる営利企業の商法（明治３２年法律第４８号）第２１１条の２第１項に規定する子会社である営利企業

⑤ ①から④までに掲げる営利企業と同様の事情にあると認められる営利企業

注２）退職後５年が経過していない国土交通省退職者とは、国土交通省職員として採用された経歴を有する者（交流人事や任期付採用により国土交通省に一時期在職した者は除く。）で、最終的に国土交通省を退職した時点から５年を経過しない者をいう。

（業態調書－⑦）

※　画面左の『業態調書７』をクリックすると、上記画面が表示されます。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

○国土交通省退職者の再就職状況に関する事項（氏名、申請者役職、就任年月日、退職年月日、退職時官職）

【基本操作】

１．新規登録

① 『新規』をクリックする。→入力欄（画面下部）が入力可能となる。

② 入力欄（画面下部）の各項目を入力する。

２．削除

① 一覧から削除するＯＢ情報をクリックする。

② 『削除』をクリックする。→一覧から選択したＯＢ情報が削除され、一覧から削除される。

３．修正

① 一覧から修正するＯＢ情報をクリックする。

② 入力欄（画面下部）に表示されている各項目を修正する。

４．コピー

① 一覧からコピーしたいＯＢ情報をクリックする。

② 『コピー』をクリックする。→選択したＯＢ情報をコピーされ一覧に追加される。

※本帳票は、申請日現在で作成すること。

入力項目	入力要領
国土交通省退職者－有無	○該当の有無についてチェックしてください。 ○要請内容に該当する者が無い場合には、『無』をクリックする。
国土交通省退職者	○申請者の国土交通省退職者（ＯＢ）ついての情報を記入する。 ○国土交通省退職者は５人まで入力が可能である。
国土交通省退職者－氏名	○国土交通省退職者で**平成17年10月１日以降に営業職に就いた者**の氏名を入力する。【全角文字】 ○姓と名前との間は１文字あけること。 ※社内異動及び新規採用は問わず、**平成17年10月１日以降に営業担当部署に就いた者**を対象とする。（平成17年10月１日以前から営業担当部署に就いている者は対象としません。）
国土交通省退職者－申請者役職	○該当者の役職名（営業担当部署）を入力する。【全角文字】
国土交通省退職者－就任年月日	○該当者が営業担当部署に就いた年月日を入力する。【半角数字】 **※平成17年10月１日以降の日付を入力する。**
国土交通省退職者－退職年月日	○該当者が国土交通省を退職した年月日を入力する。【半角数字】 ※「退職年月日」については、**把握している範囲で入力する。**
国土交通省退職者－退職時官職	○該当者の国土交通省退職時の官職を入力する。【全角文字】

7.10.11 業態調書８

【入力が必要な方】
　○ 防衛省への申請を希望する申請者のみ入力してください。

防衛省では、当省が発注した建設工事の受注実績を有する企業に対して、離職前５年間に建設工事の発注業務に関与し、離職後５年を経過していない本省課長相当職以上の幹部職員について、平成１８年６月１５日以降、採用を自粛するよう要請を行っているところです。
ついては、資格審査申請書類の一部として、このような防衛省離職者の採用実績の有無等に関する調書を作成してください。

（業態調書－⑧）

※　画面左の『業態調書８』をクリックすると、上記画面が表示されます。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。
○防衛省離職者の再就職状況に関する事項（氏名、採用年月日、防衛省離職年月日、防衛省離職時官職）

【基本操作】

１．新規登録

① 『新規』をクリックする。→入力欄（画面下部）が入力可能となる。

② 入力欄（画面下部）の各項目を入力する。

２．削除

① 一覧から削除するＯＢ情報をクリックする。

② 『削除』をクリックする。→一覧から選択したＯＢ情報が削除され、一覧から削除される。

３．修正

① 一覧から修正するＯＢ情報をクリックする。

② 入力欄（画面下部）に表示されている各項目を修正する。

４．コピー

① 一覧からコピーしたいＯＢ情報をクリックする。

② 『コピー』をクリックする。→選択したＯＢ情報をコピーされ一覧に追加される。

※本帳票は、申請日現在で作成すること。

入力項目	入力要領
防衛省離職者－有無	○以下の項目全てに該当する方の採用実績がある場合のみ「有」をチェックする。 ※１　平成 18 年６月 15 日以降に採用されている方 ※２　防衛省離職時の階級が行政職俸給表（一）８級以上又は将、将補若しくは１佐であること。 ※３　防衛省を離職後５年を経過していない者 ○該当者がいない場合には、「無」をチェック。 ※自衛官の階級が不明な方は、下記「防衛省・自衛隊 ホームページ」で確認ください。 『http://www.mod.go.jp/j/profile/mod_sdf/class/index.html 』
採用年月日	○採用実績が「有」の場合のみ、入力。 ○該当者が貴社に採用された日付を入力。
防衛省離職者－氏名	○採用実績が「有」の場合のみ、入力。 ○該当者の氏名を記載。【全角文字】 ○姓と名前との間は１文字あけること。
防衛省離職年月日	○採用実績が「有」の場合のみ、入力。 ○該当者の防衛省離職年月日を入力。
防衛省離職時官職	○採用実績が「有」の場合のみ、入力。 ○該当者の離職時の官職（例：「○○局○○部○○課長」、「○○自衛隊○○基地司令」等）を入力。

7.11　完工高・希望工事の入力（各機関別画面を選択して入力してください。）

7.11.1 国土交通省官房会計課所掌機関

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
国土交通省大臣官房会計課所掌機関
大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、
運輸安全委員会、海難審判所、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）

登録部局等申請入力画面－1

（1）　申請を希望する「希望工事」に対応したチェックボックスをクリックしてください。
※業態調書－⑥及び⑦を必ず入力してください。

（2）　「申請を希望する部局」を選んで、チェックボックスをクリックしてください。
「申請を希望する部局」については、画面上略称で表記されてますので、次ページ以下に記載する「登録部局一覧表」を確認のうえ、チェックボックスをクリックしてください。
また、上記画面右上の「登録部局一覧表」をクリックしても、その正式名称を見ることができます。

国土交通省大臣官房会計課所掌機関登録部局一覧表

略称		部局名	郵便番号	住所	電話番号（内線）
官会		大臣官房会計課	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3　中央合同庁舎第３号館	03-5253-8111 (21834)
全運	北運	北海道運輸局	060-0042	北海道札幌市中央区大通西 10　札幌第２合同庁舎	011-290-2713(直通)
	東運	東北運輸局	983-8357	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1　仙台第 4 合同庁舎	022-791-7506(231)
	関運	関東運輸局	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57　横浜第 2 合同庁舎	045-211-7207(直通)
	信運	北陸信越運輸局	950-8537	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎２号館	025-285-9150(直通)
	部運	中部運輸局	460-8528	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1　名古屋合同庁舎第１号館	052-952-8004(直通)
	近運	近畿運輸局	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76　大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6406(直通)
	神運	神戸運輸監理部	650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1　神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3143(直通)
	国運	中国運輸局	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎４号館	082-228-3435(直通)
	四運	四国運輸局	760-0068	香川県高松市松島町 1-17-33　高松第 2 地方合同庁舎	087-835-6353(直通)
	九運	九州運輸局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1　福岡合同庁舎　新館	092-472-2314(直通)
全空	航空	航空局	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3　中央合同庁舎第３号館	03-5253-8111(48654)
	東空	東京航空局	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15　九段第２合同庁舎	03-5275-9292(7160)
	阪空	大阪航空局	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76　大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6211(5045)
全保	保庁	海上保安庁	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第３号館	03-3591-6361(2821)
	保大	海上保安大学校	737-8512	広島県呉市若葉町 5-1	0823-21-4961(227)
	保校	海上保安学校	625-8503	京都府舞鶴市字長浜 2001	0773-62-3520(227)
	一管	第一管区海上保安本部	047-8560	北海道小樽市港町 5-2　小樽地方合同庁舎	0134-27-0118(2223)
	二管	第二管区海上保安本部	985-8507	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1　塩釜港湾合同庁舎	022-363-0111(2224)
	三管	第三管区海上保安本部	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57　横浜第 2 合同庁舎	045-211-1118(2224)
	四管	第四管区海上保安本部	455-8528	愛知県名古屋市港区入船 2-3-12　名古屋港湾合同庁舎別館	052-661-1611(2223)
	五管	第五管区海上保安本部	650-8551	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1　神戸第 2 地方合同庁舎	078-391-6555(2223)

	六管	第六管区海上保安本部	734-8560	広島県広島市南区宇品海岸 3-10-17　広島港湾合同庁舎	082-251-5111(2223)
	七管	第七管区海上保安本部	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10　門司港湾合同庁舎	093-321-2931(2225)
	八管	第八管区海上保安本部	624-8686	京都府舞鶴市下福井 901　舞鶴港湾合同庁舎	0773-76-4100(2224)
	九管	第九管区海上保安本部	950-8543	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎２号館	025-285-0118 (2223)
	十管	第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1　鹿児島第2地方合同庁舎	099-250-9800(2223)
	十一管	第十一管区海上保安本部	900-8547	沖縄県那覇市港町 2-11-1　那覇港湾合同庁舎	098-867-0118(2223)
全気	気象	気象庁	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-8341(2352)
	気研	気象研究所	305-0052	茨城県つくば市長峰 1-1	029-853-8559(直通)
	衛星	気象衛星センター	204-0012	東京都清瀬市中清戸 3-235	042-493-4964(直通)
全台	札気	札幌管区気象台	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西 18-2	011-611-6156(直通)
	仙気	仙台管区気象台	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15　仙台第3合同庁舎	022-297-8119(直通)
	東気	東京管区気象台	100-0004	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-8341(5529)
	阪気	大阪管区気象台	540-0008	大阪府大阪市中央区大手町 4-1-76　大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6301(直通)
	福気	福岡管区気象台	810-0052	福岡県福岡市中央区大濠 1-2-36	092-725-3602(直通)
	縄気	沖縄気象台	900-8517	沖縄県那覇市桶川 1-15-15　那覇第1地方合同庁舎	098-833-4282(直通)
運安		運輸安全委員会	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-2　中央合同庁舎第２号館	03-5253-8822(54156)
国総		国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1	046-844-5076(直通)
海審		海難審判所	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-2　中央合同庁舎第２号館	03-5253-8821(直通)

なお、選択した「希望工事」は、選択した「申請を希望する部局」全てに登録されることとなりますのでご注意ください。

(例)

土木工事業と建築工事業を「希望工事」で選択し、「申請を希望する部局」に官会と北運を選択した場合は、両部局とも土木工事業と建築工事業が登録されます。

※　「申請を希望する部局」ごとに、「希望工事」を選択することはできません。

《 平成 27･28 年度 国土交通省大臣官房会計課所掌機関の希望工事種別及び主な工事内容 》

希望工事種別	主 な 工 事 内 容
土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）
建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）
電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
鋼構造物工事業	形鋼、鋼鈑等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事
塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事

※ 国土交通省大臣官房会計課所掌機関の希望工種は建設業法第２条別表による区分です。

7.11.2 国土交通省地方整備局等（道路･河川･官庁営繕･公園関係、港湾空港関係）

【入力が必要な方】

○ 次の機関への申請を希望する申請者

国土交通省地方整備局等（道路･河川･官庁営繕※１･公園関係、港湾空港関係）

地方整備局（東北･関東･北陸･中部･近畿･中国･四国･九州）

国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部※２

※官庁営繕及び国土交通省官庁営繕部に希望する方は、「官庁営繕についての注意」を参照

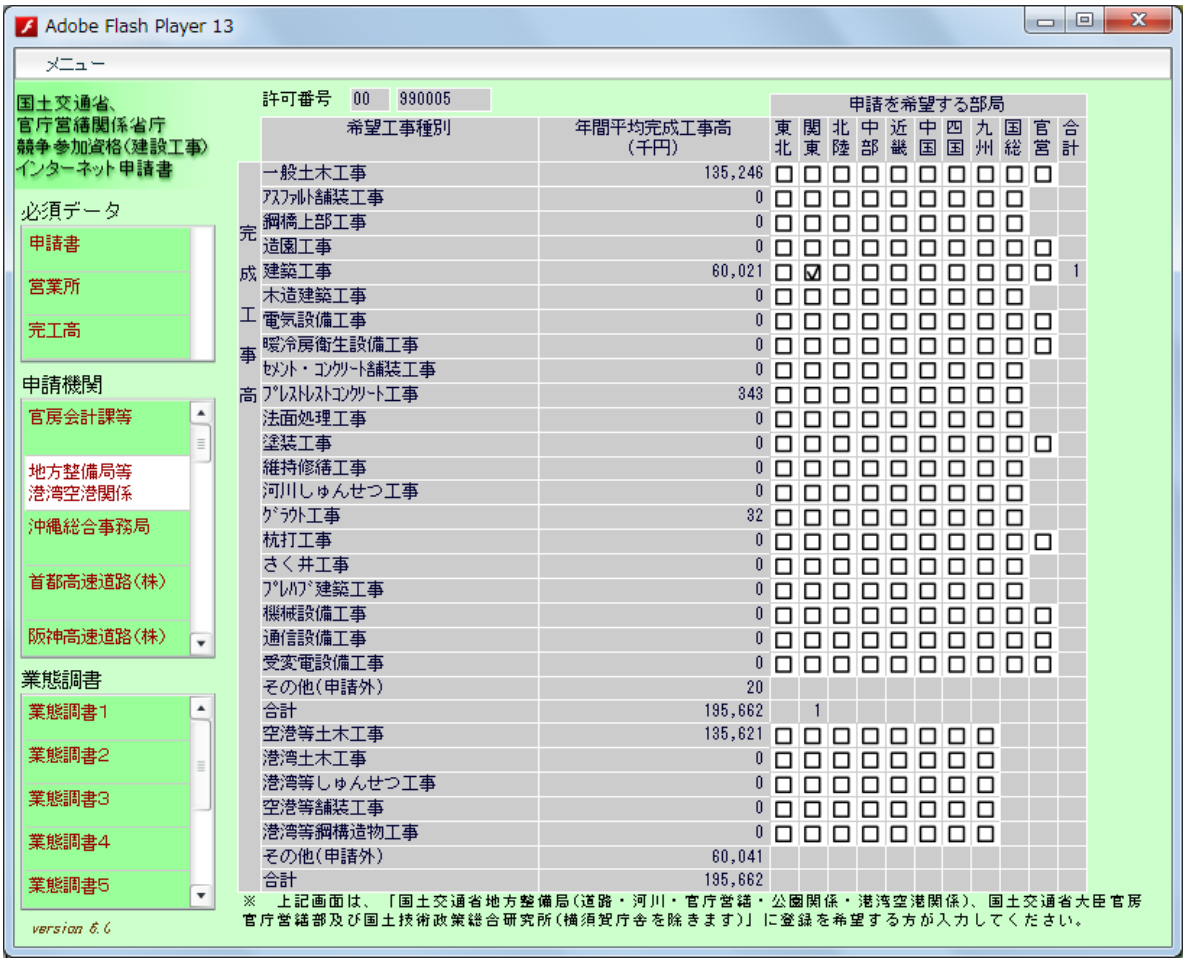

登録部局等申請入力画面－2

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。なお、完工高が入力されているにもかかわらず、申請希望部局にチェックがない場合、エラーメッセージが表示されます。また、完工高が「０」である場合にも登録可能ですが、申請希望部局に必ずチェックを入力してください。

※　国土交通省地方整備局（道路･河川･官庁営繕･公園関係）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）を希望する方は、業態調書１、２、６及び７を必ず入力してください。

※　国土交通省地方整備局（港湾空港関係）を希望する方は、業態調書３、６及び７を必ず入力してください。

※　官庁営繕についての注意

・　「官庁営繕※１」は、地方官庁施設等について、それぞれ地域担当の地方整備局が工事の発注を行っています。地方官庁施設等工事の受注を希望される業者は、希望地域の地方整備局を確認し、申請を希望してください。

・　「国土交通省大臣官房官庁営繕部※２」は、特別なものを除き、中央官衛地区（東京都千代田区霞が関等）にある官庁施設等の工事の発注を行っています。中央官衛地区（東京都千代田区霞が関等）の官庁施設等工事の受注を希望される業者は、国土交通省大臣官房官庁営繕部に申請を希望してください。

※　国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）の定める希望工事種別「維持修繕工事」のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する方で、次の建設業法工事種別の経営事項審査を受けていない方については、このインターネットによる申請はできませんのでご注意ください。（文書郵送により申請してください。）

（希望工事種別「維持修繕工事」を申請する際に必要な建設業許可工事種別）
○土木一式　○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ　○防水　○ほ装　○石
○機械器具設置　○電気　○ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ　○塗装

※　国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）の定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する方で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される方については、このインターネットによる申請はできませんのでご注意ください。（文書郵送により申請してください。）

（２）　地方整備局の受付担当部局は次のとおりです。

【道路･河川･官庁営繕･公園関係】

受付担当部局	担当課	申請者の本店所在地
東北地方整備局	契約課	北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島の各県
関東地方整備局	契約課	東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨の各県
北陸地方整備局	契約課	新潟、富山、石川及び長野（長野､松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）の各県
中部地方整備局	契約課	岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）の各県
近畿地方整備局	契約課	京都及び大阪の各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県
中国地方整備局	契約課	島根、鳥取、岡山、広島及び山口の各県
四国地方整備局	契約課	徳島、香川、愛媛及び高知の各県
九州地方整備局	契約課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県

【港湾空港関係】

受付担当部局	担当課	申請者の本店所在地
東北地方整備局	経理調達課	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方整備局	経理調達課	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
北陸地方整備局	経理調達課	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
中部地方整備局	経理調達課	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿地方整備局	経理調達課	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国地方整備局	経理調達課	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県（下関市を除く）
四国地方整備局	経理調達課	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方整備局	経理調達課	山口県下関市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※　なお、各地方整備局が管轄している区域とは異なっていますので、ご注意ください。

《平成 27･28 年度 国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係）の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工事内容の例
一般土木工事	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
アスファルト舗装工事	瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む）
鋼橋上部工事	鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事（鋼桁の工事塗装を含む）
造園工事	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（サッシュ、解体、建物防水、鉄骨等工事を含む）
木造建築工事	耐火建築以外の建築工事
電気設備工事	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝付帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事（外灯等の構内設備を含む）
暖冷房衛生設備工事	消防施設工事、空気調和設備工事、衛生設備工事及び水道施設工事
ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事	セメント・コンクリートを用いて行う道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む）
ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	プレストレスト・コンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事
法面処理工事	アンカー工及びその他法面保護工事（種子吹付及びモルタル吹付を含む）
塗装工事	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、区画線その他一般塗装工事
維持修繕工事	路面補修作業、除草、除雪、水面清掃、ガードレール・標識等の新設・補修、護岸水制補修、堤防天端補修、床版打ち替え、ジョイント補修、高欄補修、橋桁補強等の工事、路面・側溝・道路付属物・トンネルの清掃作業及び電気通信設備等の補修
河川しゅんせつ工事	河川（河川区域）の水底の掘削工事
グラウト工事	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト等を注入する工事（地質調査を除く）
杭打工事	鋼杭、鋼矢板、コンクリート杭等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭（ベノト工法等）施工工事
さく井工事	取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事
プレハブ建築工事	プレハブ材を用いて施工する建築工事
機械設備工事	水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備、消・融雪設備及びその他機械設備の工事で電気設備工事、暖冷房衛生設備工事及び通信設備工事に属する工事以外のもの
通信設備工事	監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路（情報管路等を含む）及び通信用鉄塔・反射板等の工事
受変電設備工事	受変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事

《平成27･28年度 国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係）の希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち１種類以上の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の希望工事種別は申請できません。

NO	希望工事種別	建設工事（許可）の種類
1	一般土木工事	土木一式工事（土） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） ○石工事（石） ○ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） ○水道施設工事（水）
2	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事	ほ装工事（ほ）
3	鋼橋上部工事	鋼構造物工事（鋼） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
4	造園工事	造園工事（園）
5	建築工事	建築一式工事（建） ○大工工事（大） ○左官工事（左） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） ○石工事（石） ○ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） ○鋼構造物工事（鋼） ○防水工事（防） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具） ○清掃施設工事（清）
6	木造建築工事	建築一式工事（建） ○大工工事（大） ○左官工事（左） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） ○屋根工事（屋） ○ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） ○内装仕上工事（内） ○建具工事（具）
7	電気設備工事	電気工事（電）
8	暖冷房衛生設備工事	管工事（管） ○熱絶縁工事（絶） ○水道施設工事（水） ○消防施設工事（消）
9	ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事	ほ装工事（ほ）
10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
11	法面処理工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） ○防水工事（防）
12	塗装工事	塗装工事（塗）
13	維持修繕工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） ○石工事（石） ○電気工事（電） ○ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） ○ほ装工事（ほ） ○塗装工事（塗） ○防水工事（防） ○機械器具設置工事（機）
14	河川しゅんせつ工事	しゅんせつ工事（しゅ）
15	グラウト工事	土木一式工事（土） ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
16	杭打工事	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
17	さく井工事	さく井工事（井）
18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築工事	建築一式工事（建）
19	機械設備工事	機械器具設置工事（機） ○鋼構造物工事（鋼）
20	通信設備工事	電気通信工事（通） ○鋼構造物工事（鋼）
21	受変電設備工事	電気工事（電）

※　国土交通大臣官房官庁営繕部における希望工事種別には、NO2、3、6、9、10、11、13、14、15、17、18が含まれません。

※　建設工事（許可）の種類の欄の○印の意味は、例えば、「一般土木工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「一般土木工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、「一般土木工事」のうち「石工事」のみを単体で発注する場合のみです。

《平成 27･28 年度 国土交通省地方整備局(港湾空港関係)の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工 事 内 容 の 例
空港等土木工事	港湾空港関係工事に係る土木一式工事で港湾土木工事に属する以外の工事（総合評定値通知書の「土木一式」のうちから「港湾土木工事」を除いた工事）
港湾土木工事	(1)外郭施設の築造、改良等の工事 (2)係留施設の築造、改良等の工事 (3)海岸の施設等の築造、改良等の工事
港湾等しゅんせつ工事	港湾等における浚渫工事及びそれに付随する工事
空港等舗装工事	港湾空港関係の舗装工事
港湾等鋼構造物工事	港湾・空港における形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事

※「港湾空港関係」については、下記の表の通り、工事種別が建設業許可と対応しております。ただし、建設業許可の土木一式については、空港等土木工事・港湾土木工事に分割する必要がありますのでご注意ください。

	希望工事種別	建設工事（許可）の種類	
1	空港等土木工事	土木一式工事	(土)
2	港湾土木工事	土木一式工事	(土)
3	港湾等しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	(しゅ)
4	空港等舗装工事	ほ装工事	(ほ)
5	港湾等鋼構造物工事	鋼構造物工事	(鋼)

「港湾土木の範囲」

港湾の施設である外郭施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁 ）、係留施設（岸壁、桟橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場）その他作業船を使用するなど海上施工や海中施工が主要となる施設の建設に係る土木工事及び前記施設と同種の施設の建設に係る土木工事

１．港湾の施設とは、港湾法第２条に定める港湾施設及びその他の社会通念上の港湾における施設をいい、港湾区域外のマリーナや発電所等の専用港湾の施設を含む。

２．前記施設と同種の施設とは、港湾の施設以外の施設であって空港の施設、漁港の施設、海岸の施設等の「防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁（外郭施設）」、「岸壁、桟橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場（係留施設）」その他作業船を使用するなど海上施工や海中施工が主要となる施設で、海域及び海岸に建設される施設をいう。なお、河川の施設である導流堤、水門、堤防等で、河口部の海域及び海岸に建設されるものは含まれる。

３．上記１及び２の施設の建設に関連して施工されるケーソン、ブロック等のプレキャスト部材製作工事、地盤改良工事等の全ての工事が含まれる。

４．上記の工事に係る完成工事高は、請負工事単位で港湾土木工事（請負工事に占める港湾土木工事の割合が、５０％以上のものに限る。）に該当するものを計上するものとする。なお、一つの請負工事に係る完成工事高を分割又は重複計上することはできない。

５．共同企業体工事の場合の実績は、出資率で按分して計上する。

7.11.3 国土交通省北海道開発局

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
国土交通省北海道開発局

登録部局等申請入力画面ー3

（1） 申請を希望する「希望工事区分」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。

※全ての入札方式において、参加する可能性のある部局には、「申請を希望する部局」のチェックボックスを必ずクリックしてください（全てチェックを付けていただいてもかまいません）。

※チェックを付していない部局については、入札参加の希望をしていないと見なされます。したがって、チェックを付していない部局の案件に参加した場合、無効（失格）となることがあるので注意すること。

※ 『完工高』のデータ入力画面において、建設業許可工事種別「建設業法以外」、細区分工種名「土木関係」に完成工事高を入力すると、希望工事種別「その他」に完成工事高が計上されます。この「その他」に完成工事高があり、北海道開発局の工事区分「維持」又は「その他」を希望する方は別途、「工事経歴書」等を北海道開発局に送付していただくことになります。詳しくは、北海道開発局ホームページをご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html

（2） 国土交通省北海道開発局の「業者コード」を有する場合、半角数字で入力してください。(業者コードは、北海道開発局から通知されている資格決定通知書を参照ください。総合評定値通知書の許可番号ではありませんのでご注意ください。)

（3） 『希望部局指定』をクリックし、『希望部局指定』のポップアップ画面にて、必ず各希望部局からの指名通知等の発送先として営業所を指定してください。

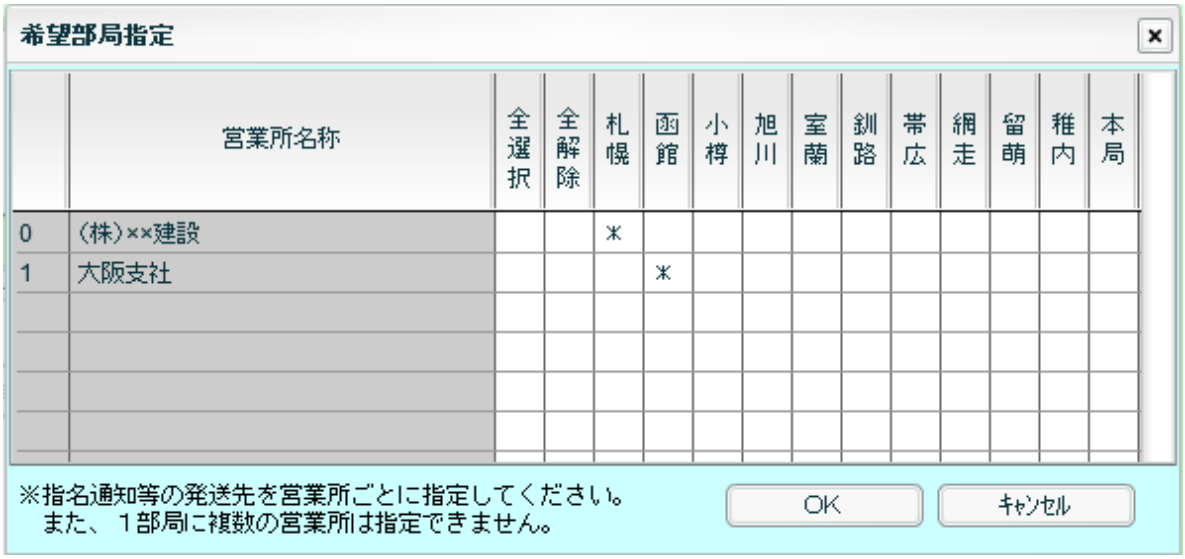

希望部局指定画面

※ １部局に複数の営業所を選択できません。
※ 業態調書－①、⑤、⑥及び⑦を必ず入力してください

《平成 27・28 年度 国土交通省北海道開発局の希望工事区分と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表及び主な工事内容》

希望工事区分	必要な建設業法の許可	主　な　工　事　内　容
一般土木	土木一式工事	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事区分に属する工事以外のもの(注)プレストレストコンクリートに関する工事は除く。
	○とび・土工・コンクリート工事	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
	○石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
	○タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又はは り付ける工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
	○鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
建築	建築一式工事	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事区分に属する工事以外のもの(解体を含む。)
	○大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
	○左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又はは り付ける工事
	○とび・土工・コンクリート工事	一般土木の内容と同じ(注)建築に関連した工事に限る。
	○石	一般土木の内容と同じ(注)建築に関連した工事に限る。
	○タイル・れんが・ブロック工事工事	一般土木の内容と同じ(注)建築に関連した工事に限る。
	○鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事(注)建築に関連した工事に限る。
	○屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
	○鉄筋工事	一般土木の内容と同じ(注)建築に関連した工事に限る。
	○板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
	○ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事
	○防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 (注)建築に関連した工事に限る。
	○内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
	○建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
	○清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
	○消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事 (注)建築に関連した工事に限る。
舗装	ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事
鋼橋上部	○鋼構造物工事	建築の内容と同じ(注)鋼橋に関連した工事に限る。
	○とび・土工・コンクリート工事	一般土木の内容と同じ(注)鋼橋に関連した工事に限る。
PS コンクリート	土木一式工事	プレストレストコンクリートに関する工事に限る。
	○とび・土工・コンクリート工事	一般土木の内容と同じ(注)PS コンクリートに関連した工事に限る。

希望工事区分	必要な建設業法の許可	主　な　工　事　内　容
しゅんせつ	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
機械装置	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事
	○鋼構造物工事	建築の内容と同じ(注)機械装置に関連した工事に限る。
管	管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配する為の設備を設置する工事
	○熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
	○水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、排水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
	○消防施設工事	建築の内容と同じ(注)管に関連した工事に限る。
電気	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
	○電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
	○鋼構造物工事	建築の内容と同じ(注)電気に関連した工事に限る。
	○消防施設工事	建築の内容と同じ（注）電気に関連した工事に限る。
塗装	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗付け、又ははり付ける工事
造園	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地、広場、道路等の苑地を築造する工事
防水加工	防水工事	建築の内容と同じ(注)建築以外の工事区分に関連した工事に限る。
さく井	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
グラウト	土木一式工事	岩盤、土中、ｺﾝｸﾘｰﾄ等にﾓﾙﾀﾙ、セメントミルク等を注入する工事(地質調査を除く。)(注)ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄに関する工事は除く。
	○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	一般土木の内容と同じ(注)グラウトに関連した工事に限る。
維持	○土木一式工事 ○ほ装工事 ○電気工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 ○石工事 ○ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事 ○防水工事 ○機械器具設置工事 ○塗装工事	・河川・道路の補修に関する工事（河川・道路及びそれらの付属物の維持管理に必要な工事であって、いかなる名称を問わず、河川・道路に関する機能の保持又は原状に回復する工事（年間維持除雪工事又は年間舗装維持工事等、通年で施工されるものを含む)。) ・河川清掃（塵芥処理、流木処理、環境整備）、河川除草（堤防除草、水草除去） ・道路清掃（路面、管渠、側溝、付属物の清掃、塵芥処理）、道路除草（路肩、路側、法面の除草） ・除雪（一般除雪、歩道除雪、運搬排雪、付帯除雪、凍結防止剤散布、防雪施設設置・解体） ・清掃、除草及び除雪の単独工事で500万円以上のもの
その他	－	清掃、除草及び除雪に関する単独工事で500万円未満のもの

①表の左欄の工事区分ごとに、同右欄の建設工事の種類のうち、いずれか一つ以上の建設業の許可を受けている者について、当該工事区分の資格申請をすることができます。ただし、工事区分の「維持（ただし、工事の内容が清掃、除草及び除雪の単独工事を希望する者に限る。)」及び「その他」のみの資格審査を申請する場合は、建設業の許可を受けていない者でも資格申請をすることができます。

②表中、○印を付した建設工事については、単独工事として発注する場合に限り、当該許可を受けた者が受注することができますが、それ以外の場合は、○印を付さない建設工事について許可を受けた者でなければ受注する事ができません。

③一つの建設工事の種類が二以上の工事区分に対応する場合は、当該工事の目的又は主となる構造物又は設備等の種別によって、各々の工事区分を判断してください。

7.11.4 法務省

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
法務省

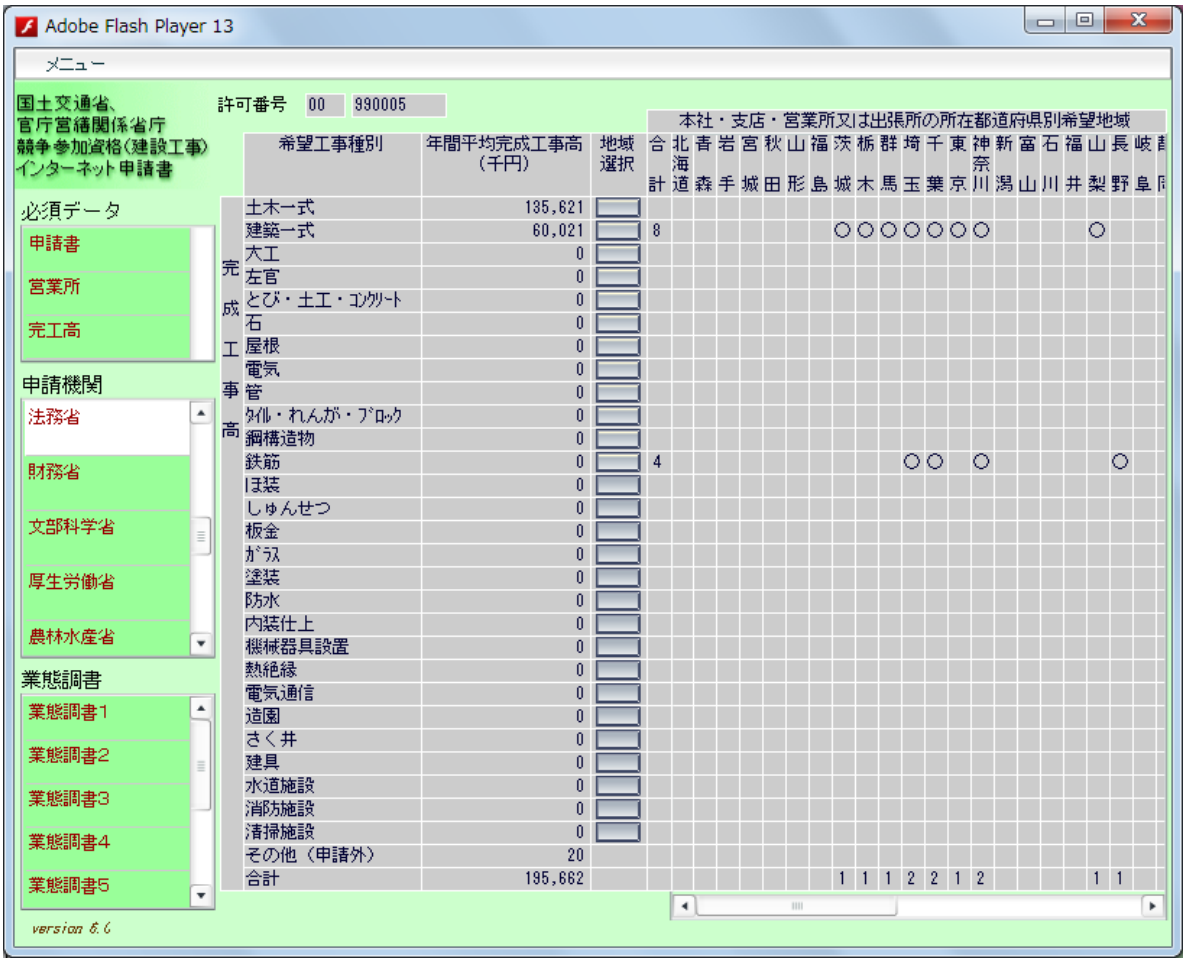

登録部局等申請入力画面－5

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「地域選択」のボタンをクリックしてください。

（２）　希望都道府県選択画面において，参加を希望する都道府県のチェックボックスを選択し，「ＯＫ」をクリックしてください。

（希望都道府県選択画面）

《平成 27･28 年度 法務省の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土　木　一　式　工　事	
建　築　一　式　工　事	
大　工　工　事	大工工事、型枠工事、造作工事
左　官　工　事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石　工　事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋　根　工　事	屋根ふき工事
電　気　工　事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管　工　事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼　構　造　物　工　事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄　筋　工　事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ　装　工　事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板　金　工　事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ　ラ　ス　工　事	ガラス加工取付け工事
塗　装　工　事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防　水　工　事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内　装　仕　上　工　事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7.11.5 財務省

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
財務省

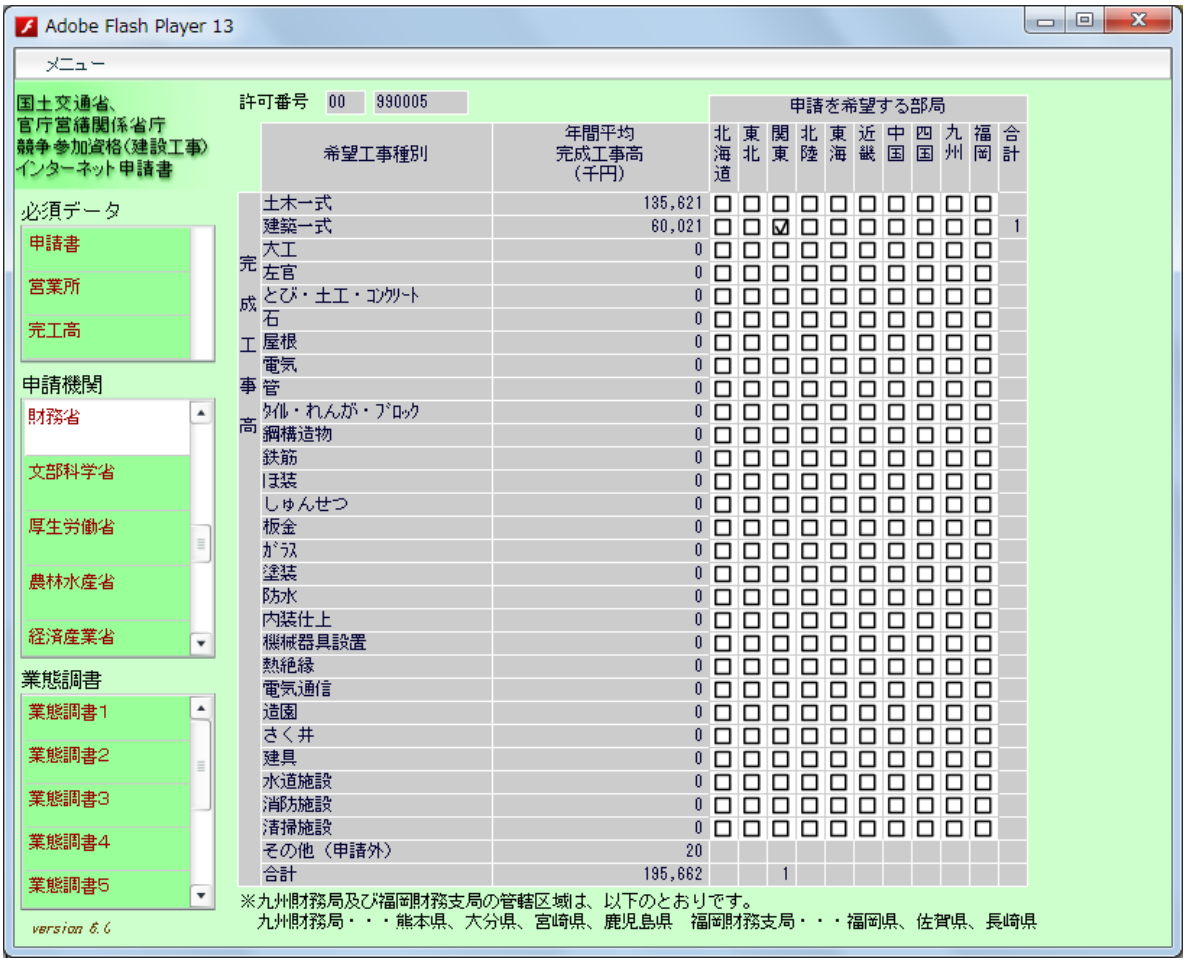

登録部局等申請入力画面－6

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。

《平成 27･28 年度 財務省の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7.11.6 文部科学省

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
文部科学省

登録部局等申請入力画面ー7

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

《平成 27･28 年度 文部科学省の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物と送工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製非難はしご、救助袋、緩降機、非難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7.11.7 厚生労働省

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
厚生労働省

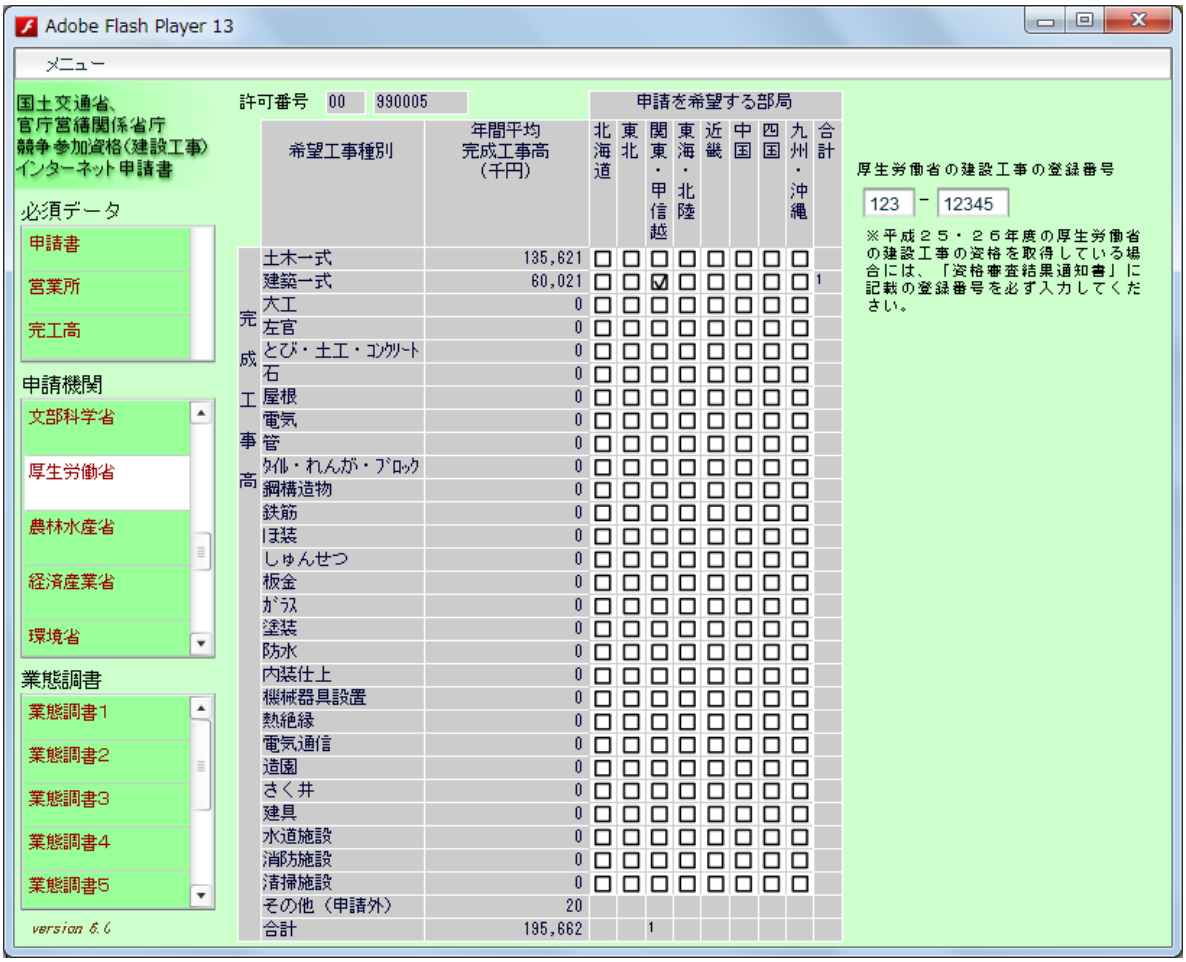

登録部局等申請入力画面－8

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。

（2） 「厚生労働省の建設工事の登録番号」を半角数字で入力してください。
※ 平成２５・２６年度の厚生労働省の建設工事の資格を取得している場合には、「資格審査結果通知書」に記載の登録番号を必ず入力してください。

《平成 27･28 年度 厚生労働省の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物と送工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7.11.8 農林水産省大臣官房経理課

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
農林水産省大臣官房経理課

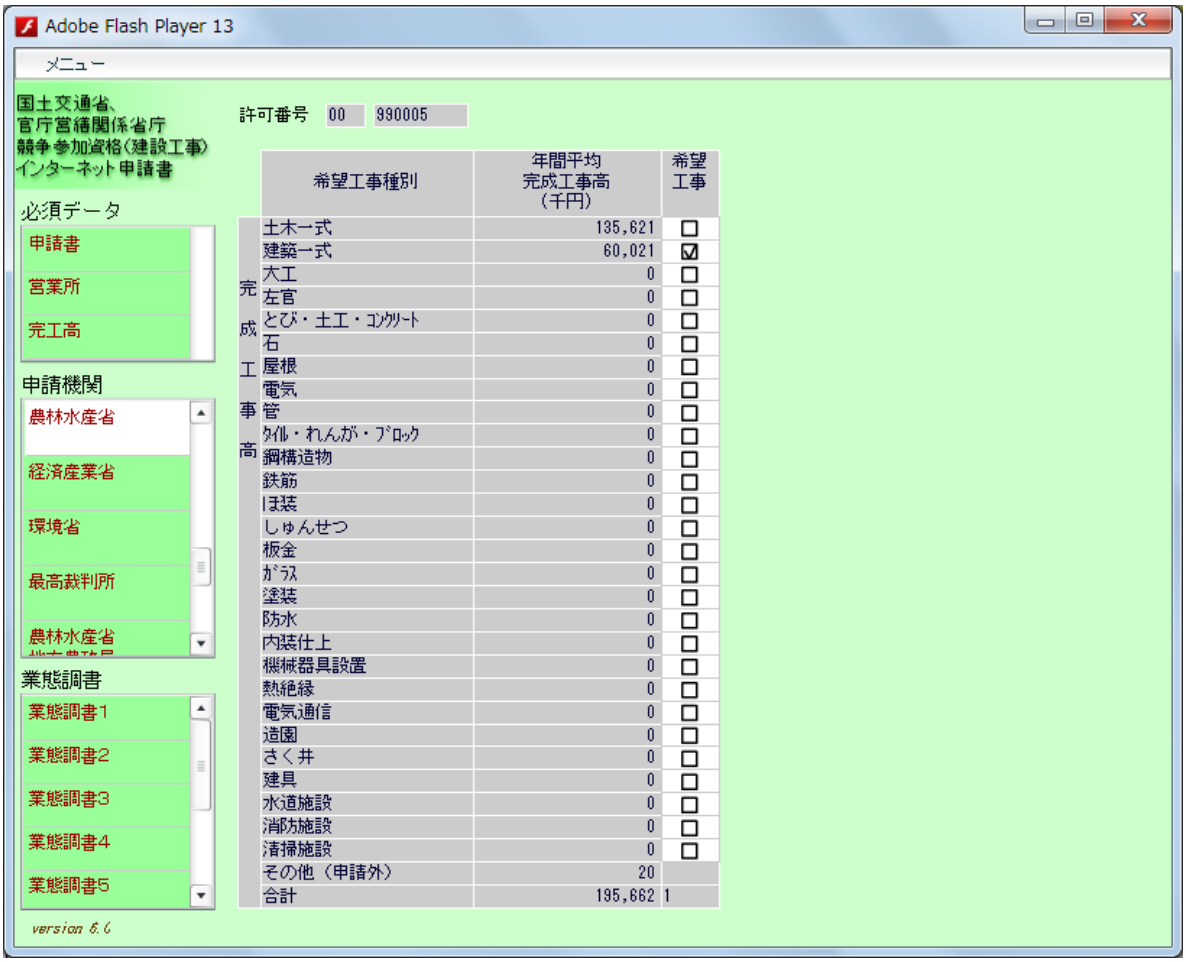

登録部局等申請入力画面ー9

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

《平成 27･28 年度 農林水産省大臣官房経理課の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物と送工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製非難はしご、救助袋、緩降機、非難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7.11.9 農林水産省地方農政局

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
農林水産省地方農政局

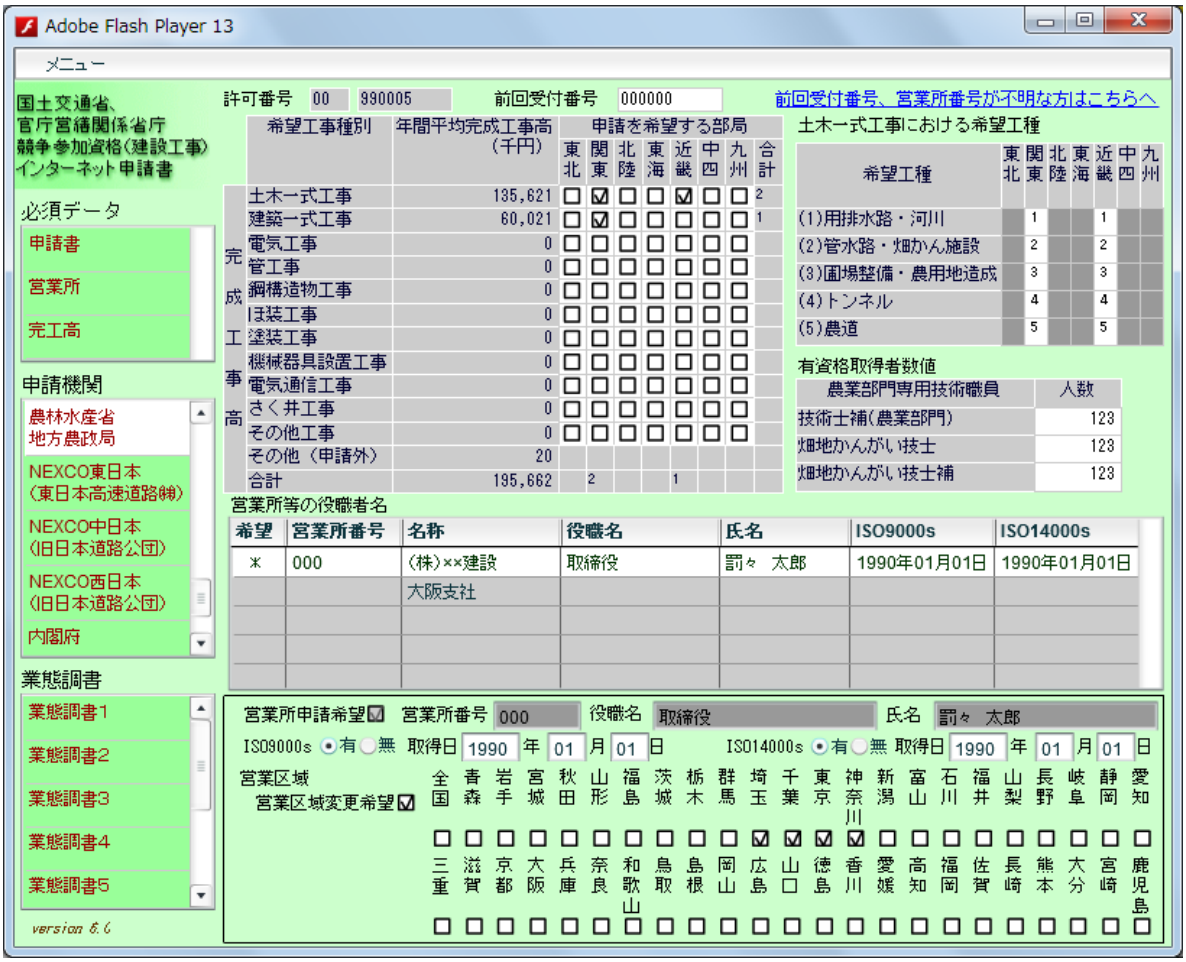

登録部局等申請入力画面－10

（1） 「前回受付番号」には、前回受付（平成 25･26 年度の資格審査申請）で登録実績がある場合は、各地方農政局長より送付のあった資格確認通知書の「受付番号」（半角数字 6 桁）を入力してください。なお、新規に申請する場合は、「000000」を入力してください。

『前回受付番号』の記載を誤って申請されている場合、インターネット一元受付では受理されますが地方農政局では受理されません。再度、地方農政局への申請が必要となる場合があります。

『前回受付番号』が不明の場合、以下を参照し、自社の番号を確認してください。なお、平成 25・26 年度の農林水産省・地方農政局の資格審査を受けているにも関わらず、データを検索することができない場合、本社（店）が所在する地方農政局にお問合せください。

http://nnppi.nn-net.go.jp/nousei_ken_co_list.html

※　申請書送信時、「前回受付番号」の情報に基づき、前回登録された「商号名称」と、今回申請する「商号名称」が異なる場合は、警告メッセージが表示されます。

（２）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボクスをクリックしてください。なお、各農政局の管轄する都府県は下表のとおりです。

局　名	管　　轄　　区　　域
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※北海道及び沖縄県は、地方農政局の管轄区域外となります。
※申請者の本社（店）が北海道に所在する場合にあっては東北農政局へ、沖縄県に所在する場合にあっては九州農政局へそれぞれ申請してください。

（３）「希望工事種別」で土木一式工事を選択した場合、「土木一式工事における希望工種」に、下表の工種に係る希望順位を入力してください（希望しない工種がある場合、希望順位は入力しないでください）。（※入力例を参照）

なお、この内容は工事希望型競争入札の技術資料の提出を求める者の選定において参考とするものですが、希望順位が最優先されるものではなく、不誠実な行為の有無や技術的等総合的な検討により行われるものです。

希　望　工　種	工　事　内　容
(1) 用排水路・河川	用水路及び排水路、用排兼用水路の新設・改修工事 河川における頭首工、築堤、護岸、根固め工事
(2) 管水路・畑かん施設	既製管及びこれに類する既製品を用いる水路工事 樹枝状管網方式及びこれに類する畑かん施設の工事
(3) 圃場整備・農用地造成	農地の区画整理工事及び農用地造成工事
(4) トンネル	トンネルの新設・改修工事
(5) 農道	道路の新設・改修工事

＜入力例＞　関東農政局と北陸農政局に土木一式工事の申請を行い、希望順位を左表とする場合、入力は右表のようになります。

申請局	希望順位	希　望　工　種
関東農政局	1	(2) 管水路・畑かん施設
	2	(5) 農道
	3	(1) 用排水路・河川
北陸農政局	1	(5) 農道
	2	(3) 圃場整備・農用地造成
	3	(1) 用排水路・河川
	4	(2) 管水路・畑かん施設
	5	(4) トンネル

⇨

希　望　工　種	東北局	関東局	北陸局	東海局	近畿局	中四局	九州局
(1) 用排水路・河川		3	3				
(2) 管水路・畑かん施設		1	4				
(3) 圃場整備・農用地造成			2				
(4) トンネル			5				
(5) 農道		2	1				

（４）「有資格取得者数値」には、農業部門専用技術職員の人数を入力してください。

※「技術士補（農業土木）」は、技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）による技術士補であって、かつ、農業部門の選択科目において農業土木を選択した者の人数を入力してください。

「畑地かんがい技士」及び「同技士補」は、（社）畑地農業振興会が認定した者の人数を入力してください。

（5）「営業所等の役職者名」は、申請を希望する支店等営業所を選択して、それぞれ「営業所申請希望」のチェックボックスをクリックし、以下に従い内容を入力してください。

・「営業所番号」は、前回受付（平成25･26年度の資格審査申請）で登録実績がある場合は、各地方農政局長より送付のあった資格確認通知書の「営業所番号」（半角数字3 桁）を入力してください。なお、新規に営業所を申請する場合は、営業所番号は入力しないでください。

『営業所番号』の記載を誤って申請されている場合、インターネット一元受付では受理されますが地方農政局では受理されません。再度、地方農政局への申請が必要となる場合があります。

『営業所番号』が不明の場合、以下を参照し、自社の番号を確認してください。なお、平成25･26年度の農林水産省・地方農政局の資格審査を受けているにも関わらず、データを検索することができない場合、本社（店）が所在する地方農政局にお問合せください。

http://nnppi.nn-net.go.jp/nousei_ken_co_list.html

・「役職名・氏名」は、支店等営業所の契約者の役職と氏名を入力してください。なお、氏名の姓と名は1文字空けて入力してください。

・「ISO取得の有無・ISO取得日」は、ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得の有無及び最終更新年月日を、本社(店)、支店等営業所毎に入力してください。

※本社(店)で支店等営業所の認証も含めて取得されている場合は、支店等営業所のISO取得日は本社(店)と同じ取得日を入力してください。

《平成27･28年度 農林水産省地方農政局の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工事内容の例
土木一式工事	
建築一式工事	
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物と送工事、路面標示工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事

さく井工事		さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
その他工事		
	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 　鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事

	屋根工事	屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
	熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製非難はしご、救助袋、緩降機、非難橋又は排煙設備の設置工事
	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7. 11. 10 林野庁

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　林野庁（各森林管理局を含む）

登録部局等申請入力画面－11

（1）　「登録番号」には、前回登録（平成 25･26 年度の資格審査申請）で登録実績がある場合に、林野庁長官又は各森林管理局長より送付のあった資格確認通知書の「登録番号」（英文字を含む半角数字 6 桁）を入力してください。なお、新規に申請する場合は、「000000」を入力してください。

＊　登録実績のある方で、登録番号が不明な場合は、前回の登録時に資格確認通知のあった林野庁又は森林管理局のホームページに平成 25･26 年度競争参加有資格者名簿を掲載しておりますので、そちらでご確認いただくか、５ページに記載されている担当問い合わせ先までご連絡ください。

＊　林野庁又は森林管理局のホームページで、平成 25･26 年度競争参加有資格者名簿

を閲覧される場合は、ホームページ内検索において、「○○森林管理局　25･26　有資格者名簿」と検索の上、ご確認ください。

（○○は該当する森林管理局名を入力してください。林野庁の名簿を閲覧される場合は、「○○森林管理局」の代わりに「林野庁」を入力してください。）

林野庁ホームページアドレス　http://www.rinya.maff.go.jp/

『登録番号』の記載を誤って申請されますと、インターネット一元受付上では受理されても、林野庁又は各森林管理局では審査できないため申請を受理できない場合があります。この場合、直接主たる申請局（林野庁又は各森林管理局）に、紙により申請（郵送又は持参）していただく場合がありますので、誤りのないようご注意ください。

（２）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボクスをクリックしてください。なお、各森林管理局の管轄する都道府県は次表のとおりです。

局　名	管　　轄　　区　　域
林野庁（本庁）	※（東京都、千葉県）
北海道森林管理局	北海道
東北森林管理局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
関東森林管理局	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部森林管理局	富山県、長野県、岐阜県、愛知県
近畿中国森林管理局	石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国森林管理局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州森林管理局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※林野庁を希望する場合は、林野庁が発注する宿舎修繕などの工事等に対する資格審査を希望する場合に申請願います。

※林野庁を希望することで全ての管内を希望したこととはならないのでご注意ください。（全国全て希望する場合は、各森林管理局【林野庁発注工事も含める場合は林野庁も併せて】全てにチェック願います）

（３）「主たる申請局」には、申請を希望する部局が１箇所の場合は当該部局（林野庁又は該当する森林管理局）を入力し、申請を希望する部局が複数ある場合は本社（店）が所在する管轄区域を有する林野庁又は森林管理局を入力してください。なお、前回登録実績のある方は、前回の登録時において資格確認通知書の送付があった林野庁又は森林管理局を入力してください。

（４）「専門技術職員数」には、技術士・技術士補（森林部門）及び林業技士の人数をそれぞれ入力してください。

※「技術士補（森林部門）」には、技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）による技術士・技術士補（森林部門）の職員数を記載し、「林業技士」には、日本森林技術協会が認定した林業技士の職員数を記載してください。

専門技術職員がいる場合は、その職員の登録証等の写しを主たる申請局に提出してください。

（５）林野庁発注の工事実績を有する場合においては、別途様式１－３「林野庁工事実績」に必要事項を記載し、主たる申請局に提出してください。本様式及び記載方法について

は、各森林管理局ホームページに作成要領及び様式が掲載されておりますので、ご利用ください。

なお、提出に当たっては、該当する契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し、工事成績評定通知書の写しを添付してください。

ご参考までに「林野庁工事実績」の記載要領は次のとおりです。

① 定期の審査の認定をする年度の前年度末（平成２５年度末）までの 4 年間に完成した、1 件の請負金額が 500 万円を超える林野庁発注の工事実績を有する場合に、次により 1 件ごとに記載する。

② 「発注機関名」、「工事案件名」、「契約年月日」、「契約金額」については、契約書に基づき記載する。

③ 「優良工事表彰」については、当該工事が表彰を受けた場合それぞれ該当箇所に○印を記載する。

④ 「工事評定点」については、森林管理局長等から通知された工事成績評定通知書の評定点を記載する。

また、不明な点等については、各機関問い合わせ先（Ｐ４）あてご連絡願います。

（6）インターネット申請と併せて以下の書類等を必ず主たる申請局に郵送してください。郵送いただかない場合は、該当ないものとして審査させていただく場合もありますので、ご注意ください。

・（4）の専門技術職員がいる場合は、その職員の登録証等の写し

・（5）の林野庁発注の工事実績を有する場合は、別途様式「林野庁工事実績」及びその添付書類である契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し、工事成績評定通知書の写し（添付書類は該当するもののみ）

・資格確認通知書送付用の封筒（送付先（郵便番号、住所、申請者名等）を表面に記載の上、８２円切手を貼付したもの）

なお、郵送に当たっては、申請者が分かるように住所、名称、代表者名、連絡先等を明記したものを忘れずに同封してください。

《平成 27･28 年度 林野庁および各森林管理局の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工事内容の例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事

屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
希望工事種別	工事内容の例
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

＊建設業法第２条別表による区分とする。

7.11.11 経済産業省

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
経済産業省

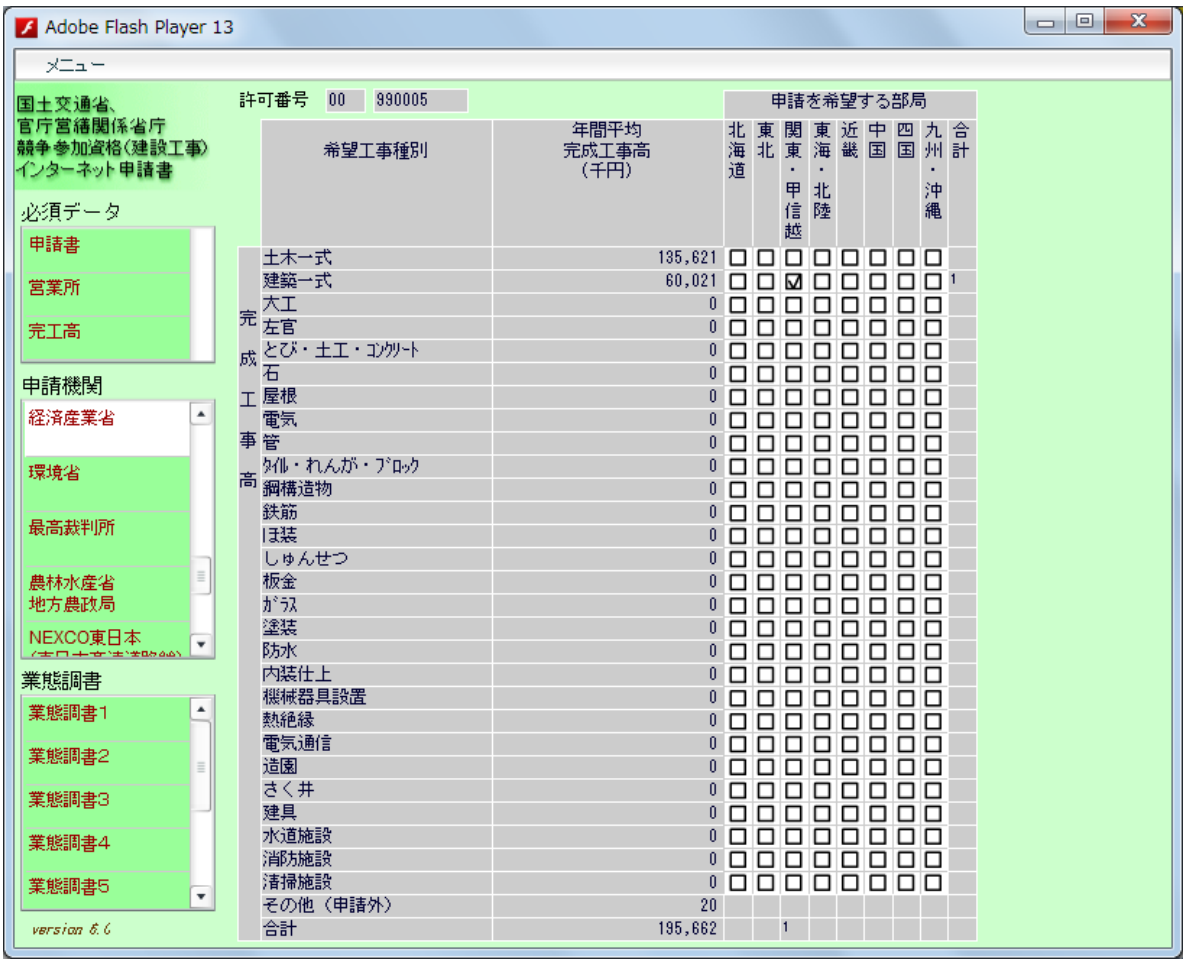

登録部局等申請入力画面－12

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。

《平成 27･28 年度 経済産業省の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび･土工･コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル･れんが･ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7. 11. 12 環境省

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
環境省

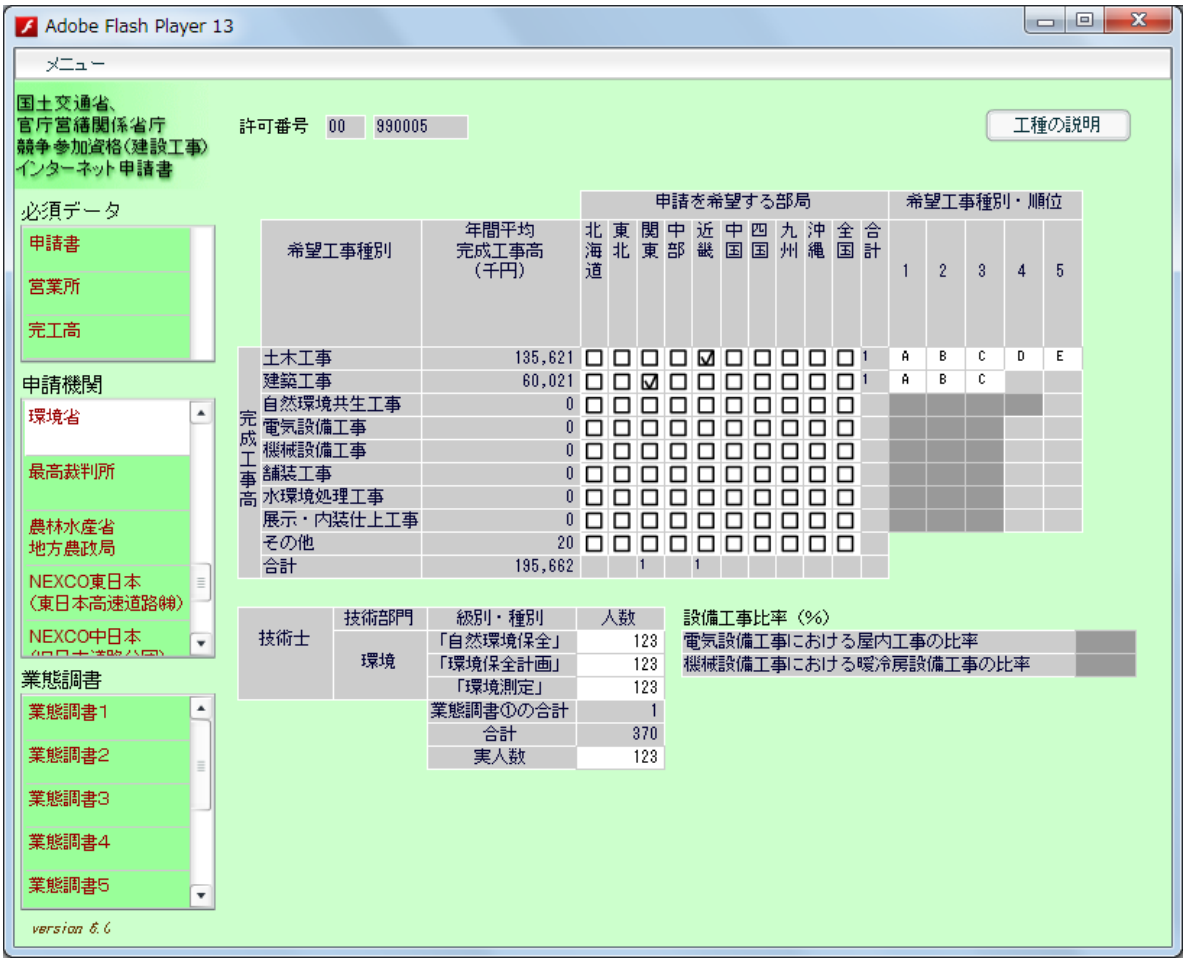

登録部局等申請入力画面－13

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。

（2） 希望する工事の内容に対応するコードを半角文字で入力してください。
登録を希望する工事種別については､「希望工事種別・順位」の欄に、次ページ以下に記載する「希望する工事の内容」に対応するコードを希望順位の順番で入力してください。
なお上記画面右上の「工種の説明」をクリックしても、対応するコードを見ることができます。

（3） 上記画面における「技術士」の有資格者人数を半角数字で入力してください。「業態

調書①の合計」には業態調書①で入力された有資格者人数の合計がそのまま移行されますので必ず業態調書①を入力してください。実人数については、業態調書①と技術士の総和に対する実人数を入力してください。

（４）　設備工事比率を半角数字で入力してください。なお、設備工事比率を入力する際に対応する希望工種の「申請を希望する部局」を１つ以上選択してから入力してください。

項目	記載要領
設備工事比率	１．「電気設備工事における屋内の工事の比率」欄 ○電気設備工事を希望する場合に、屋内の工事（構内の外線路工事を含む。）の年間平均完成工事高が電気設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する。 （計算式） $\text{屋内の工事の比率(\%)} = \dfrac{\text{屋内のみの年間平均完成工事高}}{\text{電気設備工事の年間平均完成工事高}} \times 100$ ※小数点以下第１位を四捨五入する。 ２．「機械設備工事における暖冷房設備工事の比率」欄 ○機械設備工事を希望する場合に、暖冷房設備工事の年間平均完成工事高が機械設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する。 （計算式） $\text{暖冷房設備工事の比率(\%)} = \dfrac{\text{暖冷房設備の年間平均完成工事高}}{\text{機械設備工事の年間平均完成工事高}} \times 100$ ※小数点以下第１位を四捨五入する。

（５）　環境省における「希望する工事の内容」

申請しようとする「希望工事種別」に対応する「希望する工事の内容」を以下から選択してください。

(ｱ)　「土木工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＥまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	河川・海岸	護岸・築堤・海岸構造物等の工事等
B	道路	擁壁・ｶﾙﾊﾞｰﾄ等のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物、道路土工等の工事等
C	構造物	橋梁上部及び下部工、遮音壁、水路、土留め、構造物撤去工事等
D	法面処理	落石防止、地すべり防止、なだれ防止等工事
E	造成	敷地造成等

(ｲ)　「建築工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＣまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。
なお､希望しない工事については､対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	自然環境教育関連施設	ビジターセンター、エコミュウジアムセンター等
B	木造建築	休憩所、展望施設、便所などで主たる構造を木造としたもの
C	その他構造建築物	上記Ａ以外の施設で主たる構造を木造以外としたもの

(ｳ)　「自然環境共生工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＤまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。
なお､希望しない工事については､対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	自然環境共生施設	野営場並びに同付帯施設等
B	自然環境共生緑地	広場及び園地並びに同付帯施設等
C	自然環境修復育成	植生復元等
D	庭園の維持管理	庭園管理（地被植物の管理を含む)、樹木植栽等

(ｴ)　「電気設備工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＣまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。
なお､希望しない工事については､対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	建設電気設備	公園・駐車場・道路・河川等の照明設備、配電設備等
B	建築電気設備	建築物の電灯、コンセント、動力、受変電、電話等
C	通信設備	監視制御・情報通信、防災・情報表示設備等

(ｵ)　「機械設備工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＣまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。
なお､希望しない工事については､対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	衛生設備	給排水衛生設備工事、給湯設備工事、厨房設備工事、ガス設備工事、さく井工事、消火栓設備工事等
B	暖冷房設備	冷暖房空調設備工事、換気設備工事等
C	昇降機設備	昇降機設備、搬送設備工事等

(ｶ)　「舗装工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＣまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。

なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事	駐車場及び道路等のｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事（上下層路盤工事を含む。）
B	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事	道路等のｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事（上下層路盤工事を含む。）
C	その他舗装工事	上記ＡＢいずれにも該当しない工事

(ｷ)　「水環境処理工事」を希望する方は必ず入力してください。

入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＣまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。

なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	水道設備	水道施設等
B	汚水処理設備	浄化槽施設、水処理施設等
C	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事等

(ｸ)　「展示・内装仕上工事」を希望する方は必ず入力してください。

入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＣまでの「希望工事種別・順位」欄に入力してください。

なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事内容	工事の具体例
A	ｼﾞｵﾗﾏ、ﾊﾟﾈﾙ展示	ｼﾞｵﾗﾏ、ﾊﾟﾈﾙ等
B	視聴覚設備	ハイビジョン映像、コンピュータ検索等
C	屋外展示	解説板、標識等

《平成 27･28 年度 環境省の希望工事種別及び主な工事内容》

	希望工事種別	工事内容の例
1	土木工事	自然公園等における、車道、橋梁、護岸等の土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2	建築工事	自然公園等における博物展示施設等の建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
3	自然環境共生工事	自然公園等における自然とのふれあい及び自然学習等のため歩道、木道、園地、野営場、小規模付帯施設（休憩舎、展望台等）の整備工事、植生復元施設、動物繁殖施設、動植物空間の育成工事、景観維持工事、庭園の維持管理・樹木植栽（地被植物の管理を含む）工事等の自然環境共生に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
4	電気設備工事	照明設備、配電設備、共同溝付帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事（外灯等の構内設備を含む）、監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線（情報管路等を含む）通信用鉄塔・反射板等の通信設備工事及び電気設備に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
5	機械設備工事	消防設備工事、空気調和工事、衛生設備工事、換気設備工事、昇降機設備及び機械設備に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
6	舗装工事	瀝青アスファルト材及びセメント・コンクリートを用いて行う駐車場等の舗装工事（上下層路盤工事を含む）等の舗装工事に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
7	水環境処理工事	水道設備、汚水処理設備、堀等の水底の浚渫・掘削等の水環境処理に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
8	展示・内装仕上工事	自然公園等における博物展示施設内の自然とのふれあい及び自然学習のための展示物等（映像ソフト製作を含む）の製作・設置及び展示に関する内装仕上工事
9	その他工事	上記１～８のいずれの工事にも含まれない工事

《平成 27･28 年度 環境省の建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

希望工事種別	建設工事の種類
土木工事	土木一式工事（土） とび、土工、コンクリート工事（と） 石工事（石） タイル、れんが、ブロック工事（タ） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（鉄） 塗装工事（塗）
建築工事	建築一式工事（建） 大工工事（大） 左官工事（左） とび、土工、コンクリート工事（と） 石工事（石） タイル、れんが、ブロック工事（タ） 屋根工事（屋） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（鉄） 板金工事（板） ガラス工事（ガ） 塗装工事（塗） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） 建具工事（建） 清掃施設工事（清）
自然環境共生工事	土木一式工事（土） 造園工事（造）
電気設備工事	電気工事（電） 電気通信工事（通）
機械設備工事	管工事（管） 機械器具設置工事（機） 熱絶縁工事（熱） 消防施設工事（消）
舗装工事	ほ装工事（ほ）
水環境処理工事	管工事（管） さく井工事（さ） しゅんせつ工事（しゅ） 機械器具設置工事（機） 水道施設工事（水） 清掃施設工事（清）
展示・内装仕上工事	塗装工事（塗） 内装仕上工事（内） 建具工事（建）
その他	該当無し

7.11.13 防衛省

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
防衛省

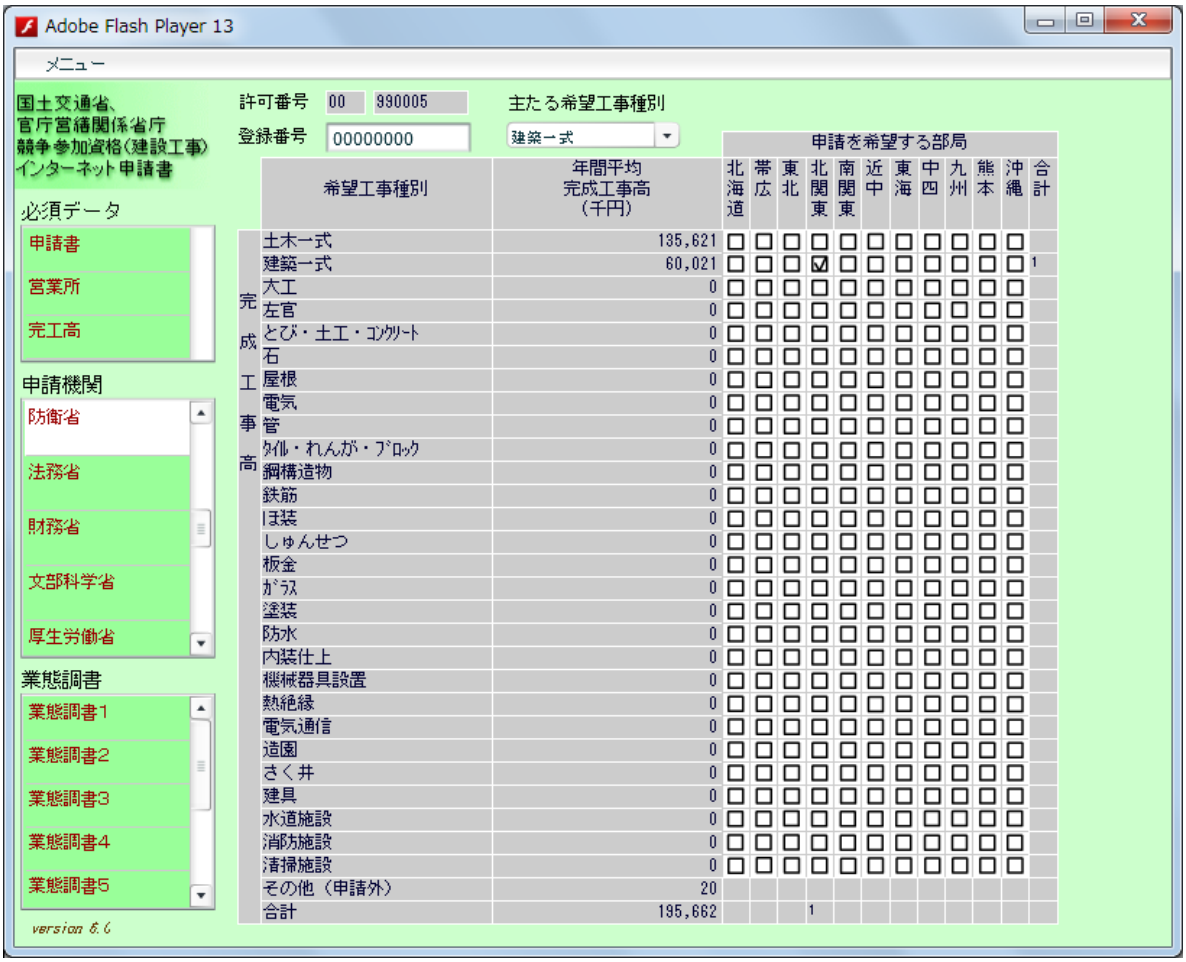

登録部局等申請入力画面－14

（1） 「登録番号」は、以前に防衛省又は防衛施設庁に登録した事のある方のみ、資格審査結果通知書の「１　登録番号」に記載されている８桁の数字（ハイフンを除く。）を半角数字で入力してください。防衛に初めて登録する方又は新規登録を希望される方は零を８桁（00000000）入力してください。

※　未入力の場合、新規登録とみなされ、当省の施工実績等が引き継がれないことがありますのでご注意ください。以前の登録番号が不明な方は本社(本店)を管轄している地方防衛局にお問い合わせください。また、以前の登録番号については下記の装備施設本部のホームページで補足的に一覧を掲載しておりますのでそちらもご活用ください。

装備施設本部ホームページ
【登録番号確認検索リスト】

http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/sankashikaku.html

（２）　「主たる希望工事種別」は、防衛省に申請する希望工事種別の中から主たる工事種別をプルダウンメニューから選択してください。

（３）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。この時「主たる希望工事種別」で選択した項目は、必ず選択する必要があります。※例（「主たる希望工事種別」で「建築一式」を選択し、「希望工事種別」では「左官」のみ選択している場合エラーとなります。この場合、「建築一式」と「左官」（必要であれば他の種別）を選択する必要があります）

（４）　希望できる部局は、「営業所」欄で入力した営業区域に対応した部局しか希望できませんのでご注意ください。

各地方防衛局の管轄区域及び問い合わせ先

管　轄　区　域 （本社（本店）所在地）	問い合わせ先	略称
北海道全域（帯広防衛支局の 管轄区域を除く）	北海道防衛局 契約課 TEL　011-272-7513（直通）	北海道
オホーツク総合振興局 十勝総合振興局、釧路総合振興局、 根室総合振興局の各振興局管内	帯広防衛支局 総務課契約審査係 TEL　0155-22-1175（直通）	帯広
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北防衛局 契約課契約審査第1係 TEL　022-297-8296	東北
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、新潟県、長野県	北関東防衛局 契約課契約審査第2係 TEL　048-600-1800（内線 2443）	北関東
神奈川県、山梨県、静岡県	南関東防衛局 契約課契約審査第1係 TEL　045-211-7143（内線 7417）	南関東
富山県、石川県、福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿中部防衛局 契約課契約審査第1係 TEL　06-6945-5741（直通）	近中
岐阜県、愛知県、三重県	東海防衛支局 会計課契約審査係 TEL　052-952-8233（直通）	東海
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国防衛局 契約課入札監視専門官 TEL　082-223-7233（内線 558）	中四
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	九州防衛局 契約課契約審査第1係 TEL　092-483-8829（直通）	九州
熊本県、宮崎県、鹿児島県	熊本防衛支局 総務課契約班 TEL　096-368-2174（内線 302）	熊本
沖縄県	沖縄防衛局 契約課契約係 TEL　098-921-8142（内線 156）	沖縄

《平成 27･28 年度 防衛省の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7. 11. 14 最高裁判所

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　最高裁判所

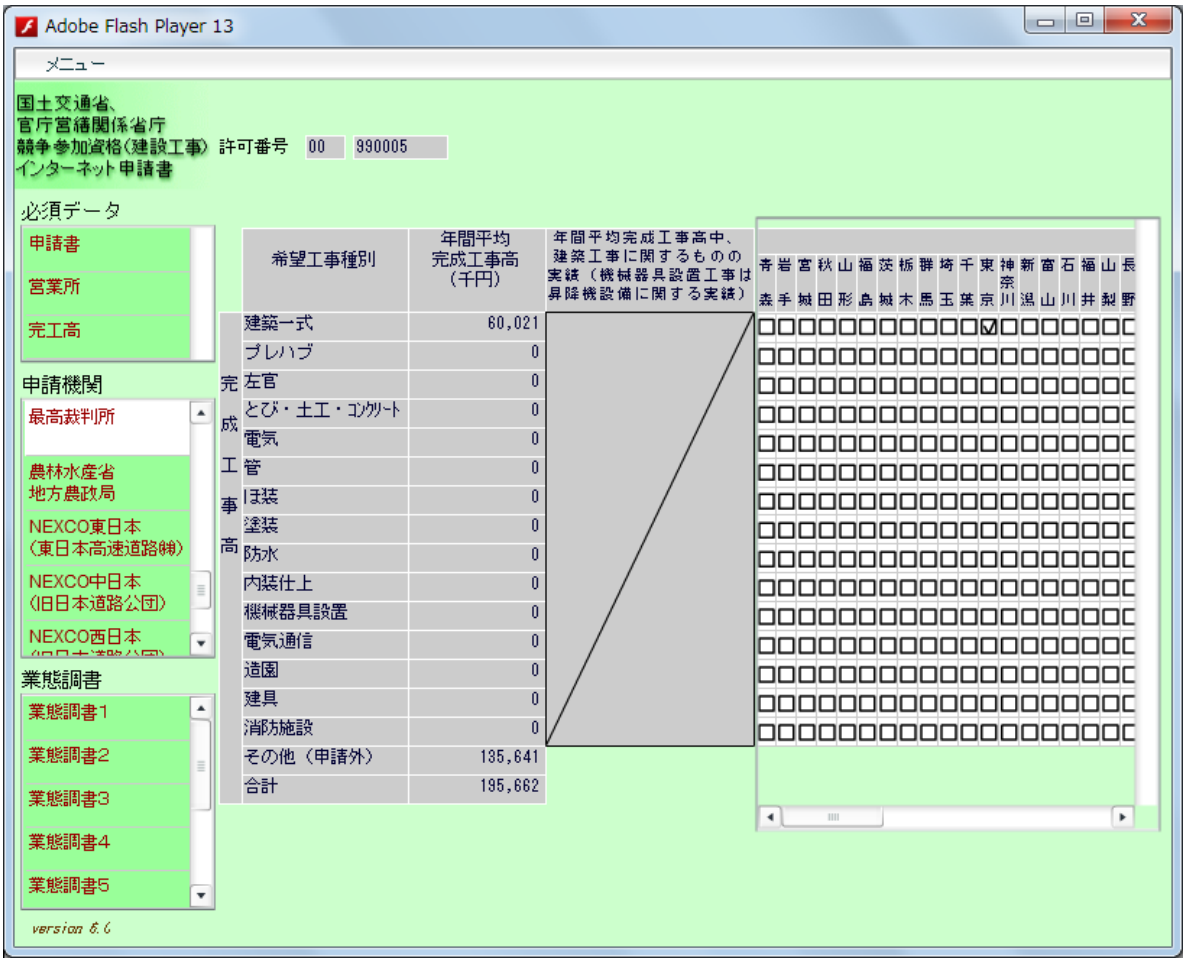

登録部局等申請入力画面－15

（1）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する地域」のチェックボックスをクリックしてください。

（2）　「希望工事種別」プレハブ工事のチェックボックスは選択しないでください。
平成 27・28 年度からプレハブ工事は建築一式工事に統合して資格認定を行います。

《平成 27･28 年度 最高裁判所の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
建築一式工事	
プレハブ工事	
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事

7. 11. 15 内閣府

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
内閣府

登録部局等申請入力画面－16

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「競争参加を希望する地域」のチェックボックスをクリックしてください。

（2） 内閣府の競争参加希望地域内訳は次頁のとおりです。

競争参加希望地域内訳

管轄区域	都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県

《平成 27･28 年度 内閣府の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事 外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事 屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事

希望工事種別	工　事　内　容　の　例
熱　絶　縁　工　事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電　気　通　信　工　事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さ　く　井　工　事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建　具　工　事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水　道　施　設　工　事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消　防　施　設　工　事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清　掃　施　設　工　事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

7. 11. 16 内閣府沖縄総合事務局

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　内閣府沖縄総合事務局

登録部局等申請入力画面－17

※　本画面を入力する前に業態調書－①、②、③及び⑥を必ず入力してください。

（1）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

※　登録希望する部局は、「開発建設部」と「農林水産部」の２つがあります。

※　開発建設部が定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する方で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される方については、このインターネットによる申請はできませんのでご注意ください。（文書持参、文書郵送により申請してください。）

（２）内閣府沖縄総合事務局における「希望する工事の内容」

「農林土木工事」の欄には、農林土木工事を希望する方は必ず記載してください。記載方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１から５までの「希望順位」欄に記載してください。

コード	希望する工事の内容	工 事 の 具 体 例
A	用排水路・河川	用水路及び排水路、用排兼用水路の新設・改修工事 河川における頭首工、築堤、護岸、根固め工事
B	管水路・畑かん施設	既成管及びこれに類する既製品を用いる水路工事 樹枝状管網方式及びこれに類する畑かん施設の工事
C	ほ場整備・農用地造成	農地の区画整理工事及び農用地造成工事
D	トンネル	トンネル工事の新設・改修工事
E	農道	道路の新設・改修工事

（３）内閣府沖縄総合事務局における「農業部門専門技術職員数」

「農業部門専門技術者の状況」欄には、農林土木工事、農林建築工事を希望する方のみ記載してください。

「技術士補（農業土木）」は、技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）による技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木を選択した者の人数を記載してください。

「畑地かんがい技士」及び「同技士補」は、（社）畑地農業振興会が認定した者の人数を記載してください。

《平成 27･28 年度 内閣府沖縄総合事務局の希望工事種別及び主な工事内容》

【 Ⅰ 建設工事 】

希望工事種別	主 な 工 事 内 容
一般土木工事	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事	瀝青ｱｽﾌｧﾙﾄ材を用いて行う道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む）
鋼橋上部工事	鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事（鋼桁の工事塗装を含む）
造園工事	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（ｻｯｼｭ、解体、建物防水、鉄骨等工事を含む）
木造建築工事	耐火建築以外の建築工事
電気設備工事	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝付帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・ｺﾝｾﾝﾄ、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、ﾃﾚﾋﾞ共同受信等の電気設備工事（外灯等の構内設備を含む）
暖冷房衛生設備工事	消防施設工事、空気調和設備工事、衛生設備工事及び水道施設工事
ｾﾒﾝﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事	ｾﾒﾝﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄを用いて行う道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む）
ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事
法面処理工事	ｱﾝｶｰ工及びその他法面保護工事（種子吹付及びﾓﾙﾀﾙ吹付を含む）
塗装工事	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、区画線、その他一般塗装工事
維持修繕工事	路面補修作業、除草、水面清掃、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ・標識等の新設・補修、護岸水制補修、堤防天端補修、床版打ち替え、ｼﾞｮｲﾝﾄ補修、高欄補修、橋桁補強等の工事、路面・側溝・道路付属物・ﾄﾝﾈﾙの清掃作業及び電気通信設備等の補修
河川しゅんせつ工事	河川（河川区域）の水底の掘削工事
ｸﾞﾗｳﾄ工事	岩盤、土中、ｺﾝｸﾘｰﾄ等にﾓﾙﾀﾙ、ｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ等を注入する工事(地質調査を除く)
杭打工事	鋼杭、鋼矢板、ｺﾝｸﾘｰﾄ杭等の既製杭による杭打工事及び場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭（ﾍﾞﾉﾄ工法等）施工工事
さく井工事	取水を目的とした井戸の掘削及びﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ等の工事
ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築工事	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ材を用いて施工する建築工事
機械設備工事	水門設備、ﾎﾟﾝﾌﾟ設備、換気設備、ﾀﾞﾑ施工機械設備、昇降機設備、消・融雪設備及びその他機械設備の工事で電気設備工事、暖冷房衛生設備工事及び通信設備工事に属する工事以外のもの
通信設備工事	監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路（情報管路等を含む）及び通信用鉄塔・反射板等の工事
受変電設備工事	受変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事

【 Ⅱ 港湾・空港工事 】

希望工事種別	主 な 工 事 内 容
港湾土木工事	防波堤、護岸、突堤等の外郭施設の築造、改良等の工事 岸壁、桟橋、係船杭等の係留施設の築造、改良等の工事 空港の護岸、海岸の施設等の築造、改良等の工事
空港等土木工事	港湾空港関係工事に係る土木一式工事で港湾土木工事に属する以外の工事
港湾等しゅんせつ工事	港湾等における浚渫工事及びこれに付随する工事
空港等舗装工事	港湾空港関係の舗装工事
港湾等鋼構造物工事	港湾・空港における形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事

【 Ⅲ 農林工事 】

希望工事種別	主 な 工 事 内 容
農林土木工事	農林水産に関する土木一式工事及び土木に関する工事
農林建築工事	農林水産に関する建築一式工事及び建築に関する工事

《平成 27･28 年度 内閣府沖縄総合事務局の希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

希望工事種別は、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けているものに限られます。

Ⅰ　建設工事

NO	希望工事種別	建設工事（許可）の種類
1	一般土木工事	土木一式工事　（土） とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） 石工事　（石） ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） 水道施設工事　（水）
2	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工事	ほ装工事　（ほ）
3	鋼橋上部工事	鋼構造物工事　（鋼） とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
4	造園工事	造園工事　（園）
5	建築工事	建築一式工事　（建） 大工工事　（大） 左官工事　（左） とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） 石工事　（石） ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） 鋼構造物工事　（鋼） 防水工事　（防） 内装仕上工事　（内） 建具工事　（具） 清掃施設工事　（清）
6	木造建築工事	建築一式工事　（建） 大工工事　（大） 左官工事　（左） とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） 屋根工事　（屋） ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） 内装仕上工事　（内） 建具工事　（具）
7	電気設備工事	電気工事　（電）
8	暖冷房衛生設備工事	管工事　（管） 熱絶縁工事　（絶） 水道施設工事　（水） 消防施設工事　（消）
9	ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工事	ほ装工事　（ほ）
10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	土木一式工事　（土） とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
11	法面処理工事	土木一式工事　（土） とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） 防水工事　（防）
12	塗装工事	塗装工事　（塗）
13	維持修繕工事	土木一式工事　（土） とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） 石工事　（石） 電気工事　（電） ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事（タ） ほ装工事　（ほ） 塗装工事　（塗） 防水工事　（防） 機械器具設置工事　（機）
14	河川しゅんせつ工事	しゅんせつ工事　（しゅ）
15	グラウト工事	土木一式工事　（土） とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
16	杭打工事	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
17	さく井工事	さく井工事　（井）
18	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築工事	建築一式工事　（建）
19	機械設備工事	機械器具設置工事　（機） 鋼構造物工事　（鋼）
20	通信設備工事	電気通信工事　（通） 鋼構造物工事　（鋼）
21	受変電設備工事	電気工事　（電）

Ⅱ　港湾・空港工事

	希望工事種別	建設工事（許可）の種類	
22	港湾土木工事	土木一式工事	（土）
23	空港等土木工事	土木一式工事	（土）
24	港湾等しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	（しゅ）
25	空港等舗装工事	ほ装工事	（ほ）
26	港湾等鋼構造物工事	鋼構造物工事	（鋼）

Ⅲ　農林工事

	希望工事種別	建設工事（許可）の種類	
27	農林土木工事	土木一式工事	（土）
		とび・土工・コンクリート工事	（と）
		石工事	（石）
		タイル・れんが・ブロック工事	（タ）
		水道施設工事	（水）
28	農林建築工事	建築一式工事	（建）
		大工工事	（大）
		左官工事	（左）
		とび・土工・コンクリート工事	（と）
		石工事	（石）
		タイル・れんが・ブロック工事	（タ）
		鋼構造物工事	（鋼）
		防水工事	（防）
		内装仕上工事	（内）
		建具工事	（具）
		清掃施設工事	（清）

7.11.17　ＮＥＸＣＯ東日本（東日本高速道路株式会社）

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　ＮＥＸＣＯ東日本（東日本高速道路株式会社）

登録部局等申請入力画面－18

ＮＥＸＣＯ東日本（東日本高速道路株式会社）は、認定通知書を発行しておりません。
審査結果（認定内容）については、弊社ＨＰに「有資格者名簿」を掲載しますのでご確認願います。（平成２７年４月１日以降掲載予定。）
また、弊社ＨＰに掲載する「ＮＥＸＣＯ東日本平成 27・28 年度競争参加資格のご案内【工事】」を必ずご確認いただき、ご理解・ご承諾の上申請手続きを行ってください。

○ＮＥＸＣＯ東日本のＨＰ（競争参加資格のご案内）ＵＲＬ
http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/2728.html

（１）「許可番号」の下に記している「約款」に同意できる者でなければ、申請できません。
（２）　申請を希望する希望工事種別に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。
（３）　申請希望工事種別に対応する建設工事（許可）の種類のうち１種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。
（希望工事種別に対応する建設工事（許可）の種類については、以下の表を参照してください。）

《平成 27･28 年度　ＮＥＸＣＯ東日本（東日本高速道路株式会社）の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	主　な　工　事　内　容
土木工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事
舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る舗装工事
ＰＣ橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係るＰＣ橋上部工工事
鋼橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼橋上部工工事
建築工事	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の新築、改築、大規模な修繕・模様替えに係る建築工事
電気工事	道路照明施設、電力ケーブル施設（管路を含む。）及び屋内電気施設の新設、改良、維持修繕に係る電気工事
通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良、維持修繕に係る通信工事
管工事	給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、汚水処理施設の新設、改良、維持修繕に係る管工事もしくはこれらの施設に係る機械工事
塗装工事	鋼橋等の塗装工事（維持修繕に係る塗替塗装工事を含む。）
造園工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る造園工事
のり面処理工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係るのり面保護工事（植生又は構造物によるのり面保護工事）
防護さく工事	交通安全施設のうち、防護さくの新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
遮音壁工事	遮音壁、防雪さくの新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
標識工事	道路標識（照明設備を有するものを含む。）の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
トンネル内装工事	トンネル内装板等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
トンネル非常用設備工事	道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備で「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る電気工事
交通情報設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、伝送交換設備、可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、トンネル内拡声放送設備、情報ターミナル設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報設備、衛星通信設備、料金収受設備、ＥＴＣ設備で「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
トンネル換気設備工事	トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備で「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
機械設備工事	車重計設備、軸重計設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備、清掃点検等自動化設備で「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
道路補修工事	道路の土木構造物のうち土構造物、コンクリート構造物（ＰＣ橋梁を含む。）、鋼橋梁の維持修繕に係る工事、交通安全施設のうち立入防止さく、落下物防止さく等の新設、改良、維持修繕に係る工事（他の工事種別に属する工事は除く。）

《平成 27･28 年度 NEXCO 東日本の希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち１種類以上の許可を受け、かつ当該許可の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の工事種別は申請できません。

NO	NEXCO 東日本の工事種別	建設工事（許可）の種類
1	土木工事	土木一式工事　（土） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
2	舗装工事	ほ装工事　（ほ）
3	PC橋上部工工事	土木一式工事　（土）
4	鋼橋上部工工事	鋼構造物工事　（鋼）
5	建築工事	建築一式工事　（建） ○鋼構造物工事　（鋼） ○防水工事　（防） ○内装仕上工事　（内）
6	電気工事	電気工事　（電）
7	通信工事	電気通信工事　（通）
8	管工事	管工事　（管） 機械器具設置工事　（機） ○熱絶縁工事　（絶） ○水道施設工事　（水）
9	塗装工事	塗装工事　（塗）
10	造園工事	造園工事　（造）
11	のり面処理工事	土木一式工事　（土） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と）
12	防護さく工事	土木一式工事　（土） とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（と） ○鋼構造物工事　（鋼）
13	遮音壁工事	土木一式工事　（土） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と) ○鋼構造物工事　（鋼）
14	標識工事	土木一式工事　（土） とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と) 鋼構造物工事　（鋼）
15	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	土木一式工事　（土） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と)
16	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	消防施設工事　（消）
17	受配電設備工事	電気工事　（電）
18	交通情報設備工事	電気通信工事　（通）
19	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	機械器具設置工事　（機）
20	機械設備工事	機械器具設置工事　（機）
21	道路補修工事	○土木一式工事　（土） ○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と) ○鋼構造物工事　（鋼）

建設工事（許可）の種類の欄の○印の意味は、例えば、「土木工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事」の許可をとって申請した場合、「土木工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、土木工事のうちとび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のみを単体で発注する場合のみです。

7. 11. 18 中日本高速道路株式会社

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
中日本高速道路株式会社

中日本高速道路㈱に申請することができる者は、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領第３条に掲げる者でないことを要件とします。
中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領は弊社ホームページにてご確認ください。（http://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/point/）

登録部局等申請入力画面－19

※　本画面を入力する前に業態調書－①及び業態調書－④を必ず入力してください。

（１）「許可番号」の下に記している「約款」に同意できる者でなければ、申請できません。
（２）申請を希望する希望工事種別に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。
（３）申請を希望した希望工事種別に対応する建設工事（許可）の種類うち１種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。

（4）「道路補修工事」の登録を希望する方は、「希望する工事の内容」を次表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

コード	希望する工事の内容
A	支承・伸縮装置補修
B	コンクリート構造物補修（橋梁）
C	コンクリート構造物補修（橋梁以外）
D	鋼構造物補修
E	上記（A～D）以外 （土木・舗装　等）

※この「希望する工事の内容」の記載は、指名競争入札における指名業者の選定過程の参考として使用するものです。

【注意】「競争参加資格認定通知書」を発行しておりません。認定結果及び認定状況については、平成 27 年 4 月 1 日以降に弊社ホームページ（http://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/register/council/）に掲載の「有資格者公表名簿」にてご確認ください。

《平成 27･28 年度　中日本高速道路株式会社の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	主　な　工　事　内　容
土木工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事（草刈含む。）
舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る舗装工事
ＰＣ橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係るＰＣ橋上部工工事
鋼橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼橋上部工工事
建築工事	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の新築、改築、大規模な修繕・模様替えに係る建築工事
電気工事	道路照明施設、電力ｹｰﾌﾞﾙ施設（管路含む。）及び屋内電気施設の新設、改良、維持修繕に係る電気工事
通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良、維持修繕に係る通信工事
管工事	給排水施設、衛生施設、ｶﾞｽ施設、空気調和施設、散水・融雪施設、汚水処理施設等の新設、改良、維持修繕に係る管工事もしくは機械工事
塗装工事	鋼橋等の塗装工事（維持修繕に係る塗替塗装工事を含む。）
造園工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る造園工事、緑化資材のﾘｻｲｸﾙに係る業務
区画線工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る区画線工事
のり面処理工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係るのり面保護工事（植生又は構造物によるのり面保護工事）
防護さく工事	交通安全施設（防護さく（ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ等）、立入防止さく、げん光防止施設、落下物防止さく等）、落石等の防護のためのﾈｯﾄ等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
遮音壁工事	遮音壁の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
標識工事	道路標識（照明設備を有するものを含む。）の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
ﾄﾝﾈﾙ内装工事	ﾄﾝﾈﾙ内装板等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	道路ﾄﾝﾈﾙ用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る電気工事
遠方監視制御設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ﾀｰﾐﾅﾙ設備、伝送交換設備、衛星通信設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
交通情報設備工事	可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、無線通信設備、ﾄﾝﾈﾙ内ﾗｼﾞｵ再放送設備、ﾄﾝﾈﾙ内拡声放送設備、ﾊｲｳｪｲﾗｼﾞｵ設備、路車間情報設備、自動料金収受設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	ﾄﾝﾈﾙ換気用送・排風機設備、集塵機設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
機械設備工事	車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ｺﾞﾐ処理設備、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ昇降設備、ｸﾚｰﾝ設備、ﾎﾟﾝﾌﾟ設備、清掃点検等自動化設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
道路補修工事	道路の土木構造物のうち土構造物、ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物(PC 橋梁を含む。）、鋼橋梁の維持修繕に係る工事（他の工事種別に属する工事は除く。）

《平成 27･28 年度　中日本高速道路株式会社の
希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち１種類以上の許可を受け、かつ当該許可の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の工事種別は申請できません。

当社の工事種別		建設工事（許可）の種類	
01	土木工事	土木一式工事	(土)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○ ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
02	舗装工事	ほ装工事	(ほ)
03	ＰＣ橋上部工工事	土木一式工事	(土)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
04	鋼橋上部工工事	鋼構造物工事	(鋼)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
05	建築工事	建築一式工事	(建)
		○ 大工工事	(大)
		○ 左官工事	(左)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○ 石工事	(石)
		○ 屋根工事	(屋)
		○ ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
		○ 鋼構造物工事	(鋼)
		○ 防水工事	(防)
		○ 内装仕上工事	(内)
		○ 建具工事	(具)
		○ 清掃施設工事	(清)
06	電気工事	電気工事	(電)
07	通信工事	電気通信工事	(通)
08	管工事	管工事	(管)
		機械器具設置工事	(機)
		○ 熱絶縁工事	(絶)
		○ 水道施設工事	(水)
09	塗装工事	塗装工事	(塗)
10	造園工事	造園工事	(園)
11	区画線工事	塗装工事	(塗)

当社の工事種別		建設工事（許可）の種類	
12	のり面処理工事	土木一式工事	(土)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
13	防護さく工事	土木一式工事	(土)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○ 鋼構造物工事	(鋼)
14	遮音壁工事	土木一式工事	(土)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○ ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
		○ 鋼構造物工事	(鋼)
15	標識工事	土木一式工事	(土)
		とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		鋼構造物工事	(鋼)
16	トンネル内装工事	土木一式工事	(土)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○ ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
		○ 板金工事	(板)
17	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	消防施設工事	(消)
18	受配電設備工事	電気工事	(電)
19	遠方監視制御設備工事	電気通信工事	(通)
20	交通情報設備工事	電気通信工事	(通)
21	トンネル換気設備工事	機械器具設置工事	(機)
		○ 鋼構造物工事	(鋼)
22	機械設備工事	機械器具設置工事	(機)
		○ 鋼構造物工事	(鋼)
		○ 清掃施設工事	(清)
23	道路補修工事	土木一式工事	(土)
		○ とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○ ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
		○ 鋼構造物工事	(鋼)
		○ 防水工事	(防)

建設工事（許可）の種類の欄の○印の意味は、例えば、「建築工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「建築工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、建築工事のうち石工事のみを単体で発注する場合のみです。

7. 11. 19 西日本高速道路株式会社

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
西日本高速道路株式会社

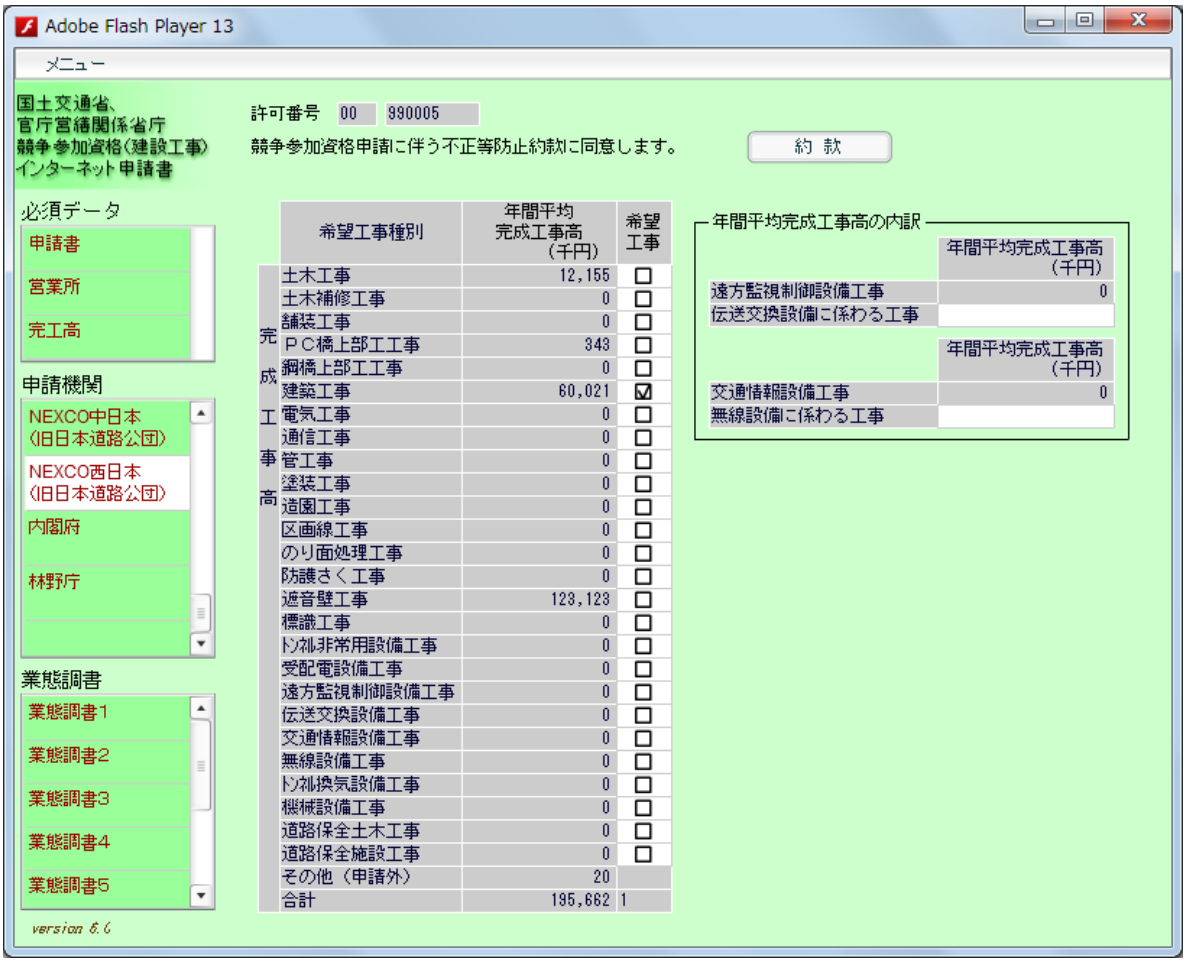

登録部局等申請入力画面－20

（1） 申請に際しては、弊社ホームページ（下記ＵＲＬ）に掲載する「競争参加資格審査申請書作成の手引き（工事）平成 27・28 年度版」を必ずご確認いただき、ご理解・ご承諾の上手続きを行ってください。
○西日本高速道路株式会社ＨＰ　平成 27・28 年度競争参加資格審査　ＵＲＬ
http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/qualification/h27/

（2） 「許可番号」の下に記している「約款」に同意できる方でなければ、申請できません。

（3） 申請を希望する希望工事種別に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

（4） 「年間平均完成工事高の内訳・伝送交換設備に係わる工事」及び「年間平均完成工事高の内訳・無線設備に係わる工事」に年間平均完成工事高の内訳を入力してください。

（５）　申請を希望した希望工事種別に対応する建設工事（許可）の種類うち１種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。
　ただし、「道路保全土木工事」、「道路保全施設工事」は、それぞれに対応する全ての建設工事の許可を受け、かつ、経営事項審査を受けていなければ申請できません。
（希望工事種別に対応する建設工事（許可）の種類については、197 ページを参照してください。）

※お知らせ

　西日本高速道路株式会社では、競争参加資格認定通知書を発行しておりません。認定結果及び認定状況については、平成 27 年 4 月 1 日以降に弊社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「有資格者名簿」にてご確認ください。
　なお、４月当初はアクセスが集中することが予想されますので、つながりにくい場合はしばらく時間を置いてから、再度アクセスしてください。

○ＨＰアドレス（弊社の有資格者名簿、手引きなどを掲載しております）
http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/

※「有資格者名簿」の内容についてご質問等がありましたら、５ページの当社問合せ先へご連絡願います。

《平成 27･28 年度　西日本高速道路株式会社の希望工事種別及び主な工事内容》

ｺｰﾄﾞ	希望工事種別	主な工事内容
０１	土木工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事
０２	土木補修工事	道路の土木構造物のうち土構造物の維持修繕に係る工事
０３	舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る舗装工事
０４	ＰＣ橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係るＰＣ橋上部工工事
０５	鋼橋上部工工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧、維持修繕に係る鋼橋上部工工事
０６	建築工事	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の新築、改築、大規模な修繕 ・模様替えに係る建築工事
０７	電気工事	道路照明施設、電力ケーブル施設（管路含む。）及び屋内電気施設の新設、改良、維持修繕に係る電気工事
０８	通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良、維持修繕に係る通信工事
０９	管工事	給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、汚水処理施設等の新設、改良、維持修繕に係る管工事もしくは機械工事
１０	塗装工事	鋼橋等の塗装工事（維持修繕に係る塗替塗装工事を含む。）
１１	造園工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る造園工事、緑化資材のリサイクルに係る業務
１２	区画線工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る区画線工事
１３	のり面処理工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係るのり面保護工事（植生又は構造物によるのり面保護工事）
１４	防護さく工事	交通安全施設（防護さく、立入防止さく、げん光防止施設、落下物防止さく等）、落石等の防護のためのネット等の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
１５	遮音壁工事	遮音壁の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
１６	標識工事	道路標識（照明設備を有するものを含む。）の新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
１７	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
１８	受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る電気工事
１９	遠方監視制御設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ターミナル設備、で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
２０	伝送交換設備工事	伝送交換設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る工事
２１	交通情報設備工事	可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、、トンネル内拡声放送設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
２２	無線設備工事	無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報設備、自動料金収受設備、衛星通信設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る通信工事
２３	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
２４	機械設備工事	車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備、清掃点検等自動化設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良、維持修繕に係る機械工事
２５	道路保全土木工事	道路の土木構造物に係る維持修繕作業（清掃、植栽、雪氷対策、災害応急復旧及び交通事故復旧等の作業）及び維持修繕作業に付帯、又は緊急を要する（土木構造物に係る）補修及び取替
２６	道路保全施設工事	道路の電気・通信施設、に係る維持修繕作業（清掃及び交通事故復旧等の作業）及び維持修繕作業に付帯、又は緊急を要する（電気・通信施設、に係る）補修及び取替

《平成 27･28 年度西日本高速道路株式会社の希望工事種別と建設業法の建設工事(許可)の種類の対応表》

下表の右欄の建設工事（許可）の種類のうち１種類以上の許可を受け、かつ当該許可の経営事項審査を受けていなければ、それに対応する左欄の工事種別は申請できません。

ただし､｢道路保全土木工事｣､｢道路保全施設工事｣は、それぞれに対応する(下表右欄)全ての建設工事の許可を受け､かつ､当該許可の経営事項審査を受けていなければ申請できません。

NEXCO西日本の工事種別		建設工事(許可)の種類	
1	土木工事	土木一式工事	(土)
		○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○石工事	(石)
		○ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
2	土木補修工事	土木一式工事	(土)
		○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○石工事	(石)
		○ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
3	舗装工事	ほ装工事	(ほ)
4	PC橋上部工工事	土木一式工事	(土)
		○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
5	鋼橋上部工工事	鋼構造物工事	(鋼)
		○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
6	建築工事	建築一式工事	(建)
		○大工工事	(大)
		○左官工事	(左)
		○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○石工事	(石)
		○屋根工事	(屋)
		○ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
		○鋼構造物工事	(鋼)
		○防水工事	(防)
		○内装仕上工事	(内)
		○建具工事	(具)
		○清掃施設工事	(清)
7	電気工事	電気工事	(電)
8	通信工事	電気通信工事	(通)
9	管工事	管工事	(管)
		機械器具設置工事	(機)
		○熱絶縁工事	(絶)
		○水道施設工事	(水)
10	塗装工事	塗装工事	(塗)
11	造園工事	造園工事	(園)

NEXCO西日本の工事種別		建設工事(許可)の種類	
12	区画線工事	塗装工事	(塗)
13	のり面処理工事	土木一式工事	(土)
		○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○防水工事	(防)
14	防護さく工事	土木一式工事	(土)
		とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		鋼構造物工事	(鋼)
15	遮音壁工事	土木一式工事	(土)
		○とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		○石工事	(石)
		○ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事	(タ)
		○鋼構造物工事	(鋼)
16	標識工事	土木一式工事	(土)
		とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	(と)
		鋼構造物工事	(鋼)
		○機械器具設置工事	(機)
17	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	消防施設工事	(消)
		電気通信工事	(通)
18	受配電設備工事	電気工事	(電)
19	遠方監視制御設備工事	電気通信工事	(通)
20	伝送交換設備工事	電気通信工事	(通)
21	交通情報設備工事	電気通信工事	(通)
22	無線設備工事	電気通信工事	(通)
23	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	機械器具設置工事	(機)
		○鋼構造物工事	(鋼)
24	機械設備工事	機械器具設置工事	(機)
		○鋼構造物工事	(鋼)
		○清掃施設工事	(消)
25	道路保全土木工事	土木一式工事 } 全て	(土)
		ほ装工事 } 全て	(ほ)
		造園工事 } 全て	(園)
26	道路保全施設工事	電気工事 } 全て	(電)
		電気通信工事 } 全て	(通)

建設工事（許可）の種類の欄の○印の意味は、例えば、「土木工事」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可をとって申請した場合、「土木工事」の資格の認定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、土木工事のうち石工事のみを単体で発注する場合のみです。

7.11.20 首都高速道路株式会社

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　首都高速道路株式会社

登録部局等申請入力画面－21

※　本画面を入力する前に業態調書－①を必ず入力してください。

　首都高速道路（株）では、競争参加資格認定通知書を発行しません。認定結果及び認定内容については平成 27 年 4 月 1 日以降に弊社ホームページ（下記ＵＲＬ）に掲載される「有資格業者名簿」にてご確認ください。
　また、弊社ホームページ（下記ＵＲＬ）に掲載する競争参加資格の「書類作成の手引き」を必ずご確認いただき、ご理解・ご承諾の上申請手続きを行ってください。

　○首都高速道路株式会社ＨＰ　競争参加資格　ＵＲＬ
　　http://www.shutoko.co.jp/business/qualify

（1）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

（2）　希望する工事の内容に対応するコードを半角文字で入力してください。
登録を希望する工事種別については､｢希望工事内容・順位｣の欄に、次ページ以下に記載する「希望する工事の内容」に対応するコードを希望順位の順番で入力してください。
　なお上記画面右上の「工種の説明」をクリックしても、対応するコードを見ることができます。

（3）　『営業用連絡先本支店選択』をクリックし、『営業用連絡先本支店選択』のポップアップ画面にて、連絡先欄をクリックして本支店を１つ選択してください。
また、選択した営業用連絡先本支店の担当者名は必ず入力してください。

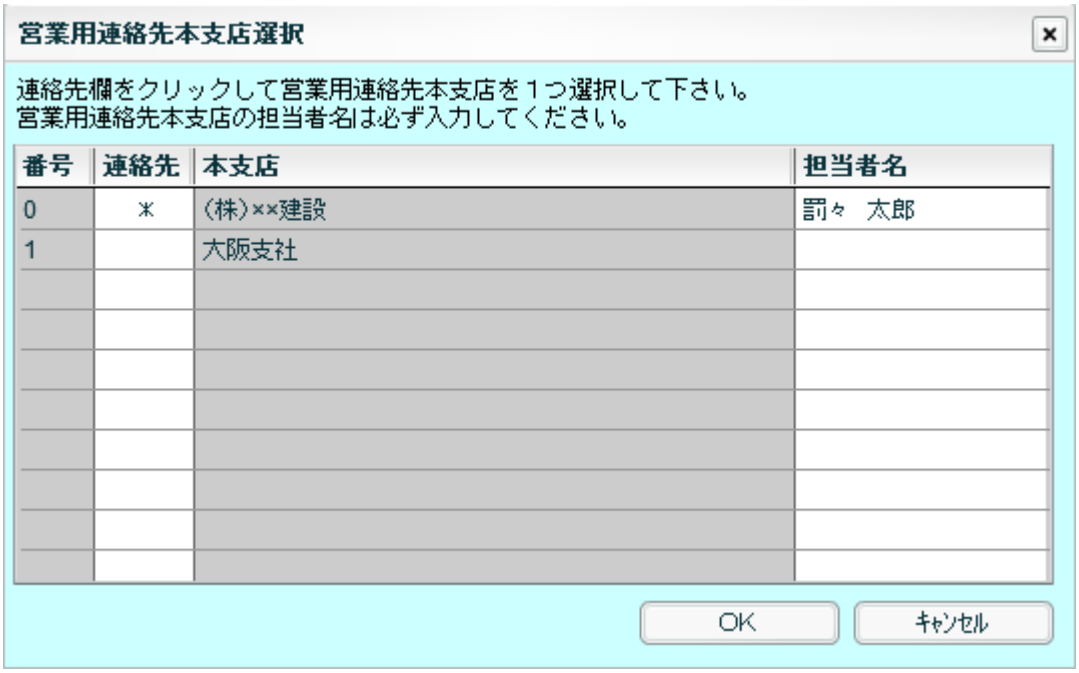

（営業用連絡先本支店選択画面）

首都高速道路株式会社における「希望する工事の内容」

　申請しようとする「工事種別」に対応する「希望する工事の内容」を以下から選択してください。

※　「建築工事」、「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事」及び「造園工事」は対象外です。

(ｱ)　「土木工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＦまでの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお､希望しない工事については､対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容		工　事　の　具　体　例
A	新設・改	構造物	ＲＣ橋、ＲＣ橋脚、擁壁、半地下等ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事、ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ、ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ、鋼管矢板基礎、既製杭、場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭等の基礎構造物工事、鋼矢板、鋼管矢板、地中連続壁等の山留工事等の工事
B		床版	ｺﾝｸﾘｰﾄ床版、地覆、高欄等の工事

C	築・改良	ﾄﾝﾈﾙ	ﾄﾝﾈﾙ工事（共同溝、下水道用トンネル等を含む。）
D		道路	小規模擁壁、ｶﾙﾊﾞｰﾄ等のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事、道路土工、街路築造、下水等の工事
E		地盤改良	地盤改良等の工事
F		ﾄﾝﾈﾙ内装	ﾄﾝﾈﾙ内面等の内装板工事

(ｲ) 「舗装工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	新設	道路の舗装工事
B	維持補修	道路の舗装補修工事

(ｳ) 「鋼橋工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	橋梁	鋼橋脚、鋼桁及び鋼製歩道橋等の工事
B	その他	大型標識柱等の道路付属物の工事

(ｴ) 「電気工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＤまでの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容		工　事　の　具　体　例
A	新設・改築・改良	道路照明設備等	道路照明設備、料金所電気設備、電力設備、配電線設備の工事
B		建築電気設備	建物における電灯コンセント、動力、放送、電話、火災報知、誘導灯、避雷、テレビ共同受信等の設備工事
C		受配電設備	受変電設備又は無停電電源設備を自ら製作及び試験調整する工事
D		自家発電設備	原動機又は発電機設備を自ら製作及び試験調整する工事

(ｵ) 「電気通信工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＦまでの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容		工　事　の　具　体　例
A	新設	通信設備等	道路非常電話、道路トンネル防災用電気設備、道路交通管制用設備、通信ケーブル(光ケーブルを含む。)等の工事

B	・改築・改良	道路交通情報提供設備	可変情報板(文字・図形)を自ら製作及び試験調整する工事
C		道路交通量計測設備	車輌感知器(超音波方式、光学式、ループコイル式)を自ら製作及び試験調整する工事
D		道路交通情報収集設備	交通流監視用カメラ等を自ら製作及び試験調整する工事
E		道路情報通信設備	データ通信設備(有線、無線)、ＥＴＣ設備、ＶＩＣＳ設備、マイクロ無線設備、管理用無線設備、路側放送設備、トンネル内ラジオ再放送設備等を自ら製作及び試験調整する工事
F		道路情報処理設備	道路情報処理設備(データ処理設備、画像処理設備、道路情報提供設備)を自ら製作及び試験調整する工事

(ｶ)　「管工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＤまでの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容		工　事　の　具　体　例
A	新設・改築・改良	管工事	建築物の給水、排水、衛生器具、給湯、消火、浄化槽、空気調和、換気、排煙、ｶﾞｽ等の設備工事、融雪装置等の工事
B		熱絶縁工事	空調ﾀﾞｸﾄ、冷温水管、冷媒管等の熱絶縁工事
C		水道施設工事	給水管、受水槽、高架水槽、ﾎﾟﾝﾌﾟ等の設備工事
D		消防施設工事	建築物の屋内消火栓、連結送水管、連結散水、二酸化炭素消火、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ、消火器等の設備工事

(ｷ)　「塗装工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	新設鋼橋	鋼橋等の塗装工事
B	塗替鋼橋	鋼橋等の塗装補修又は塗り替え

(ｸ)　「機械器具設置工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＦまでの「希望順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容		工　事　の　具　体　例
A	新設・改築・	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備	道路の排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備及び付属設備等の工事
B		ﾄﾝﾈﾙ換気設備	ﾄﾝﾈﾙの換気用送・排風機設備、除塵設備、制御機器及び付属設備等の工事
C		昇降機設備	昇降機設備の工事
D		ﾄﾝﾈﾙ消火設備	ﾄﾝﾈﾙの泡消火栓、水噴霧設備等の工事

E	改良	軸重測定設備	軸重測定設備、軸重撮影装置等の工事
F		その他機械設備	機械式駐車設備、ﾄﾗｯｸｽｹｰﾙ、汚泥処理設備、鋼製付属設備等の工事

(ｹ)　「遮音壁工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	新設	遮音壁、裏面吸音板等の設置
B	維持補修	遮音壁、裏面吸音板等の補修又は取替え

(ｺ)　「標識工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	新設	案内標識板等の設置
B	維持補修	案内標識板等の補修又は取替え

(ｻ)　「区画線工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	新設	道路の区画線工事
B	維持補修	道路の区画線補修又は書換え

(ｼ)　「道路保全土木工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	土木	・ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物（桁、橋脚、床版、壁高欄、ﾄﾝﾈﾙ等）の損傷、ﾌｪﾝｽ、ｺﾞﾑ製伸縮装置、排水管、集水桝、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ等の補修又は取替え及びｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の表面処理・塗布、路面のひび割れ、ﾎﾟｯﾄﾎｰﾙ等の補修 ・遮音壁、裏面吸音板等の部分的な補修又は取替え ・緊急応急作業
B	鋼橋	鋼橋及び鋼橋脚の損傷、支承・連結装置、高力ﾎﾞﾙﾄ、鋼製伸縮装置、鋼製標識柱、床組、高架橋外装等の補修又は部分的な取替え

(ｽ)　「道路保全施設工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡからＥまでの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容		工　事　の　具　体　例
A	新設・改築・改良	建築	建築物の維持、補修、撤去工事及び緊急応急作業
B		電気	道路照明設備等、建築電気設備等の維持、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業
C		電気通信	通信設備等の維持、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業
D		管	建築物の給水、排水、消火、空気調和、換気、ｶﾞｽ等の設備、融雪設備等の保守、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業
E		機械器具設置	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備、ﾄﾝﾈﾙ換気設備（集塵機を含む。）、昇降機設備、ﾄﾝﾈﾙ消火設備（水噴霧設備を含む。）、軸重測定設備、ﾄﾗｯｸｽｹｰﾙ、汚泥処理設備、鋼製付属設備等の保守、補修、取替え、移設、撤去、又は既設設備の切替え、停止を伴う工事及び緊急応急作業

(ｾ)　「その他上記以外の工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番にＡ、Ｂの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。
なお、希望しない工事については、対応するコードの入力をしないようにしてください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	浚渫	浚渫工事
B	その他	

※ 道路清掃については、インターネット受付を利用できませんので、郵送で申請するようにしてください。
※「希望する工事の内容」は申請しようとする「工事種別」について必ず入力してください。

《平成 27･28 年度 首都高速道路株式会社の希望工事種別及び主な工事内容》

右欄の建設工事（許可）の種類のうち１種類以上の許可を受け、かつ、当該許可の経営事項審査を受けていなければ、対応する左欄の工事種別は申請できません。

希望工事種別	主 な 工 事 内 容	建設工事（許可）の種類
土木工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、水道施設工事
建築工事	事務所、料金所、換気所、ﾊﾟｰｷﾝｸﾞｴﾘｱ、倉庫、駐車場、社宅等建築物の新設、改築、改良に係る建築工事	建築一式工事、鋼構造物工事、建具工事、清掃施設工事
舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る舗装工事	ほ装工事
鋼橋工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼橋工事	とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事
ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係るﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ橋工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事
電気工事	電気設備の新設、改良、災害復旧に係る電気工事	電気工事
電気通信工事	電気通信設備の新設、改良、災害復旧に係る電気通信工事	電気通信工事、消防施設工事
管工事	給排水設備、衛生設備、ｶﾞｽ設備、空気調和設備、建築物の消火設備、融雪設備等の新設、改良に係る管工事	管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事
塗装工事	鋼橋等の塗装工事	塗装工事
造園工事	ﾊﾟｰｷﾝｸﾞｴﾘｱ、路傍等の植樹、張芝、は種等の造園工事	造園工事
機械器具設置工事	ﾄﾝﾈﾙ換気設備、排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備、ﾄﾝﾈﾙ消火設備、水噴霧設備、軸重測定設備、建築物昇降機設備等の新設、改良に係る機械器具設置工事	鋼構造物工事、機械器具設置工事、清掃施設工事
遮音壁工事	遮音壁及び裏面吸音板の新設、改築、改良に係る工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事
標識工事	道路標識の設置工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、板金工事
区画線工事	道路の区画線工事	塗装工事
道路保全土木工事	道路の土木構造に係る維持修繕工事及び緊急応急作業	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、造園工事
道路保全施設工事	①道路付属建築物（事務所、料金所、換気所、ﾊﾟｰｷﾝｸﾞｴﾘｱ、倉庫、駐車場等建築物）の建築工事に係る維持修繕工事及び維持修繕作業（保守及び交通事故復旧、雪害作業等の緊急応急作業）	建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、水道施設工事、消防施設工事
	②道路及び道路付属建築物（事務所、料金所、換気所、ﾊﾟｰｷﾝｸﾞｴﾘｱ、倉庫、駐車場等建築物）の電気、電気通信、管、機械器具設置工事に係る維持修繕作業（保守及び交通事故復旧、雪害対策等の緊急応急作業）	
その他上記以外の工事	上記に掲げる工事内容以外の工事	屋根工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事
道路清掃	※　道路清掃についてはインターネット受付を利用できませんので、郵送で申請するようにしてください。	－

7.11.21 阪神高速道路株式会社

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
阪神高速道路株式会社

登録部局等申請入力画面－22

※ 阪神高速道路（株）では、平成 25・26 年度から工種区分等の見直しを行っております。
また、一般競争参加資格認定通知書を発行致しません。
認定結果及び認定状況については、平成２７年４月１日以降に当社ホームページに掲載の「平成 27･28 年度競争参加有資格者名簿」にてご確認ください。
なお、当社ホームページに掲載の競争参加資格の「作成の手引き」を必ずご確認いただき、ご理解・ご承諾の上申請手続きを行ってください。

○阪神高速道路株式会社ＨＰ　競争参加資格関係　ＵＲＬ
http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/index.html

（１）　申請を希望する「希望工事種別」に対応する「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。
　ただし、希望できる（クリックできる）工事種別は、３つまでです。

（２）　『営業用連絡先本支店選択』をクリックし、『営業用連絡先本支店選択』のポップアップ画面にて、連絡先欄をクリックして本支店を１つ選択してください。

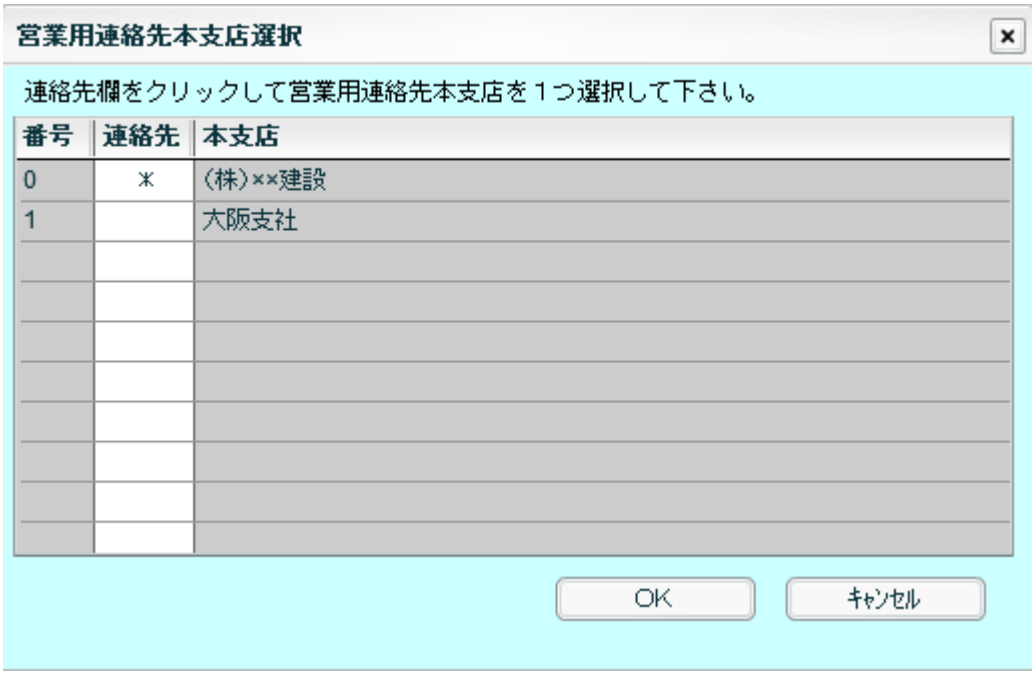

（営業用連絡先本支店選択）

《平成 27･28 年度 阪神高速道路株式会社の希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表及び主な工事内容》

※　下表のうち、登録できる希望工事種別は３つを限度とします。

	希望工事種別	必要な建設業法の許可	主　な　工　事　内　容
1	土木	土木一式工事	道路の新設、改築に係る土木工事
2	橋梁（ﾒﾀﾙ）	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 鋼構造物工事	道路の新設、改築、修繕に係る鋼構造物工事（床版補強に係る鋼工事を含む。）
3	橋梁（P･C）	土木一式工事	道路の新設、改築、修繕に係るP･C 構造物工事
4	舗装	ほ装工事	道路の新設、改築、修繕に係る舗装工事
5	電気	電気工事	発電設備、受配電設備、屋内電気設備、屋外照明設備、屋外電力線路（管路を含む。）及び電力に係る遠方監視制御設備等の新設、改良、維持、修繕に係る電気工事
6	電気通信	電気通信工事	有線通信設備・無線通信設備・ﾃﾞｰﾀ通信及び処理装置、交通管制設備、道路情報設備、ﾃﾚﾋﾞ共聴設備、屋外通信線路（管路を含む。）及び通信・交通管制に係る遠方監視制御設備等の新設、改良、維持、修繕に係る電気通信工事
7	塗装	塗装工事	鋼橋、道路付属物の塗装（塗替含む。）工事
8	建築	建築工事	事務所、営業所、料金所、休憩施設、換気所、職員宿舎等の新築、改築、維持、修繕に係る建築工事
9	遮音壁	土木工事 とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 鋼構造物工事	遮音壁（吸音板、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ板等）設置工事
10	管	管工事	冷暖房・給排水・衛生・ｶﾞｽ・空気調和・トンネル消火の各設備の新設、改良、維持、修繕に係る管工事
11	機械器具設置	機械器具設置工事 消防施設工事	昇降機設備、ﾄﾝﾈﾙ換気及び防災設備、排水機設備、車両重量計測設備等の機械製作、設置、改良、維持、修繕に係る工事
12	標識設置	土木工事 とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 鋼構造物工事 機械器具設置工事	道路標識の設置工事
13	造園	造園工事	植樹、移植、張芝等の造園、維持管理に係る工事
14	維持修繕	土木工事 とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 鋼構造物工事 ほ装工事	既供用路線における伸縮継手・排水設備・防護柵の取替・修繕・路下の設備等の他、上欄14 工種のうち施設関係（電気、電気通信、建築、管、機械器具設置）を除く工種に係る小規模な維持修繕工事
15	その他	右工事内容に対応する許可	１から14 に該当しない工事（大工、左官、石、ｶﾞﾗｽ、建具等）

7.11.22 本州四国連絡高速道路株式会社

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
本州四国連絡高速道路株式会社

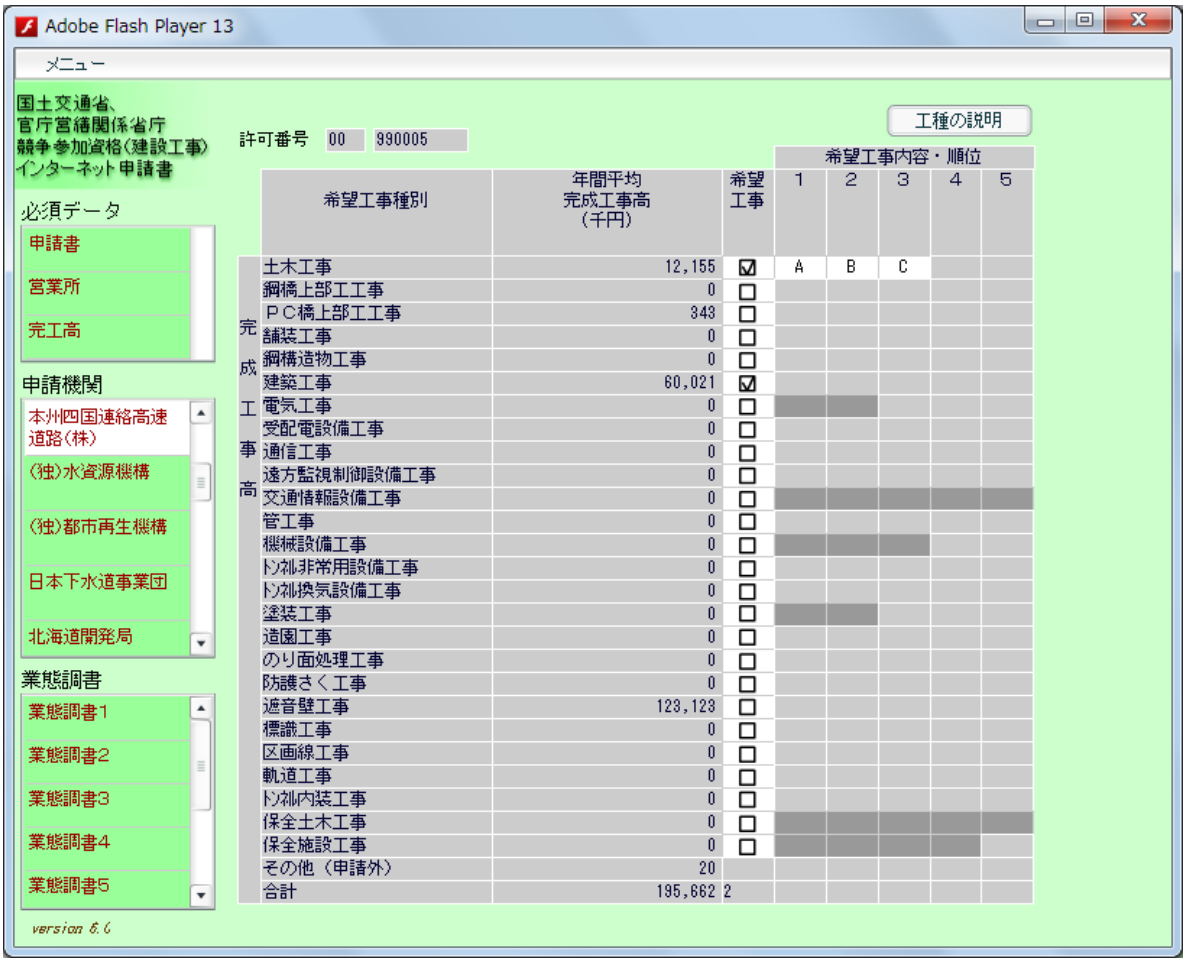

登録部局等申請入力画面－23

※　本画面を入力する前に業態調書－①を必ず入力してください。

※　お知らせ

本州四国連絡高速道路（株）では、一般競争（指名競争）競争参加資格認定通知書（建設工事）を発行しません。認定結果及び認定内容については、平成27年4月1日以降に当社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「工事有資格者公表名簿」にてご確認ください。

○ＨＰアドレス（資格審査　URL）

http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html

（1）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

（2）　希望する工事の内容に対応するコードを半角文字で入力してください。
登録を希望する工事種別については、「希望工事内容・順位」の欄に、次ページ以下に記載する「希望する工事の内容」に対応するコードを希望順位の順番で入力してください。
なお上記画面右上の「工種の説明」をクリックしても、対応するコードを見ることができます。

本州四国連絡高速道路株式会社における「希望する工事の内容」

(ｱ)　「土木工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１から３までの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	道路土工	擁壁、ｶﾙﾊﾞｰﾄ等ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物、道路土工等の工事
B	構造物	ＲＣ橋、橋梁下部等のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物、ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ、ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ、土留め・仮締切、鋼管矢板基礎、既製杭、地中連続壁等の工事、構造物撤去工事
C	ﾄﾝﾈﾙ	トンネル工事（共同溝、下水道用トンネルを除く。）

(ｲ)　「電気工事」を希望する方は必ず入力載してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１、２の「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	道路等電気設備	道路等の照明設備、配電線設備等の工事
B	建築電気設備	建築物の電灯、ｺﾝｾﾝﾄ、動力、受変電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、ﾃﾚﾋﾞ受信設備等の設備工事

(ｳ)　「交通情報設備工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１から５までの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	無線通信設備、ﾄﾝﾈﾙ内ﾗｼﾞｵ再放送設備、ﾊｲｳｪｲﾗｼﾞｵ設備	多重無線通信設備、端局設備、衛星通信設備、移動体通信設備、交換設備、ﾄﾝﾈﾙ内ﾗｼﾞｵ再放送設備、ﾊｲｳｪｲﾗｼﾞｵ設備、ﾄﾝﾈﾙ内拡声放送設備等工事
B	可変表示設備	可変表示設備、信号機設備等工事
C	交通量計測設備	交通量計測設備工事
D	路車間情報通信設備	路車間情報通信設備工事
E	その他の交通情報設備	画像伝達・処理設備、気象観測設備、自動料金収受設備等工事

(ｴ)　「機械設備工事」を希望する方は必ず入力してください。

入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１から３までの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	建築設備	給排水設備、汚水処理設備、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設備等の工事
B	維持管理用設備	橋梁点検補修用作業車、凍結防止設備等の工事
C	交通管理用設備	軸重計、車重計等の設備工事

(ｵ)　「塗装工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１、２の「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	鋼橋塗装	鋼橋及び鋼製橋脚の塗替塗装
B	その他の塗装	上記以外の塗替塗装

(ｶ)　「保全土木工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１から５までの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	舗装補修	舗装の維持修繕工事
B	交通安全施設補修	防護柵、標識等の交通安全施設、交通管理施設の維持修繕工事
C	橋梁補修	橋梁上下部工、橋梁付属物工の維持修繕工事
D	その他補修	土工、のり面処理、造園、遮音壁、排水構造物等の維持修繕工事
E	維持作業	道路の清掃作業、植栽作業、雪氷対策等の維持作業

(ｷ)　「保全施設工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、希望する工事の内容を下表から選び、それに対応するコードを、希望する順番に１から４までの「希望工事内容・順位」欄に入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望する工事の内容	工　事　の　具　体　例
A	建築施設補修	建築施設（事務所の社屋、料金所、公衆便所、周辺の機械施設を含む。）の維持修繕工事及び維持作業
B	電気設備補修	電気設備（道路照明、視線誘導施設等を含む。）、受配電設備の維持修繕工事及び維持作業
C	通信設備補修	通信設備、遠方監視制御設備、交通情報設備の維持修繕工事及び維持作業
D	機械設備補修	機械設備、ﾄﾝﾈﾙ非常用設備、ﾄﾝﾈﾙ換気設備の維持修繕工事及び維持作業

※（カ）、（キ）については、希望する工事の内容により、必要な建設業法の許可が異なりますので次ページ以降の「本州四国連絡高速道路株式会社の希望工事種別と希望する工事の内容及び建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表」を確認の上、入力してください。

《平成 27･28 年度 本州四国連絡高速道路株式会社の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	主 な 工 事 内 容
土木工事	道路又は鉄道（海中における橋梁基礎等を含む）の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事
鋼橋上部工工事	道路又は鉄道の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼橋上部工工事
ＰＣ橋上部工工事	道路又は鉄道の新設、改築、改良、災害復旧に係るＰＣ橋上部工工事
舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る舗装工事
鋼構造物工事	鋼橋上部工工事以外の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼構造物工事
建築工事	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社宅、汚水処理施設等の新築・改築・大規模修繕、維持修繕に係る建築工事
電気工事	道路照明施設、電力ｹｰﾌﾞﾙ施設（管路含む。）及び屋内電気施設の新設、改良に係る電気工事
受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良に係る電気工事
通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良に係る通信工事
遠方監視制御設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ﾀｰﾐﾅﾙ設備、伝送交換設備、衛星通信設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良に係る通信工事
交通情報設備工事	可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、無線通信設備、ﾄﾝﾈﾙ内ﾗｼﾞｵ再放送設備、ﾄﾝﾈﾙ内拡声放送設備、ﾊｲｳｪｲﾗｼﾞｵ設備、路車間情報通信設備、自動料金収受設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良に係る通信工事
管工事	給排水施設、衛生施設、ｶﾞｽ施設、空気調和施設、散水・融雪施設、汚水処理施設等の新設、改良に係る管工事もしくは機械工事
機械設備工事	点検補修用作業車、車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ｺﾞﾐ処理設備、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ昇降設備、ｸﾚｰﾝ設備、ﾎﾟﾝﾌﾟ設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良に係る機械工事
ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	道路ﾄﾝﾈﾙ用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良に係る機械工事
ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	ﾄﾝﾈﾙ換気用送・排風機設備、集塵機設備で機器製作、据付、試験調整を伴う新設、改良に係る機械工事
塗装工事	鋼橋等の塗装工事
造園工事	道路の新設、改築、改良に係る造園工事（保全土木工事に係るものを除く。）
のり面処理工事	道路のり面のは種等の植生工事、ﾓﾙﾀﾙ吹付工事又はｺﾝｸﾘｰﾄ吹付工事（保全土木工事に係るものは除く。）
防護さく工事	交通安全施設（防護さく、立入防止さく、げん光防止施設、落下物防止さく等）の工事及びのり面保護のためのﾈｯﾄ工事（保全土木工事に係るものを除く。）
遮音壁工事	遮音壁の設置工事（保全土木工事に係るものを除く。）
標識工事	道路標識（照明設備を有するものを含む。）の設置工事（保全土木工事に係るものを除く。）
区画線工事	道路の区画線工事
軌道工事	軌道工事
ﾄﾝﾈﾙ内装工事	ﾄﾝﾈﾙ内装板等の設置工事
保全土木工事	道路の土木構造物に係る維持修繕工事、維持作業（清掃、植栽、雪氷対策、災害応急復旧及び交通事故復旧等の作業）
保全施設工事	道路の電気・通信施設、建築施設、機械施設に係る維持修繕工事及び維持作業（清掃及び交通事故復旧等の作業）

《平成 27･28 年度本州四国連絡高速道路株式会社の希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

ｺｰﾄﾞ	希望工事種別	希望する工事の内容	必要な建設業法の許可
01	土木工事	－	土木一式工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、石工事、鉄筋工事、ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事
02	鋼橋上部工工事	－	鋼構造物工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
03	ＰＣ橋上部工工事	－	土木一式工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
04	舗装工事	－	ほ装工事
05	鋼構造物工事	－	鋼構造物工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
06	建築工事	－	建築一式工事、大工工事、左官工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、石工事、屋根工事、ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事、内装仕上工事、建具工事、鋼構造物工事、清掃施設工事、防水工事
07	電気工事	－	電気工事
08	受配電設備工事	－	電気工事
09	通信工事	－	電気通信工事
10	遠方監視制御設備工事	－	電気通信工事
11	交通情報設備工事	－	電気通信工事
12	管工事	－	管工事、水道施設工事、熱絶縁工事、機械器具設置工事
13	機械設備工事	－	機械器具設置工事、鋼構造物工事、清掃施設工事
14	ﾄﾝﾈﾙ非常用設備工事	－	消防施設工事
15	ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事	－	機械器具設置工事、鋼構造物工事
16	塗装工事	－	塗装工事
17	造園工事	－	造園工事
18	のり面処理工事	－	土木一式工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、防水工事
19	防護さく工事	－	とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、鋼構造物工事
20	遮音壁工事	－	土木一式工事、建築一式工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、鋼構造物工事、石工事、ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事
21	標識工事	－	土木一式工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事
22	区画線工事	－	塗装工事
23	軌道工事	－	土木一式工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、機械器具設置工事
24	ﾄﾝﾈﾙ内装工事	－	土木一式工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ、工事内装仕上工事、板金工事
25	保全土木工事	A. 舗装補修	ほ装工事
		B. 交通安全施設補修	とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、鋼構造物工事、土木一式工事、石工事、ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事
		C. 橋梁補修	とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、鋼構造物工事、土木一式工事
		D. その他補修	土木一式工事、とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、石工事、ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ、鋼構造物工事、造園工事、防水工事
		E. 維持作業	
26	保全施設工事	A. 建築施設補修	建築一式工事、鋼構造物工事、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事、石工事、ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、管工事、水道施設工事、熱絶縁工事、機械器具設置工事
		B. 電気設備補修	電気工事
		C. 通信設備補修	電気通信工事
		D. 機械設備補修	機械器具設置工事、鋼構造物工事、消防施設工事

7.11.23　独立行政法人水資源機構

【入力が必要な方】
　○ 次の機関への申請を希望する申請者
　　独立行政法人水資源機構

登録部局等申請入力画面－24

※　入札情報メールマガジンについて
　当機構では、一般競争入札における入札公告に係る情報を、有資格業者名簿に登録されている方で、かつ配信登録を希望する事業者の皆様に対して、メールによりお知らせする方式を導入しています。詳細は当機構ホームページに掲載しておりますので、是非、ご利用ください。(費用は無料)
水資源機構本社ホームページ　http://www.water.go.jp

※　本画面を入力する前に業態調書－①を必ず入力してください。

（１）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

（2）「希望工事内容」のAからKまでのコードについては、次のように入力してください。

① 「土木一式工事」、「橋梁上部工事」、「法面処理工事」、「塗装工事」及び「その他の工事」については、希望する工事の内容に対応するコードに半角数字で「1」を入力してください。なお、「1」の複数選択は可能です（希望する工事内容は、複数選択しても構いません。）。

② 「機械設備工事」では、希望する工事内容に対応するコードに、希望順位を「1」から「5」までの半角数字で入力してください。ただし、希望しない工事内容のコードについては、何も入力しないでください。

③ 「電気工事」については、対応する各コードの内容が単なる希望工事種別の場合は「1」を、また、B、D、Eのうち当該設備を自ら製作するものには、「2」を入力してください。
なお、「自ら製作」とは、自ら全体を設計の上、主たる部分を製作し、かつ、全体の品質管理・検査を行うことをいいます。

※ 対応する各工事種別のコードについては、以下の「工事の内容」をご覧ください。
なお、画面右上の「工種の説明」をクリックしても、対応するコードを見ることができます。

（3） 「ﾀﾞﾑ工事総括管理技術者数」欄は、申請される方のﾀﾞﾑ工事総括管理技術者数を半角数字で入力してください。

独立行政法人水資源機構における「希望工事内容」

「土木一式工事」、「橋梁上部工事」、「法面処理工事」、「機械設備工事」、「電気工事」、「塗装工事」及び「その他の工事」を申請希望工事種別とする者は、以下により希望する「工事の内容」について入力してください。
なお、この調査は指名のための参考資料であり、受注工事を拘束するものではありません。

(ｱ) 「土木一式工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、AからKをコードとする下表の工事の内容で、希望するものがあれば、入力画面上の「希望工事内容」欄のAからKに「1」を入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望工事の内容	ｺｰﾄﾞ	希望工事の内容
A	ﾀﾞﾑ・堰工事	G	道路維持工事
B	水路工事	H	橋梁下部工事
C	河川工事	I	地すべり対策工事
D	ｼｰﾙﾄﾞ工事	J	深礎工事
E	ﾄﾝﾈﾙ工事	K	杭打工事
F	道路新設・改良工事		

(ｲ) 「橋梁上部工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、AからCをコードとする下表の工事の内容で、希望するものがあれば、入力画面上の「希望工事内容」欄のAからCに「1」を入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望工事の内容
A	鋼橋
B	PC橋
C	PC以外のｺﾝｸﾘｰﾄ橋

(ｳ)　「法面処理工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、ＡからＣをコードとする下表の工事の内容で、希望するものがあれば、入力画面上の「希望工事内容」欄のＡからＣに「１」を入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希 望 工 事 の 内 容
A	緑化工事
B	法枠工事
C	ｱﾝｶｰ工事

(ｴ)　「機械設備工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、ＡからＥをコードとする下表の工事の内容で、希望するものがあれば、入力画面上の「希望工事内容」欄のＡからＥにその希望順位を入力してください。
ただし、希望しない工事の内容に対応するコードについては、何も入力しないでください（空欄にしてください。）
（入力例）　希望する工事の内容の希望順位がＡ（ﾀﾞﾑ水門設備工事）、Ｃ（ﾎﾟﾝﾌﾟ設備工事）の場合は、入力画面上の「希望工事内容」欄のＡに「１」を、Ｃには「２」を入力する。
※　Ｂ（河川用水門設備工事）、Ｄ（ﾀﾞﾑ施工機械設備工事）、Ｅ（ﾀﾞﾑ管理用機械設備工事）は希望する工事内容ではないため、入力画面上の「希望工事内容」欄のＢ、Ｄ、Ｅは空欄となります。

ｺｰﾄﾞ	希 望 工 事 の 内 容	工事の具体例
A	ﾀﾞﾑ水門設備工事	ﾀﾞﾑ用放流設備等の工事
B	河川用水門設備工事	河川用水門設備工事
C	ﾎﾟﾝﾌﾟ設備工事	揚排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設備等の工事
D	ﾀﾞﾑ施工機械設備工事	骨材製造設備、ｺﾝｸﾘｰﾄ生産設備、骨材貯蔵･輸送設備､ｺﾝｸﾘｰﾄ打設設備、ｺﾝｸﾘｰﾄ冷却設備、ｺﾝｸﾘｰﾄ運搬設備、濁水処理設備等の工事
E	ﾀﾞﾑ管理用機械設備工事	昇降設備、係船設備等の工事

(ｵ)　「電気工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、ＡからＥをコードとする下表の工事の内容で、希望するものがあれば、入力画面上の「希望工事内容」欄のＡからＥに「１」を入力してください。
また、Ｂ・Ｄ・Ｅのうち当該設備を自ら製作するものには「２」を入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希 望 工 事 の 内 容	工事の具体例
A	一般電気工事	配電設備（動力・照明配線）、低圧受配電設備、照明設備（ﾄﾝﾈﾙ、道路、ﾀﾞﾑ堤体等）等の工事
B	受変電設備工事	特別高圧受変電設備、高圧受変電設備、運転操作設備、発電設備、直流電源設備、無停電電源設備、その他の電源設備等の工事
C	一般電気通信工事	光ｹｰﾌﾞﾙ配線、ＬＡＮ配線、通信制御ｹｰﾌﾞﾙ配線、電話線配線（機器を含まない。）、通信用鉄塔、反射板等の工事
D	通信設備工事	多重無線設備、移動無線設備、ﾃﾚﾒｰﾀ設備、ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ端局設備、多重ﾘﾓｺﾝ、回線監視制御設備、自動電話交換設備等の工事
E	監視制御設備工事	ﾀﾞﾑ・堰管理用制御設備、水路管理用制御装置、遠方監視制御設備（ﾃﾚﾒｰﾀ・ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ）、情報処理設備（ﾀﾞﾑ諸量、河川情報）、放

		流警報装置、光伝送設備、情報伝送設備、放流警報表示設備、電話応答通信設備、ＣＣＴＶ設備、ﾄﾝﾈﾙ非常警報設備、計測設備（水位、流量、水質、地震等）等の工事

(ｶ)　「塗装工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、ＡからＥをコードとする下表の工事の内容で、希望するものがあれば、入力画面上の「希望工事内容」欄のＡからＥに「１」を入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望工事の内容	工事の具体例
A	橋梁塗装・水門扉塗装工事	－
B	建物塗装工事	－
C	区画線工事	－
D	電気防食工事	流電陽極法、外部電源法の電気防食工事
E	その他一般塗装工事	鉄塔等、その他上記のいずれにも属さない塗装工事

(ｷ)　「その他の工事」を希望する方は必ず入力してください。
入力方法は、ＡからＨをコードとする下表の工事の内容で、希望するものがあれば、入力画面上の「希望工事内容」欄のＡからＨに「１」を入力してください。

ｺｰﾄﾞ	希望工事の内容	工事の具体例
A	道路等維持工事	除草、除雪、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、道路標識の道路付属物等の新設・補修等の工事
B	河川等維持工事	流木処理、除塵、除草、標識の新設・補修等の工事
C	水路等維持工事	水路清掃、除草、標識・ﾌｪﾝｽ等の新設・補修等の工事
D	橋梁補修	ｼﾞｮｲﾝﾄ補修、高欄補修等の工事
E	道路等清掃	路面、側溝、道路付属物、標識、ﾄﾝﾈﾙの清掃等の工事
F	造園、植栽工事	公園等の造園、植栽工事、緑地及び植栽管理
G	さく井工事	取水目的の井戸の掘削及びﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ等の工事
H	その他の工事	その他上記のいずれにも属さない工事

《平成 27･28 年度 独立行政法人水資源機構の希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類、及び主な工事内容》

希望工事種別	主 な 工 事 内 容	必要となる建設業法の建設業の種類
土木一式工事	ﾀﾞﾑ、堰、用水路、道路等の土木工事	土木一式、とび・土工・コンクリート
建築一式工事	ﾀﾞﾑ、堰、用水路等に係る管理所及び宿舎等の建築工事	建築一式
機械設備工事	ﾀﾞﾑ水門設備工事、河川用水門設備工事、ポンプ設備工事、ﾀﾞﾑ施工機械設備工事、ﾀﾞﾑ管理用機械設備工事	機械器具設置、鋼構造物
電気工事	通信施設、受変電設備を含む電気に関する一切の工事	電気、電気通信、鋼構造物
橋梁上部工事	鋼橋上部工事、ＰＣ橋上部工事（木橋工事は含まない。）	土木一式、鋼構造物
舗装工事	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・ﾌﾞﾛｯｸ舗装工事、路盤築造工事	ほ装
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ
ｸﾞﾗｳﾄ工事	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞｸﾞﾗｳﾄ工事	土木一式、とび・土工・コンクリート
法面処理工事	緑化・法枠（ﾓﾙﾀﾙ吹付含む）・ｱﾝｶｰ工事	土木一式、とび・土工・コンクリート
暖冷房・衛生設備工事	暖冷房・給排水設備工事、衛生・空気調和設備工事	管、熱絶縁、水道施設、消防施設、清掃施設
塗装工事	塗装工事	塗装
その他の工事	造園、流木処理、水路清掃、路面補修作業、除草、除雪、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ・標識等の新設・補修、護岸水制補修、堤防天端補修、ｼﾞｮｲﾝﾄ補修、高欄補修等の工事、路面・側溝・道路付属物・ﾄﾝﾈﾙの清掃作業等の補修、さく井工事その他上記のいずれにも属さない工事	建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、防水、内装仕上、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、機械器具設置、造園、さく井、建具

※　建設工事（許可）の種類に２以上の種類が示されているものは、いずれか１種類について建設業の許可を受けていればよい。

※　「必要となる建設業法の建設業の種類」とは、経営事項審査を受けた建設業の種類のことを言います。

7.11.24 独立行政法人都市再生機構

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
独立行政法人都市再生機構

登録部局等申請入力画面－25

※　本画面を入力する前に業態調書－①を必ず入力してください。

（1）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。

（2）　「連絡先営業所選択」ボタンをクリックし、「連絡先営業所選択」のポップアップ画面にて、各希望部局との連絡先営業所を選択してください。

※ 1つの部局ごとに1つの連絡先営業所を指定してください。

※複数の営業所が1つの希望部局を選択できません。

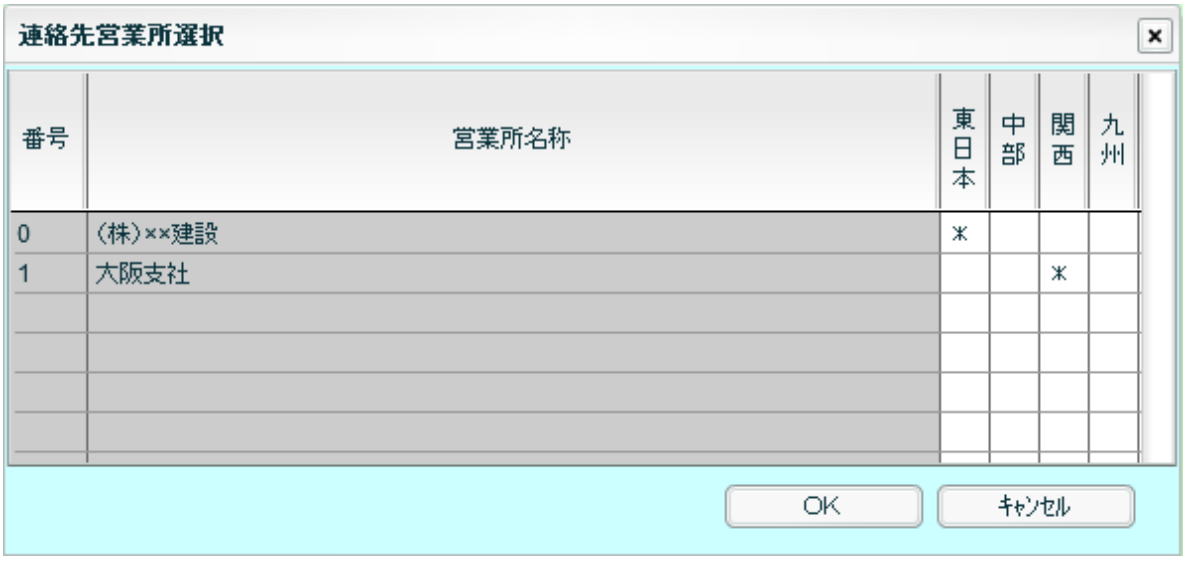

（連絡先営業所選択）

《平成 27･28 年度 独立行政法人都市再生機構の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	主 な 工 事 内 容
建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外のもの
土木工事	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（ＰＣ橋梁工事を除く。）
電気工事	建築物・構造物・道路・河川・公園・消防施設等の照明、配電、受変電、発電、電気通信設備工事（有線情報施設、電波障害施設を含む。）
管工事	建築物・構造物等の給排水、暖冷房、空気調和、衛生設備等工事
造園工事	植栽工事、住宅敷地・公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
保全建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、既存住宅及び施設の修繕等に係るもので、他の工事種別に属する工事以外のもの
保全土木工事	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、既存団地の修繕等に係るもので、他の工事種別に属する工事以外のもの
塗装工事	建築物、構造物等の塗装工事、その他一般塗装工事及び区画線設置工事
防水工事	建築物等の防水工事
機械設置工事	昇降機設備、機械式駐車場設備、ﾎﾟﾝﾌﾟ設備、熱絶縁及びその他機械設備の工事で電気工事、管工事に属する工事以外のもの
畳工事	畳工事
ふすま工事	ふすま工事
舗装工事	道路等の舗装工事（上下層路盤工事を含む。）
汚水処理施設工事	汚泥処理施設、水処理施設及び清掃施設等に関する工事
その他工事	ＰＣ橋梁工事、鋼橋上部工事、除草工事及び上記に属さない工事

7.11.25 日本下水道事業団

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
日本下水道事業団

登録部局等申請入力画面－26

（1） 申請を希望する「希望工事種別」に対応した「希望工事」のチェックボックスをクリックしてください。

（2） 流体機械設備工事、下水処理設備工事及び汚泥焼却設備工事それぞれの競争参加資格を申請するためには、機械器具設置工事（機械器具設置工事業）及び水道施設工事（水道施設工事業）の両方の建設業の許可が必要となります。

（3） 電気設備工事の競争参加資格を申請するためには、電気工事（電気工事業）及び電気通信工事（電気通信工事業）の両方の建設業の許可が必要となります。

《平成 27･28 年度 日本下水道事業団の希望工事種別及び主な工事内容》

希望工事種別	主 な 工 事 内 容
一般土木工事	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
建築機械設備工事	建築物に付帯する機械設備（空気調和、換気、給排水、ｶﾞｽ、消火等）に関する工事
建築電気設備工事	建築物に付帯する電気設備（電灯、ｺﾝｾﾝﾄ動力、電気時計、拡声、火災報知､電話、情報、避雷、ﾃﾚﾋﾞ共同受信、水質測定試験機器、外灯等の構内設備等）に関する工事
流体機械設備工事	機械器具設置工事及び水道施設工事のうち主ﾎﾟﾝﾌﾟ設備、放流ﾎﾟﾝﾌﾟ設備、送風機設備等に関する工事
下水処理設備工事	機械器具設置工事及び水道施設工事のうち沈砂池設備、最初沈殿池設備、反応槽設備、最終沈殿池設備、汚泥濃縮設備、薬注脱水設備、汚泥乾燥設備、汚泥ｺﾝﾎﾟｽﾄ化設備等に関する工事
汚泥焼却設備工事	機械器具設置工事及び水道施設工事のうち汚泥焼却設備、溶融設備等に関する工事
電気設備工事	電気工事のうち特高受変電設備、高圧受変電設備、運転操作設備、発電設備、計装設備等に関する工事及び電気通信工事のうち遠方監視設備、情報処理設備等に関する工事

【お知らせ】「競争参加資格認定通知書」を発行しておりません。認定結果については、平成 27 年 4 月 1 日以降に当事業団のホームページ（http://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_kensetsu.html）にてご確認ください。

7. 11. 26 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【入力が必要な方】
○ 次の機関への申請を希望する申請者
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道建設本部）

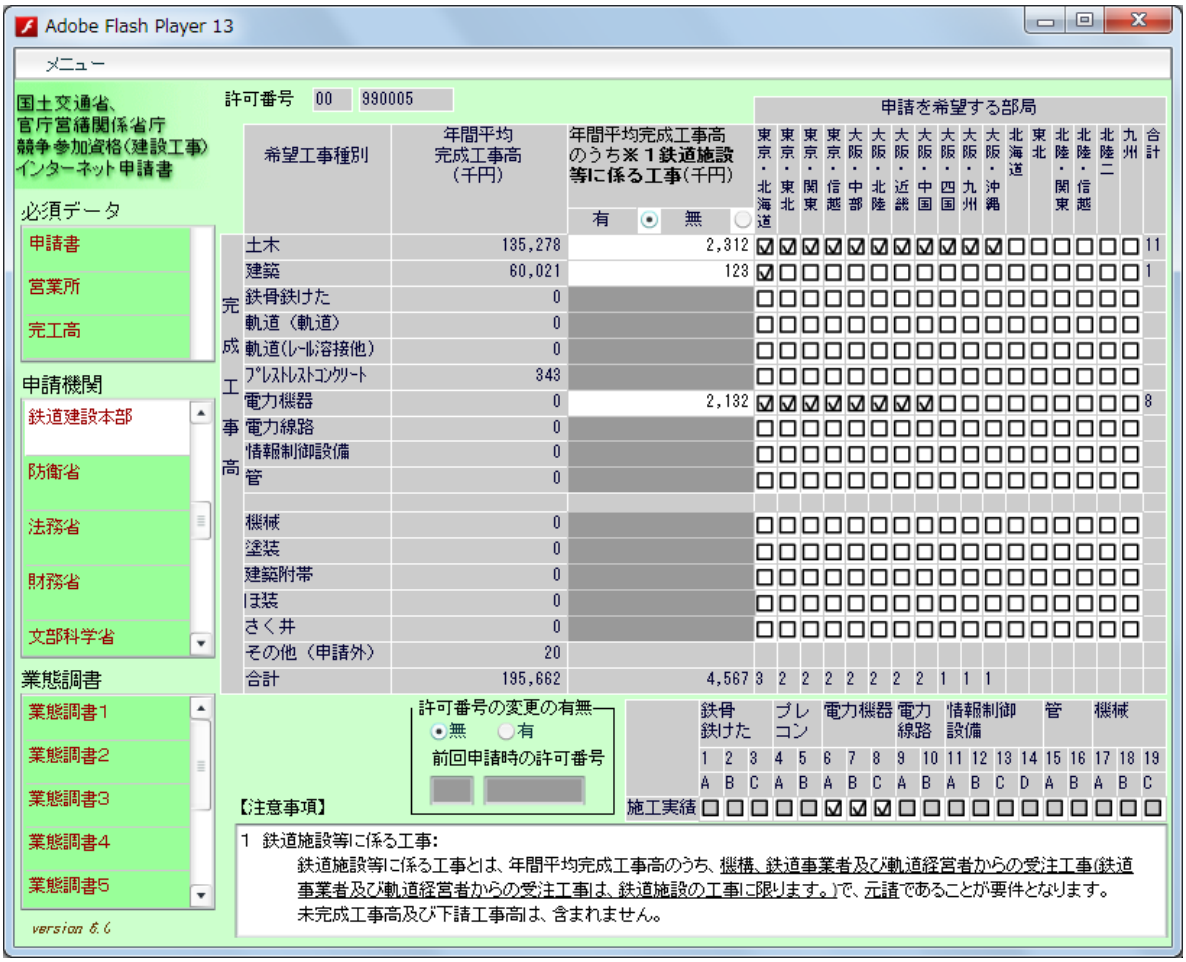

登録部局等申請入力画面－27

※　本画面を入力する前に業態調書－①・⑥を必ず入力してください。

（1）　「年間平均完成工事高のうち鉄道施設等に係る工事の有無」を選択してください。
※　有を選択しないと「年間平均完成工事高のうち鉄道施設等に係る工事」が入力できません。

（2）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「年間平均完成工事高のうち鉄道施設等に係る工事」（消費税を含まない金額。単位：千円。）を入力してください。
※　「年間平均完成工事高のうち鉄道施設等に係る工事」とは、年間平均完成工事高のうち、機構、鉄道事業者及び軌道経営者からの受注工事（鉄道事業者及び軌道経営者からの受注工事は、鉄道施設の工事に限ります。）で、元請であることが要件となります。未完成工事高（出来高、部分しゅん功を含む）及び下請工事高は、含まれません。

（3）　年間平均完成工事高のうち鉄道施設等に係る工事は、ＣＯＲＩＮＳ等で確認を行いますが、必要に応じ工事内容等を確認できる資料を提出してもらう場合があります。
　また、虚偽の記載をした場合は、指名停止又は資格の取消しを行うことがありますので、十分注意してください。

（4）　申請を希望する「希望工事種別」に対応した「申請を希望する部局」のチェックボックスをクリックしてください。
※電気工事（電力機器、電力線路、情報制御設備に含まれる工事）、機械工事（管、機械に含まれる工事）等の入札に参加を希望される方は、申請を希望する部局の外に、必ず発注機関である東京支社のいずれかの地域の資格を申請するようにしてください。（申請をしなかった場合、電子入札対象案件の入札に参加できないことがあります。）

（5）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道建設本部）の資格の更新申請をされる方で前回の申請時と今回の申請時で建設業許可番号が変更になった場合は、「許可番号の変更の有無」のチェックボックスをクリックしてください。

（6）　「前回申請時の許可番号」は、（5）で「許可番号の変更の有無」のチェックボックスをクリックした方のみ前回申請時の建設業許可番号を入力してください。

（7）　次の工事種類を希望する方は、直前15年間（平成27・28年度の定期の資格審査にあたっては、平成11年度以降）に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した下表の工事の施工実績の有無を入力してください。その際、施工実績がある場合は「施工実績」のチェックボックスをクリックしてください。施工実績がない場合は入力しないでください。　なお、施工実績については、ＣＯＲＩＮＳ等で確認を行いますが、必要に応じ工事内容を確認できる資料を提出してもらう場合があります。
※　記載する工事種類は「完工高・希望工事」で入力した希望工事種別に含まれていることが要件となります。

番号	工事種類	ｺｰﾄﾞ	過去の工事実績	工事の具体例
1	鉄骨鉄けた	A	鉄骨の製作	鉄骨の製作
2		B	鉄けたの製作・架設工事	鉄けたの製作・架設工事
3		C	鉄けたの架設工事	鉄けたの架設工事
4	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	A	PC桁の製作・架設工事	PC桁の製作・架設工事
5		B	軌道ｽﾗﾌﾞの製作工事	軌道ｽﾗﾌﾞの製作工事
6	電力機器	A	鉄道用変電所設備工事	・電気鉄道用変電設備の工事 ・変電所等の遠方制御監視システムの工事
7		B	鉄道用電力設備工事	・配電所、電気室等の電源設備（非常用電源含む）の工事 ・駅、車両基地の総合管理事務所、検修庫等鉄道固有建物の電力設備工事 ・分岐器用電気融雪器、発車標等の工事

番号	工事種類	ｺｰﾄﾞ	過去の工事実績	工事の具体例
8		C	一般建物電力設備工事	・事務所、宿舎、寮等の建物に付帯する電力設備の工事及び保守 ・駅部の駐輪場等に付帯する電力設備工事
9	電力線路	A	電車線路設備工事	電車線路設備工事
10		B	鉄道用送配電線路設備工事	・鉄道敷地内の送電線工事・鉄道沿線及び車両基地構内等の高圧及び低圧配電線路（トンネル照明及び構内照明設備含む）工事
11	情報制御設備	A	鉄道信号設備工事	鉄道信号設備工事
12		B	鉄道通信設備工事	・通信線路設備、光搬送設備及び列車無線設備等の工事 ・総合指令所、駅及び車両基地構内の通信設備工事
13		C	消防設備工事	自動火災報知設備及び自動消火設備等の工事
14		D	一般建物屋内通信設備工事	・事務所、宿舎、寮等の建物に付帯する通信設備の工事及び保守
15	管	A	給排水衛生設備工事	建築に付帯する給排水、衛生、消火設備の工事
16		B	冷暖房設備工事	冷暖房設備の工事
17	機械	A	昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ等の工事
18		B	出改札設備工事	駅の出改札設備等の工事
19		C	一般機械工事	機械設備の設置・改修、工事用機械保守等

《平成 27･28 年度 独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構の希望工事種別及び主な工事内容》

工事種別	主 な 工 事 内 容
土木	土木一式工事及び土木工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
建築	建築一式工事
鉄骨鉄けた	鋼材を用いて製作する橋桁等の製作又は架設工事（鋼桁の工事塗装を含む。）
軌道（軌道）	軌道工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
軌道（レール溶接他）	レール溶接工事又は基準器設置工事
ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	ＰＣ橋の製作架設工事又は軌道スラブの製作工事
電力機器	発電、変電、配電等のための機器設備、照明、電力、電熱等の負荷設備の設置工事
電力線路	送電線路、電車線路、配電線路等の工事
情報制御設備	鉄道信号、鉄道通信、列車制御設備等の工事
管	消防施設工事、衛生設備工事、水道施設工事、冷暖房及び空気調和設備工事
機械	昇降設備、クレーン設備、汚水処理設備等で機器製作、据付、試験調整を伴う機械工事
塗装	鋼橋等の塗装工事
建築付帯	建築工事で建築一式工事以外の専門業種の工事
ほ装	道路等の舗装工事
さく井	取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事

《平成 27・28 年度 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の希望工事種別と建設業法の建設工事（許可）の種類の対応表》

	工事種別	建設工事（許可）の種類
1	土木	土木一式工事(土)、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と)
2	建築	建築一式工事(建)、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と)
3	鉄骨鉄けた	鋼構造物工事(鋼)、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と)
4	軌道(軌道)	土木一式工事(土)
5	軌道(ﾚｰﾙ溶接他)	土木一式工事(土)、鋼構造物工事(鋼)、鉄筋工事(筋)、機械器具設置工事(機)
6	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	土木一式工事(土)、とび･土工･ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(と)
7	電力機器	電気工事(電)
8	電力線路	電気工事(電)
9	情報制御設備	電気工事(電)、電気通信工事(通)、消防施設工事(消)
10	管	管工事(管)、水道施設工事(水)、機械器具設置工事(機)、熱絶縁工事(絶)
11	欠番	
12	機械	機械器具設置工事(機)、消防施設工事(消)、清掃施設工事(清)
13	塗装	塗装工事(塗)
14	建築付帯	建築一式工事(建)、内装仕上工事(内)、建具工事(具)、ガラス工事(ガ)、屋根工事(屋)、板金工事(板)
15	ほ装	ほ装工事(ほ)
16	さく井	さく井工事(井)

※左表の右欄に二つ以上の業種が示されている場合は、いずれか一業種について建設業許可を受けていれば良い。

8　申請書データの送信

（1）「送信」をクリックするとブラウザが起動されログイン画面が表示されます。

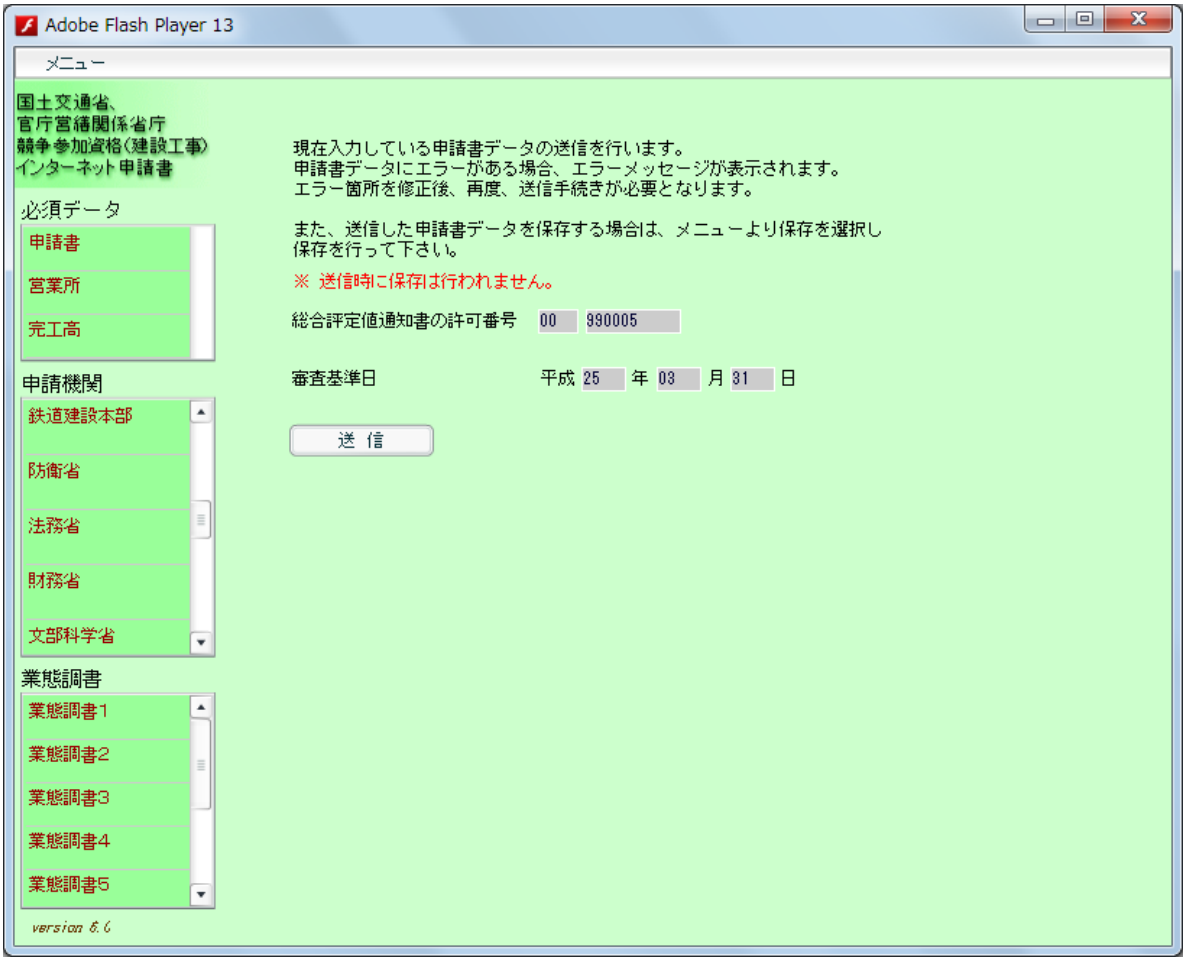

（画面８-①）

※申請書データの送信時、自動的に入力データのチェックを行います。エラーがある場合は送信が行えません。エラーを取り除き、再度送信を行ってください。

※申請書データの送信時、チェック等を行っている為、多少時間がかかる場合があります。

※申請書データの送信を行っても、保存されません。保存する場合、メニューから「保存」を選択し、申請書データの保存を行ってください。

（2）ユーザ ID とパスワードを入力し、『認証』をクリックすると通信画面が表示され、現在編集中の申請書データの送信を開始します。

（画面８-②）

※すでにシステムにログインしている場合は、ログイン画面は表示されません。

（3）通信画面に申請書データの送信結果が表示されます。

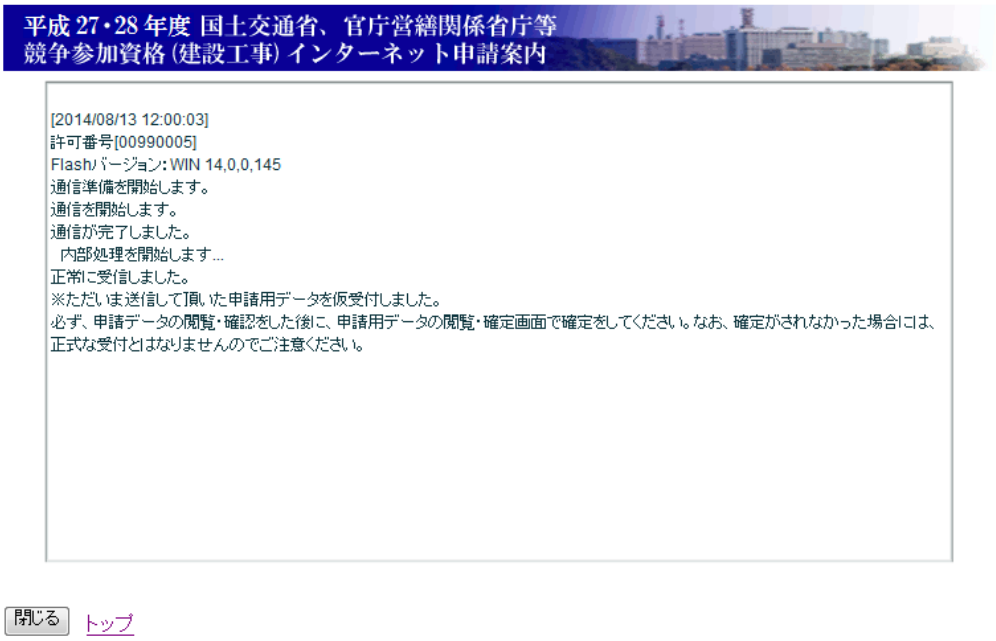

（画面８-③）

※　正常に受信されますと、上記画面で「正常に受信しました。」の文言が表示され、
申請書データの仮受付をします。

※　データ送信をした段階では、まだ仮受付にすぎません。『お知らせ・申請状況』画面よりメニューの「閲覧・申請書」を選択し、申請した内容に誤りがないかも含めて、申請書データを必ず一度閲覧（確認）してください。
申請した内容に誤りがない場合には、メニューの「申請書確定」を選択後、『確定』をクリックし本申請をしてください。
確定がされなかった場合には正式な受付とはなりませんのでご注意ください。

※　総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況のいずれかが「未加入」の場合、エラーとなりデータ送信できません。
ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類をヘルプデスクへ提出（ＦＡＸ送信）していただくことでデータ送信できるようになります。証明する書類については、16 ページに記載してあります。

○エラー内容が表示された場合：「９　正誤表の確認（231 ページ参照）」を行ってください。
○正常に送信が完了した場合：「１０　申請内容閲覧（232 ページ参照）」を行ってください。

9　正誤表の確認

（1）「申請書データの送信」においてエラー内容が表示された場合（申請状況が「申請エラー」の場合)、申請案内ホームページからログインし、メニューから『エラー内容・正誤表』をクリックしてください。次の画面が表示されます。

正誤表

申請書種類	項目名	エラー内容	入力内容	経審内容
完工高	土木一式	年間平均完成工事高が経営事項審査（総合評定値）と異なります。	0	713719

（画面９－①）

※エラー内容を確認のうえ、申請書入力プログラムから申請書データを修正し、再度「申請書データの送信」を行ってください。

１０　申請内容閲覧

（１）「申請書データの送信」が正常に完了した場合（申請状況が「申請未確定」の場合）、申請案内ホームページからログインし、メニューから「閲覧・申請書」をクリックしてください。次の画面が表示されます。

閲覧する申請書様式をクリックし、すべての申請書データに誤りがないか確認してください。

なお、受付期間終了後、申請内容について各機関に問い合わせを行う場合に、申請書データがお手元にあった方がスムーズにお答えできます。申請内容について印刷しておくことをお勧めいたします。

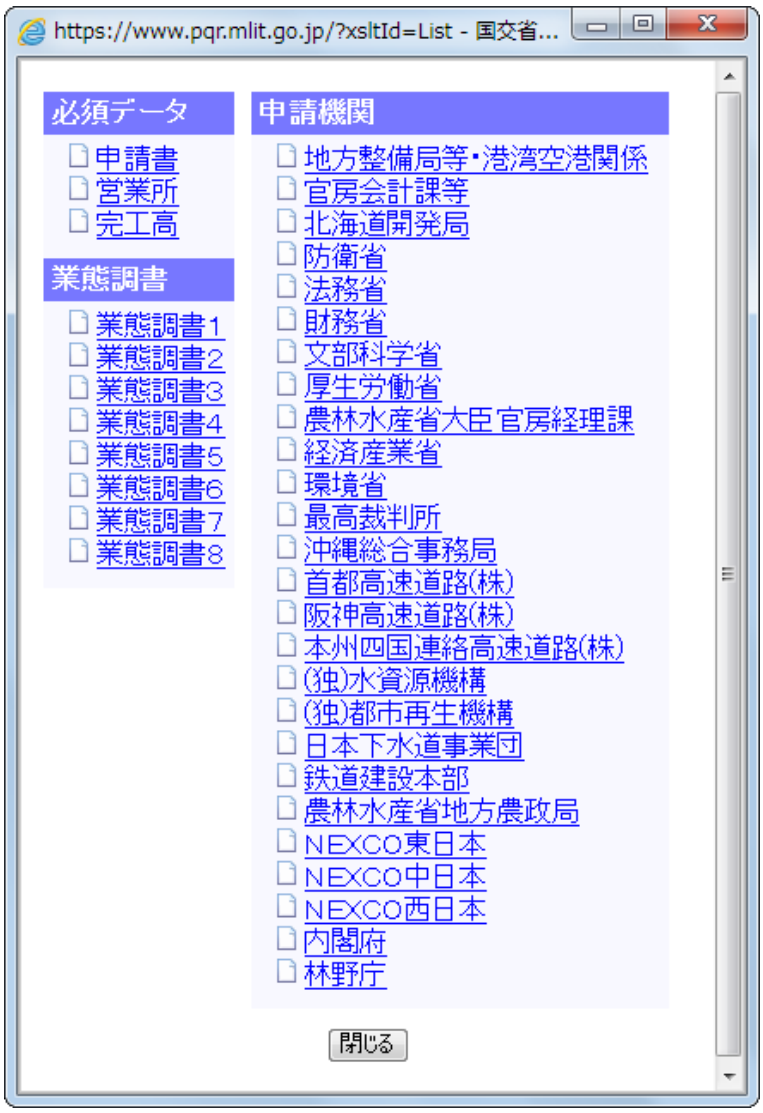

（画面１０－①）

○申請書データに誤りがある場合：「１１　申請書データの取消（236 ページ参照）」を行ってください。

○申請書データに誤りがない場合：「１２　申請書データの確定（238 ページ参照）」を行ってください。

※この画面を閉じるときは、『閉じる』をクリックしてください。

＜主要画面例＞

申請書

申請日	平成26年08月13日	受付番号	
審査基準日	平成25年03月031日	建設業許可番号	許可00-990005号

適格組合証明の有無	無

商号又は名称
マルマルケンセツ (株)○○建設

本社(本店)	
住所	〒103-0001 チュウオウクニホンバシコデンマチョウ 東京都中央区日本橋小伝馬町999－999
電話番号	03-0000-0001
FAX番号	03-0000-0001
法人形態	(01)株式会社
営業年数	59
総職員数	100

代表者	
氏名	マルマル タロウ 丸々 太郎
役職	(01)取締役

担当者	
氏名	タントウ タロウ 担当 太郎
電話番号	03-0000-0001
内線	
メールアドレス	test@test.ne.jp

	(00)日本資本会社	
	国名	比率(%)

申請書

完工高

許可番号 許可00-123456号

建業法工種名	細区分工種名	年間平均完成工事高(千円)
土木一式	一般土木	999,000,078
	遮音壁	0
	グラウト	0
	プレストレストコンクリート	1,004
	法面処理・環境省（自然環境共生工事）	0
	土木保全・環境省（自然環境共生工事）	0
	標識・環境省（自然環境共生工事）	0
	防護柵・環境省（自然環境共生工事）	0
	トンネル内装	0
	軌道	0
	港湾土木	0
	レール溶接他	0
	その他	0
	合計	999,001,082
建築一式	建築	10,098
	木造建築	0
	プレハブ建築	0
	編成保全	0
	遮音壁	0
	その他	0
	合計	10,098
大工	建築	1,063
	木造建築	0
	その他	0
	合計	1,063
左官	建築	0
	木造建築	0
	その他	2,072
	合計	2,072
とび・土工・コンクリート	一般土木	1,505
	遮音壁	0
	グラウト	0
	続行	0
	プレストレストコンクリート	0
	法面処理	31
	土木保全	0
	標識	0
	防護柵	0
	トンネル内装	0
	鋼構造物一般	0

完工高

営業所

許可番号	許可00-990005号

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	建設業許可業種 営業区域
0	(株)丸々建設	〒103-0001	東京都中央区小伝馬町999－999	03-0000-0000 03-0000-0000	土建と鋼塗水 00

営業所

業態調書 1

許可番号	許可00-123456号

	コード	検定種目			検定種目	人数
施工管理技士等	111	建設機械施工技士	一級			11,111
	212		二級			11,111
	113	土木施工管理技士	一級			11,111
	214		二級		土木	11,111
	215				鋼構造物塗装	11,111
	216				薬液注入	11,111
	120	建築施工管理技士	一級			11,111
	221		二級		建築	11,111
	222				解体	11,111
	223				仕上げ	11,111
	127	電気工事施工管理技士	一級			11,111
	228		二級			11,111
	129	管工事施工管理技士	一級			11,111
	230		二級			11,111
	133	造園施工管理技士	一級			11,111
	234		二級			11,111

	コード	技術部門	選択科目	人数
技術士	042	総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	11,111
	041		建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	11,111
	043		「農業土木」	11,111
	044		電気電子部門に係る選択科目	11,111
	048		「流体工学」又は「熱工学」	11,111
	045		機械部門に係る選択科目のうち「流体工学」又は「熱工学」以外のもの	11,111
	049		「上水道及び工業用水道」	11,111
	047		上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの	11,111
	050		「林業」	11,111
	051		「森林土木」	11,111
	053		「水質管理」	11,111
	054		「廃棄物管理」	11,111
	052		衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	11,111
	142	建設	「鋼構造及びコンクリート」	11,111
	141		その他	11,111
	143	農業	「農業土木」	11,111
	144	電気電子部門	－	11,111
	146	機械	「流体工学」又は「熱工学」	11,111
	145		その他	11,111
	149	上下水道	「上水道及び工業用水道」	11,111
	147		その他	11,111
	150	森林	「林業」	11,111
	151		「森林土木」	11,111
	153	衛生工学	「水質管理」	11,111
	154		「廃棄物管理」	11,111

業態調書 1

地方整備局等・港湾空港関係

許可番号 許可00-123456号

	希望工事種別	年間平均完成工事高（千円）	申請を希望する部局 東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	国総	官営	合計
完成工事高	一般土木工事	999,004,428	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	アスファルト舗装工事	0	○	○	○	○	○	○	○	○			9
	鋼橋上部工事	78	○	○	○	○	○	○	○	○			9
	造園工事	1,414	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	建築工事	14,818	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	木造建築工事	2,707	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	電気設備工事	62,371	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	暖冷房衛生設備工事	6,714	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	セメント・コンクリート舗装工事	1,394	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	プレストレストコンクリート工事	1,004	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	法面処理工事	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	塗装工事	1,868	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	鋼特殊舗装工事	1,706	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	河川しゅんせつ工事	1,203	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	グラウト工事	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	精行工事	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	さく井工事	1,299	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	プレハブ建築工事	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9
	機械設備工事	3,302	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	通信設備工事	901,715	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	受変電設備工事	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	その他（申請外）	7,339											
	合計	1,000,013,294	21	21	21	21	21	21	21	21	21	10	
	空港等土木工事	999,001,032	○	○	○	○	○	○	○				8
	港湾土木工事	0	○	○	○	○	○	○	○				8
	港湾等しゅんせつ工事	1,203	○	○	○	○	○	○	○				8
	空港等舗装工事	1,394	○	○	○	○	○	○	○				8
	港湾等鋼構造物工事	2,066	○	○	○	○	○	○	○				8
	その他（申請外）	1,007,549											
	合計	1,000,013,294	5	5	5	5	5	5	5	5			

申請機関個別画面（例：「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係・港湾空港関係）」）

１１　申請書データの取消について

（1）メニューから『申請書取消』をクリックしてください。次の画面が表示されます。
『取消』をクリックすると申請書データが無効となります。

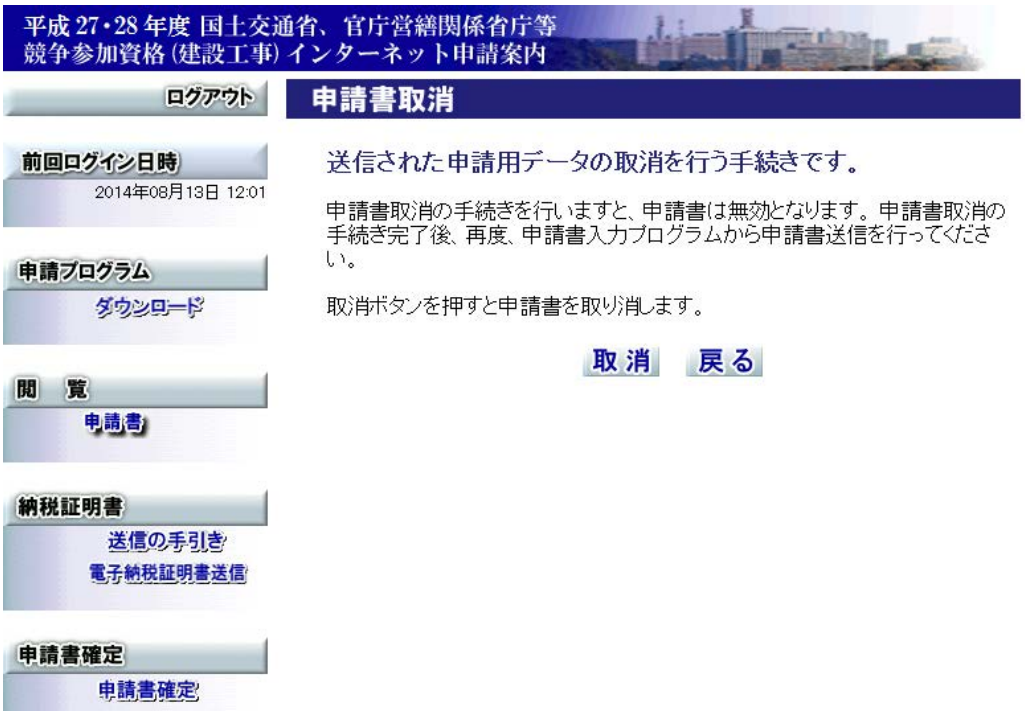

（画面１１-①）

※　申請書データの取消を行う前のご注意

①申請書データの取消ができる期間は、申請書データの受付期間と同様です。

②申請書データの取消を行うと申請書が送信されていない状態「未送信」と同様の扱いとなります。

③申請書データの取消にあっては、その後の申請書データの修正・再申請にかかる時間を十分考慮のうえ、行ってください。
なお、申請書データの取消・修正後の再送信は、申請書データの受付期間内であれば、何度でも行うことができます。

④申請書データの受付期間後にあっては、理由の如何を問わず申請書データの修正を行うことができませんのでご注意ください(資格認定後、「変更届」に該当する場合を除きます。)。

⑤一度取消された申請書データについては、一切復旧することができません。

⑥「受付票」は、申請書データが確定される度に発行しますが、有効な「受付票」は、最後に確定されたものが対象となります(取消した申請書データにかかる「受付票」は無効となります。)。

⑦この申請書データの取消において、インターネット一元受付システムと申請者間のデータの送受信については、第三者等による同データの不正入手、漏洩、成りすまし、改ざん及び喪失等によるいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失又はその他の金銭的損害を含むが、これらに限定されない。）に関して、インターネット一元受付システム参加各機関では一切責任を負わないものとします。

（２）申請書データの取消が正常に受付られた場合、画面に「申請書データが取り消されました。」と表示されます。

（３）再度、このインターネット一元受付を利用しての競争参加資格審査を希望される場合は、申請書データを正しい内容に修正した後、「申請書データの送信」を行ってください。

１２　申請書データの確定について

（1）メニューの『申請書確定』をクリックしてください。次の画面が表示されます。

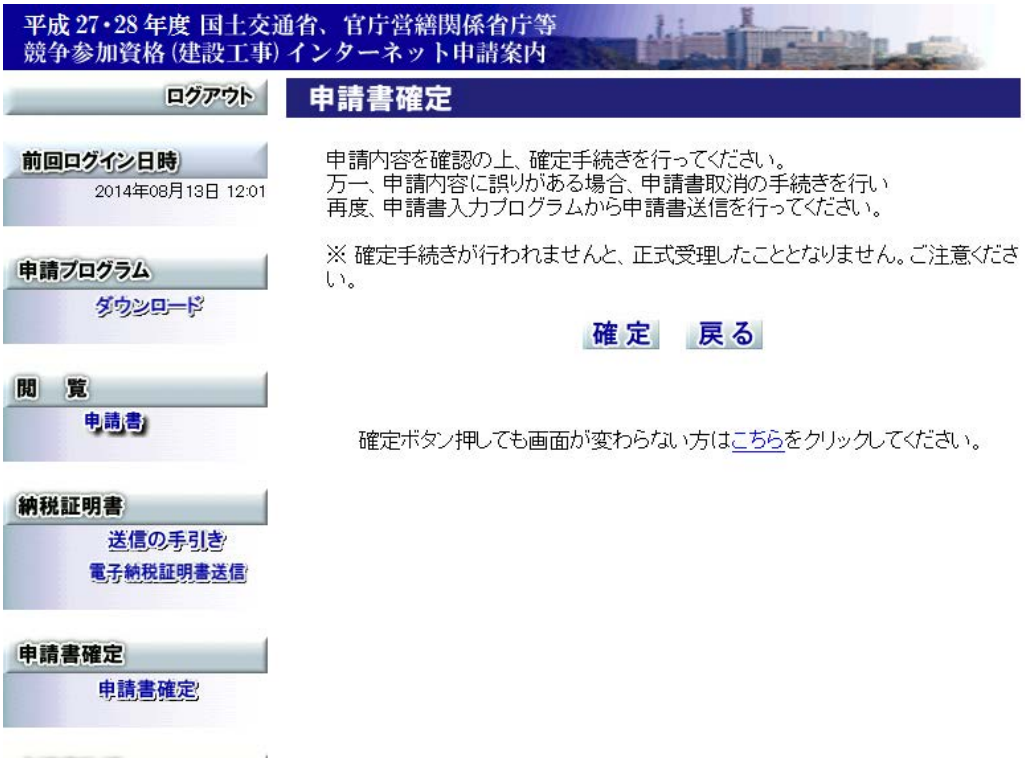

（画面１２－①）

（2）『確定』をクリックしてください。確定結果画面と受付票が表示されます。

平成27･28年度受付票

申請者情報	
所在地	〒103-0001 東京都中央区小伝馬町999－999
(フリガナ) 商号名称	マルマルケンセツ (株)丸々建設
代表者名	丸々　太郎

平成26年5月1日付でインターネット申請して頂いた平成27･28年度国土交通省、官庁営繕関係省庁等競争参加資格申請(工事)について、平成27年1月15日の17:00までに「納税証明書その3等」を電子納税証明書で送信するか、ヘルプデスク宛てにFAX送信し、当方にて受領の確認をすることを条件に受理いたしました。

※受付票の参照は平成27年1月15日までとなっております。受付票を保管する場合には、ブラウザの名前を付けて保存、もしくは印刷機能より印刷してください。

申請用データ受付番号	1534000021

貴企業が上記受付番号にて申請している機関は以下の通りです。

申請先情報			
国土交通省　大臣官房会計課所掌機関(各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎))	○	環境省	○
		防衛省	○
		最高裁判所	○
		内閣府	○
国土交通省　地方整備局(道路･河川･官庁営繕･公園関係)	○	内閣府沖縄総合事務局	○
国土交通省　地方整備局(港湾空港関係)	○	東日本高速道路(株)	○
国土交通省　北海道開発局	○	中日本高速道路(株)	○
法務省	○	西日本高速道路(株)	○
財務省　財務局	○	首都高速道路(株)	○
文部科学省	○	阪神高速道路(株)	○
厚生労働省	○	本州四国連絡高速道路(株)	○
農林水産省　大臣官房経理課	○	独立行政法人水資源機構	○
農林水産省　地方農政局	○	独立行政法人都市再生機構	○
林野庁	○	日本下水道事業団	○
経済産業省	○	独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構	○

申請用データの閲覧をするには、以下のインターネット申請用ホームページにアクセスしてください。
申請用データの閲覧はWebブラウザで行なうことができます。

万一、内容が異なる場合は至急受付時間内に000－000－0000まで電話でお問い合わせください。
※申請案内ホームページURL https://www.pqr.mlit.go.jp/

（画面１２－②）

※『確定』をクリックした際、画面が切り替わらない場合は、画面下のリンク（こちら）をクリックしてください。
なお、申請書確定手続きが正常に完了しませんと受理されたこととなりませんので、本手続き後に必ず『お知らせ・申請状況』画面の申請状況（40 ページ参照）で「申請確定」となっていることを確認してください。

※この「申請書確定」の手続きにより申請書データが受理となり、受付番号を採番します。受付番号を閲覧する場合、メニューの『受付票』をクリックしてください。
申請書データの取消を行わない限り、「申請書確定」された申請書データは有効です。取消しを行う場合は、「１１　申請書データの取消について（236 ページ参照）」をご覧ください。

※正常に「申請書確定」が完了しますと、「申請書確定を受け付けました。」の文言が表示されます。ただし、別途「納税証明書その３等」が受理されることを正式な受理の条件としておりますのでご注意ください。

※申請書データの確定期間は、申請書の受付期間と同様です。入力ミス等による修正を考慮の上、申請書データの送信後にあっては速やかに「申請書確定」されることをお薦めします。

（３）表示された受付票をブラウザの**「名前を付けて保存」**または、**印刷機能により印刷**を行い保存します。

※受付票に記載された受付番号は、経常建設共同企業体の申請や各機関への問い合わせを行う場合に必要となります。
受付期間終了後、本システムでの受付票の照会および問い合わせができなくなりますので、受付票は必ず保存してください。

※受付票は、メニューから『受付票』をクリックし、照会、保存することが可能です。

（4）「申請書確定」と「納税証明書その３等」の受理の双方が完了しますと、システムから次のようなメールが送信されます。
※メールは即時には送信されません。当日 17:00 以降の送信となりますのでご了承ください。

【メール内容イメージ】

○○建設（株）　（建設業許可番号 00-000000）

申請完了のお知らせ

平成２７・２８年度　インターネット一元受付（工事）の申請手続きを
完了された方にメールを送信しています。

本申請手続きで申請書の確定処理ならびに納税証明書の受理が
正式受理が行われ申請手続きが完了しました。

下記、機関の申請手続きが完了しています。
・国土交通省大臣官房会計課所掌機関
・国土交通省地方整備局 道路・河川・官庁営繕・公園関係（東北、関東）
・国土交通省地方整備局 港湾空港関係（東北、関東、北陸、中部、九州）
・内閣府沖縄総合事務局
・首都高速道路（株）

本メールは受付票の代わりになるものではありません。
受付票は必ず印刷保存をお願いします。

申請書取消を行った場合、本メールは無効となります。
再度、申請書の送信および申請書の確定処理を行ってください。

ご不明の点はインターネット一元受付（工事）ヘルプデスクまで
お問い合わせください。

※ご注意
このメールは自動配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

--
インターネット一元受付（工事）ヘルプデスク
TEL 052-725-7671
FAX 052-725-7672
【電話でのお問い合わせ対応時間】9:00～17:00（土曜日、日曜日、休日を除く）

１３　メールアドレス変更

（１）申請受付期間中に申請担当者が退職などの理由で変更となった場合、システムに登録されているメールアドレスを変更できます。
　ログイン後、メニューの『メールアドレス変更』をクリックしてください。

（画面１３－①）

（２）以下の画面が表示されますので、新しいメールアドレスを入力し（確認のため２回入力します)、『登録』をクリックしてください。

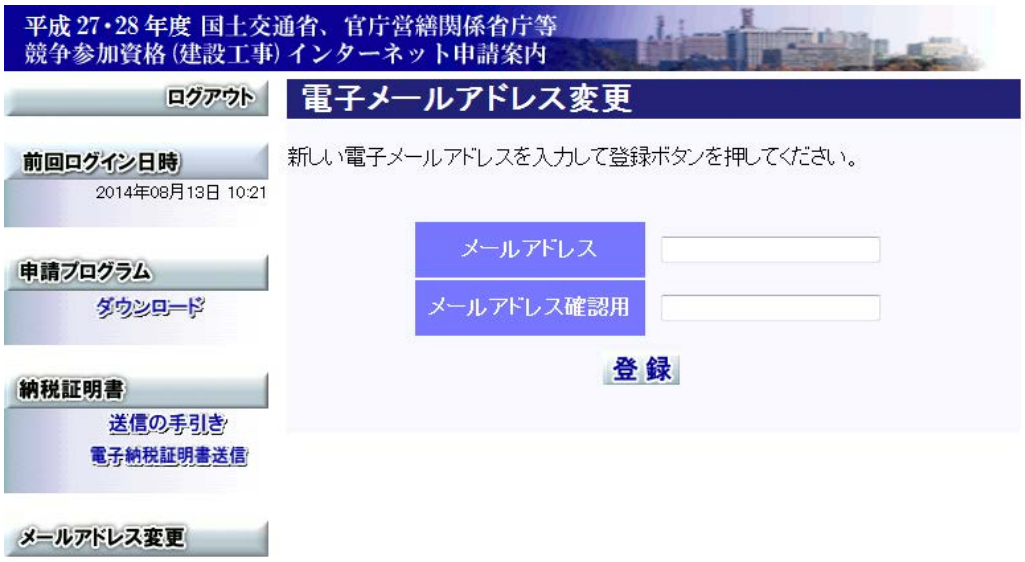

（画面１３－②）

（３）確認画面が表示されます。入力内容に問題がなければ、『登録』をクリックしてください。

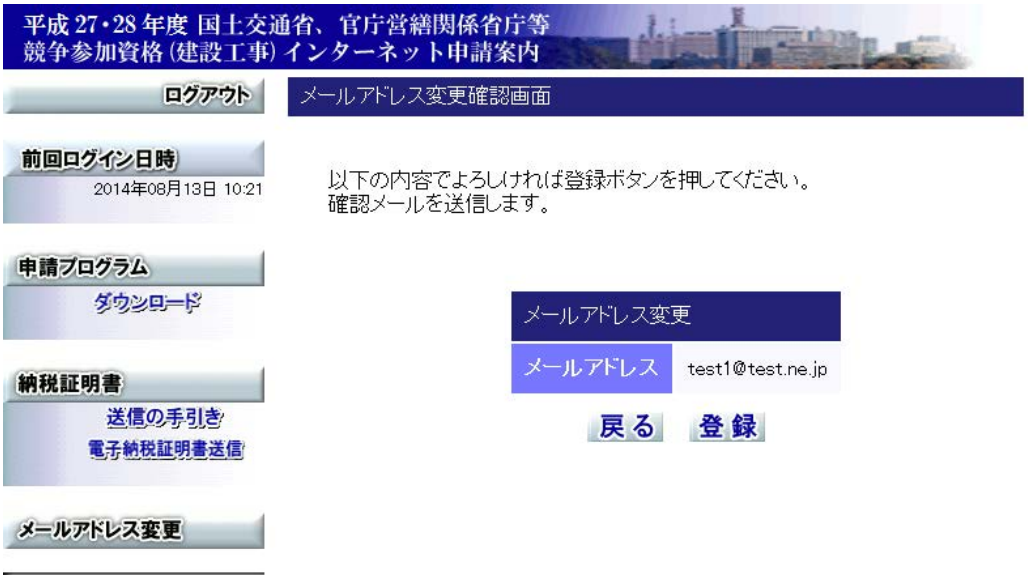

（画面１３－③）

（４）その後、新しいメールアドレス宛てに確認メールが送信されますので、文中のＵＲＬをクリックしてください。

【メール内容イメージ】

メール変更のご案内

平成２７・２８年度 インターネット一元受付（工事）のメールアドレス変更時に
入力されたメールアドレスあてにメールをお送りしています。

下の「入力メールアドレスの確認」の URL のページでユーザ ID、パスワードを
入力するとメールアドレス変更が完了します。

●入力メールアドレスの確認●
https://www.pqr.mlit.go.jp/pqr/cem.do?key=XXXXXXXXXXXXXXX

ご不明の点は インターネット一元受付（工事）ヘルプデスクまでお問い合わせ
ください。

※ご注意
このメールは自動配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

--
インターネット一元受付（工事）ヘルプデスク
TEL 052-725-7671
FAX 052-725-7672
【電話でのお問合せ対応時間】9:00 ～ 17:00（土曜日、日曜日、休日を除く）

（画面１３－④）

※メールアドレスを誤って入力した場合は、メールアドレス変更確認のお知らせが通知されませんので、時間が経過しても変更確認のお知らせが通知されない場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

（5）次の画面が表示されます。現在使用している「ユーザ ID」および「パスワード」を入力し、『確認』をクリックします。

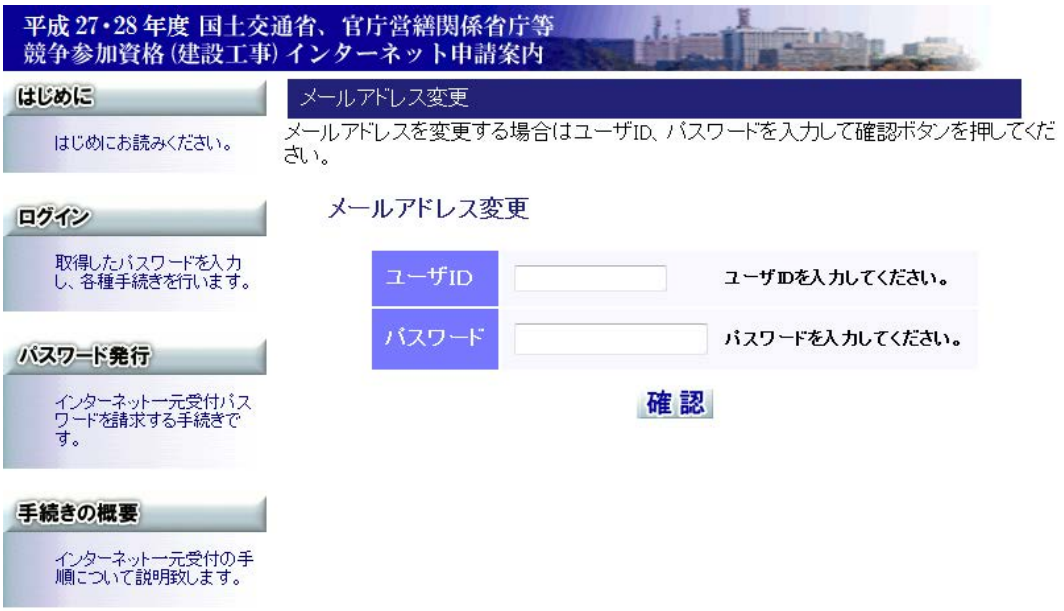

（画面１３－⑤）

（6）メールアドレスの変更が完了します。以降、各種通知は変更後のメールアドレスに送信されます。

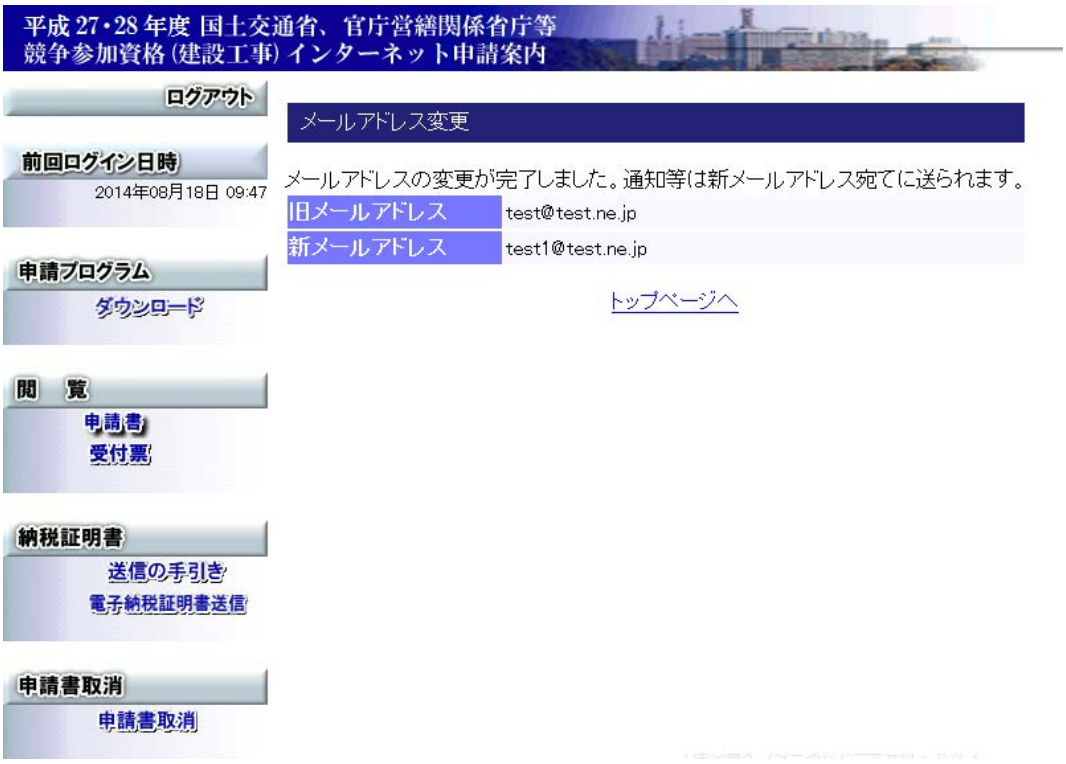

（画面１３－⑥）

※メールアドレス変更後は、旧メールアドレスは使用できなくなります。

１４　パスワード再設定

（１）パスワードを紛失、失念してしまい、ログイン不可能となってしまった場合の対応として、パスワードの再設定を行うことができます。
ログイン画面下の『パスワード再設定』をクリックしてください。
※ログイン後の操作につきましては、40 ページ以降をご参照ください。

（２）次の画面が表示されます。
代理申請有無にチェックをつけ、必要項目を入力し、『登録』をクリックしてください。

（画面１４－①）

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
建設業許可番号	条件必須	半角数字	本人申請の場合のみ総合評定値通知書の大臣・知事コード（２桁）と許可コード（６桁）を入力してください。
メールアドレス	必須	半角英数字記号	現在お使いの担当者のメールアドレスを入力してください。
行政書士登録番号	条件必須	半角数字	代理申請の場合のみ、行政書士登録番号を入力してください。

（３）情報が正しく入力されている場合、次の画面が表示されます。
　前画面で入力した許可番号とメールアドレスに間違いがなければ、『登録』をクリックします。

（画面１４－②）

（４）その後、入力されたメールアドレス宛てに確認のメールが送信されますので、文中のＵＲＬをクリックします。（イメージは本人申請の場合ですが、代理人申請の場合も同様の操作を行ってください。）

【メール内容イメージ（本人申請）】

パスワード再設定のご案内

平成２７・２８年度 インターネット一元受付（工事）にご登録のメールアドレスあてにメールをお送りしています。

下の「パスワード再設定本人確認」の URL のページで建設業許可番号、パスワードを設定するとパスワード再設定が完了します。

●パスワード再設定本人確認●
https://www.pqr.mlit.go.jp/pqr/prsc.do?key=XXXXXXXXXXXXXXX

ご不明の点は インターネット一元受付（工事）ヘルプデスクまでお問い合わせください。

※ご注意
このメールは自動配信されています。
このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

--
インターネット一元受付（工事）ヘルプデスク
TEL 052-725-7671
FAX 052-725-7672
【電話でのお問合せ対応時間】9:00 ～ 17:00（土曜日、日曜日、休日を除く）

（画面１４－③）

（５）「パスワード再設定本人確認」画面が表示されます。

【本人申請の場合】

本人申請の場合は、次の画面が表示されます。建設業許可番号および新しく登録するパスワードを入力し（パスワードは確認のため２回入力します）、『確認』をクリックしてください。

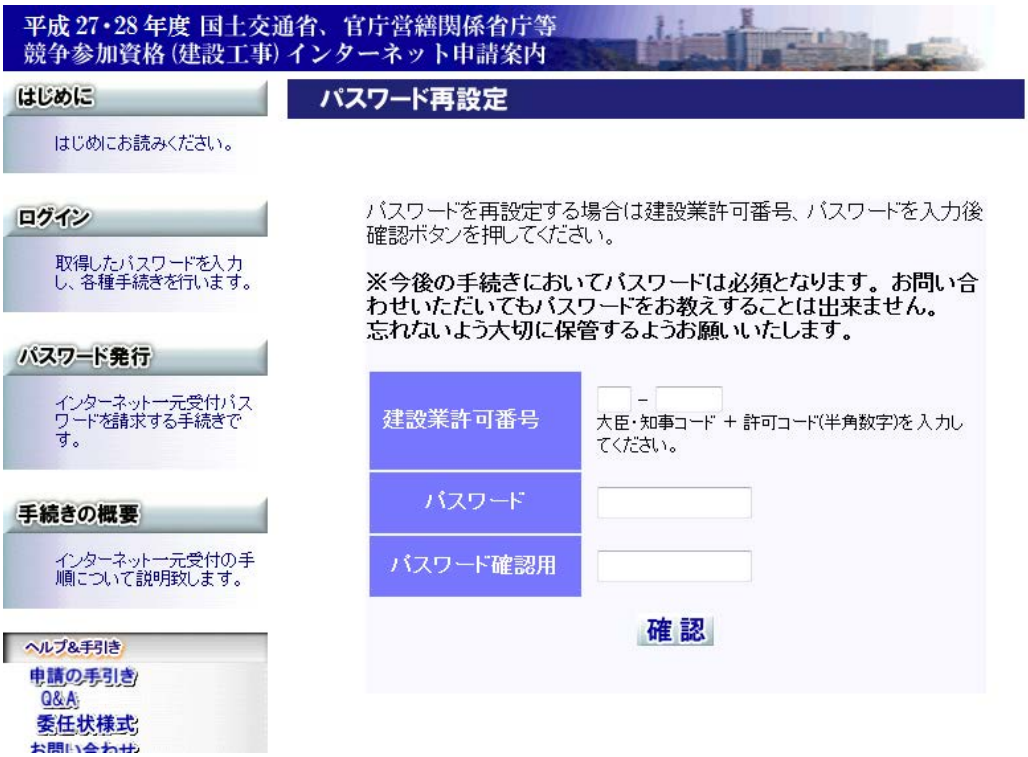

（画面１４－④）

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
建設業許可番号	必須	半角数字	本人申請の場合のみ総合評定値通知書の大臣・知事コード（２桁）と許可コード（６桁）を入力してください。
パスワード	必須	半角英数字	新しく登録するパスワードを入力してください。 半角英数字6文字から12文字まで入力が可能です。
パスワード確認用	必須	半角英数字	確認のため、再度入力します。

【代理人申請の場合】

代理人申請の場合は、次の画面が表示されます。

行政書士番号および、新しく登録するパスワードを入力し（パスワードは確認のため２回入力します)、『確認』をクリックしてください。

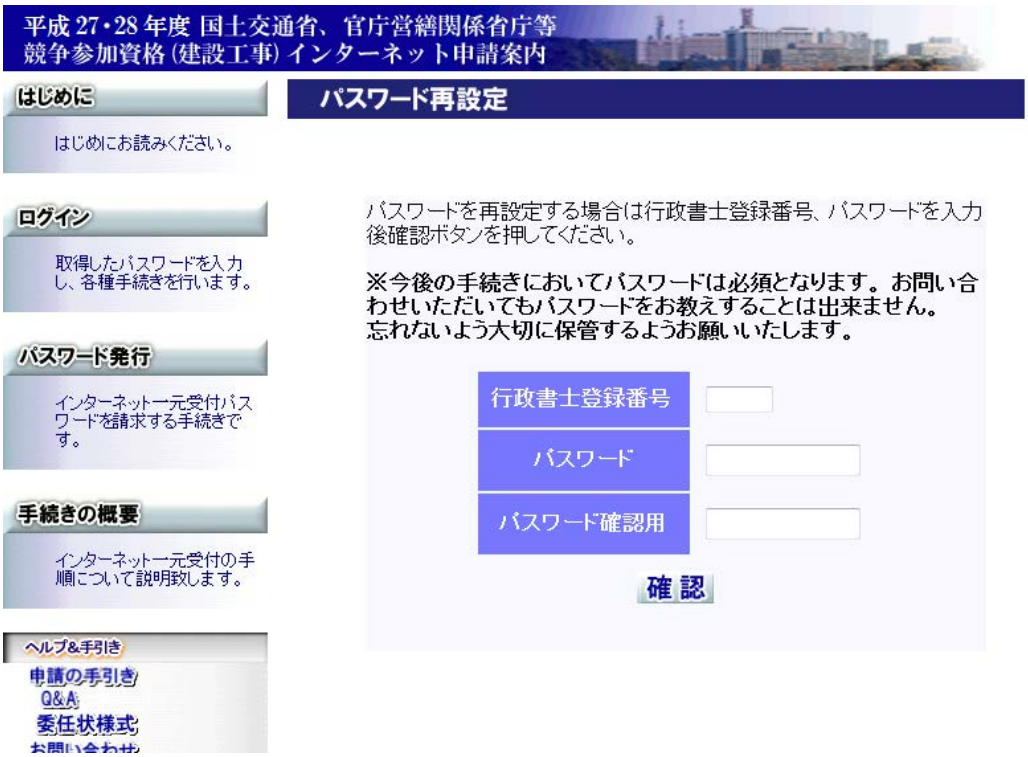

（画面１４－⑤）

入力項目名	必須区分	属性	入力要領
行政書士登録番号	必須	半角数字	行政書士登録番号を入力してください。
パスワード	必須	半角英数字	新しく登録するパスワードを入力してください。 半角英数字6文字から12文字まで入力が可能です。
パスワード確認用	必須	半角英数字	確認のため、再度入力します。

（６）完了画面が表示され、パスワードの再設定が完了します。
以降は、変更後のパスワードでログインしてください。

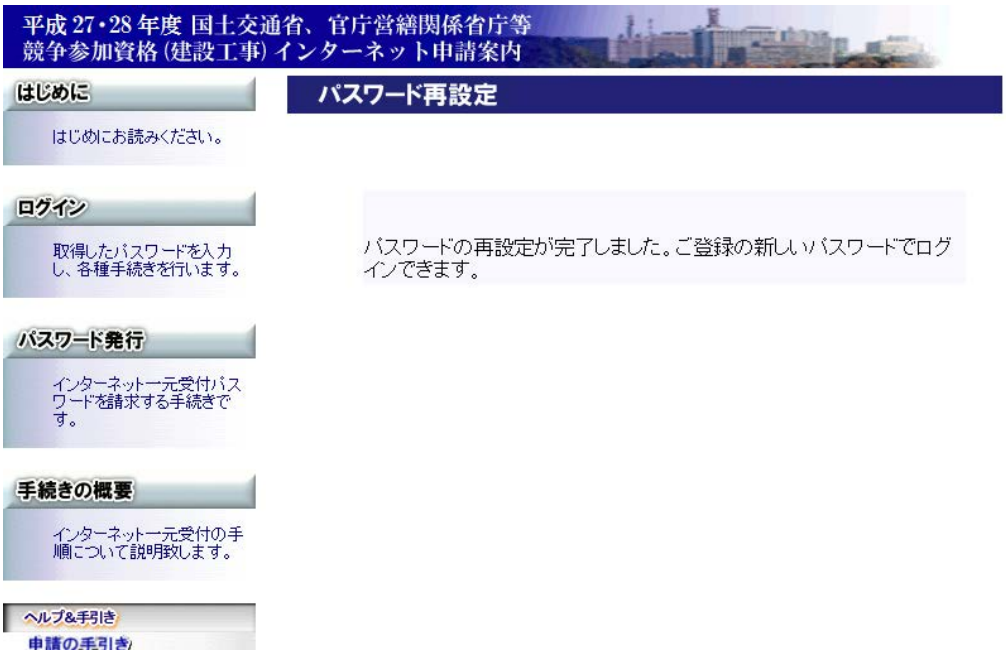

（画面１４－⑥）

※成りすまし防止のため、一度もログインしていないＩＤについては、パスワード再設定を行うことはできません。
※パスワード再設定後は、旧パスワードは使用できなくなります。